

【参考資料5（2）】

県議会「RDF貯蔵槽事故調査特別委員会」での発言

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会

○委員名（16名）

委員長 田中 覚
副委員長 藤田 正美
委員 日沖 正信
委員 松田 直久
委員 水谷 隆
委員 岡部 栄樹
委員 芝 博一
委員 三谷 哲央
委員 貝増 吉郎
委員 木田 久主一
委員 山本 勝
委員 西塚 宗郎
委員 萩野 虔一
委員 西場 信行
委員 岩名 秀樹
委員 永田 正巳

○設置

平成15年 8月25日

○開催経過

第1回	平成15年 8月28日	・・・・・	1
第2回	平成15年 9月 5日	・・・・・	21
第3回	平成15年 9月19日	・・・・・	31
第4回	平成15年 9月29日	・・・・・	65
第5回	平成15年10月 8日	・・・・・	79
第6回	平成15年11月26日	・・・・・	107
第7回	平成15年12月 3日	・・・・・	121
第8回	平成16年 1月26日	・・・・・	133
第9回	平成16年 1月27日	・・・・・	141
第10回	平成16年 3月10日	・・・・・	155

○本会議での報告

平成16年 3月19日 ・・・・・ 161

※三重県議会のホームページの「委員会会議録」から抽出した。



平成15年8月28日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録

(閉会中)

開催年月日 平成15年8月28日(木) 自 午前10時 ~ 至 午後3時40分

会議室 第601特別委員会室

出席委員 16名

委員長 田中 覚君

副委員長 藤田 正美君

委員 日沖 正信君

委員 松田 直久君

委員 水谷 隆君

委員 岡部 栄樹君

委員 芝 博一君

委員 三谷 哲央君

委員 貝増 吉郎君

委員 木田 久主一君

委員 山本 勝君

委員 西塙 宗郎君

委員 萩野 康一君

委員 西場 信行君

委員 岩名 秀樹君

委員 永田 正巳君

欠席委員 0名

出席説明員

〔企業庁〕 企業庁長 清田智生君

総括マネージャー 小林和夫君

〃 藤田輝也君 その他関係職員

〔環境部〕 環境部長 長谷川 寛君

総括マネージャー 小川治彦君

〃 松林万行君 その他関係職員

〔地域振興部〕 防災監 安田敏春君 その他関係職員

〔健康福祉部〕 総括マネージャー 河瀬勝義君 その他関係職員

〔農林水産商工部〕 総括マネージャー 佐久間孝君 その他関係職員

〔総合企画局〕 リスクマネジメント特命担当監 亀井秀樹君 その他関係職員

〔地域振興部〕 総括マネージャー 東地隆司君 その他関係職員

〔国土整備部〕 総括マネージャー 清本峰明君 その他関係職員

傍聴議員 4名

県政記者クラブ加入記者 10名

傍聴者 2名

議題又は協議事項

1 委員協議

・今後の委員会運営等について

2 所管事項の調査

・現況報告

3 委員協議に基づく調査

・質疑

4 その他

・次回の委員会について

【会議の経過とその結果】

1 委員協議

・今後の委員会運営等について

【開会宣言】

2 所管事項の調査

・現況報告 資料に基づき当局説明

(濱田企業庁長、長谷川環境部長、安田地域振興部防災監)

3 委員協議に基づく調査

・質疑

○日沖委員 ただいま説明いただいたことに基づいて、今から各委員さんいろいろ質問をされるんだろうと思いますけども、その前に1つ、まず改めてお伺いをしときたいんですけれども。この爆発事故は前代未聞の、特に死亡者を出してしまったという大事故に、歴史的大事故になってしまったわけです。で、まず、事故の後に、ほんとにその悲痛な思いをされた、特に亡くなられた方、重症を負われて入院されておられる方、亡くなられたお宅にとりましてはほんとに悲痛な思いをされた御遺族の方々に対して、どういうふうにその償いのための誠意を持った対応をしておられるのか。そして、いろいろ、その公務の現職の消防士さんの、公務を遂行しておられた途上での事故ということのかかわりもあるでしょうけれども、この県の施設で亡くなられた、事故に遭って亡くなられたということで、県としてどういう償いを今後されていかれるように相談をされておられるのか。この事故の詳細の中の質問に入っていく前に、やはりお二人の方々が、特にお二人の方々が大切な命を落とされた、そして、ほんとに悲しみの中におられる御遺族があるということのうえに立って、今一度始まりに聞かせていただきたい。その辺をお願いいたしたいというふうに思います。

○濱田企業庁長 この事故の後は、その日に知事と共に私もその御家族の方を訪ねまして、あるいはその後、お通夜、葬儀と、そのように当面気持ちを表すという部分のことはさせていただきました。ただ、今時点はどうするかということにつきましては、先般も知事からもお話しにありましたように、ともかく誠心誠意という言葉でもって表すしかありませんが、私としてもその気持ちでいきたいというふうに今はお話しだけさせていただきたいと思います。

○日沖委員 ちょっと今の御答弁いただいただけではですね。事故の後にお通夜なりお葬式なりに参加しましたということは、お悔やみ申し上げましたということはわかります。実は亡くなられた南川平さんの方は私の町内会の方でございまして、知事はじめ御参列されておられましたのは確認しておるわけでございますけれども。それはもちろん当然のことです。今まだ対応が決まってないということでお答えはいただきましたけれども、しかしながら、やはり県としてきちんとですね、やはり償いというものをしなければならないことになってくるんだろうと思いますから。その辺の話が何らなされてないということですか、まだ。一部には、御遺族のお宅へ何らかの御連絡を取らせていただいたり、今後の対応についてお話をさせていただいたりといふところの御担当も作っていただいたりに、お聞きもしたんですけども、その辺どうなっとんのかもう一度お答えいただけませんか。

○安田地域振興部防災監 ちょっと御質問の御趣旨と外れるかもわかりませんけれども、消防職員の方の殉職ということで、手続きといいますか、そういう対応がございまして。1つは、もちろん公務災害上の、死亡でございますので、公務災害認定という手続きがこれから進んでまいります。一方では、殉職に伴う表彰あるいは賞じゅつ金制度、そういったものがございますので、これらの適用につき

ましては進めてまいりたいという、桑名市と共に進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○日沖委員 それでは、県としての対応はお葬式に参列されてから以降は全く、御遺族に対してまだ具体的なものというのではないわけですね。そう確認させていただいてよろしいですか。

○濱田企業庁長 そういう意味では、具体的にまだされておりません。

○日沖委員 はい。とりあえずこれ確認させていただいて、後ほど。

○三谷委員 2点お伺いさせていただきたいと思います。1つは、大量放水されてまして、それが沢地川なり落合川、嘉例川に流れていかないよういろいろな措置を取っていただいているのは、これ評価させていただきたいと思うんです。ただ問題は、昨年の12月の23日に1回RDF発熱をして、そのときに放水をしたのが河川に流出をして、地元では大変な問題になったわけですね。そのとき、県は、企業庁は、もう二度とこういうことはせんということでの対応を取っていきますという、そういうことを地元とこう約束をしてやられておるんですが。今の御説明聞いてますと、8月14日の1回目の爆発のときに、汚水が河川に流出しないように地元自治会からの要請があつて桑名市消防本部に放水停止を依頼した、という御説明だったと思うんですが。当然、昨年の12月の23日にそういう汚水が流れ出たという経験を踏まえている以上は、また放水をするような場合はどういうふうな対応をするかということがきちっとこうシステムとしてでき上がっていなければいけなかったにもかかわらず、地元自治会からの要請を受けてそういう対応をしていくのも少し解せないと、そういう思いが一つあります。それから、ちょうど今、今年は不作ですから、福の刈り取り時期になってまして、いろいろ風評被害等も地元相当心配をしてます。そういうところへの対策というか考え方あればお伺いをしたい、その点です。

それからもう一つ、ごみの、これ毎日200トンRDFが出てくるようなこの処理の中で、当面いろいろこう、各ほかの市町村で受け入れ等図っておられます。先ほどの説明で、現在、当面のRDF化市町村、26市町村のごみ処理体制についてはこうやって整った、というご説明いただきました。この当面というのは、大体いつごろをめどに考えておられるのか。この2点お願ひします。

○田中委員長 まず環境部長から、はい。

○長谷川環境部長 正直申し上げまして、日々ごみは出てまいりますので、まず生ごみベースで処理できるということの受け皿をつくってあるだけで、製造されるRDFの処理は県外も含めて受入先を今確保しているという状況です。ですから、26市町村が基本的にRDFをすべてやめるというわけにもいきませんし、現にRDF化施設は動いとるわけでございますので、その受け皿を市町村が探すというのも大変でございます。当然この事故の原因でそういう結果としてこうなっておりますので、生ごみベースとRDFベースで両方探しております。基本的に、RDFベースでそういう民間企業等含めまして処理できる所が確保できれば、それはもうこの当面の生ごみのベースで受けていただくというこの仕組みがもう少し変わってくるという。当面と言いますのは、私はいざれにいたしましても、生ごみがRDFになった、2分の1ぐらいの量になりますが、生ごみがRDFになるわけですから、この生ごみが最低限処理できる体制を、ほかの市町村で受けていただけるという体制を取らないことにはだめなん

で。それを当面と言ったんで、それはもう先ほど言いましたように、対策本部をつくって、その当面の措置の内容がより市町村にとっていい方向になるように検討していく、ということで御理解願いたいと思います。

○田中委員長 風評批判について、佐久間さんお願ひします。

○佐久間農林水産商工部総括マネージャー 私の方からお答えさせていただきます。農地や農作物へのダイオキシンの影響調査につきましては、現在行っております大気、水質、土壌等の調査と連携しまして、23日からの調査を実施しております。23日には土壌の簡易調査、26日は本調査ということで実施しているところでございますけれども。この調査につきましては、12年度から県内全域を対象にして順次実施しておりますダイオキシン類の調査箇所の内、発電施設に近い2カ所として調査を実施しております。なお、この調査につきましては、簡易調査につきましては1週間程度で出ること、土壌については結果が出ますけれども、土壌、作物等の本調査につきましてはさらに精密な調査結果が必要であると。その結果が出るには、先ほども申しましたように約2カ月程度と言われておりますけれども、これにつきましては努力して早く結果が出るようにしていただきたいというふうに考えております。

なお、現在データについては調査中でございますけれども、ダイオキシン類の性質等につきましては、「ダイオキシン類対策特別措置法」というふうなものの中で、人が一生涯にわたって摂取し続けても健康に対する有害な影響がないと判断されますダイオキシン類の量につきましては、体重1キロあたり、1日あたり4ピコグラムというふうなことで定められております。これを現在主食であります水稻の場合に当てはめてみると、全国平均調査で出ております数値に基づきますと、体重50キロの人が玄米のみを食べたとした場合には約、毎日一生涯71キロを食べ続けるということに相当するというふうなこと。さらに水稻の場合には、もみにダイオキシン類が付着したとしても玄米ということで除去される。また精米にするということから、健康に害を及ぼすことはないと考えられております。このようにダイオキシン類につきましては、かなりの作物を大量に摂取しなければ人体に影響を与えないというふうに考えておりまして、一時的に摂取基準を超過したとしても健康を損なうものではないと言われているところでございます。以上でございます。

○田中委員長 汚水流出等については、企業庁長お願ひいたします。

○濱田企業庁長 この2ページの記載について、実はそれまでの散水の部分についても、前回の轍を踏まないために一定の循環のシステムはつくっておりました。ただ、このように大量の形の部分ということまでやってませんでした。それで、こう書き方としては非常に、あまりいい書き方じゃないんで。それは、要請があるというのは、我々もこれは大事だという部分もありまして、このころから放水を大量にするという方針を聞いたところで、地元からも当然見にきていただきまして、その場で強い要請を受けました。我々もそういう措置は取りながらやってました。それで、桑名消防の方も、あの辺の河川のその部分についての汚染対策というのは非常に、その後も含めまして、非常にこう慎重、真剣に相談に乗ってくれております。そういうような意味合いで、消火の状況を妨げるつもりはなかったんですが、こういう部分をぜひお願いしたいというような話をしていますね。そして、じゃあということで、1時間少々ですけどその間にさらなる増強を押して、で、循環こうしながらそれを放水すると。で、それを受けよほど汚れてきますと、こぼれたりしますと、それをまたバキュームで運んでいくというシステムで。

今、そのときにちょうど雨が相当降りました。あのときに一部、調整池ですね、外には出ておりませんが、調整池の方へ流入した形跡がありましたんで。少量だと思いますが、それで念のために、やはり前々からのお話もあって次の対策を講じたと、こういうことでございます。書き方として、要請があつただけでやつたんだというような受け止め方をされるような書き方をいたしまして、申しわけございません。

○三谷委員 一部報道で、地元の要請があつてそれによって放水を中断するなりおこらしたがために、後、その消防活動におくれを生じたというような趣旨の報道もあったもんですから。そういう意味では、企業庁としてはきちんとそういう説明をしていただきないと、またいろいろ誤解を生む可能性になってくる、可能性が出てくると思いますんで、その点ひとつお願いをしたいと思います。

それから佐久間さん、僕そんなこと聞いとんのじゃないんです。そのピコグラムがどうたらこうたらとか。そういう風評被害を出ないような手だては何を講じてますか、ということ聞いてるんです。健康に害がないと今あなたおっしゃった。それは、その何とかピコグラムがどうたらこうたらという話ですが、そうじゃなくて現実に、地元の方々いろんな、こんな大きな全国ニュースの事故になって、いろんなものが飛散したのではないかとか流れたのではないかと、いろんな話が出てるわけですね。そういう中で農作物へのそういう風評被害が起きるのではないかと心配してますから、そういう風評被害が起きないようにどんな手だてをしてるんですか、ということをお伺いしてるので、そういう細かい話聞いてるんじゃない。

それから環境部長、当面の話はわかったんですが。民間ベース等っておっしゃいましたけれども、民間で、僕が聞いておるのは県内で2カ所ぐらいしか受入先がなくって、RDFの。それも処理能力3、40トンじゃないかというお話を聞いてます。で、すぐに、こちらの方のやつもありますけども、四日市、鈴鹿にストックされてるやつもあるわけでしょ。これの処理も優先してやっていかないけない。そこら辺のところのスケジュールというか見通し、ちょっと聞かせてもらえませんか。

○佐久間農林水産商工部総括マネージャー うちの方としましては、環境部と連携して現在行っています調査等につきまして、その結果等を的確に皆様にお話しするようにするということが一番重要であるということで。そのような体制で、できました情報については報道でしっかりお知らせすると共に、調査したものにつきましては、市町村それから地域の方々にもきちんと説明を申し上げるようにしながら対応を現在もしております。これから、その結果等につきましてもきちんと説明をしていきたいというふうに考えております。

○長谷川環境部長 民間のRDFの受入先はほんとに努力いたしております。岡山県の水島の「JFEエンジニアリング」につきましては、香川奥伊勢資源化プラザが照会をいたしまして、これが1つのルートで終わっております。それから、浜島の分につきましては京都の民間業者を現在調整中でございます。で、そのほか、大変遠いんですけども、今のところ私どもは10社以上の廃棄物の許可業者を確認いたしておりまして、それを銳意この本部の中で詰めてですね、で、正直申し上げて公募でやるわけにいきませんので、今その知り得る範囲でその調査をしてますので。他県の廃棄物対策課も含めまして、連携とって、近府県でできるだけ調整できる所はないかということも銳意進めてまいりまして。私どもはRDF化が、生ごみベースでは今言いましたように当面の措置としてこうやっとるんですけども、当然RDF化があるわけですから。そのRDF化を進めた事業でございますので、その市町村

にとってのRDF処理というのがまず第一義的にありますので、その処理が可能な限り早く解決するように努力してまいります。そういうことでございます。

○三谷委員 もう最後、終わりますが。佐久間さん、地元で対応するとおっしゃってるんですが、まだ具体的に地元説明会とかそういうこともされたわけじゃないでしょう。ね。で、2カ月たって調査結果出てからでは遅いんですよ。で、今おっしゃったように、もうこれは健康被害がないとおっしゃるなら、その旨をきちっとやっぱり発表して、積極的にそういう被害が起きないような手立てを講じていただく、ということをお願いしておいて終わります。

○芝委員 ダイオキシンに関連して。今の返答で、今のこの防止の分でも、簡易調査今週末、本調査が3週間後、確定調査が2カ月後と。これは、当局として、ダイオキシンに関する大気の調査も水質も土壤も農作物も一緒にやろうと思うからそんな数値が出てくるんじゃないの、日程が。いろんなところで聞くと、極端なこと言うと、大気だけならすぐにでも数値は出るっていうんですよ。まとめて正確な数字を出そうと思うから、こんだけの時間かかるんじゃないの。そこそこまず答えて。

○佐久間農林水産商工部総括マネージャー 農作物につきましてはですね。

○芝委員 農作物の話か、この日程は。

○佐久間農林水産商工部総括マネージャー 今お話ししたのは農作物です。

○芝委員 はい、はい。

○佐久間農林水産商工部総括マネージャー すみません、あの。

○芝委員 今の農作物やて。

○三谷委員 あほなこと言うなや。さっきは2カ月というのは、そういう説明と違うやないか。

○芝委員 ちゃんとその問題把握しとる。例えば、三谷委員が言われた部分で、環境を、住民は周りの大気で吸い込んでらんとかいろんな部分心配しとることがます。その次には水を心配して、土壤を心配して、次には農作物だ。それぞれに、ね、測定にかかる期日が違うの。特に農作物とか土壤なんかは、いろんな部分で、今言つたように数値が出てくるの遅いでしょう。しかし、大気なんかは機械からある程度の分は数値が出てくるわけよ。こんなもん、なんでまとめて発表すんのよ。情報公開的に、地域住民を安心させようと思ったら、まずその部分の、ダイオキシンを吸い込んでらんかっていう部分を発表すべき。その部分の。それあと、みんなまとめて大計的にやろうと思うから今みたいな日程が出てくるんだけど、分離して、わかるもんからまず速報値発表する。まず大気については大丈夫ですよ、次に出てきた水質は大丈夫ですよ、っていう部分を、なんで順次情報公開してかんの。その辺のことまず答えて。

○長谷川環境部長 先ほどの調査結果の資料でご説明いたしましたように、ダイオキシンの調査結果については今週末に簡易調査の結果が出ます。それから、本調査は速報値を3週間以内に出します。それで、確定値というのは2カ月ということでございますので。このいわゆる簡易調査、速報値をその可能な限り、要するに委託業者も分散いたしまして、鋭意、それぞれの必要の最小限結果がき

ちと出る調査をいたしておりますので、御理解願いたいと思います。

○芝委員 その簡易調査の今週末っていう中に、その部分は大気の調査だけの今週末じゃないでしょ。大気も水質もいろんな分野待つからこんだけかかるんでしょう。ある意味では、地域住民は一番何が知りたいかって言うたら、ダイオキシンが入ってなかったか、自分はまず知りたいわけでしょう、まずは。今言ったような順番ね。その、まず大気の部分の調査は数値かけりやすぐに出るんだから、測定値で。後の修正があってもそれやむを得ん、少々の部分は。そんなに天と地ほど変わるわけじゃないんだから。そういう順次の適宜の情報公開、なんできやんのっちゅうの。今週末って遅いよ。地域住民も、もうまさにそうなるんじゃないの。

○松林環境部総括マネージャー 分析ですね、可能な限り早く出す予定、心づもりにしておりますけれども。その分析期間が、おっしゃったように、簡易測定は同じような期間がかかるのが、分析のその技術上かかりますもので。我々も、水が早い、大気が早いんやったら、出るものについては早く出していきます。だから、簡易測定は、同じように技術の中で1週間ぐらいかかると。それから、ほかの本調査につきましては、水と大気、土壤、みんな違いますので、出たものから順次出てきます。これ、あくまでも分析のやり方、中で期間が変わっております。それはちょっと御容赦いただきたいと思います。

○芝委員 私は聞いてるのは、大気の簡易測定、あくまでも簡易測定やけど、大気の部分と水質と土壤と農作物は当然やり方が違いますから、時間がかかるもんも早く出てくるもんもある、と聞いておるんです。今の説明によると、大気の調査も、極端なこと言うたら、時間や手間かかる農作物等の部分も同じように時間がかかるんと結果が出てこんのですね、測定値が。そこ答えてよ、はっきり、そこを。やり方の違いはわかった。確実性を求めるよとするのもわかつたるけども。大気の調査にかかる時間と、農作物、土壤にかかる時間、同じ日数、時間、技術がかかるんだね。それを聞いてるんです。

○松林環境部総括マネージャー 簡易調査についてはほぼ一緒のような、1日2日のずれはありますけども、ほぼ一緒のようにはかかります。それから本調査につきましては、例えば大気ならば9月10日前後ということで。それから水ならば、水も同じような時期ですけど、土壤はもう少しそれより遅いというふうにずれてはおります。それは、それぞれやっぱり、先生おっしゃったように分析で違うところありますので。だから、それはもう最大限急がすようにしておりますので。

○芝委員 明解な答えなかったけど。私の専門じゃないのでわかりません。ただ、対象物、大気なり水なり土壤なりの部分によって調査の時間は違いますよということは聞いてるのね。わかる範囲から発表してあげなさいよ、と言いたいこと。みんなまとめて今週末にという、その情報公開の遅さが問題やということなんですよ。特に地域住民のためにも、わかった数値から公表をしてもらうっていうのが、それに対して安全なら安心してもらえるし、問題があれば対策も取れるわけですから。その部分は地域の一一番大きな問題やと思うんですよ。適宜の、まとめてせてそんなことだれも要求してませんよ、こんなものは。間違いなく違うはずや、時間帯の違い。

○田中委員長 環境部長、タイミングに情報提供していただくということでよろしいでしょうか。

○長谷川環境部長 はい、結構です。早速、至急手配します。

○田中委員長 はい。

○貝増委員 ちょっと順番に振り返って聞きたいんですけどもね。8月14日朝、早朝に事故ありましたよね。で、企業庁長行かれた、現場に。朝一番に行かれたと、でもその後、議会でも第1報が入ってきたのが16時10分なんですね。でも地元サイドで入ってきたんが午後2時。で、県庁に電話すると、休んでおりますとか、いろんな方が取った、全部夏休み取られてたと。でも、この問題、情報がほんとに県庁がその内部で押されたかわからないが、地元協定書の中で協定違反ばかりやってるんですね、県庁は。1つ1つの協定書見ても、例えば4条、5条、6条なんて、事故が起こった場合はすみやかに施設を停止し、地元と協議をし直す。それまでは操業しない。といっても、8月14日に1回目の、県庁は熱風やと言うけど、爆発しているというのも一切そういうストップかけてないと。この辺の管理体制をどうしてたんやと。多度町と11月15日に協定を結んだ一番ご当地に対しても、大きな問題が入っていないと。

○田中委員長 貝増委員。

○貝増委員 いや、いや、1つ1つ。関連するもんで。

○田中委員長 貝増委員。

(「アフターの話やで、今」の声あり。)

○貝増委員 アフターじゃなくて。だからこの後、一番、三谷議員も言われた風評問題、あるいは日沖議員も言われた1つ1つがそうしてなおざりになってるもんで、こういう問題になってきてると。県庁すべての情報出し、環境先進県として情報出してくという割には中身が伴ってないというのが、今日これだけみんなの不満が出てくる。これがやっぱり、安心、安全のこの三重県の中で一番大きな汚点やと知事が謝ったことも、やっぱり私は素直に職員が認めて、身のあれを取る、取らず、よろいを外して、やっぱり全身全霊でやっていただきたい。そんな中で、三谷議員の中でもちょっとわからなかつたんが、四日市と鈴鹿に置いてある1,600トンと700トンの既存のRDF、これが現地の中ではこの機会にということで、大急ぎで鈴鹿の倉庫から搬入してたと、そういうことも聞いておりますけども。実際、三谷議員の質問の中では、今後の既存の倉庫にしまっての処理についてはどうするかとも答弁なかったんですよね。これについて、長谷川部長になるんですかね。

○田中委員長 企業庁長。

○貝増委員 企業庁長ですね。実際、ほんとに今まで止めとくもんか、それとも、それはどこかに移設するものであるか、お答えいただきたい。

○濱田企業庁長 大量に処理はできませんが計画的に。22日からでしたかね。

(「はい」の声あり)

○濱田企業庁長 22日から処理できる所へお願いして、処理にかかるております。大体、ええと9月の。鈴鹿の部分で300トンあまりまだ残っておりますが、受入先の都合もあって少し時間がかかるとは思いますが、処理をしていくという方針は決めて処理をしております。

○貝増委員 どこへ持っていくんですか。

○濱田企業庁長 県内の、あのう。

○貝増委員 はっきり言つたらいいじゃないですか。どこどこ。それが安心を生むんですね。

○濱田企業庁長 今現在処理してもらつておるのは、私ども環境の時も随分信頼もし、処理してもらつております、「三重中央」の方でやっております。

○貝増委員 じゃあ、300トンを全部そちらへ持っていくということね。

○濱田企業庁長 今、運んでおる先はそこでございます。

○貝増委員 じゃあ、四日市はどうなるんです。1,700トンは。

○濱田企業庁長 四日市も、できるだけ計画的に出す方向ですが、今は鈴鹿の方を中心にやってます。

○貝増委員 これ、三重中央というのはそれだけの処理能力あります。

○濱田企業庁長 かなり大規模に処理できる能力を持っておると認識しております。

○貝増委員 認識じゃなくて、いつからいつまでの間で、これだけの分はここで、どこどこで処理はできます、しますと、そういう答えは出ないですか。

○濱田企業庁長 多方面にいろいろお願いせんなん部分もありますので、三重中央さんにもですね。そういうことで、受け入れができる範囲内で進めております。いずれにしても計画を、できるだけの処理を速めていかなければなということでお願いしていかといふふうに考えております。

○貝増委員 なんでそこまでしつこく聞くかと言ふと、8月14日の第1報の企業庁のコメントの中に、今回の発熱の原因是RDFの発酵である、とはっきりと言われてるんですね。企業庁として認定されてると。それなのに、ストックヤードが危ないというのに、これをいつまでエンドレスの中で在庫処理していくもんかと。だから、この期間、1週間、あるいはひと月間で確実に処理できますという答えが、県企業庁として出るもんか出ないもんか確認したんです。

○濱田企業庁長 まず1つに、ほりっぱなしにしてあるんじゃなくて、監視体制は企業庁の職員も含めてやっておるという前提でございますが。8月22日から、22日現在で、四日市に1,600トン、鈴鹿に700トン、合計2,300トンがあります。早急に処分したいということを伝えて、目途としては9月中旬をめどに処理できないかということで、今努力をしておるところでございます。ただ、まあこういう状態で、いろんな所からのごみ処理が依頼されると思いますので、その部分だけということにはならないかもわかりませんので調整しながらやっていきたいと思います。

○貝増委員 もう昼前ですからちょっと簡単にしますけどもね。例えばそういう施設だけじゃなくて、RDFはそもそも燃料ですから、これについて緊急事態の場合は民間施設、例えば中部電力の火力の原材料に、燃焼材料に受け入れできないか、あるいは太平洋セメントのそちらの方で一時処理が

できないかと。そういった検討対応はどないなってます。

○濱田企業庁長 当然、中部電力あたりにも要請しましたが、少し、RDFの持つ塩分であるとか、そういうことで少し受け入れは困難だというふうな話も来ます。また、そういう情報は広げて処理はしていきたいと思いますが、今のところ見つかっておりません。

○貝増委員 太平洋も無理ですか。

○濱田企業庁長 太平洋もですね、太平洋へ、あの、あそこも塩分処理あるのかな。あそこも塩分の処理については相当こう難儀すると思いますが、重ねて技術的な検討をお願いしてみます。

○貝増委員 それでは、各大きな施設が、それだけ大企業が塩分が入ってるから三重県のRDFは燃焼材料に使えない。といった、例えば今回のこの処理ができたときに、そういった固形燃料が今現地で再開されても県の施設は大丈夫なんですか。RDFが塩分が多いということに対してね。

○濱田企業庁長 塩分は、持つておる施設の利用の問題であって、塩分自体がどうのこう危険というような話じゃなくてですね。機械を運転するのに塩分要素が強いものだと非常に機能上悪いと、こういうようなお話を。

いずれにしても、9月中旬めどにということで我々も、先ほど申しましたような事業者の方にも相談しながらやっておったんですが。私申しますのは、こういう状態ができて、各市町村のごみの処理までいろいろ広がってますんで、当初お願意しとるようなベースで行くかどうかということがやっぱりありますので。そこはまた環境部さんとも調整しながらやらないかんと思ってますという意味で、少し当初見とった9月中旬めどという話がそのまま計画どおり行けるかどうかということについては、少し検討させていただきたいと。それで、計画変更に伴うものについては、範囲を広げては、当然のことながら見て努力してまいりたいと思います。

○貝増委員 はい、私、これはまた後にゆっくりやりますわ。その日沖委員が言われたように、2人の方が殉職、亡くなられたと、そして5人の方がけがをされてると。やっぱり、特に殉職というのは重き。

○田中委員長 貝増委員、長くなりそうですか。

○貝増委員 はい。

○田中委員長 やつたら、もう昼からにしてもうたらと思うし。

○貝増委員 いや、もう終わるよ。ですから、やっぱりその補償に対してしっかりと県として地に足をつけた対応していただきたいと。市と、あるいは広域と考えるんじゃなくて、県の施設、その消火の中で亡くなられたということを県庁も最大限意を酌み取っていただけたらと。ね。そういうことを要望して終わります。

○田中委員長 どうぞ。はい。

○水谷委員 簡単。

○田中委員長 お昼からもしますで。

○水谷委員 いや、もう1つだけ。8月19日の経緯の説明の中で、当然消火活動をやられた中でホースでこう冷やしてたと。で、その中に、新聞しか私は聞いてないんだけど、バーナーでそのタンクの周りに穴をあけて消火活動の一環とするというようなことを聞き及んですけども、それは事実かどうかということちょっと確認したいんです。書いてない。

○濱田企業庁長 少しお断りさせていただきたいと思うんですが、ここへ書いてあることは確実に今の段階で事実として認定されたことを中心に書かせていただいてます。そして、聞くところによると、調査委員会なり、特に警察の方もそういった部分についてのいろんな聞き取りがあるというようなこともありますので、我々としてきっちと。聞いたとかいうような話は書けるんですが、きっちと自分たちが見て確認したとか、それが、というような部分で、少しあやふやな、あやふやと言うと言葉が悪いんですけど、きっちと確認されていないことについては、この後のいろんなこういう場合は少し確認できたものから出させていただきたいなということございます。なかなか、いろんな方に対する聞き取りが入ってますので、あまり想定的な形はですね。ただ、切っておったという形はあります。それはありますので。ただ、どういう形でそれが指示してどういうことまでやったかという部分については、それぞれの微妙な問題がありますので、ここではまだ書かせてもらっていないと。この整理がきっちとできる都度には表わさせていただきたいと思います。

○水谷委員 事故原因の大きな1つの、2つの中の1つやというふうに新聞報道も出てましたので、その辺をちょっと確認をさせていただいたんで。まだはっきりとしていないと、こういうことです。

○田中委員長 お昼の休憩入りますが、委員協議の中で、今回に関連して、やっぱり情報の開示が議会側にも随分遅いではないか、足らんではないかという意見がたくさん出ました。そういった観点で、先ほどの貝増委員の、その鈴鹿と四日市に残ってるんですか、今までたまってるやつが。で、工場の中にもおそらく残ってるんでしょう。で、今この消したRDFの処分も含めて、その受け入れ先の処理能力も含めて、その計画性というんですか、計画をこの委員会にお出しをいただきたいと思います。企業庁長、環境部長、よろしいでしょうか。

○濱田企業庁長 はい。

○田中委員長 それでは暫時休憩をさせていただきます。なお、再開は午後1時とさせていただきます。委員の先生方よろしくお願ひいたします。

(休 憩)

【再開の宣言】

○芝委員 緊急対策。朝からの、今までの県の対応の部分で、今、現地では消火もしくはそのままほぼ鎮火したって、温度はあるけどもした。それからあと、RDFの抜き取りからして原因究明にという形で。それからまた、環境地域住民への環境等々で対策を取られておりますけども。本部には知事を筆頭とする本部があります。現地だけ対策本部があります。実際、ね、県出たらしいんです、現地のすべての指揮、すなわち今の議論してます環境の部分の測定であったり排水処理の問題、それから現地の消火、抜き取りとかいろんな部分の現地の最高指揮決定者はだれなんですか。

○安田地域振興部防災監 現地の災害対策本部の本部長でございます、知事が指名いたしました、松岡出納長でございます。

○芝委員 愚問も兼ねてあえて聞きますが。きっと指揮命令系統下で稼働してますか、すべての面において。

○安田地域振興部防災監 現地災害対策本部の中での指揮命令というのを徹底しておりますし、あと、消防機関等関係機関との連絡調整についても努めているところでございます。

○芝委員 当然、指揮が1本であって、いろんな情報、知識、専門家の意見を聞きながら、いろんな対策の部分の最終決定はおそらく松岡本部長がされるんだろうと、そうでなきやおかしいとこう思っています。その中で、昨今改めて地域の議会やとかいろんな所から視察調査等々が相次いでおりますけども、その対応等々も松岡本部長で全部対応されてるんですか。

○安田地域振興部防災監 いろんな関係の議員の先生方も含めまして現地を視察していただいておりますが、基本的には松岡出納長をキヤップに対応させていただいております。

○芝委員 地域の議会とか行政関係者の部分の、現地を見たい、また、視察をしてそこから学び取りたいという意向はわかるんですがね。とにかく今の緊急の課題は、まず完全消火とRDFの撤去、搬出ですね。それから原因究明だろうとこう思ってます。その中で、ここで県議会でも先ほど朝からも確認をされたように、所轄する部署が4つの委員会がある。それをある意味では包括する形で、議会対策の特別委員会を設置された。その中で、きのうもありましたけども、それ以外でも既に現地を視察に行つた、事前にも行つた、事後も行つた委員会もあれば、後から行こうとしたけどもやっぱり特別委員会等とのバランスを含めて1本化しようという、混乱を招くためにしようという部分。それは、現地には、やはり今言ったようなこと優先にしてほしいから、余分な余力の、余分な力を注がれたくない、注がしたくないという分で統一した部分でやってるわけなんですがね。実際これ、その個人名を伏せて、きょうの中日新聞、伊勢新聞、朝日も載つてますけども、現地へ行って現地のクレーンに乗つて見ることが、松岡出納長許可したん、これ。こんなこと、きのう行われるとのけど。議員がこれ現場のクレーンに乗つて現場の中身見て何の効果があるの、説明してくれ、この時期に。

○安田地域振興部防災監 いろんなご視察をいただいたる方も含めまして、現場での安全第一といいますか、安全確認には職員全員、対策本部の職員、終始徹底しているところでございます。その中で危険区域内へは一切入つていただかないように、私どももお願いしているところでございます。その結果、不十分なところもございますし、危険区域内での管理をしていただいている消防の方にもさらに徹底をしていただけるようにお願いをしたところであります。

○芝委員 そういう意向で当然現地の松岡出納長も判断をされるとのけやわな。松岡出納長のその意向、県の意向、当然松岡出納長表裏一体だと思いますけども、その指示系統生かされてるの。一説によると、この部分のクレーンの乗車については桑名消防が許可したって話を聞いたけども、そんなことは今現在行われとつて、ほんとに原因究明とか現場の対応はできるの。

○安田地域振興部防災監 安全管理、確認が不十分だった点はお詫びしたいと存じます。危険区域内での管理、桑名消防の管理も含めまして、改めて徹底をさせていただきたいというように思います。

○芝委員 改めてってね、この事件の全段から含めてずっと、消防の対応、企業庁の対応、県の対応、富士電機の対応がそれぞれまちまちで、いろんな部分で議論を醸し出してる昨今きょう、きょうここにおいて、今でも1本の部分が全然できないじゃない。これから今までの原因究明やってく中でですよ、こんな初步的なことが。松岡出納長がしつったなら、来てやらしたその是非の部分の意気を問いたいし。今私が指摘したように、出納長が、本部長が知らずに桑名消防が許可したというのなら、現場はどうなつとんの、この時期において。原因究明はそれ以外の問題と違う、そんなものは。責任問題や、そんなものは。

○安田地域振興部防災監 特にその危険区域までの部分は、現地の対策本部が安全管理を受け持ついろいろ徹底させていただいているところでございますが、その中で不十分な点があった点についてはお詫びさせていただきたいというように思います。

○廣田企業庁長 私も副本部長として、警察あるいは消防ですね、と入る時は協議しながらはやつておるんですが。当然作業の状態であるとかそういうことをきちんと確認したうえで、どうしてもという場面のときは許可するというような格好での対応でございますが、現地において、それがたび重なる話になれば当然問題も起こしますので。私もこの後また戻りましたときに、十分そこら辺の相談はさせていただきます。

○芝委員 あのね、私が言いたいのは、この期に及んできちつと指揮系統、責任系統、明確にしてほしい。その問題が議論されてる中で、きのうもそんなこと起つて。二次災害でも発展したらどうするんですか。当然、本部長、松岡出納長さんの経験と知識の中でわからない部分が多くあると思う。専門家がいる、業者がいる、消防がいる、いろんな部分のその知恵や意見を集めて最終判断するのは、私は本部長と思ふ。そこの部分もう一遍そういう構築せんと、この分に限らずにですね。いや、あれは消防さん許可出しましたよ、これ富士電機がしましたて、さつき、全然変わらんやないですか、事故前の発生の状況と。そこをもう一度きつと、いろんなすべてにおいて、現場において、だれが最高責任者で、すべての系統をもう一度構築し直す必要はないですか。形はつくった、つくったけども、それぞれがばらばら勝手に動いてるんじゃないですか、これ。

○安田地域振興部防災監 毎日、その現地対策本部の中で、いわゆるその関係機関の方々も入つていただいて、1日2ないし3回は必ずそういう連絡調整会議というの開いておりますので。そういった場でそれぞれの立場でも安全管理徹底するように、今後本日以降そういうことを徹底してまいりたいと思います。それから、その現地災害対策本部の中での指揮命令系統ということにつきましては、これはもう松岡出納長のリーダーシップでもって、徹底してこれまでやらせてきていただいているというふうに思つております。

○芝委員 きとらんから言うとるんやないか。現状はこんな分ですから改めて。これ、それぞれの思いとかそれぞれの地域性とか、いろんな部分があろうと思うんです。そこで部分でやっぱり今大事なことは、今の現状を改善すること、要するに鎮火を絶対忘れないこと、それから撤去して、原因究明することって。最大限我々県民としても議会としてもきちっとせなあかん。その部分があって、そういう思ひがあるけれども、そこはやっぱり同一補助でやらないと。こういうこと許されるなら、地域対策的に私ども会派の中でも、それこそ、槽の中まで入りたいというぐらいの思ひを持ってる人もおるわけですから。その辺の部分はやっぱり統一せんことにはですね。それと、問題は、現地は何遍言うても1

本化してない。それが一番の問題。今までも、それを責任追及されたやん。だれが言うたや、だれが責任があんねやて。まさしくこのことはそうやない。本部長の管轄下に、消防もあり富士電機もありいろんな部分が、専門家の委員会もあるんなら。本部長がすべての指揮をとって決定すべきの部分はさ。実際どうやった。本部長、決定しないでしょ。私が指摘した、桑名消防が決定したやろ。

○田中委員長 安田防災監にお尋ねします。本日提出いただきました資料6。現地災害対策本部、ここの組織の中で、消防機関、いわゆる消防署ですかね、消防署、警察、富士電機さん、これがその組織の中に入っていますが。今、芝委員の指摘の内容で、そういう県以外の団体とのその対策本部、もしくは連携体制、連絡体制はいかになってるんでしょうか。

○安田地域振興部防災監 この資料のとおりでございまして、組織の中には県以外の機関は入ってございません。したがいまして、消防機関あるいは富士電機等も含めた関係機関につきましては、この現地災害対策本部との関係機関という图形になっております。しかしながら、そこでの調整というのがもっと大切でございますので、毎日の本部会議プラスこの関係者も入った打ち合わせ会議でもって意思疎通を図って、いろんな対策、応急対策を決定していると、こういう実情でございます。

○芝委員 命令系統はっきりせなあかんわ。こんな関係機関やなしに。今言う、県以外の組織の人間、関係機関に入ってもらってるっていうだけやなしに、入ってもろてそれで勝手が動くんじやなしに、命令系統1本にしなさいよ、命令系統を1本に。なってないからこんなこと起るんじゃないですか、こんなことが。本部長のもとに、桑名消防も関係者もすべての部分も命令系統1本と。入ってないから起るんじゃない。

○安田地域振興部防災監 命令系統といいましても、あんまりこう何ていいますか、法的にていいますか。そういうふうな部分の命令系統は確かにそう分かれていますが、実質的に毎日のそのきめ細かいその打ち合わせ会議によって意思疎通を図りながら、それぞれの責任、権限、命令でもって行っているというのがこの組織でございます。

○田中委員長 安田防災監、この毎日のその連絡調整会議の議事録なり項目というのはお取りいただいてるんですか。

○芝委員 入っとるだけで勝手に動いとんのか。

○安田地域振興部防災監 はい、後日またそれでは。

○田中委員長 それでは委員会の方に提出をお願いしたいと思います。

○三谷委員 今の関連で。先ほど質問させていただきました、例えば四日市、鈴鹿の倉庫に保管されるとRDF、これ県が管理するんですか、それとも富士電が管理するんですか、基本的には。

○濱田企業庁長 あれは、現在は富士電機の所有物でございます。ただ、こういう事案になりましたんで、県の職員も合わせてその発熱なんかの状態を管理はしております。

○三谷委員 どうもさっきからの答弁が何か奥歯にもの挟まったみたいな話で、その処理っていうのがはっきり言われないんですが。こんなものは県の方が責任持つて、例えば環境部がきちっとした指

導力持って対応するっていうか、それくらいのことははっきり言わなきゃだめですよ。あれは富士電の管理物、所有物だから云々というのは、そういう段階越えとると思う。環境部長、どうや。

○長谷川環境部長 私のほうで、富士電機の所有物について、問題のある、問題があるかわからぬ在庫のRDFですので、環境部でもって責任を持って今後の対処の仕方を早急に詰めて対応します。

○三谷委員 どこが富士電で、どこが企業庁で、どこが環境、ようわからんどこがようけ出てくるんさ、後から。

(「今でもそうやさ」の声あり。)

○三谷委員 今の、さっきの指揮命令でもそうやし。

(「このRDFもそうや」の声あり。)

○田中委員長 午前中に、そのRDFの鈴鹿と四日市の倉庫についての管理体制、出荷体制についての資料を求めましたので、後刻提出されると思います。で、今の現地の災害対策本部ならびに連絡調整機関の資料を求めましたので、後刻提出されると思いますので。それ、またごらんいただいてから御審議ということで、現時点でおよしいでしょうか。

○木田委員 午前中の説明で、RDFを貯蔵槽から搬出した、それが予想外に多くて、1,100から1,200立米というふうに言われましたけども。これは今どういう状況になってるわけですか、取り出した分は。

○濱田企業庁長 取り出したんじゃなくて、まだ貯槽の中に残っておると。それを取り出そうとしとるということでございます。

○木田委員 取り出した分が60立米で言われたんですかね。それはどういうふうな処置をしようとしとるわけですか。

○濱田企業庁長 取り出したRDFについて、ダイオキシンの問題がないかということでそれを調査した後に、問題がないということになれば廃棄物として適正に処理するという形になってます。

○木田委員 午前中から、周辺住民の方の不安というようなことがたくさん言わたんですけども。一説によると、燃焼というのはもうすごく激しい化学反応で何が発生しているかわからないと。高温で燃焼した場合ダイオキシンはあまり出ないですけども、ほかのものが出てるかもわからんとかですね。そういうふうな中で水を掛けて冷やして、まあ蒸し焼き状態とかですね。そういうふうなことがこう行われてきた中で、私、この槽の中のRDFあるいは取り出した部分が、ほんとにこう危険なんじゃないかなというふうに思ってるんですよね。それを放置をしていく、その敷地内ですけども放置をしていくということについては、ますます不安を高めるというふうに思うんですけども。これを安全に、例えばダイオキシンが含まれとっても安全に処置するための方策というのも同時に、同時並行的に考えられているのか。それをちょっとお聞きしたいと思うんです。

○長谷川環境部長 ダイオキシンの3ng以下である場合と越えた場合との、いわゆる特別管理廃棄物として処理するか、普通の産業廃棄物として処理するかというのは、この検査の結果出ますので、近日中に出ると思います。それによって処理の仕方が決まりますので、私どもとしては、特別管理産業廃棄物になんて処理できるような業者を、今、選定しております。

○木田委員 それと同時に先ほどの議論にありましたけども、これ取り出した分についてはどこが責任を持ってやられるわけですか。富士電機がやられるなんか。

○濱田企業庁長 先ほども、富士電機という話はそうですが、企業庁としてきちんと対応をしたいと考えています。もちろん環境部の協力も得、それから各種専門委員会の先生方の意見も聞いたうえで処理したいと。通常の時ではございませんので、そのように対応いたします。

○山本委員 3点をちょっとお伺いしたいなと思います。まず1点は、環境影響に限ってとごみの問題に限って言います。まず16ページのこの雨水の調整池から出てきた水については、昨年の12月のときの事故にも、表へ出したらいろいろこう影響があって、とにかく問題になったようなこの事件がありましたんですけど。今回はもう表へ出したらいかんということで、調整池の中で今食いとめて、きのうおとついも周りを、堤防をかさ上げしてこれやつてもうとるんですね。それで、それはええとして、表へ出したらあかんような水を今これ、そこからくみ上げてホースで企業庁の浄水場の接合部へ接続をして、その水をこの伊坂ダムの中へ全部こう流入しとるわけですね。ですから僕は素朴に考えたときに、この表へ出したらあかん水をこの伊坂の水の池の中へどんどんどこ出しとるんやけど、その辺のところはええんかなと、まず1点ね。

それから2つ目は、やっぱり桑名で約、生ごみでは200トン、それでRDFにしたら100トンですけど、今、生ごみを一生懸命。毎日出てくるわけですね。それで、上野でも100トンぐらい出てき、あと、RDFに付随したその各市町村は約350トンぐらい出てくるわけですね、トンぐらい出てくるわけです。で、それを今、桑名あたりはもうなかなか処理できやんもんやから、やつといろいろ県の方とも協力してもうて。今7町ぐらい、愛知県では2町ですか、ハチオウとそれから港の環境と、あと、三重県内にこのごみを分散してもうて処理をしてもうとるんですけど。特に桑名ですと、もうごみを運ぶパッカー車もないもんやから、持ってきたごみをこれから牧草のようにああやつて周りをこうビニールで巻いて、においとそれから汁が出やんように加工しながら、あつちこっちお願ひしとるわけですけども。当然、やっぱりこれはいろいろ費用の面で、おそらくこれからいろいろこう問題になってくるんじゃないかなと思うんですけども。そういう、ごみを処理をしとる費用の面について。まだ早いかわからんんですけど、いろいろお考えがあつたらひとつお聞きをしたいなと、こうやって思っています。2点目。

3点目は、今、芝さんの話なんんですけど。僕は安田防災監に聞くんですけども、20メーターも30メーターも上からあの所を見るというのがほんとに必要だったか必要なかったか、それだけちょっとお聞きします。

○濱田企業庁長 先ほどの水の関係ですが、前回は非常に色がきつかったという部分であります。実は、先ほど申しましたように、前回は少し処理が遅れたと、それで調整池に大量に流れ込んだということでしたんですが。今回の場合は、流れたというのを見た人もいるということですが、データ的には少量と思われてます。水質基準自体も、活性炭をほりこんでますんで色は黒なってますが、水質基準

自体も前回とも比べものにならないほどのもんとして。そういう意味では、ユーザーの方にも、こういうことですと。そして、伊坂地区の地域にも、こういうことですという話をもしますね。そして、ただ、やっぱり今までの経緯もありまして、力尾地区の方の前回に引き続いての話というのは、やはりこれは相当感情的な問題もあり、できるだけの対応をした方がいいんじゃないかなということで。ユーザーあるいは伊坂の地域の方にお話させていただきまして、そして我々、水質の職員をそこへきちっと張りつけて、そういう格好で見守りながらやります。水質については問題がないというふうなことで、現地でも地域の方も見られております。そういうことで、汚い、問題のある水を流しとるんだというふうなことはならない、ということでよろしくお願いします。

○長谷川環境部長 桑名広域につきましては、委員御所見のように200トン近いごみが毎日出ますので、一番最大の市の広域の清掃組合も市当局も含めて大変御迷惑を掛けております。その中で、1つは、今さつき言いました圧縮ごみに関する部分は、8月の22日分の120トン分が桑名広域の旧焼却場に野積みされております。で、それについて、圧縮ごみ包をしてその場で一時保管して、そしてそれを他の地域のごみ処理場へ、受け入れてくれる所へ随時運んでいるところでございます。もう1つ桑名市の広域で大変な問題になっておりますのは、当日出たごみがそのまま受入先に行けない部分。特に事業系のごみなんかはチェックしないといけないもんですから、この旧の桑名広域の焼却場でまた整理をしまして、そしてそこでトラックにそれぞれ仕分けしながら出るということと。それから、事多いもんですから、ある意味で、このごみが、午前中ちょっとと言いましたように、受入先が量的には確保できとるんですが、コンスタントにそのようなことになるかどうかということについて毎日の調整になっておりまして。配送関係とかいろんなことでも大変御迷惑を掛けている状況でございます。いずれにいたしましても、それは当面の処置の中でさらにもっと受入先も広げながら。例えば四日市市が50トンと言っていますけども、もっと増やしてやろうかという話も一部ございます。近隣で増えれば、より配送も楽になりますので、その辺は鋭意、環境部責任を持って市と一緒に取り組んでまいりますので御理解願いたいと思います。

で、費用の面につきましては、知事が全協でお答えいたしましたように、県が責任を持って調整するという、この辺を知事が答弁いただいておりますので。それを踏まえまして、今後、関係市町村さんと詰めていくことになると思います。今の時点では具体的な話には至っていないので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○安田地域振興部防災監 はしご車の件でございますけれども、現場のその消防作業につきましては、ほんとにその安全管理という面で細心の注意を払って、これまでやらせていただいているところでございます。例えば22日以降、一斉放水をする時なんか必要最小限の職員にいたしまして、テント内の職員も全部待避したうえで放水をやってきたというふうな状況でございます。そういう中で、実は昨日の段階で非常に、その冒頭に申し上げましたように、タンク内のそのRDFの残量が多いと、予想より多いということで、別途また違った方法であそこからRDFを取り出す方法を急遽検討しなきゃならないというふうな事態になってまいりました。

それともう一方では、タンクを上から見ることによって、形状が変形していないかどうかをチェックする必要があるということで。昨日は、三重大学の先生も含めまして専門家の方々に現地へ行っていたときまして、どういう作業が可能であるかをどうしても上から見る必要があるということで、初めてはしご

車を使って中を見ていたいというふうなことで、必要最小限の作業であるというふうに認識しております。以上でございます。

○山本委員 まず排水の件ですけども、前回の年末のときにはだいぶ変色、色が茶色にかかって、見るからにもそれは汚水というような感じでしたね。ですから、あれが流れていくとなってくると、下流も大変こう、ある面では迷惑な話になってくるんじゃないかなと気はしましたけども。今回は、例えば量が多くて期間が長くて、打ち込んだやつをまた回収をしてもう1回打ち込むというような形をしながらやってますもんね。僕は決して、あの汚水っていうんですか水が、何て言うんかな、企業庁長さんはもう規格で入って大丈夫やとこういうこと言われますけど、なかなかやっぱりそういう面では、ちょっと私は理解しがたいことがあります。例えば、いい水であれば下流へ流しても別に構わんんですけど、流したらあかんと言いながらその伊坂ダムの中へどんどんこう流していくというのは、僕はちょっと理解できやんで、もし御意見がありましたらもう1回あれと。

それから2つ目については、知事が調整をすることですけども、今は一生懸命何とか1日のごみを処理せなあかんということで一生懸命こうやってみえるんですけども。やっぱりもうちょっと、この調整をするというのは、それはある面では払わん場合もあるし押しつける場合もあるということもありますからね。もうちょっとその辺のところは、ひとつ現場の市町村が期待を持って、とにかくこの一大事には何とかひとつ協力して自分たちもやっていくんやという、こういうものをもう出すぐらいのところにやっぱり持っていくってもらわんと。いやあ、割とこう県は冷たいなあという、こういう気持ちがありますからね。ひとつ1回、何かあればお願いしたいと思います。

それからあと、安田防災監には、私は学者が見るというのはそれ必要かわからんですけど、例えば議員がそれを見るというのは果たして、何ですか、必要やったんか必要なかつたんかということを僕はお聞きしたわけですから。ちょっとお答えください。

○濱田企業庁長 水は循環器で使います。で、使って汚れた水がそこへ出るんじやなくて、バキュームカーでその処理をやつるということで、調整池には入ってません。調整池に入った恐れがあるというのは、そうしたときに少しあれ、翌日でしたか大雨が降りました。それで、ガードしちゃったんですが、ガードしちゃったどこから少しこぼれたということを地域の方が言われますんで、念のために水質を検査し、そしてそれをもう1回念入れて水処理するという意味で。あの汚れた水自体は外へ運び込んで別処理をしてます、ということでございますので御了解いただきたいと思います。

○長谷川環境部長 全協の知事の、県が責任を持って調整するというお答えで、大変、委員にとってはどうかもわかりません。知事がますそこまで言っていただきますので、私も現実を踏まえて知事と調整できますので、きっと現実を踏まえた中で調整したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○安田地域振興部防災監 安全性という面からも現在の時点では必要最小限であるべきだというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○山本委員 必要最低限で、ようわからんけど。僕は、そういうことがあなたの立場としてよかつたか悪かったかということを聞きたいわけです。

○安田地域振興部防災監 したがいまして、関係機関というか消防を検討する立場の人間が見る必要があったので、必要最小限としてああいう方法を取ったということでございますので、それ以外の部分については御理解をいただきたいというふうに思います。

○山本委員 消火やる人は、消防職員はみんな見やなあかんで、そういうのは。中の様子を、どういうことやと見やなあかんけども。一般的の議員とかそういう人たちが、行ってそこを見る、中を見る必要があつたかなかつたかということ聞いとるんです。

○安田地域振興部防災監 今の、現状の中では必要はないというふうに思います。

○西塙委員 錦鹿と四日市の倉庫に保管されていますRDFの関係について、改めて少しお聞きをさせていただきたいんですが。今の企業庁長のお話によると、あのRDFは富士電機の所有物だというふうにおっしゃられたんですが。その26市町村からできたRDFが発電所に運び込まれて、で、企業庁のものになる。企業庁いうか、3,790円で企業庁の所有物になったのは、なぜ富士電機の所有物にいつ移ったのか、それをお聞きをしたいと思います。

○濱田企業庁長 前の議会でもそういう御質問ありました。実はこの事業をやるについて、3,790円ということで非常にこう市町村の負担も大きいということで、いろんな所へ協力を求めてました。そして、その中で1年少しだけ、この当初のごみ処理の形が、灰処理の問題が少し残っておりましたんで。落ち着くまでの間、RDFについて200円ほどを協力していただけるという話で、企業庁へ一端持ったものをさらに200円で買い取ってもらう話にしました。そういうことで、産業廃棄物となった処理になつておるんですが、ただ先ほども申しましたように、富士電機が管理はしていますが、今回の処理の話については安全性の面で相当やっぱり問題がありますので、企業庁として責任持つ対応をしたいということで話をさせてもらうと。ただ受入先等との問題もあって一気にという形には行つてませんが、もう22日から既に運び出しをして処理にかかるつておると。私としては1日も早くそれを処理したいということで、排出先が許せば、十分な時間、理解を求めていて処理したいと。

○西塙委員 今お話し聞いとると、市町村が3,790円を負担をして企業庁が買い取つたわけでしょう。その灰処理やいろいろ含めてその費用が要るということで。それ、200円で富士電機に足りるんでしたら、富士電機に200円で引き取つてもらつたらどうなんですか、最初から3,790円もらわずに。

○濱田企業庁長 そういうふうにできればいいんですが、現実の話として、200円分を富士電機にも協力してもらつたということなんですね。市町村の負担が3,790円という話の中では現実に難しいということで、それぞれ、太平洋セメントにも協力求めました。で、企業庁もいろんな意味での節減の努力もするということで、市町村の負担をこれ以上膨らまさんためにも、できるだけ経営の効率化なり合理化いうところで協力いただけませんかというようなことで。だから期間を区切られました。一定の灰処理の形が、今、藤原の方でお願いしますけど、あれが始まるまでの間という格好で、じゃあ200円程度を協力しましようという話になりました。

○西塙委員 灰処理ができるまでの間、今、工事やつてもらってますわね。まあそれまでの間、その200円協力いただくことになりましたというふうに、今おっしゃられたわけですけれども。と、RDFを処理するための協力金のようなものですやんかね、200円というのが。200円もらう、なぜその所有権

が移ってくんですか、向こうへ。

○濱田企業庁長 現実の処理として、200円で買取ってもらう形を協力要請しましたんで。ただ、この方法で市町村の方へも私、話してですね、ぜひそういう格好でということでやってますので。特にそれをもって市町村の負担が、というんじゃなくて市町村としてはその方がいいという形で。結果として処理対応も広がるということになります。

○西塙委員 たまたまというか、今回こういう事故が起きて発電停止をしてますけれども、順調に発電所が稼働しておれば、富士電機の所有物であるRDFを持ってきて、また発電所で燃やすことになってたんじょ。それはどうなんですか。

○濱田企業庁長 順調に行けばそのような方法も取れました。

○西塙委員 そうすると、そうですね、RDFの流れが全然よくわからんのですよ。なぜ200円で買取ってもらわなかんのか。所有権が富士電機に移って、また三重県のものになって三重県が燃やすとかですね。この三重県が2つに燃やすときには、ただなんすわね。引き取り料ただでしょ。富士電機の所有物であるRDFを三重県の発電所で燃やすときに、その引き取り料はただでしょ、富士電機からは。その辺はどうなる。

○濱田企業庁長 あのですね、例えばそれが、結果的に灰処理ができない状態でその協力もいただけないような形になっておった場合に、これは1つの考え方ですけど、どこまで確定しとるかという議論があるところですが。その場合ですと、一般廃棄物から出てきた一般廃棄物はどこまでも一般廃棄物だという、その当時の国の考え方があります。それですと、その灰は全部各市町村が個別に処理しなければならないという話になります。そういうふうな現実を踏まえれば、協力の話は結果的には、そういう市町村にとって処理のしやすい形にもなったということでございますので。特に三重県にとって不利な要素とか不安な要素はないということから、私も富士電機にも協力求め、市町村としても、その灰処理について、現実に一緒に燃やしたような灰が分けられるわけもない。それを、やっぱりそれぞれ個別の灰ですよね、という論理の方が私はおかしいと思いましてですね。しかし、そういう主張もあります。そういうことから、結果的には200円の協力という格好が形としては産業廃棄物という形になつて、市町村の処理から事業者として処理できるという結果にもつながつてまして。で、私としては、市町村ならびに県全体としても一番安定的な処理ができる。それをいつまでも続けるといふんじゃなくて、あくまでも太平洋セメントでの灰処理ができればそれで終わるということになります。

○西塙委員 おっしゃることが全然わからんのですわ、僕は。灰処理をするために200円協力金いだくわけじょ、富士電機から、結果的に言うと。それであるのに、RDF所有権がなぜ富士電機に移るのかがわからないんです。

○田中委員長 確かに、濱田庁長、さっぱり私もわかりませんですわ。もう少しわかりやすく御説明いただけませんか。庁長お願ひいたします。

○濱田企業庁長 一般廃棄物としてRDFが入つてくる。それを仮に企業庁が直接処理しても、残つた灰は一般廃棄物ということになります。で、その部分を1回仮に私の所が有価、例え100円でも50円でもうですが、有価で買えば産業廃棄物になります。そうすると、各市町村の一般廃棄物として

の処理でなくして、いわゆる産業廃棄物としての処理ができます。そういう意味合いで、富士電機の方で1回買取つてもうた形になってますので、産業廃棄物としての処理ができるという形になります。そうすると、市町村として、個別にその部分について処理をそれぞれの責任を持ってやらなくてもできるということで、やつた部分とですね。それで、市町村の負担の部分もありましたんで、その200円の御負担もいただいたということでございまして。ただ、産業廃棄物になって相手の所有権であるという形はありながらも、この運び出しの話については企業庁として当然責任を持ってやる状況にありますので、今その話を22日からも運び出しをやっておるということでございます。

○西塙委員 わかったような気がしてきたんですが。要は、富士電機のRDFを燃やしてできた灰を産業廃棄物であると。県のRDF燃やしたら、これは一般廃棄物ということなんじょ、灰は。その区別をしたうえで、処理するための費用という意味で200円いただく、ということになる。

○濱田企業庁長 県がやろうと事業者がやろうと、要するに有価物として買取つものであれば、それは一般廃棄物にあたらないということなんです。非常にこうわかりにくい話になってますが。法的には、私自身もそれはおかしいんじゃないかという話で國の方とも随分やりとりはしました。しかし、そういう見解でございまして、これは私は現実的でないと思います。それで、現実に燃えたRDFの灰が、これは桑名市のもので、これは多度町のもので、なんという話がつくわけがないんで。それはやっぱり現実対応ということがきちっとできるまでの間は、各市町村にそんなことは迷惑掛けられないというようなことで、企業庁として決断してそうやってやらせてもらいます。ただ、今回のような話の結果は予想してませんでしたんで、倉庫にある処理については主体的にそれを解決するように取り組みます。

○西塙委員 まだちょっと納得ができかねるっていうか、よくわからんのですが。後で結構ですので、何かこう図に示すか何かでちょっと、説明資料後でいただけませんか。

もう一つ、サイロの中から取り出しどるんでしょ、今。その所有権はどこのものなんでしょう。

○濱田企業庁長 富士電機のものでございます。

○田中委員長 環境部さん、先ほどのその一廃の話と産廃の話、ちょっとわかるような図面といふんですか、簡単にわかるような資料として、後刻お出しをいただくようお願いしたいと思います。

質疑を続けたいと思います。

○岡部委員 2番の方でちょっと若干よろしいですか。

○田中委員長 原因究明ですか。

○岡部委員 はいはい。

(「原因究明はあかんよ」の声あり。)

○岡部委員 だめ。

(「だめ」の声あり。)

(「原因究明はまだ。事実だけて言うとやん」の声あり。)

○岡部委員 いや、この説明の中でちょっと聞きたいもんがあるもんで。その辺がちょっと若干来るかなと思って。

(「それも後やな。」の声あり。)

○岡部委員 それも後。

(「原因究明は後。ややこしいで原因究明は後にしよういうこと」の声あり。)

○岡部委員 管理体制やな。

○田中委員長 今は立場上の話だけを。

○岩名委員 ちょっと今まで話聞いてて、もう非常に輻輳しとて、少し交通整理してもらわないとわからないんじゃないかと思うんですね。どういうことかと言うと、これは発電施設と焼却施設とあるわけやな、これ。

○田中委員長 そそうそう。

○岩名委員 うーん、まあ言うたらね。うーん。

○田中委員長 そそうそう。

○岩名委員 RDF化されたごみを燃やすまでの焼却施設と電気をつくるための発電施設と2つに分かれるんじゃないんでしょうか。そうでしょう。それで、焼却施設については環境部の所管だと。で、発電施設については企業庁の所管だと。こう言つとんのやけども、設計、施工、管理のいずれも、環境部は企業庁に委託をしたのかどうか、つくるときね。この辺のどこからちょっと聞いとかんと、この施設の全容がはっきりしないんだわな。これまでお願いします。どっちがつくったもんなんか、さっぱりわからん。

○長谷川環境部長 焼却施設といいわゆる市町村のRDF化の施設は県が、環境部がいわゆるRDF化の促進のために声を掛けまして、それぞれ施設の整備をしてもらっています。で、そのRDF化のいわゆる処理の受け皿として発電所が生まれております。発電所が、今の火力、今の多度のこの発電所がですね。それは企業庁が、県と企業庁と話し合って、過去にその企業庁に発電の整備を委託してやっとるんです。

○岩名委員 発電は企業庁やということはもう歴然とわかるんですが。じゃ、貯蔵槽はどこのもんなんですか。

○長谷川環境部長 それは発電施設と一連のものです。発電施設と考えていただいて結構です。

○田中委員長 つまり企業庁ということですか。

○長谷川環境部長 企業庁です。

○田中委員長 はい。

○岩名委員 それじゃあね、そこに運び込まれるRDFの形状とか内容とか、規格。

○田中委員長 ちょっと岩名先生よろしいですか。

○濱田企業庁長 貯蔵は燃やすための部分ですので、焼却施設の部類に入ると思いますが、分けでは。企業庁では、その部分は全部一括して企業庁で事業やってますので。いわゆる建設のための費用の負担区分という意味で、そう、こちらの焼却施設に分けたものが一般会計からお金をくださいと。それで発電施設は企業庁のほうでお金を準備します、そういうような形で。トータルの建設は企業庁が行いますと、こういうような格好で。

○岩名委員 はい。

○田中委員長 一緒のことやな。

○岩名委員 まあ、別々の財布から出たということやな。

○濱田企業庁長 はい。

○岩名委員 それで、今ちょっと聞いてんだけども。貯蔵槽は発電施設の一部だという今お話をですね。そこへ入っていくペレットには規格があるということも聞いてるし、あるいは、その運び込まれる固形燃料が規格に合ってるとか合ってないとか、これ、だれの責任でチェックするんですか。

○濱田企業庁長 規格については、国の方でいわゆるJIS的になったほどの規格はございません。ただ、RDFの運営協議会で、県が市町村とそれから企業庁と環境部で運営協議会つくりまして、その運営協議会の中でRDFの性状はこういうものにしましょうという申し合わせはあります。そして、その規格に基づいて作成してくださいと、こういう話になってますが。今まで確かに悪いものはありましたが、それでもって拒否したという話はございません。

ただ、悪いというのは目視にもわかりますので、その改善のための話は具体的に現場において、こういう状態こういう状態というものを見ながら、市町村のそれぞれの担当者が寄って改善しました。そうすると、改善するのはどこを改善するかと言うと、RDFをつくる部分を改善することできませんので。現実に、ある広域組合等は、私は目ではありませんが、1億近い部分を、つくれた事業者の方が当然回収までの負担をして、いいRDFをつくるように改善したと。そして、当初の部分と比べますと、確かにそういう改善努力で随分違ったRDF化になってきておるというのも事実でございます。ただ現実対応、企業庁としても、あまりのものはという気持ちもありましたが、そこで確かにとめると、同じような市町村のあれがありますので。なるべく1日も早く改善をということで随分急いで打ち合わせをして、各市町村の方も随分努力をしてくれたということで。そういうことが現実でございます。

○岩名委員 今、固形燃料についてお尋ねをしてると企業庁長が答えるわけなんだよね。これちょっと、僕おかしいんじゃないかと思うんですけど。ということは、これ、さっきも財布が別なんだという話で、いわゆる環境部が各市町村と協議しながらこれつくってもんだと我々は認識してるわけですよ。

発電することは、いかにお金を出し合って、どういう口ケでああいうものができたか別にしてですよ。固形燃料をつくったり指導したり、規格に合うたり、合うでないかとかっていうのは、環境部じゃないかと私は思うわけなんだけども。これが今、答弁すると、企業庁長が答弁しとるわけだけども、環境部は関係してないんですか、環境部長。

○長谷川環境部長 ちょっと過去の経緯があるもんで、すみません。

○田中委員長 松林さん。余谷さんですか。

○岩名委員 これ、前の環境部長も企業庁長も一緒やもんでな。まあ余計ややこしいんだと思うんだ、これな。僕らもそういう概念でこう見てるのかな。ま、ええわ、わからな。そやけど、わからなええわっていうわけにいかんな、こりや。

○田中委員長 どうしましょう。うん、大事なところですので。

○岩名委員 大事なとこやな。

○余谷環境部大気環境チームマネージャー いわゆる固形燃料につきましては、先ほどもありましたように、水分で10%という1つの規格もございますし。あと、落下試験とか強度とかっていう部分の中で、施設をどう運営していくか、どういうふうな形にしていくかという部分の指導は、当然、市町村のRDF化施設つくる段階で、事業者に対してきちっとそういうふうな規格に合うようものつくれという形で指導してきた経緯はございます。私はそういう形で指導をしてきました。

で、あと、その後、その中でもRDFのいわゆる貯蔵する段階での問題ということで、いわゆる生石灰と消石灰という2つの方法がございまして。石灰を混ぜるときに、いわゆる消石灰、運動場に使う白線に引くような石灰ですね、その石灰と生の石灰と両方がございましたので。三重県につきましては、生の石灰の場合は非常に各地でそういう燃焼するとかいうようなこともありましたので、いわゆる消石灰の方を利用してつくるという形での指導をさせていただいた経緯がございます。

○岩名委員 その消石灰か生石灰かについては後でちょっと触れたいんですけども。いわゆるこの問題で一番大きな問題は、過去に12月に起こった事故、あ、いつやったかな、一番最初こう。

○田中委員長 12月です。

○岩名委員 その時点でおいろいろな疑問点があって、固形燃料自体を検討しなければならなかったわけですが。そのときに環境部がそういうことで指導してるんであれば、もっと深い指導をする必要があったんではなかったのかということを聞きたいわけ。今、固形燃料のことについても企業庁長が答えてるわけですね。これはどうも、つくる側、そして燃やす側というものがはっきりしないんじゃないかなと。そして、その固形燃料についての責任が、やや不在ではないかと思われるわけね。それと、あなた、今、消石灰だったら絶対にまあ大丈夫というようなこと言われるけど。私たちスポーツの世界で、やっぱりラグビーとかサッカーで白線を引いります。雨が降ってきたら必ず、その上、気をつけろということを指示してます、みんな指導者は。やっぱり、やけどするんです。明らかにやけどする。ですから、12%も石灰が含まれてるRDFの固形燃料になぜ水を掛けるのかということは、私らみたいな無学なもんでも非常にこれはおかしいじゃないかと思ったもんですね。

それともう1つ言いたいのは、やっぱりあなたたち、その形は、生活者のごみをああいう形にして電気を起こすという理想的なこと言ってるんだけれども。どもですね、私は最初から昔から申し上げてきたのは、ナスビのしっぽやキュウリの端っこで電気は起らないということを言うてるんですね。で、これは必ず廃プラを切り込んでるということをドイツで聞いてきたんですよ。で、今も私は、だから、あれだけの長い間燃えたり、ガスが発生したりしてるんじゃないかというふうに思うわけですわな。その点についてどうやな。どう思いますか、余谷君。

○余谷環境部大気環境チームマネージャー RDFをつくるときに消石灰と生石灰の話が1つございました。消石灰につきまして、つくつとる所の、当然保管をするという形は水がかからんような形で、きちんと保管をするという前提にして考えておりまして。特にサイロの中ということであれば、これはもう当然水が入らないという形になっておりますので。通常その時点では、各施設いわゆる他県での施設でも、いわゆる消石灰でつかったRDFから発熱するということはなかったということで、生石灰はそういう形が情報としてありましたので、消石灰を選んだという。選択はそういうことになろうかと思います。

RDFに1つするのに、先生言われましたように、確かにその生ごみで発電するというのは非常に難しいんで。基本的には生ごみは生ごみとして処理をして、それからプラスチックはプラスチック、容器包装リサイクル法等も出てますので、そういうふうな形で分別をきちんとした形でRDFにして、いわゆるそれ以外のものは可燃物をRDFにして燃やしていく、という方向性で検討してきたところでござります。

○岩名委員 ちょっと聞こえにくかったんだけど、いわゆるプラスチックも切り込んでるの、切り込んでないの。

○余谷環境部大気環境チームマネージャー 容器包装リサイクル法に基づくプラスチックは、分別収集の過程できちんと分別してリサイクルに回っていくと思うんですが。それ以外のものというの、分別ルートが、リサイクルのルートがなかったということで、そういう部分はRDFの中に入る部分が出てくると思います。

○岩名委員 燃えてこないと。それ、もうわかりました。せやけども、あの事態に陥った時に12%の消石灰があるわけですよね、あの中に。そこへ水掛けた熱が出ないということにはならないんじゃないかと私はまあ思うからね、質問をしているわけですよ。

次に、企業庁と富士電機の関係についてちょっと聞いておきたいの。これは12年に公募型のプロポーザルによって、RDFの焼却と発電施設の整備を随意契約で締結をしておりますね。で、その後、施設の管理、委託契約を締結していると、こういうふうに聞いとるわけだが。これを委員長、できたら、どういう形の委託契約が結ばれているのか、また一遍お示しを願いたいと。

○田中委員長 今、契約内容についても大変重要な部分であると思いますので、次回の委員会までに資料を請求しまして、次回の委員会で、その契約から原因究明の方に入っていかせていただきたいと考えております。また、今、生石灰の話もありましたが、そういうふうな化学的な部分についての資料もあらかじめ御用意いただき、原因究明として、私たち参考にさせていただきたいと考えております。

す。

○岩名委員 はい。その中で、今契約してる中でRDF貯蔵槽の管理は、これはどのように委託されていたのかちょっと教えてください。

○田中委員長 はい。それと先ほどの答弁がまだなっておったんですが。その、いわゆるどっちに所属してあるか、環境部にあるのか企業庁にあるのかって、もう少し明確にお答えいただけますか、貯蔵槽。

○岩名委員 貯蔵槽は企業庁って言われたよね。ちゃう。

○濱田企業庁長 施設の、一般会計か企業会計かいう部分は、環境部の方からお金をいただいて、当然、建設は。

○岩名委員 それはええわな。そのあるいはいいんだけども。要は今の貯蔵槽は。

○田中委員長 だれが責任を持って見とるかという話や。

○岩名委員 企業庁の責任になっとるんでしょ。そう言うたな。そうやな。

○濱田企業庁長 はい。

○岩名委員 中っていうよりも、僕が言うとんのは外の、側のことやで、側。側、そうですな。

○濱田企業庁長 はい。

○岩名委員 うん。そしたら、そのRDFの貯蔵槽の管理はどのように、貯蔵槽の管理をどのように委託契約されてるの。

○濱田企業庁長 プロポーザルのときに、建設とその後の運営が一環のものとしてプロポーザルされまして。建設を富士電機が全部引き受けたように、後の運営管理も全部、富士電機がやるという格好になってます。その部分を説明いたしましてですね、すると、まあ。

○岩名委員 まあええわ、そんなこと、ええ。そうすると、富士電に委託管理されてるということやな。

○濱田企業庁長 そうです。

○岩名委員 そうすると、そこへ入るその固形燃料についての指導とかそういうことは、富士電がする立場にあるのですか、ないのですか。

○濱田企業庁長 企業庁の方も、いわゆる目視程度ですけれども、入れる時に基準、こういうもの入れますよという話がありますので、企業庁としてもそれを確認する必要はあるかなということで。ただ現実には、運び込んでくるRDFについて目視することで見ておると。そして、ちょっとおかしいなという話になると、各市町村の方へ、こんなRDFが来ますよという話をすぐ言って改善してもらうというようなことですが。もちろん富士電も当然それは、自分とこのその発電材料と燃料として使いますので、ものを言う権限がないとかいうんじゃなくて、それを燃やす側からは当然運営管理しておりますので話

はあります。ただ我々の方も市町村との窓口も引き受ける必要もありますので、現実的には荷が運び込まれると駐在がおりますので、その駐在が状況を、24時間とはいいませんけれども可能な部分見ておるということです。

○岩名委員 はい、もういいです。固形燃料についての管理が十分であったとは言いがたいというふうに、私は今思います。あの問題について、事故に至るまでの経緯についてはこの2番の原因究明のとこでまたお尋ねしたいと思います。

○萩野委員 1つだけ聞かせてください。560立米入つとるはずが1,100か1,200入つとったんやっていうふうなことを、きょう聞かせていただいたんですけども。そんなずさんな入れ方をしつつですか。どんだけ貯蔵槽へ入つとるかわからんのですか。めっちゃくちゃぼんぼんぼうり込んだつていうことなんやろか。560と1,200では全然違うと思うんですけども。それはともかくとして、それを、RDFをですね。

(「ともかくじやあかんで」の声あり。)

○萩野委員 ともかくじやあかんですね。そのRDFを受入先へ受け入れてもらってるんですけども。生ごみで行く場合はともかくとして、RDFを受入先へ持つて行くんですけども、今回のこの事故とかRDFの性格とか、そういうものをきちんと受入先へ説明して受け入れていただいているんでしょうか。そうじゃないと、またその場所で同じようなことが起こると、これ、またすごい責任ということになりますので。私が聞いたところでは、これ1カ所だけだと思いますけども、持つてたら、その辺置いといと雨ざらしですよ。天井のないとこ、その辺置いといて、積んどいてっていうふうな所もあるんだということを聞いているんですが。きちんと説明されますか。

○長谷川環境部長 今のRDFとして処理していただこうという民間の施設については、その辺は大丈夫だという確認を取っております。ただ、一般の焼却施設でもやれない部分がありますので。だけど、そういうのをやると当然危険があります、危険が生じますので、その辺は環境部として、一般の焼却施設でやらないようにきちんと指導していかたい。県下では海山の施設だけが安全でやれるということは確認いたしております。

○萩野委員 先ほど、その560が1,200で、そんな入れ方なの。

○濱田企業庁長 前々日に、その部分が全部違つておったかということについては私も一度確認しますが。比重いわゆる水分膨張が相当あるという話は、専門家の方されてまして。ただそれでも、全部が水分膨張ということは考えにくいんで。その辺のことは私もきちんとした資料とかあれを持ってませんので、また、どういう状況なんかということはこれからも調べていきたいと思います。

○萩野委員 要するに、どれだけ入ってるかわからん所へやみくもに水掛けとったと、こういうことになってしまうような気がするんです。そんなことまでしてなかつたんかと非常に不思議に思います。それから、その受入先ですね。これ、やっぱりきちんと対応していただかんとですね。民間で、例えば住友とか何とかいろいろなとこへ受け入れていただくんんですけども、私が申し上げたようなことが、雨ざらし日ざらしにずっと野積みしてあるというふうな状況やっていうことも聞きましたから。その辺はきちんと対応していただかんと、また新たな事故につながると思いますので要望しておきます。

○岡部委員 関連で1つお聞きしたいんですが。今、萩野先生の御質問ですが、RDFのいわゆる製品化したやつについては、これはいろんな民間でも使えると思うんですよね。で、これ取り出されたことを見ると、これ、もう製品部分じゃなくともうぶれてるっていうか。その部分について三重中央とかいろんなところへ御厄介になるという話なんですが。このものをそっからどんなふうに処分されるというようなことは聞いてみえるんですかね。

○濱田企業庁長 基本的には燃焼処理というふうに聞いてます。

○田中委員長 運搬方法は。

○濱田企業庁長 運搬は、三重中央さんの場合はそういうトラックをきちっと持つておるということで。12月の時も、苦情の出るような格好の処理じゃなくて、きちっと対応していただきました。

○岡部委員 全く燃焼された、もういわゆる、ものということでいいわけですか、製品じゃなくて。

○濱田企業庁長 それをもう一度使おうというような考え方方は全く捨てて。ともかく、きちっと処理するということであれば、廃棄物として処理してもらおうということでお願いしています。

○岡部委員 そうすると、民間の方でも、これお聞きを願う、御協力願うわけですけども。民間の方も、やっぱりもう製品じゃなくて、いわゆるもう消火した廃物として処理していただくわけですか。

○濱田企業庁長 少なくともその貯槽に入ってる部分については、もうそれ以外の方法は私ではないと思うんですが。現実に貯槽の中を見てみると全部が燃えて無くて、専門家の方が発表するには数%から10%ぐらいが燃えておると。あとは、そのRDFが燃えない状態っていうんですか、完全に燃えた状態じゃないというような話がちょっと言ってました。しかし、不良のものになっておりますんで、それはもう廃棄物にして処理するのが私としては当然だろうと思ってまして。そういうふうなことでやってもらうようにお願いをしてます。

○西場委員 この環境部の、ごみの受入概要のこのペーパーの数字ですけど。この、ちょっと表の見方少しそくわかりにくいんですが。上野市とか香肌奥伊勢なんかの小計が96、63になってますけど、これはどう足すとこの96になんの、これ。61やわな、これ足し算すると。香肌もこれは48さ。

○長谷川環境部長 ついてんのを見てもうと、いわゆるそのRDFが生ごみ換算すると倍になるということで、このアスタリスクの部分と生ごみの部分とで計算しておりますので。香肌ですと、11と20と2ですね、それから30です。

○西場委員 11と20と2と。

○長谷川環境部長 2と30。

○西場委員 30。

○長谷川環境部長 はい。15はRDFですので。生ごみ換算すると30。RDF化しなくて生ごみで出していただければ、RDFは逆に半分になりますので。今、生ごみベースでやっておりますので63、ということです。

○西場委員 そうすると、この上野も香肌も出る量が100%まあ確保できたと、そういう表ということやね。

○長谷川環境部長 はい。それで、域内処理するんだけれど、例えば奥香肌ですと、1日32トン出ますが、受け皿としては63トンありますと。だけど、右の32わざわざ書いてあるんですが、32をこの63の中で処理の施設の中で調整して、63を調整すると。だから、倍近い要するに受入先を今のところ確保させてもらってる、生ごみベースで。

○西場委員 生ごみとするところなる。

○長谷川環境部長 そうです。

○西場委員 この30になるけども、RDFに換算すると32ということでしょう。いや、逆か。

○長谷川環境部長 いや、違います。

○西場委員 ああ、そうかそうか。

○長谷川環境部長 生ごみとしてですね。要するに受け入れ可能枠ということで考えてますので、可能枠というものですね。要は、この中で奥香肌は32トン出ますが32トンはこの中で確保できますという、生ごみベースでできるということで御理解願いたいと思います。

○西場委員 そういうことなら、とりあえず安心なんですが。とりあえず当面というような話もありましたけども、それはそれぞれ地域によって違うわけですわな。かなりそこでのリスクというのはありますね。

○長谷川環境部長 これを、先ほど言いましたように、四日市の50トンが倍にしていただくような話とか、それぞれ今話し合いをしてますので。なるべく受け皿は、受け入れていただく枠は大きくしながらですね。それでもう1つ大事なんは、ある程度安定的に、ある一定量が受け付けていただけるということでお願いをしていかないと、毎日がわりメニューで、出す市町村が。と、受ける市町村も困るのもございますので。それを今回、鋭意、至急調整を、市町村と話し合って御協力得ていきたいというふうに思っております。

○西場委員 受け入れてくれる市町村と、その。

○長谷川環境部長 受け入れてくれる市町村を安定的に。要するに50トンなら50トン、コンスタントに、どこのごみを受けていただくということですね。すると、出す方も運搬車とかそんなんの手配から何からですね。

○西場委員 そうすると、その説明の中で、これを県が責任を持って調整すると、こういうように言われたけども。その言葉100%いいの、それ。県が責任持ってその調整をやっていくれるんか。

○長谷川環境部長 きょうも、けさ言いましたように、そういう意味で、環境部内に体制を整えましてこれの調整の専任職員も置きますし。ただもう1つ問題は、地元の市町村においては、まだまだ我々の要するに努力が足りませんもんで。いろいろ、市町村にとったらある意味での県の決めた枠の中で

こう整理されておりますので、この枠がきちっと市町村も納得いただけるというか、一緒に今後やっていけるような話し合いもきちっとさせていただいて整理をしていきたい、というための対策の体制を整えましたので。もうこの6つの出す方の、特に出す方の側のこれ努力が。受ける方の協力も大変なんですけど、出す方の協力もですね。今までRDFでやつとったわけですので、これが急遽生ごみに変わるのでその辺大変なんです。その辺を御一緒にやらせていただくという体制を環境部で整えました。

○西場委員 言葉のあやかもしれんけれども、県が責任を持って調整すると言い切ってしまうと、市町村も、それなら県に任せよかとこういうふうになってくるかもしれんけれども。ある意味で、そこでお互いの、任してもうたが、それで調整がおくれるということになると、実際、町村も困る。町村は町村で相当な覚悟持つてから、自分自身で動く場合もあるだろう。そのその責任の所在でいうのか主体の所在をきちっとすることも大事だし、しすぎて、また現実的な対応にならん場合もあって。どちらかといえば、今の現実的な状況からいえば、しっかり自分とで動ける市町村であれば、その市町村の主体性を生かしながら県が補足していくということの方がいい場合もあるだろう。

それから、その生ごみに一部変えていくということになると、これはもうシステムの大変更ですから。プラスチックと生ごみを分別せねばならんということをこれからやってくのも、それぞれの個別の住民の人の協力も得らなかんことになりますから。これはにわかに、なかなかやるのも大変なことですから、これに対するサポートというのも大変重要だし、その点しっかりと対応してもらうようにしてほしいわな。

○長谷川環境部長 はい、わかりました。

○芝委員 事故調査専門委員会の分について少しお尋ねしたいと思います。何人や、1、2、3、4、5、6、7、8人ですか、今現在。

○長谷川環境部長 そうです。

○芝委員 ここでは、目的としては、原因究明を主な課題として適切な対応、調査、研究を行うと、こうありますね。で、現場の当然調査もするでしょうけども、ここでは、委員会の今後のスケジュールの中では、RDFに関する既存の資料であったり、保管時の発熱状況であったり、いろんなこの関連の部分で企業庁や環境庁に関する部分の調査もすると思うんです、過去にもさかのぼる。その中でどうして、環境部科学技術センターの男成さん、それから、環境部の和田さんが入ってるの。調査する側と調査される側の人の所に入ってしまって。この部分はなぜかという、私は非常に疑問に思う。それともう1つは、男成さんや和田さんがこれだけ調査委員会に入って専門知識を有するなら、なんでここに。きょう出てきとんの、手挙げて。おんのかおらんのか。

○長谷川環境部長 おりません。

○芝委員 出てきて当然やないか、という思いはするんです。まずその辺から明確な説明をしてください。

○長谷川環境部長 午前中も御説明申し上げましたが、要するにRDFのいわゆる究明、RDFそのも

のの性質とかいろんなものを究明するということも含めまして、燃焼工学の、微生物工学、環境工学、安全工学という、いわゆる博士論を持つて専門家も集めました。男成妥夫も現に水熱反応等のいろんな研究もやっており、和田もこれはRDFのかかわりを、かかわりといいますか環境部としての業務も一部やっておりましたので。これは、事務局が別ということでも、事務局というかこの委員との連携も兼ねて、研究者レベルでこのレベルの中に入れる男を入れた、というふうに御理解願いたいと思います。

○芝委員 大変重要なことに考え、私は反対。事務局なら事務局として、皆さん方のことサポートする分なら置くのは結構。しかし、明らかにこの問題の原因究明をしたい、はっきりしたい部分をこれから究明していく部分において、問われる側と問われる側とで一緒の立場の人間だったらだれに気使う。その問題、やっぱり私は不明瞭やと思う。見直す考え方ありませんか。彼らがいいっていうんじゃなし、立場上。県職員でしょう。

○長谷川環境部長 笠倉委員長においてはこのような職員の構成を望んでおりますが、芝委員がおっしゃるようにこれで不明瞭だと言うんであれば、笠倉委員長に一応相談申し上げます。

○芝委員 私はむしろそうしてほしい。それの方が正解やと思うし、むしろ今後この委員会にこの県の職員2名同席してほしい。ある意味では、部長も府長も燃焼工学や合成化学やてわからんわけでしょう。今後いろいろこの議論の中で、私どももそれなりの勉強もしたいと思うんですが、的確に答えてもらう人って唯一この2人で、こういうことですから。是非、むしろそっちの方に力点置いて欲しいなとう思いますよ。要望、これは。

○長谷川環境部長 ちょっと1つだけお願いしますが。燃焼工学は笠倉先生、藤間先生、鶴田先生等求めておりますが、男成は合成化学、和田は工業化学ということで、燃焼工学の専門ではありませんのでその辺は御理解願いたいです。

○芝委員 何が専門かやなしに、我々は何の専門もないもんですから、彼らにアドバイスもらいたいし、とこういう思いでね。ただ私が言いたいのは、これなりの原因究明をして後の体制も立てていこうって中に、環境部長の部下、関係する部分の人間が調べる側、調査する側にいるっていうの非常に不自然だと思うんですよ。この部分は、私ははっきりけじめつけるべきやと。むしろ事務局なら事務局、この専門委員会をサポートする事務局として送り込むなら私はいい。で、是非ここへも出てきてほしい。という部分はやっぱり必要な部分だと思います。

それからもう1点。今後のスケジュールで、この専門委員会にRDFに関する既存の資料とか、保管時の発熱状況、他県の施設の状況、管理体制、この部分の資料提供というかやってくことになってますね。同時進行でこの委員会にも資料を、同じものを提供してほしい。我々、分析力あんまりありませんけども、してほしいんですが、その可能性はどうですか。できる、できない。同時進行的に、専門委員会とこの特別委員会に資料提供、同じように。

○長谷川環境部長 この委員会に提出する資料というのは、基本的には別に出しても問題ありません。

○芝委員 同じものでもいいわけね。

○長谷川環境部長 結構です。

○芝委員 それはもう。

○田中委員長 あしたの委員会って、できとるんちやうの、きょう。

○長谷川環境部長 えつ。

○田中委員長 あしたの委員会やったら、きょうできるんちやうの。

○長谷川環境部長 いや。

○田中委員長 まだできてへんの。

○長谷川環境部長 できておりません。これからつくります。

○田中委員長 そうしましたら、あしたの委員会終了後、うちの委員会の方に提出ください。

○芝委員 先に8月22日にこの専門委員会が開催されました。されたということで、あとは新聞紙上等々でわかつてますけども。これだけの部分を受けて専門委員会でありますから、それも専門家が入ってる部分、まあ2名は別としても立場が。逐次、要綱でいいからね、県民に向かってもしくは県議会に向かって報告すべきだと。何が議論をされて何が問題やったかという部分を、要綱的概略版として報告を今後求めたいと思うんですが。その実現はできますかね、即時。

○長谷川環境部長 会議の当日に、前回も委員長が現地で会見しております。それで、そのときの、どういうことが話し合われたということについても事務局から資料を提供してます。

○芝委員 記者会見したとか、委員長がどういう立場でされたか知りませんけども。確かにまだまだ調査の最中でありますから、確定のことは少ないでしょう。しかし、こういう議論でこんな議論が出た、こういう議論、こんな議論と、まだまだ調査がわからないことが多いとは思いますけど。逐次、その審議の中の要綱のまとめた部分を、記者会見でじゃあしましたよって部分じゃなしに、きちんと議会へも特別委員会へも報告してほしいという要望なんですが、委員長。

○田中委員長 環境部長、そのようにお願いしたいと思います。

○芝委員 すべて。すべての議論、専門委員会議論したこと公表すべき、情報公開すべき。その点も含めて。

○長谷川環境部長 この件につきましては、かなり、最終、中間報告に向けて委員のそれぞれの専門の分野から協議をいただきまして、そこで例え意見がその都度外へ出るということによってゆがめられることもありますので。その辺はきちんと責任を持って、どういうような議論をしたのか、どういう方向に向かってんのかきっと出しますので、それはちょっと。あのう、何もかもですね。

○芝委員 今、部長答弁で、その専門の意見の皆さん方、意見が最終答弁までゆがめられるって、だれがゆがめるの。どんな形の条件が、想定から考えられるの、それ。

○長谷川環境部長 それはもう想定してください。

○芝委員 むしろ反対にゆがめられるような可能性があるなら、特に即時に情報公開、公開すべきだと思いますが、どうですか。中でやっとたら、むしろそんな状況があると言うんなら、最終結論まで公開せんとほつといたら、中で余計ゆがめてるかわからんやないですか。意見の意見が反映されるかわからん。公開。

○長谷川環境部長 先ほども申し上げましたように、当初、この委員会の設置の資料も進化しておりまして、この3つの今後のスケジュールで書いてありますように、今後検討を加え、発熱原因や対策について必要に応じ数次にわたり報告していく予定ということで。開かれれるたびに、方向が出た、また結論で合意に、委員の合意に達した、そういうものは数次出してくということで。この19日の事件以降このように方向を変えましたので、御理解願いたいと思います。

○芝委員 今変えたんやな、方向。

○田中委員長 環境部長に申し上げますが。それでも、例えば、その取り出してるよという状況、取り出したけどまだ少し熱を帯びてたよというのは、私たちはこの委員会を立ち上げた以降でも新聞でしか知る由を、知ることができない。例えば事故に関しては、今までファックスで事故速報を議員には送ってきていただきましたが、最近は出ていないこともありますから。その情報提供という観点で、もう少しその体制づくりもこの際にお願いしておきたいと思います。

あと、質疑、質問。

○三谷委員 資料請求についてお願いしたいんですが。8月14にリスクマネジメント会議っていうの開催されてるんですね。私は、この14日の事故があった後、このときちょっと対応してれば、ひょっとしたら19日の事故が防げたんじゃないかという思いが消えないんですよ。で、ここの資料、いただいたる資料だけ見ますと、このリスクマネジメント会議、三役、部局長集まって、ごみ固体燃料発電所等のこの事故調査専門委員会の設置を決めたとこう出てるんですね。プロポーザルで、つくる時も専門家に決めていただいて、こういう事故が起きたらこの原因もまた今度専門の方にお願いするということだけでは、僕は県の役割って全く果たしていないと思いますので。このリスクマネジメント会議の中でどんなことが語られたのか、どういうことでこういうふうな話になったのか、この議事録あれば出してもらいたいんですが、次回の委員会までに。

○田中委員長 はい。資料の請求をお願いしておきたいと思います。

○日沖委員 影響が出た26市町村のごみ処理をほかのどこで受けもつとる現状なんですが。特に桑名広域の部分については、焼却処理ということでお世話になっておるということになりますと、その焼却灰は小山のガス化溶融炉へその分も最後には行くわけですよね。行く分がどうしても出てくるわけですよね。まあ続けますけども。で、そうなると、小山のガス化溶融炉の能力については、全体の量がわかりませんけども、能力というものに影響は出てこないのかということの確認をひとつしておきたいのと。

それと、ちょっと認識不足で申しわけないですけれども、RDF化しとる事業組合なり衛生組合なりつ

という所で、全体の、私わからないもんでも申しわけないんですけども、少量のRDFやったら焼却炉で燃やしてあげるよというところはないのか。それ、全くないのかっていうところですね。

それともう1つ、またこれ違う質問ですけれども。今現在、先ほど来の話の中にも出てきておりましたけれども、太平洋セメントの方で、これがRDF焼却発電がうまく継続しておれば、太平洋セメントでの焼却灰を処理していただくべく設備を今現在建設中ですね。で、この事故がありまして、これが将来に向けてはできることなら再開という思いはあるんでしょうけれども、この事故を受けて再開できるのが2ヵ月後になるのか半年後になるのか1年後になるのかというの、今のところ、今の現段階ではわかりませんね。で、そういう中で、そのままその太平洋セメントにおける、その企業庁のRDFの発電施設の焼却灰の処理の施設というものは、このまま今現在進行しとる建設を続けて先に完成させてしまっておくのか、その辺。

それともう1つですけれども。先ほど来、事故調査専門委員会の話が出ておりますけれども。ちょっと、当初のこの施設を建設、プロポーザルで建設するにあたっての審査の委員会がございましたね。その中にそれぞれの分野の専門家の方々も入っておられたと思います。そのお名前を全部今記憶しないで申しわけないんですけども、そのときも専門家の方々が入っておられたわけですから。そのときの反省に立ってこの今回の事故の調査をするんであれば、そのときの専門家がこの中に何人か。今回の事故調査専門委員会の中にも何人か、当初の関係者が入っていただいて、そして、その同時に、こうやってこれがええっていうことでこう決めたけども、この部分をもう少し考えとけばよかったですなっていうものの、やっぱり反省に立って調査するっていうことも大事だと思いますので。そのときの専門家の方々の中で、もう1回これに入っていたいと方っていうのはあるのか。以上のところをもう一遍確認をさせていただきたいと思います。

○長谷川環境部長 最後の質問の件については、入っておりません。そのプロポーザルの時のメンバーは入っておりません。そういうような観点では立ち上げたときには考えておりません。で、今、委員長が中心に、必要な、要するにこれにまだ不足する方、必要な方の判断は委員長にゆだねておりますので、その旨一巡委員長にはお話しさせていただきます。

それから、RDFのいわゆる焼却で、RDFの少量ならよいというようなことはあるのかという話でしたけれども。これはやっぱりRDFそのものが危険というんですね、まだ判明しておりませんので。その少量の、要するに焼却炉でやるということについては注意をきっちり促して、ないようにしたいというふうに思っております。

○田中委員長 環境部長、最後のところもう少し。もう一度、最後のところを。

○長谷川環境部長 焼却炉でRDFを燃焼しようと思えばできないことはないんですけど、日沖委員は少量ならどうだとおっしゃったんで、環境部といたましましてはRDF。

○日沖委員 現にそれで焼却処理をお世話になつたるところっていうのはないんですね、ということ。

○長谷川環境部長 ありません、はい。溶融炉で処理をしていただくという所へは声掛けております。

もう1件、小山のいわゆる処分場の灰ということであります。

○松林環境部総括マネージャー 各市町村の灰は、これ入れることで当然増えますので、今、処理センターの方でお願いをしてるところでございます。それで、緊急対応ということでは是非やらしてほしいということで今お願いしてるとこでございます。

○濱田企業庁長 太平洋セメントの件については今まだ協議はしませんが、これから検討せなんん課題の1つです。

○日沖委員 ガス化溶融炉の、その協力していただきとる清掃組合から出てくる灰が多くなるということですわね。で、受け入れてもらえるように協力要請しとるということですけども、これはもちろん県の事業団ですから協力いただけて当然だと思うんですが。大体その通常から、今までの通常から増えてくる量と、増えてくる量をどれぐらいに想定してみて。そして、こういう別のところから来るというのは想定しておられなかったでしょうか、小山のガス化溶融炉の処理能力とか処理の限界とかいうものにはかかるほどの量にはなってこないのか、というところをお聞かせいただきたかったんです。

それと、事故調査専門委員会の当初のプロポーザルの選定の時にかかわった方は入ってらんでええんかということの質問をさせてもらつたんですけども。一遍相談かけてみますていうことは、考えてみますということで受け取らしていただいてええのか、ということもう一度お聞かせください。

○長谷川環境部長 あす委員会を開きますので、委員長とお会いしますし、委員長に話します。

○松林環境部総括マネージャー 灰の量につきましては、月曜日から入り出したところでございますので。どれぐらいなるかということは今算定しているところでございますので、また後日報告させていただきたいと思います。

○日沖委員 きょうの始まりの繰り返しになりますけれども、今質問させていただいた内容はまた後日お知らせいただくべきところは、ひとつよろしくお願ひいたしたいと思いますけれども。きょうの冒頭に私がお願いさせていただいた、遺族さんへの対応の件につきましては、ちょっときょうの冒頭の御返答ではあまりにも冷たいような感じを受けました。毎日通えとかそういうこと言うとるんではございませんけれども。県としての、やはりあれだけの県の施設においてさまじい最期を遂げられた方々というわけでございますから、やはり県としての償いのあり方というものがきちっと決まってそれが履行されるまでは、御遺族もし御希望があれば、調査しとる段階で、途中経過ですけどもこういうことがあるんですよとか。御希望があれば何か対応させていただいたり、また、お慰めさせていただく場面があるのであれば、誠意を持って対応させていただいたりということがあつてしかるべきだと私は思いますので。その辺、今の質問に加えて再度要望させていただいて終わります。すみません。

○田中委員長 じゃ、副委員長の方から総括して。まとめていただいて。

○藤田副委員長 総括というのではございませんけど。先ほど日沖議員が言われたように、これから的原因究明という中で大きな問題がこれから整理されてくると思うんですけど。特にプロポーザルでこうやった中には学識経験者の方が、先ほど、入っていろんなその選考にあたって意見を言われて選考して、という形になったと思うんですね。そうすると、今これ、その学識経験者の方に対して、この前新聞を見たら、安全の管理というものはあんまり議論されなかつたというようなことをちらつと私は聞いた、新聞で読んだんですけど。まず最初に、その学識経験者の方たちのコメントというものが我々

は聞かせていただきたいなと。そのことから、やっぱりこれから技術的なその問題とかそういうものがこれからわかつてくるんじゃないかなあと。もし安全というものがそこで検討されてなかつたら、ほんとに何をここで審議されたかというような議論もこれからしていかなければいけないかなと思います。

それと、やっぱり契約ということを明解にしていかないと、やっぱりこれからのその責任を明確化していく中で、責任の所在が明確化してこないと責任の転嫁になつたり、責任逃れになつたりすると思いますのでね。やっぱり契約の内容を我々に示していただいて、そこから整理をしていく必要があるんかなと思います。

そしてあと、そんな中で私は、これは総括という意味じゃなくて、やっぱり技術という問題がクリアされなかつたら、基本的にはどんなシステムがあつても機能しないと。で、技術が是非を問わずシステムがなければ、どんだけその技術的なものがよかつても安全という問題は確保できないと思うんですよ。ですから、やっぱりそういう意味では、これから今、住民の遺族のケア、地域の信頼回復ということと同時に原因を究明していく中で、やっぱり技術的な問題あるいはシステムの問題、そして、システムがあつても、それが人間がミスをしたり怠つたりというようなことも起こつくると思いますので。

やっぱり、これから委員が質問をされるようなことに対して、しっかりその辺の提供をしていただいて原因究明の形にしていただきたいと。私はそういう意味で要望させていただきたいと思うところでございます。特に契約面なんかを先に見せていただかないと。非常に、事故原因でいわゆる何か契約の問題なのかというようなところが、かなり今日はあいまいな答弁に見えたような気がしますので。委員長に、特にその辺なんかを明解に次の課題にしていただきたいなと思います。

○田中委員長 次の委員会の審議に入りますまでに、日にちはまだこれから決めさせていただくんですが、先ほど岩名先生のご質問にも一部触れてありましたように、契約の部分が少し明解でないところには、一体だれが責任なのということにもなろうかと思います。契約書の関係の資料を早急におつくりいただきますように、この際お願いしておきたいと思います。また同時に、先ほど、やはり岩名先生の方からご質問ありました、そのRDFの性状、形、目視にするところによると少しおかしいのもあつた、そのときにはその関係市町村に伝えたということなんですが。その性状のデータ、一体どこがどんなRDFが出てきたかということも、この際資料として御用意いただきますことをお願いしときたいと思います。ほかにないようでございますが。ごめんなさい。

○永田委員 それから公募型のプロポーザル。これもちょっと事前に欲しいんですよ、資料として。

○田中委員長 プロポーザルの関係は契約と一緒になる、いただける。

○濱田企業庁長 プロポーザルに関する事、それから契約については、委員長の指示で提出させていただきます。

○永田委員 出せるもんならば、今、副委員長申された選考のときの議事録的なものがあるのかどうか。あればいただきたい。出してほしいです。

○濱田企業庁長 そちら辺について、ある限りの資料を見て、委員長と相談させていただきます。

○岡部委員 はい、結構です。

○田中委員長 それでは、本日の委員会はこれで閉会とさせていただきたいと思います。次回の日程につきまして委員協議をさせていただきますので、委員以外の方は御退室をお願いしたいと思います。

4 その他

・委員協議

(次回の委員会について)

〔閉会の宣告〕

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年8月28日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

[ページのトップへ戻る](#)



問い合わせ先:県議会事務局

電話:059-224-2877／ファックス:059-229-1931／E-mail:gikaik@pref.mie.jp

All Rights Reserved,Copyright(C)2008,Mie Prefectural Assembly
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。



平成15年9月5日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録

(閉会中)

開催年月日 平成15年9月5日(金) 自 15:41 ~ 至 17:35

会議室 第601特別委員会室

出席委員 14名

委員長 田中 覚君

副委員長 藤田 正美君

委員 日沖 正信君

委員 松田 直久君

委員 水谷 隆君

委員 岡部 栄樹君

委員 芝 博一君

委員 貝増 吉郎君

委員 山本 勝君

委員 西塚 宗郎君

委員 萩野 康一君

委員 西場 信行君

委員 岩名 秀樹君

委員 永田 正巳君

欠席委員 2名

委員 三谷 哲央君

委員 木田 久主一君

出席説明員

〔企業庁〕 企 業 庁 長 濱 田 智 生 君

総括マネージャー 小林 和夫君

〃 藤田 淳也君 その他関係職員

〔環境部〕 総括マネージャー 小川 治彦君

〃 松林 万行君

〃 早川 正美君 その他関係職員

〔地域振興部〕 防 災 監 安田 敏春君

総括マネージャー 東地 隆司君 その他関係職員

〔健康福祉部〕 チームマネージャー 田畠 好基君 その他関係職員

〔農林水産商工部〕 総括マネージャー 佐久間 孝君 その他関係職員

〔総合企画局〕 局 長 飯塚 厚君

リスクマネジメント特命担当監 魁井 秀樹君 その他関係職員

傍聴議員 5名

県政記者クラブ加入記者 11名

傍聴者 2名

議題又は協議事項

1 前回委員会で要求のあった追加資料について

2 契約について

3 委員協議

(1) 次回の開催について

(2) その他

【会議の経過とその結果】

〔開会宣言〕

1 前回委員会で要求のあった追加資料について

(1) 資料に基づき当局説明

(安田地域振興部防災監、飯塚総合企画局長、小川環境部総括マネージャー、濱田企業庁長)

(2) 質疑・応答

○田中委員長 ありがとうございました。先日、委員の先生方から要求のありました資料の説明をさせていただきました。まず、今提出されました資料についての質疑を行いたいと思います。どうぞ自由にご発言お願ひいたします。

○貝増委員 濱田庁長にちょっと確認、今、最後の項目なんですかね。今日現場から出したRDFですね、その判断が3ng以下であれば、現地での染名広域の話では、3ng以下であつたら一廃で処理できるという話はあったんですけど、これはもう完全にその前の説明のとおり、産業廃棄物として専門業者の処理ですね。間違いないですか。

○濱田企業庁長 はい。

○芝委員 多岐にわたるんで、1つずつ、まず、企業庁長。今のいただいた資料の6ページですね、6ページの部分で三重県と企業庁の役割分担、これは基本協定書によって役割分担がはっきりしていると。協定書があるわけですから、ここに書いてあることははっきり名目うたわれているんだと、ここに上がっていることについては、この中でリスク管理のところで、量の確保と売電収入の確保とありますけども、安全管理の部分の項目はあったのかないのか、それをまずお尋ねします。

○濱田企業庁長 ここに書かれた部分がほぼすべてでございます。書かれていません。

○芝委員 すべてということは、安全管理に関する項目は一字もなかったということですね。

○濱田企業庁長 はい。

○芝委員 はい。それから、同じく企業庁長。RDFの性状について、この部分大変シビアというか、ナーバスな問題だと私は思っているんですが。昨年度からいろいろ問題があつて、性状についていろいろ協議会の中で改善命令というか改善のお願いをしている中で、ここで公的なRDFの規格標準情報がありますね。この標準情報に従つて、当然これに合つてないから、要するに改善というか、その部分をしたわけですね。打ち合わせというか、お願いをしたかと思うんですが。

そこで先ほどの資料に出てきた現状までの部分で、具体的にちょっとあえて聞くんですが、この基準値を下回っている、基準を下回っているというか上回っているですね。どっちと言うのか、要するに基準よりも悪いという、それぞれのRDF7施設の部分の中で、さっきの表からいくとどれとどれになるんですか。さっき各施設の、7つの施設のデータがありましたね。どこにあったやろ、ようけあってわからん。どこにあったやろ、これ。

○田中委員長 環境部。

○芝委員 環境部の16ページ。

○萩野委員 ちょっとそこで関連の質問がある。よろしいですか。

○芝委員 関連か、まあ答えてからにする。

○萩野委員 同じ質問があります。

○田中委員長 では、萩野委員、発言お願ひします。

○萩野委員 16ページなんですけども、これは何ですか。製造年月というのが、平成7年とか8年とかになっているでしょ。そんなときにRDFを製造していたのですか。これは何の資料なんですか。

○芝委員 では、その辺も含めて。

○田中委員長 含めて16ページの中身について、もう少し詳しく御答弁お願ひいたします。小川さん、お願ひします。

○小川環境部総括マネージャー この環境部の資料の16ページでございますが、RDF化を目指しておりました市あるいは組合の実際のごみを、具体的にRDF化をしたということで、そのときの分析データでございます。

○芝委員 テストか。

○小川環境部総括マネージャー テスト的につくったものです。

○芝委員 ああ、練習やな。それはわかった。ちょっと本題に戻るよ。そうしたら、このデータ、これは練習、テストというものはちょっと置いておいて、この中で標準情報があつて、要するに合致していないから、その後の協議会の中で、何回にも分けて形や水分、性状いろんな部分の改善の要請をしていますね。そこで、最終的に年4回テストして報告することとなっていますが、実際に報告されているんですか。テストしたんですか、しなかったんですか。報告があるのかないのか。

○田中委員長 質問はまとめてある程度言つていただけますか。それとも、一つ一つ。

○芝委員 頭の中整理できやんで、一つ一つの方がええんやけどな。

○田中委員長 わかりました。では、年4回の報告について、濱田庁長お願ひします。

○濱田企業庁長 決められた報告はあったというふうにございました。

○芝委員 その決められた報告があったなら、こんなテストの資料じゃなしにその資料出してくださいよ。年4回報告されたわけでしょ、基準値を下回つたらだめだと、上回つてたという部分で提出されたもの。それが全部その4回のときに、恐らく最初からの部分だと、それでもこの基準値に合致していないから、何遍もこれ改善のものが出てるんですよ。そのデータ出ない。

○田中委員長 直ちに出ませんか、濱田庁長。

○濱田企業庁長 ちょっと確認させていただけませんか。

○芝委員 確認って、データはあるんやろ。

○濱田企業庁長 ちょっと待つてください。9月2日に県警の捜索が入りまして、コピーが取つてないと言いませんので、ちょっと確認させてください。

○田中委員長 また、濱田庁長と環境部、だから企業庁と地振と環境部に申し上げますが、前回の委員会で資料要求させていただいたわけですから、関連する資料まで詳細にお出しitただくのが皆さん方の誠意だと思います。今もお話ありましたように、平成7年の稽古、テストのときのデータを本委員会に提出されても具体的な議論ができない。前回、必ず性状データをお示しいただきたいということを申し上げたわけですから、ちょっと姿勢について苦言を呈しておきたいと思います。御担当の方、ちょっと御確認いただいて、すぐ出るものかだけ御確認いただけますか。今、庁長がおっしゃられたようにコピーが取ってあるかないかも含めて、ちょっと問い合わせをしてみてください。芝委員、引き続き。

○芝委員 それは後日返答もらうということ。

○田中委員長 もう今聞いてもらおうと思って。ないんやったら持ってきてもらうしさ。

○芝委員 はい、わかりました。その資料が出てから、きちんとまた対応の返答を聞かさせていただきたいと思います。

○濱田企業庁長 このRDFの性状の話の中で、寸法、いわゆる長さとか直径とかいうことが決めてございます。その話の中で当初あれしたのは、直径というからには粉状でないことは事実で、そういう粉状のもののが多かったということが、外から見ても明白でございましたので、そういう取扱いの部分も含めて検討していたという部分でございます。

○芝委員 そういう説明をされるとちょっと突っ込みたくなるんだけど、ここに標準情報があって、いろいろな改善命令が出て、テストでもこれだけの検査項目があつて、当然ながら悪いから直してください、年4回チェックしましょうとテストサンプルを取って検査をしたら、当然このくらいの検査をするの違う。大きさや長さを言っているわけではないですよ。だから、基本的な部分については、例えばよく水分の含有量であったりとか、硬さであったりとかいう部分の調査をしているわけですよ。今の庁長の返事だけ聞くと、中の化学的な部分は検査をせずに、硬さや長さだけやと聞こえたけど、それだけの検査なん。

○濱田企業庁長 いや。そういう部分じゃなくて、そういうような部分も当初あって、この目視でもすぐに確認できるようなものもあったということで、取扱い上非常に不具合が出やすいというようなこともあって、すぐにもう取り組んだということで。年4回の報告でございますので、その報告を待ってといふんじゃなくて取り組んだ部分もございますということを申し上げたんです。

○芝委員 はい。それは当然の措置だと思うんですが、運営協議会で義務付けた年4回の報告、1回でも2回でもされている部分、その部分の資料をきちっと。ここの7月、平成7年くらいの性状分析をしていると思うんで、この部分を早急に出していただきたい。それを見たうえで判断もいただきたいと、こう思います。

それから、環境部の18ページ。18ページに限らず、例えばこれでいくと18ページ、RDF発電施設におけるRDF貯蔵設備について、4県他県との部分の比較表が出ています。私たちこれだけ見てもさっぱりわからんの。三重県の有効容量はそんなに大きくないと。よそでは1万を超える部分もあるんですから。これは1つのタンクなのか、複数の、ああ2基やな。1基で13,700のとも福岡県にある

しということですけども、その部分はわかりました。ただ、これは外形だけのものでありますからね。今議論されている他県にあってうちないもの。もしくは反対に、うちにあって他県にないものあつたら言ってほしいくらいですけど、他県にはこんなものが設置されていて、三重県にはこの部分が付いていませんでした、設置されていませんでしたというものを、ちょっと上げてください。

○田中委員長 これは環境部でよろしい。はい、環境部お願ひします。

○小川環境部総括マネージャー 先生の今のお答えに当たはまるかどうか、ちょっとわからないのですが、17ページの方に他県のRDF発電施設の状況が掲げてございます。その真ん中の方にRDF貯蔵槽という所がございます。具体的には構造等、保管量、保管期間、温度計等の設置状況が、他県の状況ということで3県でございますが、こういった形で掲げてはございますが、ちょっと三重県との比較ということではわかりにくいかとは思いますが。

○芝委員 よう私も難しくてわからんけど、17ページに他県のRDF発電施設のいろいろ書いてあって、一番下に温度計等の設置があると。他県にはこれだけしてあるけど、三重県には1つもなかったという実証の項目と理解していいんですね。三重県はゼロで、よそはこれだけしてありましたという対比表やな。

○小川環境部総括マネージャー 環境部の方は、この構造そのものについて審査といいますか、設計等やっておりませんので、できたら企業庁さんの方でお答え。

○濱田企業庁長 後の契約の所で少しそのものの考え方を載せてあるんですが、その比較表じゃないんですが、契約のあり方の考え方がこうなっておりまして、そしてその中で防災設備がこういうふうな格好で入っておると。

○芝委員 そこまで言うとややこしなってくる。とにかく契約の約款とかいろいろあると思うんです。説明あると思うんです。ただ、現状だけ認識したいんで。打ち合わせがあって、契約があって、変更あって、いろいろあったと思うんですが、現状をまず確認するためには、今までのこと置いておくと、三重県にはゼロでよそにはこんなものがあったと理解していいんですね。現状認識。

○濱田企業庁長 温度計等は後で設置したものでございます。

○芝委員 いや、そんなもの。温度計は後で設置したけど、当初は何もなかったわけね。事故があつてからの部分ね。

○田中委員長 県の方に申し上げますが、限られた時間で集中して審議してまいります。したがつて、質問の意図を十分御理解いただいて、単に質問者に対する答えだけじゃなくて、より原因を早く洗い出し、そして次なる対策へといふうなことでこの委員会が設置されておりますので、単なる言葉のやり取りだけではなくて、中身を御理解いただいて、誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

○芝委員 契約のことは置いておいて、企業庁長と環境部にお尋ねしたいんですが。先ほどの県と企業庁の帰属の問題。安全の部分が一項目もなかった。何の部分の帰属もしない、責任がない。だから、今の施設の比較においても、温度計等これは後から事故が起つてから付けたものでありますから、その時点では何の設置もしないということは、改めて聞きます。RDFというのには、完全に安

全管理の帰属もしなくてもいい、機器の設置もしなくてもいいというほどRDFは安全なものという認識で当初かかっていた。今は違いますよ、今の部分じゃなしに、部分ですべてを考えていたのかどうか、はっきり答えてください。改めて、企業庁でも環境部でも、当初の考え方、今の考え方じゃなしに。

○濱田企業庁長 私自身としては、RDFがこのように危険なものというようななかたち、現状のような事故が起こるということの認識はございませんでした。

○小川環境部総括マネージャー 環境部としましては、当時の状況が詳しくわかりかねますもので、もう少し時間をいただきたいと思いますけども。

○芝委員 当時の状況やなしに、今基本的なRDF施設の帰属の問題、設備とかいろいろな部分は、補助金の分配の数字によってきちんとわかるじゃないですか。その中で安全管理の部分はあるっきり飛んで、どこにも安全管理はどこがしないという帰属の部分も責任の明確さも固定していない。これは今の部分で何の安全対策というか、設置機器類の安全対策上の設置をしてない、タンクについてですよ。そうすると、それから見てもあえて私は聞いていますが、RDFは発火もしなければ、発熱もしなければ、爆発もしないという完全な神話があったとしか思えないんやけど、そうじゃないの、当時は。だから推進したんじよ。

○小川環境部総括マネージャー そのように思います。

○芝委員 はい。これは議論するところじゃないので、もう1点だけ。認識の確認だけ確認します。それから総合企画局。RDFのリスクマネジメント会議の報告いただきました。で、8月15日に設置ということは、例の爆発死亡事故が起こる前ですよね、こここの所で項目ごとに危機管理体制の徹底を図っていくとか、各県民局とか部局の危機管理体制の徹底について具体的に協議することと、こうなって、そこ大きな項目ありますけど、それが爆発、熱風出るまでにどう生かされたのか。その辺の詳細な部分の提出資料って出ますか。ここでは徹底図っていく、具体的に協議するとなっています。当目までにしていなかったのか、していたのか、現場での話。偉いさんだけ、部長級だけ寄って、その項目決めただけ。

○飯塚総合企画局長 このリスクマネジメント会議の概要につきましては、詳細な議事録つくつておりませんで、こういった概要でございますので、これがすべてでございます。いずれにしましても、19日の事故以降は、事故対策本部と災害対策本部がすぐ設置されましたので、すべてそちらの方に検討が委ねられているという状況でございます。

○芝委員 はい。ということは、ここのリスクマネジメント会議で部長級以上は会議をしていろいろな方針は決めたけども、その後19日くらいに事故が起こっているから、実際何にも稼働していない、現場に下りてないと理解していいんですか。

○飯塚総合企画局長 先ほど申し上げましたように、あくまでも15日のリスクマネジメント会議の主題でございますけども、環境部の方を事務局とします事故調査専門委員会の設置を決定するということでございましたので、こういった会議が行われたと。それから、今も申し上げましたように、19日の事故以降、事故対策本部と災害対策本部が設置されて、そちらでやっていくということでございましたので、いわばリスクマネジメント会議はこのとき限りであったということでございます。

○芝委員 ここでいろいろな不手際があったり、後手後手回った対応の部分について批判しても仕方がないと思うので、事実の確認だけをしていきたいと思います。とりあえず1回目の質問は終わります。

2 契約について

○田中委員長 ここで、委員の皆様方にお詫びさせていただきます。今の芝委員の質問の中にも、もう少し契約について私たちは知りおかなくては、幅広く質疑ができない、もしくは深く原因究明ができないということもあるように思われます。したがいまして、ただ今からまず契約について当局の説明を聞き、その後トータルで質疑を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田中委員長 それでは、当局におかれましては、契約についての御説明をお願いいたします。

○岩名委員 質問させてもらったらあかんの、もう。契約の資料もらってあるんだから。

○田中委員長 よろしいですか。質問で。

○岩名委員 だって、また長々聞いていたら、全然聞くことできませんでさ。もう資料もらっているんでしょ、これ、僕ら契約書。これ僕ら検討したから、これについて一遍聞かせてもらいたいんやけど、どうやろう。

○田中委員長 よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○田中委員長 では、説明なしに。あらかじめお配りさせていただきました資料中心に基づいて。

○岩名委員 説明時間が長すぎてね、あきませんのや。

まず、安全面について、私お尋ねしたいんですが。このプロポーザルに関する資料というのをもらつたんだけど、僕は一つ冒頭に申し上げておきたいのは、あなたたちはここまでの大惨事を引き起こしておきながら、そしてなおかつこういう委員会が立ち上がって、ここで真相究明をしようという大事な時期にね、資料提出の中に何ですかこれ、黒い線で消して。こういう会社名を全部消して、黒塗りしてるじゃないですか。なぜこんなものをありのままに出さないのですか。なぜこうやって情報を隠そうとするんですか。こういう姿勢が許せませんよ。とてもじゃないけど、こんなもの本当にやってられませんよ。まず、私はこの中の技術的要素比較表の上段ですね。上段今言っているように消してある所。

(「何ページですか」の声あり)

○岩名委員 プロポーザルの2ページやけど。

○田中委員長 プロポーザルのA3の横長。

○岩名委員 わかりにくく綴じてあって、本当にわかりにくいんです、これは。もっとわかりやすくやっ

てもらわないといかん。

(「61から64」の声あり)

○岩名委員 提案応募者の欄は消されているんだよね、今言ったように。富士電機はEだということでおろしいんかな。

○濱田企業庁長 はい、間違いございません。

○岩名委員 そんなこんなもの10箇所応募してきた、本当に応募してきたのは9つですね。その中で3つが選ばれていると。書いてあるの、こんなもの何で隠さなきやならん理由があるんですか。きっと会社名を書いて、そして我々に提示するのが、当然のあなたたちの義務ですよ、これ。特別委員会ですからね。まず、それを言っておきます。

それで、ヒヤリングにおいて、防災等についての質問は3社ともへ、この最後に選ばれた3社ですね。その3社ともに防災についての質問はなかったと、こういうふうに聞いておりますね。それで、新聞によれば、学識経験者の野田委員長が、野田教授が、「県から質問依頼はなかった」と、こう述べておられるわけですよね。ということは、貯蔵槽についての質問もないわけで、教授がこういうことを言われるということは、質問の内容はあらかじめ県がつくっていたというふうに思われるわけですが、それについてお答え願いたい。

○濱田企業庁長 質問の内容をつくって。私自身もそのメンバーの中に入ってる聞いておった限りでは、そういう認識はなかったですが。

○岩名委員 いみじくも言われたけど、あんたも中に入っていたけど、結局防災、防火、防音、こういうことについて、あなたは一言も触れておらんわけですよね。それは誤りだと思いませんか。

○濱田企業庁長 当時の記憶でございますので、私が具体的に防災の項目については聞かなかつたかなと、そんな記憶があります。

○岩名委員 だいたい7人のいわゆる選考委員の中にあなた入っているんだよね。それは今の立場と違って環境部長でしょ。しかしながら、県から選ばれた人ですよね。そもそもこの7人の選考委員たる者の構成も、私はおかしいと思う。県から入っている人が過半数を占めていて、そして学識経験者が3名ということは、いかにも県が思惑があって、ここに落札、いわゆるプロポーザルで指名をしたといわんばかりの、我々門外漢から見るとそのように映るわけであります。

そして、次の質問ですけど、やっぱり技術的要素の比較表、これですわ、これ。これ見ると、受注した富士電機の欄がここにこうあるんですが、ここに何で書いてあるのかな、ちょっとよくわからんのやけどね。防音か。防音対策と防火対策というのが、こう2つ欄があるんですね。

(「防温やね」の声あり)

○岩名委員 防湿ですか。いずれにしても、ここに2つあるんです。ほかの8つの企業はそれなりに大したことないけども、ちょっと書いている。しかし、富士電機においては、一切防火とか防災とかいう

ものについては触れていない。結露を止めるために何かを貼るとか、ここに書いてありますね。サイロ外壁には、これ結露防止用の保温材を施工する。これは防湿対策ですね。防火対策は、やっぱりサイロ内の空気を吸引することで、これ字読めないんだよな。

とにかく、サイロ外壁に断熱材の施工をすると、こういうことが書いてあって、もう既に新聞等でも皆言われておりますけども、私たちは議会から平成3年にドイツへ行かせてもらったということは前も言ったけど、そのときにもこういう話が出て、既に安全装置はドイツでは貯蔵槽に窒素ガス、あるいは炭酸ガスをもって、これをいつでも消火できると。火が燃えていたら、炭酸ガスもしくは窒素ガスで消すと。こういう装置が付けられているということの説明を、我々は受けおりました。

今、新聞等でもそのことはもう既にいろんな先生方、例えば循環資源研究所所長の村田徳治さんという方もそういうことを、やはりそういう注入して消火する装置があるということを認めておられるわけでありますけどね。こういうもう常識的なことを見落としていたということについて、当時の選考委員の1人として、あなたはどういう責任を感じますか。

○濱田企業庁長 今のことに関連して、できましたら今日お配りした資料の23、24だけは説明させていただきたいんですが。企業庁の23ページと24ページにですね。この部分だけは説明させていただけませんか。

○岩名委員 いやいや、ちょっと待ってくれ。時間稼ぎされではね。

○田中委員長 端的に委員からの質問にお答えいただくようにお願いいたします。

○岩名委員 うん、頼みますわ。どこや。

○田中委員長 一番後ろから2、3枚目です。

○岩名委員 これ。これは企業庁と富士電機の契約についてじゃないですか。私が今言っているのは、あなたが選考委員としてそこおって、そして今言ったように常識だと言われている、例えば日本国内のいろいろな施設でもそういうことが施工されていると、私は聞いておりますが、そういう基本的なことを欠落していたということに対する責任を感じますかと、どう感じますかということを、私はあなたに聞いているんですよ。詳しいことはいいんです。

○濱田企業庁長 当時の認識としては、技術的な部分については、それぞれ専門家の意見を通してあるという前提で、私もその中へ入りました。そういうことで、今の記憶ですが、私がしたのは手続の透明化であるとか、そういったことは自分で主張した記憶があります。ただ、委員としてこういう結果になっておりますので、その分についての御指摘は受けなければならないと思います。

○岩名委員 はい。今日の読売新聞にきちんと書かれておりますけども、いわゆる全国のごみ処理自治体の組織する社団法人全国都市清掃会議で、1999年にRDFの貯蔵施設について、温度センサーや消火設備を設置することが望ましいとする要領をまとめ、それを県も入手していたと書かれております。そして、三重県は2000年の10月に富士電機にすべての施設を一括委託をし、契約をしているわけですから、もう1年前にあなたたちはこのことを知っているはずなんですね。知っているにも関わらず、このことにまったく触れずに見過ごしてきたという責任は、私は実に大きいというふうに思

うわけあります。

そして次に、一遍聞きたいんだけど、貯蔵槽を含む発電所の履行期間、履行期限というのかな、は当初は14年11月30日。これは恐らく12月1日からダイオキシン規制が始まると、こういう想定で、1月30日までにいわゆる施設の引渡しを求める契約がされていたと、こういうふうに考えられるわけですが。どうしてここで受け取ることができなかつたか、これを説明してください。

○濱田企業庁長 全部にわたって、まだ施設を稼働させる部分のOKの部分と、それ以外の部分もありまして、そういう意味でトータルで完成はしてなかつたということで、一部事業がまだ残ったということで受け取っていません。

○岩名委員 しかし、そう言いながら、これを今年の3月31日まで再引き延ばしをし、さらに受け取らず、来年の3月31日まで先延ばしをしたと。こういうことはどういうことですか。

○濱田企業庁長 来年の3月の部分は、灰水洗の設備を太平洋セメントの方へつくるということで、灰処理の建設が少し時間かかりますというようなことで、その部分を含めて期間を延長いたしました。このことについては、既に議会の方へも報告済みでございます。

○岩名委員 ばかなこと言つたらいいんですよ。そんなあなたの話は常識的なものではないです、それは、県と大企業が契約を結ぶにあたって、これほどいわゆる履行期限を延長するということは、これは異常ですし、恐らく私の類推するところ、これは設備の異常に気が付いたからではないかと。だから引き取りを私は延ばしたんだろうというふうには思いますが。それならそれでいいですが。

それでは、あなた軽く「こんなもの受け取れないから、受け取れないから」と言っているけども、何のために履行期限があるのかと。これやっぱり契約上のきつとし、契約見せてももらいましたが、きつと書いてあるわけですよね。そうすると、これに対する私は約束の不履行ですね。期間内に工事が完成しないんだから、これに対する不履行に対してペナルティをかけるべきではないかと思うんですね、我々県民サイドから考えると。契約書の第44条には「履行期間内に工事が完成しない場合は、このことに起因して生じた損害金の支払いを乙に請求できる」。乙すなわち富士電機です。請求できること、こうなっているんですね。これに対してあなたたちはどういう処置をしましたか。お答えください。

○濱田企業庁長 結論は出ませんでしたが、そういう問題について、双方が何度も話し合いはしました。ただ、まだ結論を得るに至っていません。

○岩名委員 そうしますと、今は結論出でないけど、当然これは企業庁の責任で、然るべき賠償なりいろいろなもの、ペナルティは課してもらえると考えていいんですね。

○濱田企業庁長 そうしておいた展開から、今回の事故が起こりまして、今原因究明であるとかそういった部分で、さまざまな検討がなされてますので、そういった部分をも踏まえてやはりきつと整理せんなんだろうと、このように今は認識しています。

○岩名委員 あなたたちはいろいろなことを言っているけど、表ばっかり繕っているけども、要は当初14年の11月30日に履行期限があるはずを、今年の3月31日まで延ばして、また延ばしているわけ

ですが、11月30日直後の12月23日に、もう既にRDFの貯蔵槽で発熱事故が起っているし、1月5日には発電所の蒸気タービンが損傷事故を起こしている。1月19日には発電所の制御バルブが故障している。3月9日にはボイラーの排水管の不具合が出ていると。この5回にわたって発電を停止してきたわけでしょ。こういうことをもっとオープンにして、私はきちんと議論の訴状にのせてもらわないといかんと思っているんだけども。こういうこと等々、三重県に及ぼした損害は非常に大きなものがあると。だから、そういう問題が1つと。

それから、今回のあの惨事を招かないために、この5回にわたり発電を停止していた時点で、常識的に考えればこの時点ですべての施設を停止をして、総点検を実施すべきではなかったかと私は思うんですが、あなたの見解はどうですか。

○濱田企業庁長 一定期間その後発電部分についての点検は、全部富士電機にも言いやっていただけましたが、私自身も富士電機の社長さんにもこういう部分があると、我々プロポーザルの話の中で、あなたとこの技術提案をいろいろ受けてやったということから、全社挙げての取り組みでないと、今岩名委員おっしゃったような話になるということで要請もし、そういう話の中で、そのように全社挙げて取り組むというような話を文章でも回答をいただきました。

そういうことで、一つ一つの当時の発電の事故としては、非常に我々から見ても、もう少し注意して運用すれば起こり得なかつたんではないかという事故もたくさんございまして、そういう意味では単に現場にいるだけではなくてというような話でものを申しましたが、結果としてそういう事故が連続してしまったということで、そのことについては今はもう少し強い対応をするべきだったと思います。

○岩名委員 わかりました。私が言っているのは、あなたの話人ごとのように僕聞こえるんだけども、とにかくこの5回の発電に関するいろいろな事故があったと。この時点で全部を止める判断をするのは、富士電機の社長じゃないんですよね。監督責任のある企業庁がこれはするべきではないかと、私は思います。こういうことの話を聞いていますと、どうも企業庁と富士電機との疎通とまでは言わないけど、なれ合いというか、非常に安易な雰囲気が我々に伝わってきて、非常に不愉快なんですが。こういう、私はここできっと企業庁が適正な判断と措置を取らなかつたということが、この惨事を引き起こしたと、こう言っても過言でないということを申し上げておきたい。

それから、今年6月に点検の際に、水分が多く発酵が進んで、不良品の燃料が約100トンが内壁に付着しているのを発見したと、こういうことを聞いております。しかしながら、不良品の除去は作業に危険が伴うということでせずに、県内各市町村からの燃料搬出を続けていった。このことも、ここまで100トンが内壁に付着しているという問題点を発見しておきながら、さらにそこにいわゆるRDFをまた入れていったと。こういうことについても、あなた責任を感じませんか。

○濱田企業庁長 100トンの付着をしておったという部分と、それから、その後撤入したという部分の、申しわけないんですけど、どのような事実関係であったかということを、ちょっと今私整理できませんので、申しわけないんですけどお答えできません。

○田中委員長 これは環境部で整理していただいてますか。そういう時系列の現象。

○岩名委員 これね、いろいろそうやってあなた何でも環境部へ振るようだけど、すべて一括してあ

なたの方に、RDFの貯蔵槽もすべて一括して、まあ言つたら委託をしているんじやないですか、この環境部は。どうなんですか。

○濱田企業庁長 私、そういう趣旨で申し上げたのではなくて、私自身が今岩名委員がおっしゃったことについて、きちんとどれだけのものがどの時点であって、それにどれだけ入れたという具体的な数字の認識がないものですから、今の時点でその認識がないということでお答えができませんのでということの話でございます。

○岩名委員 それは環境部に聞いてもわからないんじゃないですか、僕はわからんけども。富士電機にというか、あの辺全部委託をしているわけでしょ。富士電機にはっきり言えば、聞かないとわからないという答えが正しいのじゃないですか。

○濱田企業庁長 きちと答えようと思えば、そういうことも報告を受けてきちと確認しないと、私自身は答えられません。

○田中委員長 でも、そんな資料くらいあるやろ。ここの時点になってくると。付着したのはいつですか。そりやちょっと庁長あれやで。小林さん、事務的にわからん、今岩名先生の御指摘の内容。いつやつたかとか。

○岩名委員 委員長、僕が言っているのは違うんですよ。その100トンが縁にへばり付いて問題だという意識を持たれたということを、新聞等で聞いているし、何遍もこれ聞いているからそうだと思うんですよ。それをそのまま放置して、本来言えばそれを取り除かなきゃいけないんですね。しかし、取り除くには危険だということで、結局またどんどんどんどん新しいRDFを上から放り込んでいったということは間違いないやないのということを、私は言っているんですよ。だから、量がどうだったかとか、そういうことを言っているのではありません。まあ、いいわ、次行きます。

市町村は今までトン当たり3,790円で多度に持ち込んでいたと思うんですよね。ところが、聞くところによると、現在その数倍もするようなお金で処理をしなきゃならんと。これは今、こういう火急のときですからやむを得ないと思いますけれども、これをいつまで続けるのか知らないけれども、大変な金額に私はなっていくというふうに思うし、こういう今日までの県と富士電機の関係を見ていると、県に移管されていない企業の施設で発生した事故なんですよ、これ。そういう中で、これからそういう諸費用、これは常識的に普通にすつとすると、当然企業、すなわち富士電機が支払われるべき私は責任があるように思うんですが、あなたはどう考えている。

○濱田企業庁長 その辺のことにつきましては、少しこれから法律の専門家にもきちと相談しながら、きちとした見解をまとめたうえで進めたいと思いますので、この場の御答弁は少し避けたいと思うんですが。

○岩名委員 あなたたちは、何か今の庁長の話を聞いていると、どうも人ごとのようにしか思えないんだな。これは税金を使って尻拭きをしなければならんとか、いろいろな予想される事態があるわけですが、我々は理に合わない支出に対しては、議会としては同意するわけにはいきませんからね。これはきっちりと筋道を立てて説明責任を果たしていただくように要望して、私の質問を終わります。

○永田委員 ちょっと1つだけ、確認させて。関連だからお願ひします。今のプロポーザル、これいただいておりますね。そのときのこの問題については、防火設備、防災設備の問題あるんですね。これ読みづらくてわからないですが、確かEだと思うんですね。ここには防災対策、防湿ですか、これ、防火対策ってあるんですね。それがちょっと私も非常にいろいろ今までの情報と、それが実際に設備がなかったというような記事もありますし、そして、当初案では防災設備は考慮していたが、実施設計では防災設備はもう省かれていたと、こんな記事もあるんですね。ここら一遍きちと見解だけ聞かせてほしいですね。これポイントになってます。

○濱田企業庁長 何度も申しわけありませんが、その部分が23、24に契約の考え方の中に少し触れさせてもらってございますので、こういう事実になっていますということを御報告させていただけませんか。

○永田委員 時間もないから、実際そうだったのか、なかったのか、最初それだけ言ってください。

○濱田企業庁長 23ページの第8条を見ていただきたいのですが、乙というのは富士電機でございます。「富士電機は技術提案書に従い、自らの裁量及び責任において、三重県RDF焼却・発電施設の設計を行うものとする」という条項があります。それから、その上の第2章のちょっと上の所を見ますと、「この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位云々」がありまして、「乙が提出した技術提案書」というのがあります。これ括弧で確認仕様書及びその添付図面という話あります。技術提案書の中には確認仕様書というのが含まれております。

それで、24ページの一一番下の枠の中に確認仕様書という枠がございます。この中で、これが契約の一体のものですが、防災設備という欄がございます。そして一式という形に書かれております。ですから、自らの裁量及び責任という格好の契約のスタイルになってまして、そして防災設備一式を行なうと。そしてリスク分担の話が23ページの下にございまして、もしそれが設計リスクであれば受注者の設計ミス、乙が負担すると、こういう契約の科罰というのがありますということだけ報告させていただきます。

○永田委員 ということは、実施段階において、その防災設備が施されなかつたということになるわけですか。

○濱田企業庁長 この我々のこれを見る限りにおいては、どういう防災設備をするかどうかという部分を含めて、この契約上は第8条でいわゆる富士電機の自らの裁量及び責任においてやるというふうにしか読めないなということは思っています。ここらはそれぞれのところでまた今後議論が起こってくるとは思いますが。

(「人のせいばかりしとんのやな」の声あり)

○濱田企業庁長 そういう意味じゃなくて、こういう契約がありますということの事実だけは御報告させていただきます。それから、先ほど非常に私に対するいろいろな御意見ありますが、御批判は受けます。ただ、人ごと云々の話で、私一日足りとも過ごせた心情ではございませんので、そのことだけはお汲み取りいただきたいと思います。

○永田委員 事実なんですからね、これ大爆発という。これ起こしてしまったことは事実なんですか。ということは、もう補修するべきやと思うんですわ。そこらをまるっきり任せてしまってここに至ったのかということになっちゃうわけですな。そこら辺の見解だけ聞かせて。

○濱田企業庁長 契約はこういう形で、結果としてその技術を介意したけれども、こういう問題が起ったということからすれば、契約のあり方自体からやはり今後も検討する必要はあると思います。それは、こういうところの反省に立って、根っこからやっぱり我々も検討し直さなならんという意識はござります。

○永田委員 今日のところはこれで。

○山本委員 いろいろ特にプロポーザルに関する資料等もずっと見させていただいて、なかなかわかりにくいために、いろいろ疑問点も浮かんできましたので。1点は、いわゆる富士電機、いわゆるE提案になったのかというところをお聞きしたいと思っています。もう1つは、タンクがなぜ、4つのこの主要なやつの中から1つになったかという、この辺のところを2点お聞きしたいなと思いますながら、ちょっと細部のところについてお伺いしていきたいと思いますけども。

まず、ここの審査会の報告書の中の13ページを見てもらいますと、その審査事項の中でE提案というのが出てきますけども、これはいわゆる今聞きましたような富士電機ということでございますけど、そこに外国でのフラフ状RDF高効率焼却発電の実績を持つボイラーということで、これをずっと見ていきますと、例えば49ページ見ていると、そのいろいろ細かいことがずっと書いてあるわけですが、これなんて全然私どもなかなかわからんわけでございますけど、この辺のところが大きく今回の富士電機に傾いた大きな要素やないかなと、こういうことを思うわけでございますけど。この辺のところを一つ、どういう燃焼性の比較のあれなんかと、ちょっと説明してもらって。それと、できたらこれ何ですかな、ひょっとしたらいわゆる7人の学者の中に、こういう得意な人がおらへんだんかなという気がするんですけど、その点のところを1点お伺いしますわ。

それからもう1点は、一次審査で一応3社に残ったわけですけども、その中で発電効率という話がございます。これが一応いろいろ出てきた提案の中には、このE社だけが28%ということですね。それからH社あたりが26.7%位を出しているんですけど、だいたい大きな差はないんですけど、一応発電効率28という、この辺がまた何かそういう企業庁あたりの採算性を重視した立場の中で、こんなことといったんかなという気がするわけですけど。それでは実際これが今運転をされとて、この発電効率の数字というのが、今現在8カ月くらい運転して、どのくらいの数字になっているのか。この辺のところを1つお伺いしたいと思います。

それから3つ目は灰処理の問題ですけどね、灰処理の問題はこれ今聞きますと、平成12年2月くらいから灰処理については太平洋セメントというような話が書いてございます。それが37ページにも太平洋セメントと、それから富士電機が共同事業体を形成してこうやってやっていくという話が出ているんですけど、私たちの認識では、企業庁さんが一生懸命努力をして、太平洋セメントといろいろ話をしながら、その灰処理についていろいろやっとてくれるなと思ったら、既に富士電機とそういう具合にいろいろ話がされとて、そういう形で具体的に始まったのかなというのが、この提供した資料では見受けをするわけですけども。

それと合わせていろいろなRDFの貯蔵施設の防火対策の問題でも、例えば富士電気は全然そういう防火対策をやってなかったけど、C社ではCO₂と温度計を取り付けてあったり、H提案では火災報知器とか散水設備等が取り付けてあるということですけども、このあたりを見ていてもより比較してみると、本当に富士電機で、何で富士電機なのかなと、こういうところがちょっと私疑問浮かぶわけですね。

それで、最終的に例えば7名の選考委員がいろいろ選考したわけですね。プロポーザルであかも出てきたやつを最終的に3社から1社に絞ったと思うんですけども、この中でまた見ていくと、1人が3票持ちで1提案については2票まではいいという、こういうあれで多分選考会をやったと思うんですけども、そのE社とC社とH社の票を、例えばE社が何票になったのか、C社が何票になったのか、H社が何票になったのか、この辺のところをちょっと教えていただきながら、どうもやっぱり最初から富士電機さんありきかなと、こういう気がしますもので、ちょっとその辺のところをお伺いします。

それから、2点目は富士電機の今回の提案の中で、いわゆるE提案の中にはいろいろこう見ますと、ページ数でいきますと2ページですか、2ページのE提案の所ではRDF貯蔵設備の形式では、サイロ方式は鋼板型4基でサイロ下部からコンベアで搬出するということですけど、この提案が今回プロポーザル出されて、それが今現在大型のもの1基しかないということなんやけど、この辺が恐らく原因につながった、大きな原因だと思うんですけども。これの4基が1基にずっと変わってきた経過についてちょっと1回お伺いします。以上すいません。

○田中委員長 2点。予定時刻が迫っておりますので、簡潔に的確にお願いしたいと思います。

○濱田企業庁長 一番最後のお尋ねのところは、19ページ、プロポーザル後の機器仕様の変更というところでタービンの問題と、それから20ページに貯蔵槽の形式、基数変更というところを報告をさせていただきました。ここに記載させていただいております。そして、変更理由は下にありますように、富士電機からRDFの貯蔵においてブリッジの可能性があったので、搔き出し装置が設置されている方式へ変更したいと。で、4基から1基への変更が提案されました。それについて、容量も同じなので問題がないと判断して採用したというような記録があります。それをそのまま載せさせていただきました。

それから、発電効率の話については、補助金の対象が28%以上という規定があったと思います。それで、そういうところが28%という数字が出てきておったと記憶しています。それから、富士電機ありきでなかったかということについては、私はそういう認識はありません。私自身そういう働きかけを受けたことはございません。それから、RDFの部分は永田教授がRDFの大家というふうに我々は認識していました。それから、太平洋セメントの件については、おっしゃるように企業庁でプロポーザルの話のとき、太平洋セメントを使った灰処理の方法を考えますというような話を、もちろん当然全社にですけど、こういう処理の方法もありますよということを話しております。それで、实际上我々一生懸命やったという部分は、やはり単価を下げるとかそういう部分もあって、懸命に地元の理解も得るというようなことでやらせていただけた話でございます。

○永田委員 それから、審査したときのE、H、Cが何票ずつ入ったかだけ教えてください。

○小林企業庁総括マネージャー まず、C提案でございますが3票でございます。すいません、ちょっと待ってください。間違いました。C提案が2票でございます。それからE提案が3票でございます。それからH提案が2票でございます。これが第二次審査の部分でございます。

○田中委員長 小林総括マネージャー、例えば今お手持ちで資料持つてはるんですよね。出してくれればよろしいやんか。なぜ、そこで尋ねやんと出さんという姿勢なの。それは最初の委員会でも申し上げたと思うの、委員会の進め方も。じゃあ尋ねなかつたら出さないの。積極的に情報を共有しあって、そして早く原因究明して改善策を考えていくのが本委員会の責任だと思っていますから、少し考え方を改めていただかないことにはこの委員会もたんと思います。お願いをしておきたいと思います。

○山本委員 まず、4つのタンクが1つに変わったということですけど、今簡単に御説明されましたけど、それでよかったと思いました。よかったというか、そんな簡単な形で変わっていいのかなと、そうやって思いましたやろか。その辺のところ企業庁のちょっと御所見をお伺いしたいと思います。それと、このE、H、Cの決定について、企業庁はどうですか、妥当やと思いましたか、まあという、その辺の所見をお伺いします。以上です。

○濱田企業庁長 妥当であったかどうかというのは、委員会でそれぞれの方、さっき言ったように票も割れたのは事実でございますが、初めからこういう格好でやりましょうという話は決めたと。その方式に従ってこれが決定されましたので、それは初めにそういう方式を明確にしておいて、公明にやろうという趣旨での結果だと思います。

それから、タンクの話については、やはりこういう事故の状態になりますと、2,000トンが入っておったことの処理の難しさというのは実感します。そういう意味では今後検討せんならん部分ではないかなという気がします。それは技術的な専門家の再度、意見も聞いたうえでやるべき話だと思います。私自身今どの形がいいかというところまでは、これはその知識持ち合わせていませんので、専門委員会の方々の意見も十分参考にしたいと思います。

○山本委員 そのタンクについては、例えば採算性とかいろいろそういうことの考え方、そういうふうに変えたというような気持ちがあつたんですか、なかつたんですか。

○濱田企業庁長 富士電機自体からこれの方が効率的だという提案で、あまりそういう同じ2,000トンのベースですので、記録で見る限りはあまり大きな問題として捉えた議論はなかったように思います。関係者にも少し聞いてみましたが、ここに記述したような内容だったと、私理解しています。

○田中委員長 予定した時刻がまいりました。委員会続けてよろしいでしょうか。

(「関連だけ」の声あり)

○田中委員長 そうしましたら、次回の委員会に本日御議論いただいております契約について、特にプロポーザルの手法に至る経緯、プロポーザルの際の判断等を中心に、そして市町村等7団体との契約等の第4条に注意義務というのがありました。これらあたりの部分についての議論を中心に、次回の委員会でさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田中委員長 今、緊急たちまちの御質問ございますでしょうか。

○貝増委員 委員長からもだいぶ指示あつたけども、執行部。我々議会も平成12年、あのときの委員会、委員長、副委員長も含め議会としても反省もしなければならない。その前提で質問もさせていただきますけども、企業庁長もやっぱり当事者として議会にすがるんじやなくて、やっぱりこの問題についての何をしているというより、この原点に戻ってほしいなと思うんですよ、我々も反省して前へ進む代わり。

そういうときに、岩名委員の質問にもありましたけど、ある新聞に載ってから全部過去の資料倉庫から搜しました。自分の所管している委員会のときの取扱注意書も出てきました、平成12年6月9日委員会で配ってくれた資料。これには全部各社の寸評が書いて名前も出てます。でも今日こうして改めて事件のあった後、なぜ今岩名委員が指摘されたように、個々の名称を隠してしまわなければならないのかと。別にこんな流れでたって審査の後ですから。今から審査するといったら隠さなければならないけども、終わった後ですから、すべての資料というものは委員長も指摘されたように、私はこの場で必要だと思うんです。これは次回からの資料では、全部やっぱり名称入り。そして、先ほどの採決でもC、E、H社、2票、3票、2票、名前まで言っていただく。

だから、警察が動いているから、どこどこが知事部局が動いているからというんじやなくて、ここは調査の議会ですから。

○田中委員長 貝増委員、簡潔に質問事項は何でございましょうか。

○貝増委員 資料出してくれということと、一番大きな問題で、今回の現場でのこれだけの契約仕様書を結びながら。1つだけ確認したいのは、第1章第6条そこに甲の責任が書いてありますよね。甲というのは発注者ですよ、企業庁。現場の事故が起った原因は3月以降。

○田中委員長 貝増委員、急を要しますか。

○貝増委員 急用です。

○田中委員長 急を要しますか。

○貝増委員 はい。

○田中委員長 はい、発言を続けてください。

○貝増委員 はい。市町村からRDFの搬入は、確保確認を全部企業庁がするということになっているんですが、これについて今まで一回も企業庁は答弁していないんですね。だから、この辺はどうなっているかと。これ次回での答えもいいですよ。もう今現場閉まってますから。委員長、今までの資料というのは、ある程度オブラーで包まれた資料ばかりですよ。次回19日というのは日も空きすぎる。で、そのときに提案をしたいのは、諂っていただきたいのは、これこっち関係ないけども。すべてのスタートに原点に戻って、例えば前の知事の証言取るとか、もらうとか。

○芝委員 議事進行で質問と委員協議と分けてやってもらってくれよ。

○田中委員長 貝増委員、よろしくお願ひします。

○貝増委員 わかりました。では、次回について私がお願ひしたいのは、各種の協定書を結んだ企業庁と地元対策、それについて徹底的に入りたいと思います。いかがですか、委員長。

○田中委員長 正副委員長で協議のうえ、審議内容を決めさせていただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

○芝委員 追加資料はもう出た。

○田中委員長 後でまたきちっと出ました、さっきの資料は。あった、なかった。小林さん。

○小林企業庁総括マネージャー ございました。

○田中委員長 ありました。配るだけ配っていただける。それでは、これにて本日の委員会を閉会いたします。質疑につきましては、次回委員会も継続して行いますので、よろしくお願ひいたします。当局には大変ご苦労さまでございました。

3 委員協議

(1) 次回の開催について

(2) その他

〔閉会の宣告〕

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年9月5日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

[▲ ページのトップへ戻る](#)

問い合わせ先:県議会事務局

電話:059-224-2877／ファックス:059-229-1931／E-mail:gikaik@pref.mie.jp



All Rights Reserved,Copyright(C)2008,Mie Prefectural Assembly
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。



平成15年9月19日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録

(開会中)

開催年月日 平成15年9月19日(金) 自 午前10時02分 ~ 至 午後
4時00分

会議室 第601特別委員会室

出席委員 16名

委員長 田中 覚君

副委員長 藤田 正美君

委員 日沖 正信君

委員 松田 直久君

委員 水谷 隆君

委員 岡部 栄樹君

委員 芝 博一君

委員 三谷 哲央君

委員 貝増 吉郎君

委員 木田 久主一君

委員 山本 勝君

委員 西塙 宗郎君

委員 萩野 康一君

委員 西場 信行君

委員 岩名 秀樹君

委員 永田 正巳君

欠席委員 0名

出席説明員

〔企業庁〕 企 業 庁 長 清 田 智 生 君

総括マネージャー 小 林 和 夫 君

" 藤 田 輝 也 君 その他関係職員

【環境部】 環 境 部 長 長 谷 川 寛 君

総括マネージャー 小 川 治 彦 君

" 松 林 万 行 君 その他関係職員

【地域振興部】 総括マネージャー 東 地 隆 司 君 その他
関係職員

傍聴議員 6名

県政記者クラブ加入記者 12名

傍聴者 2名

議題又は協議事項

- 1 ごみ固体燃料発電所事故調査専門委員会中間報告について
- 2 事故原因(全般)について
- 3 委員協議

- (1) 次回の開催について
- (2) その他

【会議の経過とその結果】

【開会宣言】

- 1 ごみ固体燃料発電所事故調査専門委員会中間報告について
- (1) 資料に基づき当局説明

〔長谷川環境部長〕

- 2 事故原因(全般)について
- (1) 質疑・応答

○日沖委員 前回の委員会から継続するようなお問い合わせになるわけなんですけども、前回の委員会のときに岩名先生の方から、このプロポーザルのですね、各企業の提案の中でいただいとの資料にもそうなっとるわけですけれども、富士電機を除く他の参加してきた企業さんはすべて、どこもすべてが何らかの防災対策なり、リスクマネジメントについての考え方なり、これ含まれるとるわけですね。貯蔵槽について。しかしながら、富士電機さんだけがそういう対策というものがまったくない貯蔵槽が提案されてきておるわけですね。そのところを岩名先生が前回の特別委員会のときに突いて聞かれたわけですし、また、新聞なんかに

もそのところがなぜだということで、なぜそれなのにここに決まったのかということがですね、問い合わせられるとわけなんですが、前回の答弁ははっきりとはその理由を示していただけなかったように思うんですが。

前回の答弁ではとにかく企業庁としては、その発火するとか、発熱するとか、そしてまあこういう事故に、大事故に至るような危険性があるとかいう認識はまったくなかった、危機意識はまったくなかったんだということで、聞かせていただきましたし、また、プロポーザルということで富士電機さんにも全部任せてあったんで、なぜそういう構造になったのかってよく分からぬといふような答弁もいただいておったわけですけれども、しかしながら、さらに、今回のこの中間報告の資料の中に添付もいただいてあるわけなんですけれども、さらに加えてですね、この今回のプロポーザルで提案してきてもらった富士電機以外のところは全部何らかの防災対策が、考えが含まれておったということと合わせて、今回この中間報告の中にもありますけれども、よその県の、三重県と同じメーカーのサイロがよその県に2つあって、そちらの方には同じメーカーやのに、スプリングラーが設置してあることとかですね、窒素ガスの充填設備が設置してあることとか、あると。

これだけですね、やはり富士電機以外のメーカー、富士電機以外の参加してきた企業さんは何らかの防災設備を考えておられましたし、そして、三重県の企業庁の施設と同じ貯蔵槽を造ったメーカー自体もですね、よその県では同じようなものを造るにあたってスプリングラーなり、窒素ガス充填設備を設置しておるというこの現状の中でね、なんで三重県だけそれがなんらそういう危機意識というものが、貯蔵タンクに、貯蔵槽に反映されとらんのかというのは、まったくこんだけいろいろ資料をいただいて、こういう状況をみせていただくなかでですね、より分からぬんですね。

この三重県の貯蔵槽を造られたメーカーさんは、よそでは防災対策なんらか貯蔵槽に対して取っておみえなわけなんで、なんで三重県で造るときだけはですね、それは富士電機さんなり、企業庁なりがですね、いらないんだということで省いて造ってくれということでもあれは、そういうこともあるのか分かりませんけれども、自然に考えればですね、やはり、造るメーカー側なり、プロポーザルに参加しておる企業側なりは貯蔵槽に対して、何らかの防災設備をしとつて当たり前なんだという意識で、これ、あって当然のような環境に思うわけですね。そのところを何で三重県だけがまったくそういうものを施されずに、これできてしまつたのかというところを、とにかく企業庁さんが任せてあるんだということであれば、任せてあったので分からぬんだということであれば、そしたら富士電機さんの方で何らかの、なぜ三重県のこの貯蔵槽だけがですね、こういうその無防備な形で出来上がってきたのかということを説明もいただきたいですし、こここのところを是非我々にある程度理解ができるように、一遍お答えをいただきたいなというふうに思います。

いただく資料を積み重ねれば積み重ねるほど、なぜ三重県だけまったくこういう危機意識というものが反映されない、こんなタンクになってしまったのかというところの疑問がどんどん、どんどん膨れてきますので、その辺もう一度、前回の委員会から引継ぎの話になりますけれども、是非よろしくお願ひいたしたいと思いますが。

○濱田企業庁長 きょうお配りした説明資料の26ページ、27ページをお願いしたいと思います。企業庁のこの説明資料の26ページ、27ページをお願いします。よろしいですか。

プロポーザルについての結果的な、今後検討せんなん反省点にもなろうと思うんですが、プロポーザルを経て契約がどうなつておったかという部分でいきますと、まず第1章の通則のところの4項のところに、下から3行ぐらいに、富士電機乙ですけど、「乙が提出した技術提案書に特別の定めがある場合を除き」、ごめんなさい、技術提案書によってこの第2章の第2条にいう、「技術提案書に従い」この設計施工するんだと、こういう話がありまして、その下の8条ですね、「富士電機は技術提案書に従い、自らの裁量及び責任において、三重県RDF焼却・発電施設の設計を行うものとする。」とあります。

そして、その下の、リスク分担のところに、その設計リスクによる、「受注者の設計ミスであれば、乙がそのリスクを負担する。」と、こういうようなこう考え方になってます。

それから、その27ページのこれ、さらにいきますと、施設の管理運営に関する契約の基本条項、一番上の55条の4項に「富士電機は管理運営期間中、乙の費用負担において、技術提案書に従つて、安全かつ環境に配慮した施設の管理運営を行なうとともに、安定的な電力の供給に努めなければならない。」という規定がありまして、同じく、リスク分担については設計リスクというものを設けております。

それから、次の28ページへいきますと、同じくこの設計の一連の話の中で確認仕様書というのがございまして、ここにもですね、「本書は、三重県RDF焼却・発電施設整備事業の締結にあたり、受注者の技術提案に基づく確認仕様書とする。」と、こういう形で富士電機が提案する確認仕様書という契約になっております。

それから、一番下に、労働安全衛生というところにも8項にあります、爆発や火災が発生しない構造とするとともに、発生した場合、被害が広がらないものとする。」というような規定もございます。

それから、機器整備、29ページの方へいきますと、機器整備の項で、この枠の一番下のところに、ア、イ、ウ、エ、オ、カがありまして、防災設備一式とこうなっております。こういうこう形が、契約の形になっておりまして、委員おっしゃるようにですね、富士電機の技術提案にまるっきり委ねるという格好の契約であることは間違ひありません。そしてそのリスク分担もそのように決められておるということでございます。契約上はこうなつております。そこから出発しての対応でございます。

こういう結果を招いたときに、このプロポーザルをやり方がどうであったのかというのではなく、今後安全という部分からは十分検討しなければいけない項目だという反省はございます。

それから、そのあとは温度計を設置したり、あるいは、仕様について、これはもう自分で手で持つて測定をするとか、そういう対策は講じるようになりましたが、設計の段階の話は契

約はこうなってまして、結果としてはスプリンクラーであるとか、そういうふうな防災の設備はなされていなかったと。

それについての富士電機の考え方については、RDFというものは、そういうところまでのものという認識がやっぱりなかったというような主張でございます。

○日沖委員 そういうお話は、前の委員会のときにもおおむねいただいたように思いますし、富士電機さんにもそういうRDFというものが、そういう危険性のあるものだという認識がなかった、そして、企業庁としては契約の中ですね、おおむねほとんどが富士電機さんに委ねてあるんだということで、そういう話も前にもいただいたわけなんですが、それはそれとしてですね、今回の事故に至る経緯の中で、何があったんだということを我々は知りたいわけですから、もう一度繰り返しになるわけですけれども、このいただいた資料をそれぞれ検証を我々なりにさせていただくと、やはりその危険性がまったくないRDFだというふうに、いくらここでそういう認識が当時あったといつてもですね、しかしながら、よその提案をしておる企業さんはもうすべてがですね、何らかの防災対策をその貯蔵槽であっても、とらなあかんのやという提案をしてきておるわけですし、そして、これもまた繰り返しになりますけれども、そちらからいただいた資料の中にも載っておるよう、同じ多度のRDF設備の貯蔵槽を造った、造られた同じメーカーさんがよそで造られた、よその県で造られた貯蔵槽についてはスプリンクラーなり、ガスの充填設備なりということを捉えてるわけですから、やはりいくら危険性に対する認識がなかったところでいわれても、やはりこちらの方がこのRDFを扱うその常識からいって、非常識やというふうにしか考えられないんですね。他でもそういう三重県のように貯蔵槽には、なんら防災対策というものが施されていなかった施設がいくつかでもあればですね、それはまだまだこれから発展途上の施設やからということで、理解もできんでもないんですけども、しかしながら、これまでいただいた資料を総合するとですね、この三重県の多度の施設だけ、そうなわけですから、やはりこれ以上企業庁さんが任せてあるんで、答えれないということであれば、富士電機さんからですね、どういう形、ここの三重県だけ、三重県の施設だけこういう形にしてしまったんかということをきっちり聞かせてほしいですし、おそらくその、他の企業さんが防災設備も入れた提案をしてみてえるわけですから、いろいろ情報交換なり、当時のそれぞれその提案してくる企業同士の意見交換もあるでしょうし、この貯蔵槽というものを造るについて、どうだったなんか、当時が。当時の常識がというところがですね、やはり我々ちょっとやっぱり聞かせていただきたい部分でございますから、企業庁では答えられないといふんであれば、企業庁長さんも疑問を持ちませんか、これ。なんで、お宅こういうまあ、あの祭になってしまってますけれども、なぜ他のところはこういうふうになって、防災設備ついとるのに、なんでもうちの貯蔵槽だけこんなんですかっていう疑問を持ちませんか。その辯もあわせてですね、必要であれば、やはり富士電機さんからのコメントもいただいて我々にも知らせてほしいですし、今一度お答えいただきますよう、お願いします。

○濱田企業庁長 私もこの契約条文全体にわたって、このような形になつてますので、当時のものにもいろいろ聞いてみました。なぜこういう提案の形になつておるのかと。委員おっしゃるような疑問の点もありますので、聞きましたが、やはり、プロポーザルというところ

で、その当時としては全面的に技術提案を受け止めると、こういう話であったということしか、実は私の耳には入ってきておりません。

富士電機のほうにもそういう話はいたしましたが、RDFの今、現在ですね、持つておるような話の認識ではなくて、平成7、8年ごろに行なわれた調査ではですね、そういう話はあまり想定できなかったというような主張でございまして、この点については今後、先ほどいました技術提案のその内容と、それからリスク分担の話を含めて、相当の議論をしていかなければならないというふうに受け止めております。

今、私のお話できる内容は、それしか持ち合わせてございませんので、申しわけございません。

○日沖委員 このままいきますと、いつまでも平行線になるわけなんで、まだまだ後に、この点の疑問は残しながら進めてかしていただくことになってくんでしょうけども、とにかく、今一度繰り返しになりますが、当時、富士電機さんとしてはそういうその意識を持ってなかっただといふような話を聞いたということで、企業庁長のほうから聞かせていただきましたけれども、しかしながら、何度も言いますけれども、他の提案しておる企業さんはそういうことを想定してか、どうしてか分かりませんけれども、何らかの防災対策を施した貯蔵槽を提案しておるわけですし、三重県の貯蔵槽を造ったメーカーさんも、他の県では防災対策なんらかを施したものを作つたわけですから、やはり世の中のRDFの関連の施設に携わってる企業なり、メーカーさんなりというのは、何らかのこういうものを造る時には、そういうものをつくるんだといふのは常識だったんじゃないのというふうに我々は思うわけです。資料を見せていただくと。なぜ、だったら富士電機さんだけがなぜその、富士電機さんの下で貯蔵槽を造っているメーカーさんでさえ、よそでは防災対策やっているわけ、防災対策したものを作つたわけですから。何で、富士電機さんが受けたこの三重県のやつだけですね、他の企業なり、メーカーの考えとは違う、まったく違う意識の危機感はまったく感じないものに、作ってしまったんかといふところは、やはり企業さんに任せてあるといつてもですね、疑問を持って、今からでもいいたいどうやつたんやということをやっぱり聞いてですね、報告を今、今報告いただいただけの報告では、ちょっと我々まったく疑問が解けていかないんで、企業庁さんから聞いていただいても、われわれにもうちょっときちんと報告をいただきたいなというふうに思いますので、きょうのところこれ以上お聞きできないのであれば、お願いをさせていただいて質問を終了したいのですが。

○濱田企業庁長 私自身もそういう思いもありますので、何度か話し合いはします。ただ、契約上はこうなっておったという事実の上にたって、今後の展開もありますので、私もその部分はできるだけの情報を集めてやりたいという思いはあります。

ただ、現在のところ、そういう話の段階で止まっております。さらにそう努力します。

○日沖委員 はい、お願ひします。

○水谷委員 今、日沖委員に関連する質問を1件と、私の方から2、3件ちょっと質問をさ

せていただきます。

ただ今貯蔵槽の防災設備の件でいろいろありましたけれども、この前の答えがありましたこの貯蔵槽のタンクの4基を造る当初予定であったと。これは1基にしたと。こういう理由がありまして、この前の資料の20ページに変更理由という形で、定期点検等に必要となる貯蔵容量に変更がなかったので、問題はないということで、4基から1基にして採用したと、このように述べられておりますけれども、それでその設備投資変更額が、貯蔵槽の変更でゼロと。プラスマイナスゼロという形になってますよね。これにつきましては、通常我々素人が考えても、当然4基造るものを見基にすればですね、値段的には安くなるというふうに私は考えるわけですよ。なぜこれを1基にしたかというのはもう一度、ただしたい。

それと、やっぱりこれ安全性を見た場合、いくら貯蔵槽といえど、4基とはいわなくても2基ないし3基あったほうが、当然のことながらバッファタンクとしての役目を果たし、安全性が高まるというふうに私は考えるんですけども、この辺をひとつお聞きしたいと。まずひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○濱田企業庁長 前回お渡しした20ページですね、この点についても私も当時の書類なり、あれを全部接せという格好で打ち合わせ記録からすべて、ちょっと書類が混乱しとるところもありますが、できるだけのことを捜しまして、協議経過なんかも見ておったんですが、ここに書いてあることが記録としてのすべてになってまして、装置としては搔き出し装置付きというのとですね、装置が前はなかったという格好で、いわゆるRDFのブリッジ化というのがある程度想定されてくるという話もあってですね、この搔き出し装置はつけたと、こういう話で、収支としてはその変更はゼロという格好になっております。

それ以上のところは、私が捜した記録の範ちゅうでは見当たりませんでした。そういう協議記録があります。ですから、この協議については県も当然知っておってですね、協議したという話になってます。

○水谷委員 そういうことでございましょうすけども、要するに我々が通常考えた場合ですね、4基タンクを造る基礎と、ね、土建工事からすべて入れたらですね、当然1基にした方が安くなる。というのは、一般的な常識やというふうに思います。その辺が、まあ、搔き出し装置をつけられたことによって、プラスマイナスゼロになったのかどうかわかりませんけれども、企業庁長そういうふうに思いませんか。

○濱田企業庁長 そういう部分も含めてですね、私、協議内容を調べてみたんですが、私が先ほど答弁したようなことの協議記録でございました。

○水谷委員 先ほど日沖議員さんもおっしゃってましたように、やはりその辺のね、詳しいことがわからなければやっぱり富士電機さんにも、よく調査をしていただきたいというふうに思います。これにつきましてはこれで終わりたいと思います。

もうちょっと2、3点。よろしくお願ひいたします。

○田中委員長 はい、お願ひいたします。

○水谷委員 事故が発生してから約1カ月を経たわけすけれども、冒頭にですね、一番最初に日沖委員が言われてましたように、遺族に対するその補償とかいろんなことについての意見が当初ありましたけれども、それもインターネットで紹介されてまして、そういうことについてまあ、私が非常にこの中の委員の中では、ある1人の遺族の自宅に非常に近いものですから、まあいろんなお話を聞いてきたわけですけども、また、こう非常に残念だという気持ちで、遺族の方がおっしゃってみえるんですけども、要するに企業庁、三重県、あるいは富士電機さんに対して非常にだんだん、だんだん納得がいかないという気持ちが出てみえております。これはですね、やはり亡くなった方あるいは受けがされた方につきましては、非常にRDFのこの発電所といったすばらしい設備を、自分たちが一生懸命こう事故を処理しようということで携わってきたわけですけどもね、結果的にこういった大惨事になったわけですけども、そういう遺族の方の意見としましてはやはり息子が、あるいは親がこういった仕事をしてきたのであるから、できる限り早く原因究明をしていただきまして、安全な設備等問題ないというなかで、やはり再開をしていただくのが、亡くなった人へ対するまあ、ひとつの恩返しあるいは義務じゃなかろうかということを当然言われるわけですよ。

その中で、やはり、もう1カ月経ったわけですからね、三重県として亡くなった方、遺族の方、あるいはその受けがされた方に対して、何らかの見舞い金なり補償なりのことをその後ですね、考えていらっしゃるのかどうかということをちょっと聞きたいんですけども。

○濱田企業庁長 まあ、知事の方も含めてですね、今あるいろんな制度の中で検討はされておりまして、私自身もそういう話の中でできるだけ最高のものをお願いしたいというものは、後々の話は別としてですね、知事宛にはお願いはしました。南川様、川島様の所へは私も先般お訪ねいたしまして、今委員のおっしゃったような気持ちは十分受け止めてまいりました。そういうような意味で、今、ここでこれをこうしますというところまでのものはありませんが、気持ちとしてはですね、いつもそういうことを考えておるということでございます。

先般も、いろんな話の中で、いや何も知らないよ考えてないよみたいな受け止め方をされておるような場面もありました。そういうことではなくて、やはり、一番ご遺族がおっしゃつとったのはやっぱり、消防という使命感の中で行われたことが結果としていい方向になっておるというようなことについて、随分お話がありました。そんな気持ちは私も十分受けとめて参りたいと思います。

○水谷委員 まあ、そういうことで、やはりどうしてもそういう姿勢をきちっとした形で示していくないと、遺族に対する不信感というのは募る一方で、ましてやこれは三重県とは直接的には関係ないのかもしれませんけども、富士電機さんにつきましては、社長ぐらいがあいさつに来てもいいんじゃないかなうかというようなふうに私も思いますので、この辺もし、そういう形で言っていただけるんであればありがたいなというふうに思うんですけども。

○濱田企業庁長 私お会いした後にですね、こういう状況がありましたよという話は、富士電機の方へも、やはりもう少しきちとを考えられたらどうですかという話は申し伝えました。

○水谷委員 なるほどね、はい。非常に日が経つのが早いものですから、その辺、是非ともですね、早急な対応を是非お願いしたいなというふうに思います。それから、これ地元、東員町との環境保全協定書というのがありますよね。これが私ちょっと入手したんですけども、第6条に操業停止等という条項がありまして、要するに、乙、乙というのは企業庁ですね、は、こういった事故等によって公害を引き起こすようなおそれがある場合、故障、破損、その他の事故が発生した場合には直ちに操業を停止し、甲、東員町ですね、及び関係機関へ報告するとともに、原因の究明に努めるものとすると。乙は操業再開した時は速やかに甲に報告するものとする。とこういう条文があるんですけども、これは東員町長とですね、企業庁長の濱田さんとの中で締結をされてるわけですけども、これはもちろん濱田庁長もご存知ですよね。

○濱田企業庁長 手元にも持ってございます。

○水谷委員 これにつきましてですね、東員町の方からまあ、お聞きしたんですけども、なんらこういった報告がなかったと、住民からの報告で我々はおかしいということで飛び回つたら、こういったことがあったというような報告を受けているんですけども、これは事実ですか。

○濱田企業庁長 その報告というのはですね、多度町さんと桑名市さんとそれから東員町さんと、三協定ございますので、いつの時点でという話まではあれなんですが、時点、時点でのどういう内容の報告という話まで、これ規定してませんので、ですから、もし落ちとるというような話でしたら、私自身も東員町長さんとも現場でもお会いして記憶もありますし、いろんな格好での話はありますが、ここでいう管理に関するような、テーブルについての話がないというような意味でなら、まだそれは行われてないと思いますので、そういった疑惑を持ってもらわないようには今後対応したいと思います。

○水谷委員 8月の14日に起きた事故の件につきましては、どうも、あとで連絡いったのかどうか分かりませんけれども、住民からそういう音もしたという報告があって、どうも行ったようです。だから正式な形で企業庁からは報告が行ってなかったように思いますので、この辺はですね、やはり協定書がある以上はきちっとした形で守っていただきたい。これはやっぱり住民に対して当然のことながら不信感を抱きますので、その辺を是非実行をしていただきたいと思いますので。

○濱田企業庁長 あの後すぐにですね、連絡の文をきちっと作りまして、また今現地の分もつくってますので、現地本部の連絡体制とか、マニュアル的なものも早速作りました。今後、そういう状況が生じないように最大の努力をしたいと思います。

○水谷委員 もうひとつだけお願いします。これはまあ、それぞれ地元に企業庁から説明会

を開催していただきましてですね、本当にありがとうございました。ただ、内容的にいろいろな意見を聞きますと、どうも責任のある回答のできない方ばかりの出席であったと。だから、なかなか話をしても、今の中間報告が出てない状況での説明会がありましたので、非常に難しいとは思いますけども、その辺の企業庁としての責任者のやっぱり出席を住民が求めておりますのでね、その辺につきましてなぜそういった方がとりあえずは説明会に出たのかということをお聞ききしたいです。

○濱田企業庁長 まあ企業庁としては、現地の責任者という格好で、あれからすぐに企業庁のマネージャークラス2人を現地に配置しまして、そして、個々については私としては、相当の判断と現地対応をせんなんことがよくありますので、それとある程度いろんな技術も持つての知識もありますので、これであなたたちがそこで責任を持ってやってほしいと。そうすると、やっぱり現地の方とのいろんな意味での窓口ですね、これから。そういう部分でも繋がるでしょうというような意味合いが非常に強うございました。

それと、あの時点で、私もずっと答弁の話は当然報告を受けてみてますが、仮に私が出席したとしてもですね、ああいう程度の話であつただろうと思います。それと、私自身の出席をいろんなところで言われます。正直言って私の気持ちはいろいろありますが、やはり判断せんなん時期の問題と、ひとつは物理的な問題もありました。ただ私は地元との話はやっぱりポンと行ってですね、するよりは、やっぱりもっときちんと密接な関係を築いていく必要があるなど、そんな気持ちが強いもんですから、今現在ですね、管理職における2名をそこに配置して14名の体制を作つて、そういう受け止め方ができるようにという企業庁の力を総力をそこへ結集せないかんと、こんな思いでありましたんで。

それと、私自身がですね、出席した話といたしましては、桑名広域の全員協議会という話の中で、これには桑名広域関連の全市町村長さんが出席していますし、それから議会の代表の方全部が出てます。そこへは是非という話がありましてですね、私そこで説明もし、そして1時間50分間ぐらいだったと思ひますけど、そういう場面へは行ってお話をさせてもらいました。

そういうことで、状況を見ながらは対応しますがですね、こないだの時点では私、かなり技術的なことも含めてきちっと説明する必要があるんじゃないかなということでの話でしたので、資料なんかはできるだけ丁寧に分かるようにしてほしいというようなこともして、やらせてもらいましたことは御理解いただければなと思います。

○水谷委員 せっかくのね、やはり説明会に地元の町会議員、あるいは自治会長、すべてが参加をされてですね、非常にこう期待をして説明会に出られた人ばかりなんですね。そういったところで非常に後でそういう批判が当然ありました。企業庁長のやっぱり出席を求めて是非、きちっとした形での説明会にしてほしいと、こういう強い要望がありますので、今後是非ともそういうことにつきましての対応をね、よろしくお願いしたというふうに思います。以上で終わります。

○岡部委員 この施設につきましてはですね、いろいろ取りざたされておりますけれども、

私は初めから安全性に欠けた技術的なものがあったというふうに、認識をせざるを得ないと
思うんです。県の特別事故調査委員会の方から原因の究明が、こないだちょっと発表されま
した。厚生省のごみ処理施設性能指針によってやられたと思うんですけれども、果たしてこ
れがそのような形で取りざたをされておったのかどうかというのは、少しこう疑問に思うわ
けです。

まず、7名の委員の皆さんがあなたがみえましたけれども、この前少しお話がありましたけれども、
3、2、2のいわゆる挙手で行なわれたと。できればその、誰と誰が3で誰と誰が2か、教
えていただければありがたいなと。それがひとつ。

そしていろいろ事故原因で取りざたされておりますけれども、これ、生ごみについては要す
るに水分が含まれるいわゆる腐敗菌の増殖しやすい、いわゆる好気性、嫌気性の持った施設
ということが当初からわかつておると思うんですね。好気性については約60度、嫌気性
については100度以上の高熱が発生するということは、もう当初から専門家であればお分
かりいただいているかなと、そんなふうに思うんですが、そこで、水を含みやすい、いわゆ
る吸収性のある施設についてはいわゆる今、日沖さんがおっしゃったように、いわゆる保管
庫、これは密閉式でなければいけないと違うかなという気がするんです。

密閉式でないと、いわゆる外からの空気が吸いやすい。当然水分がたまる。水蒸気がしてメ
タンガスが発生する。爆発に繋がる。こういうようなことで、この施設そのものが当初から
そういう、いわゆる機能を持っておったのか、いわゆる乾燥装置あるいはガス抜き機能を
もった保管庫であったかどうか、というのを先にお聞きをしておきたいなと。まず、それを
ちょっと2つをお聞かせいただきたいなと思います。

○濱田企業庁長 投票の話についてはですね、あれははじめに決めたと思います。最初は無
記名でですね、最後のところは無記名で投票するという格好になっておりまして、そのよう
に投票したと思います。それから、結果については、この今回の表に整理させてもらってあ
ります。投票方法とか方式ははじめに決めておいてですね、その決めた手順に従ってやった
ということでございます。

それから、今の部分の具体的に技術的にですね、ちょっと答えがもてませんので、また調べ
て御返事させてもらいます。

○岡部委員 その辺がですね、一番ポイントになってくるんですよ。それで、なぜかとい
ますと、いわゆるこの施設については危険性、いわゆる危機管理の大切な施設やと思うんで
すよね。で、そういういわゆる、もしそれが確立してなかったら、設置してなかったらこれ
は設備不良ということで、消防法に抵触してくるんですよね。この施設が消防署の方でいわ
ゆる許可がおりたのかどうか、なぜ認可をしたのか、許可をしたのかということに繋がって
くるんですよ。こここの部分が一番大切になってくるんです。そしてから、もうひとつです
ね、いわゆる可燃性の大量保管の設備については、これは保健所の認可がいると思うんで
すが、保健所のいわゆる設置認可と許可認可というのは下りてるんでしょうか。

○小林総括マネージャー お尋ねの消防なんですが、このRDFにつきましては、消防法でいいます危険物等に現在指定をされておりません。例えば紙とかそういうもの
が、そう指定されておるんですけども、RDFについては指定されておりませんが、現在の
この爆発事故を受けまして、どうしようかというふうな今検討が國の方でされようと始めて
おります。

それからその先ほど先生おっしゃられたどういうふうなその、密閉式とかガス抜きがどうと
かという話でございますけれども、確かにタンクそのものの構造につきましては、まあ密閉
式ということでございますが、この富士電機そのものがプロポーザル時に前回もユハラ先生
からちょっと指摘がございましたけれども、このいわゆるタンクの防火対策としてはサイロ
内の空気を吸引することで、まあ、その、還元雰囲気にするとともに、サイド外壁に断熱材
の施工とかそんなふうなことを書いておりまして、なかなかこれ理解のしがたいような内容
かと思っておりますけれども、要はこの防臭対策も兼ねてそのサイロ内を無酸素状態にする
といいますか、そんなふうな感じのことをここに触れておるんかなと、そんなふうに解釈を
いたしております。

○岡部委員 そうすると消防の方については、今国の方といわゆる協議というか、それに
よって最終的に答えは出るんでしょうか。

○小林総括マネージャー 私どもの今、貯蔵槽の現況でございますけれども、ちょうど昨日
からテレビ画面も流れておりますけれども、上の切り取り作業を行なっておるんです。ちょうど4mと6mにまして、やっておりまして、昨日ちょうど4枚取れたという状況でござ
います。したがいまして、まあこのタンクそのものはこれから撤去をしていくということでござ
いますので、これからタンクそのものをどのような構造にしていきますか、あるいはまた、
タンクと違う方法で行きますか、いろんな検討があると思うんですけども、そのときには
ある程度國の方も、急がれますということになりますと、このRDFそのものについて消
防法上でどういう扱いになるかというようなものは指導なり、あるいはまた決まったものが
でてくるのかなとそんなふうに、今のところは考えております。

○岡部委員 この辺をですね、はっきりしないと最終的に國の指針、いわゆる國が進めた施
設として國の方にもかかってくると思うんですけどね。この辺をきちんとやはり整理をして
おいていただきたいと思います。それから、特にですね、この施設については、いわゆる持
込みするRDFの不善いものがあると、こういうような発生しやすいということになるん
ですが、搬入された時のいわゆるそのチェック機能というのはどんなふうにされておるの
か。

○濱田企業庁長 先般委員長のほうからもご指摘がありましたので、13ページをお願いし
ます。その前にですね、16ページをお開きいただきますと、写真をつけてございますが、
これは1月9日にですね、担当者会議に示した写真でございます。もちろん現物も見せま
したが、当時作られたRDFはですね、この真ん中あたりの搬送コンベアで運んでいるときに
こんな状態になるようなRDFでございました。

もちろんその頃は、それぞれの施設もですね、稼動して間もないということもあったと思います。そういうことで、これをどのように改善するかという話は、我々としても今はストップすべきでなかったのかという強いご批判もいただいてますが、この当時はですね、やはりこれは速く改善してきちんと市町村のごみ処理が困らないようにというところへ非常に意識がいっておったというのは事実でございます。

それでこの状態でしたので、これを改善するためには、単に言うてしとるだけではいかんと。これは施設もそうですし、それからその施設の運営の仕方ですね、メーカーとも協議せんなんと。こういうふうな話がありますので、そういうことから、市町村とともに取り組んできたわけでございます。

そして、その17ページを見てもらいますと、以下2月の14日にまた、この状況を見てさらにやったとかですね、それから5月にも行いました。その、するたびに確かに物はだんだん、だんだん改善されてきました。そういう話の中で、我々も目視という格好になってますが、実は市町村からのですね、運び出しは3月に1回の報告になっています。まあ、考えますれば、毎日製造するものが3月に1回という意味はですね、やはり、当初の時からやはりお互いが協力関係をきっちりとしてですね、かなりそれが注意義務をきっちり果たそうと。でなかったら、毎日あるいは作る毎の報告でなければだめなわけとして、RDFでもいいところをとってやればですね、悪意に考えますればそんなことになりますから、そういう意味じゃなくてやっぱりそれぞれつくるところがですね、やっぱり自分たちの注意義務をきっちりやってもらうためにということの意味合いもありますと、おたがいが協力してやってきたという経過でございます。

ただ誤解がないように、だから県は関係がないのだという意味じゃなくてですね、いっしょに取り組んでいかなきゃならんという意味で、こういう改善をずっと取り組んできました。それから、特に20ページ、19ページに桑名広域清掃事業組合の性状改善の取り組みとあります、こここの話もですね、実は桑名広域はほぼ半分がその生産量を持っていますので、こここのRDFの性状には非常に大きく関与するということもありまして、12月から性状改善に話し合いながら取り組んでまいりました。

そして、いろいろ報道されておる話の中で、19ページの一番下のところで、1月の27日から2月1日にこの屋内で高さ3mに積み上げて、この桑名広域の製造したRDFの状況を見ましたら、こういう発熱があったというようなことで、もう少し早急にこれ取り組む必要がありますねというような話し合いをしてきました。そして、この20日の20ページの次のページの一番上に先般もありましたが、県の方へいろんな提案したけれども、何もしてくれなかつたようなお話がありますが、これがこの2月の話でございます。これはやっぱり、消石灰の添加の議論がありました。こういったこともあったのも事実で、県としても消石灰のあり方の部分は、まあそれぞれ集まつた中ではいろいろ議論はあったと。ただ、それとは別個にですね、やはり、メーカーとしての機器の成型をもっときっちりせないかんのじやないのという、先ほど見てもらったような話がありましたんで、それはそれとしてですね、だから、放るんじゃなくて、成型機の成型もきっちりしてくださいということで、15年2月

にそのうちの1台を交換しました。そしたら、そこから出てきたRDFはですね、非常に状況のいいものだったと。それで、3月末までにすべての成型機が交換されています。

その結果をもってですね、4月5日から18日まで発熱の炉試験をずっとやりました。この試験の結果はですね、異常な数値はひとつもなかったと、こういうふうな話で、この時点でかなり改善されたと、そして、そういう話をしながらもですね、カルシウムの添加部分なんかを調整しながらさらに一層取り組んでいただいたと、そしていまでは直接投入でしかできなかった桑名広域の話が4月21日以降はですね、貯蔵槽へ投入しつつやっても大丈夫だろうと、こんなような話になってきたということで、まあ、各市町村も懸命に取り組んでいますし、県としてもそういう問題を解決しながら、いっしょにやってきたというようなことでございますし、それから18ページの方へ戻ってもらいまして、実は、目視という話だけになってますが、その中でもですね、少し形状がずっとそういうふうな格好で続くようなものについては、また個別にですね、文章もあるいは物も採取したサンプルといっしょに送って、こういう状況ですので、さらに改善してほしいと、このような話でまあ、全部が混ざり合ったものになりますので、全部がですね、やっぱり力を結集してやっていただくとこんなことで、今も取り組んできてるということでございます。

ただ、今回の結果を踏まえてみればですね、やはりこういう状況、ある一定の部分であればですね、これからは搬入ができないとかですね、それからその基準をもう少し明確にするとか、ご指摘いただいたようなことは当然検討せんなん課題かと思います。

○岡部委員 それで今ですね、取り壊しが始まってますね。非常にややこしくて、施設については県やと。サイロの中身については富士電機やと。委託の関係でいろいろあろうかと思いませんけれども、この取り壊して、取り壊した時のその費用はどちらが負担するのか、あるいはまた、再度そこへですね、新しく設けるのか、別のところにまたやるのか、その辺、ちょっとお聞かせいただきたい。

○濱田企業庁長 費用の部分についてはこれは当然先ほどいったような契約内容に従ってですね、これから決定していくことになると思います。当然我々としてもですね、こういう契約時のこのぶんについてはきっちり対応していただくという気持ちであります。それから、今後のこの部分についてはですね、知事も申しておりますように、やはり、白紙のところからという話になればですね、白紙は何もせずに放っておくという意味じゃなくて、我々としては知事がきっちりご判断できるような状況をですね、早く整えるということだと思いますので、それと先ほどの中間報告の話にもありましたように、その他の施設も放っておけば銷びたりですね、あるいはまた別の二次的な具体的なことは分かりませんが、ことになるかも分からぬということでの、その話だと思いますので、そこはこれからのご指導をきっちりとおいて対応することなど。ただ、現在はですね、貯蔵槽を通してやる方法とあと、今まで貯蔵槽を使わない時は直接投入でやってまして、貯蔵槽がなかつてもですね、そこへ貯蔵しないという方法ならばですね、施設は一定の点検をすればこれは物理的には稼動するという状況にあります。

○岡部委員 最後に1点。間違つたらごめんなさい。聞くところによると、いわゆる富士

電との委託の間で委託料が10年間にわたって建設費の方に含まれて済ませられておると聞いておるんですが、その辺は本当でしょうか。

○濱田企業庁長 おっしゃつとる意味がちょっと理解しがたいんですが、建設費の、委託料でなんかカバーしとると、こういう意味でしょうか。

○岡部委員 いわゆる10年間の県と富士電機の委託契約の委託料が、建設費の中にすでに盛り込まれて処理されてるというふうに聞いておるんですが、それは本当でしょうか。

○濱田企業庁長 これは委託も、いっしょのプロポーザルの中に入っていますので、それは契約の中に入っています。もちろん建設費はいくらですよ。それから委託料はいくらですよ、いうのは既にお渡しした契約書の中はずっと盛り込まれております。

○岡部委員 それは管理に対する委託料ですか。

○濱田企業庁長 管理運営をですね、建設したところが管理運営をするという、一括のプロポーザルになってますので、そういう意味で管理運営経費でございます。

○岡部委員 そうすると、こういうような結果になってですね、いわゆる修正はするんでしょうか。そのままですか。

○濱田企業庁長 その辺は今後の、原因のあるいは責任のという話ですね、話し合いが行なわれなければならないことと思っております。

○岡部委員 終わります。

○西塙委員 契約の関係についてお尋ねをしたいと思います。温度センサーが設置されておるというふうに聞いておるんですが、これは当初から温度センサーが設置されていたんでしょうか。

○濱田企業庁長 あの、後で。

○西塙委員 確認仕様書によりますと、爆発や火災が発生しない構造とともに、発生した場合、被害が広がらないものとするという項目があつてですね、防災設備一式を備えると、こういうふうに確認仕様書ではなつておるんですが、その際の防災設備一式というのはどの程度のことを想定されておったんでしょうか。

○濱田企業庁長 その部分になるとですね、一番初めに日沖委員が話した契約のところへ戻っていきまして、我々としてもですね、その部分をもっとクリアにならないかという部分ですね、やっておるんですが、契約書にある限りの範囲以外はですね、まだ今のところ掴んでおりません。

○西塙委員 契約書ではですね、技術提案書、おそらくその確認仕様書などに基づいて設計をするというふうになつてますね。設計施工に関して、契約を履行しなければならないというふうに言われておってですね、富士電機が技術提案書に従つて責任を持って設計を行

なうものとすると、こういうふうに書かれておつですね、確認仕様書の中で防災設備一式という表現があるわけですから、そうするとその企業庁としては、なんか契約結んだだけで、内容についてまったく検討もしなかつたということになるんでしょうか。

○濱田企業庁長 こう、なんといふんですか、貯槽という意味じゃなくて、火災報知機であるとか消火器を設置するとかですね、常識的なものは当然あるんですが、この一式の貯蔵槽の部分の話は、先ほどいったように、例えば温度センサーなんかは取り付けられていないという格好になります。

○西塙委員 その設備についてですね防災設備一式を備えると、これが契約の内容ですね。温度センサーは後で付けたと、なんか断熱材を回りに張ったということなんだけど、それがその防災設備一式ということの判断だったんでしょうか。

○濱田企業庁長 技術提案書の話はですね、そのようになっておるということでござります。

○西塙委員 労働安全衛生の項目ですね、爆発や火災が発生しない構造にするというふうに明記されるとるわけでしょう。それがですね、今おっしゃられることとどう考えても理解しがたいんですが、もう一度お願ひします。

○濱田企業庁長 私もそういう点は、そういう観点から今後のいろんな話し合いは強くそういう分を踏まえて、やっていきたいと思っています。

○西塙委員 この機会にやっていくんじゃなくて、契約してですね、設計をして建設したわけですので、その時点で契約を履行されるとものかどうかということが大切なんじゃないでしょうか。

○濱田企業庁長 先ほど申しましたように、私も結構長いこと県行政に携わつてゐる中でですね、こういう形のプロポーザルの契約内容に触れたのは初めてでございます。そういうような意味合いで、先ほどからですね。ただ、契約内容はこうなつておる事実はもういかんともしがたいですから、私自身もいろんな思いがありますが、そこはきっと踏まえてですね、行かざるを得ませんし、いろんな話を聞いてきますと、要するに出来上がり一式を、まあそれを貰えば問題がないんだという格好の、まあ平たく言うとそういう形の思想でずっと来どるんですね。そういう意味で、いろいろ個別個別に見るとですね、たくさんやっぱり問題を含んだ格好に結果としては随分いろいろあるなということで、そういう認識を踏まえてやらざるを得んと思っています。

○西塙委員 そうするとですね、任せてあったんで契約内容はどうか別にして、出来上がったものが正しいものやと、契約に基づいて出来上がったものやという認識だったということなんでしょうか。

○濱田企業庁長 今の形としてはですね、そういう契約の形ですね、もちろんまだ形としてはまだ受け取つてない形になつてますので、そういう部分を踏まえて今後でもやれる部分

いろいろできるだけの努力はせなならんと思いますが、いずれにしても、少し契約内容の総点検を、それから専門家の方にも意見をもう一度聴取しながら、進めていかないかんと思う点が多くあります。

○西塙委員 くどいようすけども、今あなた、まだ富士電機から県が引き継いでいないと、だからこれからでも直すのは直すというふうにおっしゃるわけすけれども、もうすでに昨年の12月1日から現実には稼動しておるわけでしょう。だから、その引渡しが終わって現実に、その正式に終わったか終わらんかは別にしてですね、現実にはもう昨年の12月1日から引き渡してもらって管理運営を富士電機に任せてやってきたわけですので、その契約内容に従ってですね、12月1日現在の時点できちっと出来上がっていなきゃ行かんと思うんですが、その辺はいかがですか。

○濱田企業庁長 R D Fの燃焼という部分についての、こういう構造物があるとかですね、安全審査的なことは当然やっております。そういう中で、これでR D Fの燃焼は大丈夫だねということは確認したうえでR D Fの燃焼行為は行なったということでございます。

○西塙委員 今企業庁長がおっしゃるのは、発電所の施設の方ですわね。ところでその、確認仕様書ではですね、わざわざそのR D F貯蔵設備について防災設備一式という表現まで入れておいてですね、なんらそれがなかったということについてはですね、これは契約違反ということになるのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○濱田企業庁長 我々としてはですね、今いくつかの先生がおっしゃるような思いも含めていますが、個々の点については原因究明、あるいはその責任も含めて本当の意味で、正直言いまして、これは今後きちんと主張すべきは主張してですね、やっていかなきゃならないことだと。それから企業庁自体の契約のあり方の部分も含めて、その反省も含めての当然ことでございます。

○西塙委員 私その、契約のあり方というよりも、契約したものが履行されておるかどうかというチェック体制が、欠けておったのではないかと、こんなふうに実は思っております。是非富士電機との関係で、きっちりしたけじめをつけてもらいたい、こんなふうに思います。

それから、もうひとつだけ。日沖議員や水谷議員からも遺族に対する対応の関係で、少しお話がありました。まあ、お葬式に出ていただいてですね、そこまではまあ誠意もって対応していただいたんですが、それ以降ほとんど対応できないということなんです。桑名市では、自分の直接職員ということもありますので、公務災害補償法であるとかあるいはその前の条例やら規則などに基づいてですね、対応していただいておるということで、この9月議会に予算も提案されているんです。過去にそんな例で、例があったのかどうか別にしてですね、私は気持ちの問題だと思うんですよ。遺族が今随分思ひがあるみたいなんですね、そもそも、そういう意味でいきますとですね、早急にいくらがいった、どうなのどうかということは私は言うつもりはないんですが、知事交際費の中から、見舞金を出すとかですね、そういう対応はできないんかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○濱田企業庁長 まあ、先ほど申しましたように、今現在の制度ができる話は、最高のものをお願いしたいということは私も文章を含めてですね、知事にはお願いしました。それから気持ちの問題というような意味合いではですね、まあ先般、9月10日だったと思いますが、私自身ですね、お訪ねをし、話を聞かせていただきました。直接的な心情もきちと受け止めてまいりました。今企業庁の中でもですね、そのお金の額というではなくて気持ちで答えられる方法はないかというようなことで、職員個人も含めた部分での、そういう取り組みもですね思っておるところでございます。いずれにしても、気持ちとしては常にそういう気持ちを持ちながらですが、今現在企業庁としてという部分はこうだという話はいえる状態ではありませんので、知事の方へは制度的な部分でお願いしたいということだけは申し伝えたところでございます。

○西塙委員 気持ちは十分にあるということなんすけれども、ただですね、先ほど企業庁職員個人的にどうとかいう話がありましたけれども、私はそういうことではなくて、やっぱり三重県なり、企業庁なりの組織としてきちっと対応することが大切ではないかと思うんです。

桑名市の消防本部では、消防葬を計画されておったそうです。いろんなことがあってですね、遺族の方がわだかまりがなかなか解けないということで、消防葬そのものも延期されている状況がありますので、制度の枠を超えてでもですね、早急に対応してもらいたいと要望しておきたいと思います。終わります。

○木田委員 さまざまご意見に対してですね、答弁があつて、どうもかみ合っていないような感じを受けるんですけども、この問題につきましては県民の皆さんもかなり関心がありまして、いろんな人と話をするんですけども、その人たちの認識というのは、R D Fというのはしばらく先進的な技術だというふうに思つたけども、実は何もわかつたんやなというのがですね、県民の皆さん、私も含めてそういう認識じゃないかなというふうに思ふんですね。もしそうであるならですね、それをそういうことを前提にしてないと、答弁がかみ合ってかんのじゃないかなというような気もするんですけども、簡単な、単純な質問なんですけども、そもそもこのR D Fでいこうというふうな発案とか、それを採用したその過程といいますか、どういう根拠でそうなったのか、というところから考えんといかんのじゃないかなというふうに思います。

それで、それによってですね、プロポーザルを受けてそのプロポーザルの判定する能力というものが果たしてそのときに県にあったのかどうか、そこら辺の疑問をお聞きしたいと思います。これは日沖議員さん言われましたけれども、なんでそういう防災施設のないものが選ばれたのかということにもね、そういうことが通じるんではないかと。今、この2点につきましてですね、R D Fの考え方の発案、採用、それからプロポーザルに対する判定能力、その点についてお聞きをしたいと思います。

○濱田企業庁長 R D F化構想の方はまた後で、環境部さんから答えてもらわうかわからんんですけども、プロポーザルのときの委員の話ですが、まあ、委員の中には特に3方入ってまして、私が知っている話の中でもまあ、永田先生がおられたり、森先生という方がおられたり

して、この方たちはかなりその部分ではいわゆる、そういった意味での専門家というふうに我々も認識しております。かなり技術的なご質疑を随分されておりましたので、私どもだけではそれはできない話でございますが、そういう専門家含めての検討の中でされたというふうに認識します。

○田中委員長 RDF化構想について、環境部長お願ひいたします。

○長谷川環境部長 これまでの経過といいますか、その取り組みの内容だけの説明しかできませんが、平成4年度に企業庁が全県RDF化発電構想を提唱いたしております。平成5年11月に三役調整会議が行なわれて、RDF化ごみ発電構想の導入が決定されたという経緯がございます。それでいろいろあるんですが、平成8年11月に副知事を委員長として関係部局長を入れた三重県RDF化構想推進委員会が設立されております。

環境部はRDF化構想の推進が資源循環型社会に寄与するため、ごみの持つ微量なエネルギーの有効利用と、ごみ処理の広域化を進める有効な手段であるとともに、ダイオキシン対策を進めるうえでも有効であることから、RDF化構想を推進して参っております。以上でございます。

○木田委員 その通りだと思うんですけども、いいところばっか見てきたわけですよね。そういう中で本当にこのRDFの問題というものが分かってなくて、そしてそのままやって来てこの事故に繋がった。そういう中で、今企業庁たびたび言われますけれども、私にも思いますがありますけれども、と言いながら答弁されるのはですね、そういうとこだと思うんですね。元が、元がしっかりしてないのに、今の問題についてですね、しっかりした答弁というのはわたしはできないんじゃないかなと、そんな感じがしております。まあ、この最終的な決定は北川知事がされたというふうなことでいいんでしょうか。

○濱田企業庁長 これは最終的にはですね、個々のプロポーザルの決定であるとかですね、これは企業庁が行ないました。

○木田委員 まあ、そういう委員会とかですね、企業庁とか、部長会議とか当然あったと思うんですけども、最終決定は北川知事がこれで行こうということを決めたということで認識していいんでしょうか。

○濱田企業庁長 先般もお話しましたように、この施設はですね、一般会計の施設とそれから企業会計の施設があります。そういう意味では一般会計の意思決定の部分はですね、これは知事からの予算もいただきましておるという意味では、その部分は知事でござります。

○木田委員 先ほどですね、再開に向けて知事が判断できる状況をつくっていくというようにな、企業庁発言されたと思うんですけども、具体的にいうとどういう状況にしたら知事が再開をするというふうに考えておられるんでしょうか。

○濱田企業庁長 こう、いくつか今中間報告の中でもですね、ご指摘されております。この

ご指摘された内容が全部クリアしとする状態では当然ありません。そういうものではですね、ひとつひとつ点検していく必要があると思いますし、その点は私どもの方では貯槽以外での施設についても言及されています。そういうような部分についてはやはり放置しておくと、また別の問題も起こす可能性もありますので、そういう意味では別の部分の点検とかそういうことをやっぱりきちっとやっていかないかんではないかと。まあ、貯槽をどうするかとか造りかえるとかですね、そういう話はやっぱり専門家の意見とかそういう部分を踏まえて、やっぱり今後検討されていくことになると思います。

○木田委員 ということは専門家の意見を聞いて再開した方がいいという答えが出てきたら、そういう状況になったというふうに判断していいんでしょうか。

○濱田企業庁長 我々として、今まで、今現在指摘されておること、今後、今は不明だけれども、検討中のもの、それ含めて、やっぱり問題をご提示いただいた部分をクリアするという話がないと、やっぱり安全確認がされたというふうにはならないんではないかなと思います。

○木田委員 もう一度最初の問題にちょっと戻りますけれども、契約にこういうふうになっているという説明がありましたけれども、確かに契約は大事やと思います。それは契約書に従って履行してもらうということも大事やと思いますけれども、最初言いましたけれども、プロポーザルがあってその判断能力が本当に県にあったかどうかということを考えると、やっぱり本当の責任というのは、受注者よりも発注者の方によりあったような気が私はするんですけども、その点についてのご見解をお願いしたいと思います。

○濱田企業庁長 このプロポーザルのときの趣旨はですね、やはり民間のそういう技術提案を高く評価して取り入れたいと、こういう思想が非常に強くあったと受け止めています。ただ、今後の部分で、安全云々の話になりますと、まあそういうチェック体制がまたできましたよという話でいいのかということについては、この事故後の話はまた別の観点から行なわれて当然なんではないかなと、そのように思います。

○木田委員 確かに、そういう民間の技術とかの方がですね、先に進んでいる場合が多くてですね、それ以上に、発注者側がというのは難しい面あるんですけども、やっぱりそのあたりを十分にこれからも考えていかんとまた同じようなことが起こる。判断できないわけですから、どちらがいいか、判断できないのに決めなければならないということですね、そういう私は思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○濱田企業庁長 やはり既にいくつか開発された事例と、それから新しい取り組む事例はですね、やはり分けなければならないかなと。なるべく民間の力を活用する思想はやはり大事なことではないのかと、ただそれが全部右へならえ式でいいのかという話の課題であろうと思いますので、その部分は十分受け止めなければならない課題だと思います。

○木田委員 最後の質問ですけども、発熱の問題が起こってきましてそれから後ですね、そのタンクへ向けてRDFを投入するといいますか、貯蔵するというか、そういうことは全然

なかったんでしょうか。

○濱田企業庁長 きょうの資料にも書き、今まで発表しましたが、7月2日の日に鈴鹿においてあった部分を一部運び込みました。ただ、当時としては比較的発電が順調になっておりまして、貯槽の中には400トンぐらいしか入ってなかつたというところでですね、これを今後、こう、合間合間に運転していくという趣旨で少しづつ運び入れたと。

その入れた部分はですね、まあ4カ月少し経った分でして、これならばまあ問題がないんじゃないかというふうに判断したことだというように、私も報告を受けました。そういうことで、300トンぐらいそこへ入れたということで、ですから、燃えた14日時点では700前後のRDFが入っておったんじゃないかということで、トンでおせば2000トンぐらいが満杯でございますので、その時点としては非常にこう満杯の状態ではなかつたということから、まあそれがすぐに発熱てきてという経過の部分はやはり、これからも少し我々も解明していただきたい面でありますので、今後もその辺が議論されていくと思います。

○木田委員 量は少なくともですね、やっぱり発熱してからでも入れるというようなことはやはり、やっぱり危険性が分かってなかつたんだなという感じを受けます。最初言わせていただいたように、最初の時点からちょっとRDFに対する知識とか認識に問題があつたということを、反省もしていただいて答弁してもらうことによってですね、これから建設的な議論ができるんじゃないかなというふうに思います。責任は皆さんだけにあるんじゃないなくてですね、議会もあるわけですから、そのあたりは、と、私は思うんですけども、北川知事だけではなくて、議会にも、それから職員の皆さんにもあるわけですから、そういう最初の問題からきちんと認識せんと、どうしても責任逃れの答弁になると思いますんで建設的な議論にならないと思いますので、その点を要望しております。終わりります。

○三谷委員 日沖委員や岡部委員、今木田さんもいろいろおっしゃつたけれども、皆さんの思いがいろいろ切り口違いますけれども、最初から富士電ありきのプロポーザルではなかつたのかという、そういう思いがあるんですよ。きょうの朝日新聞ですか、今度の万博の政府館、技術提案も入れた総合評価でということでやってましても、それでも談合の話があつてですね、もう一遍調査し直しているという話ですね。

県の方にですね、7名の委員で実際技術的なことがきつとわかる人がまあ、学識経験者であつて、あの行政とかそら辺の者はなかなか新しい技術のRDF等のことが理解できなかつたような中でね、第1回目の三者に絞るときには1番点数の低かったところが結果としては、そのプロポーザルが採用されているということに関しては、やはり、さっきの岡部さんじゃないですけども、2、2、3のですね、じゃあ誰が3を入れたのかというぐらいは是非知りたいところなんです。企業庁長は当時は談合はなかつたという認識ですか。

○濱田企業庁長 私自身のことは自分ではっきりわかりますので、私はどこからもそういうお話をですね、受けたことはありません。

○三谷委員 当時ですね、ちょうどその富士電に決まる直前ぐらいに、荏原はですね、桑名広域でRDFのプラントを取つたと。で、石橋がですね、愛知県の知多でしたか向こうの方のごみ処理の方へ行くんで、ここは富士電だということで業界調整がついたという話はざつと流れましたよね。

それから、桑名広域の荏原が取る、元々当時は日立グループが本命やと言われておつたんですが、その下をくぐって荏原がとつですね、その尻拭いに荏原の孫請けに日立が入つて、またこの日立の今回問題になっておるサイロも日立にまわつたというような、そういう話があつたんですが、企業庁長ご存知ですか。

○濱田企業庁長 私はまったく知りません。

○三谷委員 結局ね、純粋な技術的な話は学識経験者の方にやつていただければいいんですよ。だけど、こういうねいろいろな話、こういうものをきつと整理して、県民の目から見たときにきつと説明ができるようなことを行政の方が責任を持ってやるというのが、プロポーザル本来あるべき姿ではないかと思うんです。そういう技術的なこともきつと理解できない人たちが1票を入れてですね、3票だからここがなってきたというようなそういう経緯があるものでね、やはり富士電ありきのそういう話ではないのかという、そういう疑問がどうしても消えていかないというところがあると思うんですね。

だから、そら辺のプロポーザルのあり方そのものもやっぱりこの際、もう一遍考えていたくということが必要だと思うんです。

それから、もうひとつ、さっき話がありました。水谷委員から話があった、サイロが4つから1つに変わつた理由、4つが1つに変わつた理由、もう一遍企業庁長教えてもらいませんか。4つから1つの。

○濱田企業庁長 先ほどもご答弁しましたけれどもですね、先般書いた部分が報告に。私ももっといろんなことがあるんじゃないかというような部分で、当時の打合せの議事録なりですね、何なり、ほとんど全部探し出せというような話で、見たんですが、報告したのがこのようなことなんです。それでこのように書かせてもらったということで、ですから、4つが1つという話と後で新しい思想が出てきたといえば、RDFのブリッジ化が少しあると、そやで、そういう部分は焼き出し装置もいるわねと、そんなような話がこう、富士電機のほうからの提案があつて、それで当時の担当何名かがですね、それをずっと聞いて、いいのかなというような格好ですね、協議記録がなされておりまして、内容はこうでございます。

○三谷委員 私がですね、関係の方からいろいろ聞いてますとね、4つから1つになった最大の理由はね、用地の話だというお話があるんですよ。つまり、4つ、1つにしなければ用地におさまらないと。だから、4つを1つにしたんだというようなそういうお話があります。そういうことを聞いておられませんか。

○濱田企業庁長 それはないようでございます。見てもらつたら分かりますように、用地は比較的まだ少し余裕を持った形で作られておりますので、そういう記録もありません。

○三谷委員 そうすると今あそこの土地はですね、発電所の建っておるとか、サイロが建つておる所の所有者は桑名広域ですか。県ですか。

○濱田企業庁長 桑名広域から県が借りとる形になっています。

○三谷委員 買ったんですか。土地。

○濱田企業庁長 いえ、借りとる。

○三谷委員 借りとる。借りとる。あの土地のこともいろいろ裁判になったり、いろいろ、ごたごた、ごたごたしてますわね。あの中に例えば無償貸与の土地だとかですね、いろんな土地の問題があって、それあたりでは全体の工事が遅れたということですか。

○濱田企業庁長 それも一因だったように記録をされてます。あと、施設の許認可の話なんか一部あつたりしますが、まあ、直接的に動き出したのは土地の取得の話が大きかったようになります。記録されております。

○三谷委員 そうするとあそこはもう、桑名広域からずっと県がずっとこのまま借りていくという、そういう形ですね。

○濱田企業庁長 当初予算はですね、計上してあったわけですが、その話が決着つかないということで、その時点になつたらもう一度、再度、買取りの格好の予算を組もうということで、いったん議会にお詰りして減額させていただいております。

○三谷委員 ですから、土地の問題もそうですし、それから施設の問題もそうですし、ダイオキシン規制の12月という期限があるものですから、すべてを見切り発車でやって、試運転もせずに、大急ぎでやってきたというそういうところに、今回の原因のひとつがあるというふうな認識がありませんか。

○濱田企業庁長 調整期間が短かったということは事実だと思います。ただまあ、発電の事故なんかをいろいろ見ていくと、比較的こう注意すればですね、防げたんじゃないとかいうような事故も相当あります、そういう要素も強いねと。期間が短かったからそうなつたんだということだけでは、いけないよという話ををしてですね、それで、それと、確かに12月1日ところへこちらの施設だけじゃなくて、RDF化施設自体もですね、やっぱりそこへまあ駆け込んだということで先ほどのような、成型が十分といった格好じゃないところから出発したとかですね、いくつかの要素が重なったことは事実でございます。

○三谷委員 プラントの話もそうですし、土地の話もそうですし、今、企業庁長がおっしゃった成型の話もそうなんですね。ここでも桑名広域の成型機全部入れ替えとるでしょ。これ、要は。荏原がとった経緯はどうでもよろしいけども、結局非常に粗末というか、技術的に未熟な段階ですべてがスタートしているような、そんな感じがするんですよ。機械全部入れ替えてね、やり直さないかんというのはこれ異常ですよ。しかもこれ、同じ御殿場では訴訟問題まで荏原のやつ起きてますよね。だからこういうふうな全体見てますとね、すべてが未熟なままにきちっとした十分な準備をせずに、見切り発車して今回のこの事故につな

がってきたというのはそんな感じがしてしょうがないんですが、そのあたりの認識ありますか。

○濱田企業庁長 我々先ほども言いましたように、12月1日のダイオキシン規制の場合は相当強く頭にあったのは事実でございます。そして、できるだけ発電条件を整えて、そして市町村のごみがまあ、今はこんなとじょうなことが起こりますので、最大努力しようとしてみんなで取り組んできたという結果でございまして、まあただ、そういう話の中でもですね、いくつかご指摘いただいたようなことをすべきであったというようなことは、多分いくつかあると思います。時間がもっとゆっくりしておったらということもひとつあると思いますが、複数のものが全部よってしまったなど、やっぱりそういう意味で危機管理というのを考えるときに個別個別に考えた話ではいかんのだなという、そのトータルの危機を全部総合して考えてなれりやあかんという反省もあります。

例えば私の方の施設だけを見てですね、総合でのその危機管理を考えても、外部から来るその部分ですね、そういったことも踏まえてやっぱりスケジュールを調整すべきであったんじゃないかなというようなことは、振り返ればあります。

○三谷委員 最後にしますけれども、企業庁長のご説明だけでどうしてものはやっぱり納得できない部分ありますし、それから、今までいろんな審議全体を聞いてましてもね、富士電を含めた業界側の理屈というか、理由でね、行政の方が振り回されているというか、上手に踊らされているような感じがしないわけもないわけですよ。ですから、そのあたりのところは、これからまだ委員会続きますから、もう少しこっちも調べてね、きっと庁長のご見解も聞いていきたいとは思いますけれども、いろんな課題がたくさんあるということだけは覚えておいてください。すみません。終わります。

○永田委員 委員の方のご意見聞いておりますと、大体ひとつ絞られてきているように思うんですが、きょう配られましたね、この専門委員会の調査報告書。まあはっきりと貯蔵槽については製造メーカーとサイロの種類が同一でしたと、管理方法は受入基準の整備、監視方法、消火設備の面で他県の方がよりリスクマネジメントに配慮した取扱いを行なっていますと、はっきり、これもいよいよこれ正式に中間報告出されましたね。これ。これはもう、認めざるをえないんですね、これ。企業庁長どうですか。

○濱田企業庁長 それは事実だと思います。

○永田委員 そこでちょっと、前回はね、特別委員会でも岩名委員から指摘があったと思うんですが、またしもこの今回報告書でA案とかB案とか、書かれておるんですが、もうここに至ってですね、社名入れてもいいんじゃないですか、これ。どうでしょう。お答えください。

○濱田企業庁長 この1ページにですね。

○永田委員 企業庁長ね、この報告書でまたこれA案とかB案とか、これ書いてんですよ。

○濱田企業庁長 ご指摘を受けましてですね、第1回目の審査提案でC提案が6、E提案が5、H提案が7と、あのところはそれとはほとんど入ってませんので、そういうような意味合いからですね、このそこまでの、要するに評価されなかつた内容という部分が、明らかにいくつか書いてありますので、そこを配慮させてもらったということでございます。

○永田委員 もういいんじゃないですか、これ。A案、B案、こんなん。そんなこと言ってないで、もうはっきり、三谷委員からねえ、ちょっと生々しい話も聞きましたし、もういいんじゃないでしょうか。言ってくださいよ。これ、書きましょうよ。でないと進みませんわ。それから、前回、ちょっと指摘したと思うんですけどね、きょうちょっと話しありましたけれど、技術提案は一切任せてあるとこういうことです。そして新聞報道によりますと、企業側は我々は私どもは、RDFの専門家ではないということをはっきり言われたんです、これね。そこら辺、これ真実なんですか、これ。ちょっとお聞かせください。

○濱田企業庁長 どういうような部分で、あれしたということなんですけど。そういう意味での専門家というようなですね、ことは、私言わなかつたつもりなんですが。いわゆるRDFという部分をですね、この技術を買うというような意味合いでプロポーザルという方式をお願いしましたと。そういうようなことを中心にご説明したと思うんですが。

それで、富士電機さんの方が専門家ではないと言って、そこでですね、お話が出てきてですね、まあ、ああいう報道になりました。当然、我の方もですね、RDFについては、いくつかの財団へ調査をお願いしたりして、そういう意味での調査内容なんかを通しての話は、当然一定の勉強はするわけございます。ただ、RDF自体の直接ですね、なぶって研究して、そういう意味での専門家ではないという認識はありますけど、専門家のいろんなところの部分は、当時企業庁としても調査委託なんかは出しておりましたんで、そういう部分の範ちゅうではですね認識はあったと思いますが。

○永田委員 どうもそこらへんがですね、その認識の甘さだったのかなということも、思いをせざるを得ないんですが、それと、この審査委員会ですね。富士電機さんも招請もちょっとこう揉めとったようですが、本来ならば、この審査委員会もね、私はきっと本当にならば当委員会にでていただきたいのが山々なんですが、たまたまこれ見ますとですね、濱田さんも審査委員会で1名でいらっしゃいますから、そこら辺の中身についてはお分かりだらうと思います。

さて、そこでですね、防火の問題、あるいは監視方法の問題とか、消火の問題。この問題について審査の過程、例えば提案内容の評価項目というのがありますね、これ。この中に、あんまりこの危機管理的なこの関心をもつとか、消火とかそんな問題をですね、どうも評価項目の中で、議論あったのかどうか、ここらへんどうでしよう。

○濱田企業庁長 ここに書かせてもらったようなことがほとんどその内容だったと、私も印象があります。貯槽の中のですね、防火設備がどうのこうのという議論は、記憶にもありませんし、あとでこれ見る限りにおいてもありません。

○永田委員 正しく、この貯蔵槽の問題が今回の問題でありますから、これ見ても大体明らかだと思うんですが、この辺の認識の甘さに起因がしてなりません。これはね。従ってですね、どうやら行き着くところはこんなことで進められたことに起因するのかなというふうにも思うわけでありますが、その専門家である3教授ですね。これを消火あるいは監視そういった技術的な問題については、どうだったでしょうか。

○濱田企業庁長 発電の効率でありますとかなり技術的な部分の議論が体制を占めとったと思います。そういう意味で先ほども申しましたようにですね、消防設備云々の話はそれほど問題として、捉えてなかつたんではないかという印象はあります。

○永田委員 大体こう、聞いててなるほどと思わさせていただきました。従いまして、ひとつまあそこら辺の、いろいろ最後にいろんな問題を極めていく中でひとつの大きな汚点であったなあと、このように思わさせていただきます。最後にちょっと、確認させていただきますが、今ちょっと岡部委員、それから三谷委員からありましたけれども、3対2対2のこの内訳は明示していただくんですね。

○田中委員長 あの、プラントの話でしょう。提案者の。

○永田委員 提案者の名前はっきりしていただくんですね。

○濱田企業庁長 議会の強い要請ということならばですね、それぞれの会社の方へ確認します。情報公開の話の中でも少し。私先ほど言いましたように票が競つておるとかですね、話ならばいいんですが、ゼロ票とかですね、ゼロ票とかですねそういう話のときにどうなのかなと。

○田中委員長 いいとおもうけどなあ。永田委員お願いします。

○永田委員 もうこんなん、ちょっとなんや、ちょっとあまりうざうざと聞けなかったんですが。もうはっきりいってくださいよ。するか、せんか、ってここで。

○濱田企業庁長 前回の岩名委員の話を受けでですね、票数なんかをきちつとおいてしたとき、ゼロ票とかですね、いうな話がありますね。ここらは何も配慮しなくていいのかなということで、もし審査にですね、例えば4票とか、3票とかいうふうに競つた場合なら私は当然いるだろうなと、こう思ったんですが、そういう気持ちだけです。もし、ゼロ票の場合でもというという話になればですね。

○田中委員長 それでは三重県の情報公開条例に従って、公開できる部分につきましては積極的に当委員会に公表をお願いしたいと思います。

○濱田企業庁長 それから、その3票、2票の内訳ですか。

○永田委員 明らかにしてほしいんです。

○濱田企業庁長 これは無記名でという話になってまして、記名はされておりません。

○永田委員 無記名。うーん。そうですか。ちょっと残念ですね。ですから、ちょっとあの、もう最後ですが、ちょっと1件だけ。岡部委員がちょっと申し上げておったんですが、委託料ですね。委託料、今ちょっと、問題になりました。この委託料の額が分かれれば聞かせてほしいです。

○濱田企業庁長 先般お配りした契約書の中にですね、ずっと書いてございます。

○田中委員長 資料に記載していただいておるということですね。

○濱田企業庁長 はい。

○永田委員 はい、分かりました。

○田中委員長 それでは、暫時休憩いたしたいと思います。再開は午後1時から行いたいと思います。ではよろしくお願ひいたします。

(休憩)

○田中委員長 ご質疑、ご質問お願いします。松田委員お願いいたします。

○松田委員 今まで何回かこう委員会開かれまして、重複のある分は流れ的にご容赦をいただきたいと思います。まず、企業庁長の午前中の答弁、また今までのご答弁をずっと聞かせていただいておりましてですね、いわゆる富士電の方にプロポーザルというきちっとした契約をして、審査をして、そして決めたことであると。それに委ねたということだと思います。もちろん自分は知らないということではないんでしょうけれども、まあ、富士電の方が後はうまくやっていただけたはずであると。そのように、私は聞こえるんです。本来ですね、午前中、木田委員が質問をされましたのにちょっと関連をするんですけども、まずこの事業ですね、当初、田川知事さんから計画をなされていましたと、こう聞いておるんです。で、まあ、企業庁からの発案でと先ほど長谷川部長も言われましたけれども、まあその時代が変わってきてですね、循環型を環境との循環型を目指してということで、もう一度これが日の目を見たいことなんですねけれども、基本的に考え方として、いわゆるその、一廃、廃棄物を処理をする、循環型にする、その副産物として売電があるという考え方なのか、売電ありきの話なのかですね、一遍ちょっと環境部長と企業庁長にですね、その辺のところの入口論なんですけどね、どうだったなんかというのを一遍ちょっと聞かせてもらいますでしょうか。

○長谷川環境部長 ただ三重県のですね、今のこのRDF化構想事業というのは、当然RDFの処理の受け皿が発電施設とまったく直結しておりますので、それはもう切っても切れないものだというように思います。最初の計画からですね、この要するに、RDF化施設は26市町村の7施設を整備していくのと同時にですね、発電施設も同時に整備をされているわけですから、これはひとつのセットといいますか、一体的なものとしてのRDF化構想の中の流れでなっていると思います。

○濱田企業庁長 資源循環型社会を目指すという話の中でですね、企業庁に担う役割は発電

というというところをまあ、受け持ったということで、基本は資源循環という思想からというふうに思っています。

○松田委員 私、今回の事故はあくまで企業庁ベースと言いますか、ベースと言いますか、売電を中心とするところが主体になつたから、この事故は起きたのと違うかなという気がするんです。例えばですね、今、長谷川部長が言われるように、同軸でとせめて同軸でということであればですね、例えばその事故になったときに、RDFがいっぱいいたった時の事故のいわゆる想定とかですね、例えば広域との事故になったときの契約でも、事故になったときのところなんか全然ないんですね。するとごみをどうするかというものの発想に立つておればですね、こういうかかる事故のときでもきちんと処理はされたんと違うかなと、このように思うんですね。

ですから、もう1回お聞きしますけれども、その辺のとこいかがでしょうか。

○長谷川環境部長 私もその当時の、推進の窓口でやっていたわけではないんで、しかとは言えませんが、この当時の環境安全部が中心になっておったRDF化構想というのはですね、ごみのRDF化の推進と地域におけるRDFの利用促進と、利用しきれないRDFの受け皿としてのいわゆる企業庁の発電を活用するというような構想であったというふうに聞いております。

○松田委員 また後でこれいろいろ議論が、おそらくこれどうだったのかなという議論になってくると思うんですが、まず、そのときにですね、まあプロポーザルでまあ、審査委員会ができました。それまでのですね、事務局とかそのプロポーザルでいろいろ審議会やってこれできたわけですけれども、これ事務局はどこが受け持ったんですか。

○濱田企業庁長 企業庁でございます。

○松田委員 企業庁。するとですね、例えばこの審査委員会の評価方法というふうなこともこれ一番最初のベースのものが出てきますけれども、それが事務局案とこうなってるんですけども、事務局というのは企業庁ということを考えたらいいんでしょうか。

○濱田企業庁長 はい、企業庁の事務局が作ってですね、もちろん専門家の方にも意見は聞いたようには聞いてますけれども。

○松田委員 そのときにまあ、審査委員がですね、7名がみえて、そして集まられてもちろん事項書なんかもですね、これ事務局、いわゆる企業庁が作るわけですよね。まあ、作っていくわけですね。でまあ、その事項書によって進められていくわけですけども、そのときに、企業庁の意思といいますか考え方というものが知らぬ知らぬ間にですね、委員にまあなんというんですか、波及していくということはないんでしょうか。

○濱田企業庁長 あの、確たる答えは言えませんけども、原案を作ったのは企業庁でございますが、いろんな意見を、プロポーザルのときの意見はかなり専門的なご意見があったように記憶しています。

○松田委員 基本的に2人の方が亡くなりました。このプロポーザルは、これ結果論から逆算していったら、これ間違ってたと、失敗だったと。2人の方が亡くなってるわけですから、安全管理とかですね、十分効力があったか、考査していたか、事故が起こらない対策を十分まあ、考えていたのか、そういうふうなものを欠落しておったからですね、今回私はこの事故が起きたと思うんですね。

例えばですね、今の県の発注方法なんか見ると、県土整備部でも農林部でもですね、必ず実績とかそういうふうなものが入ってくるんです。実績、トンネル掘るんにしても、こういう実績のあるところへしかだめだとかいう、ハードルが必ず付いてくるんです。だけどこれ結果的にですね、このプロポーザルで決まってきたのは富士電といって、何も実績のないところに落ち着いてしまったわけですね。というと、日ごろ県が推し進めている行政とこのプロポーザルの審査会が決めたことと大きく違うんですね。その辺のところ、企業庁どう思われていますか。

○濱田企業庁長 同じような実績と言う、トータルの実績の議論はなかったと思いますが、当然このボイラーの燃焼の形態であるとかですね、それを採用するボイラーの運転実績があるかとかですね、そういう形での実績議論はあったと思います。

○松田委員 時間もあれですので、富士電はいわゆる同業者ですね、同業者とかいろいろなその立場の人から聞くとですね、富士電に決まったときですね、そんな馬鹿など、全然実績がないことやないかと。もちろんそのときにプロポーザルの時点でですよ、富士電さんもいわゆる権利があるわけですから、決まって別に富士電さんにそれは罪はないわけですけども、一般常識からしてですね、そんな馬鹿なと言うことだったんですね。例えば、プラントなんてこれ日立に聞くところによると、丸投げしておるというようなことなんんですけども、その事実というのは何遍も委員の方聞かれてますけども、企業庁長は認識されておるんでしょうか。丸投げという認識されておるんでしょうか。お聞きします。

○濱田企業庁長 プラントの部分で日立金属がかなり主体的にその、その部分については関わっておるということは、認識しています。

○松田委員 丸投げになってないかどうか、というのをお聞きしとるんですが。

○濱田企業庁長 そこまで確信は持っていません。

○松田委員 これからじゃあ、それは丸投げかどうかというのは、今から調査をされるわけですか。

○濱田企業庁長 どういう手立てがあるんかは、含めて考えます。

○松田委員 ちょっと違う観点からなんですけども、今、どなたかが今、きょう質問されました。要するに、例の貯蔵槽ですね。貯蔵槽、これがはじめ、当初10基あったんが4基やとか、4基が1基になったとかいうような、まあそういうことを経過を聞いておるんですけども、もう一度申しわけないですけども、4基から1基になった経過、簡単でよろしいです

からもう1回教えていただきませんか。

○濱田企業庁長 何度も同じ答弁で申しわけありませんが、変更事由としてですね、富士電機からRDFの貯蔵においてブリッジの可能性があったので、搔き出し装置が設置されている方式へ変更したいと、こういう申し出がありまして、については4基から1基へ変更をしたいということの提案がありました。そして、貯蔵槽の方式は搔き出しの装置が設置される方がよいというふうに、その提案を飲みまして、企業庁としても了承したと、こういうことになってます。

○松田委員 よろしいですか。すると、4基から1基になるという提案が富士電から来て、それでやってくださいといったのは企業庁で、ということですか。

○濱田企業庁長 提案に対して了解します。

○松田委員 と言うと、要するに最終的には企業庁長の責任を持って、そのように変えてくださいということ、言われたんは企業庁長なんですね。最高責任者としては。

○濱田企業庁長 形としてはそうなりますが、要請があってですね、元々の技術提案の形がですね、プロポーザルの格好をとっていますので、そこで特別におかしいという話がなければ、多分その全体としての技術提案として受け止めたと、私はそういうふうに思います。

○松田委員 詳しく僕も調べてないんですが、設計変更の場合は契約書でですよ。設計変更する場合は富士電側から企業庁に申立てというか、申し出をしてそれが了承されなければ、設計変更にできないということになっておるんですけども、それはご存知でしょうか。

○濱田企業庁長 これは契約前ですね、プロポーザルの提案の変更でございます。

○松田委員 うむ。

○濱田企業庁長 プロポーザルですね、提案しとった提案内容を変更したいという格好のものでございます。

○松田委員 するとですね、ここでいろんなプラントか、いろんな変更されるのは別に富士電からあえて言うてもらわんでもいい訳ですか。いちいち。まあ一応親切で富士電がこう、変えさせてもらいますと言って、言いにきましたけれども、そういう必要はないですか。

○濱田企業庁長 これ必要はあると思います。

○松田委員 どうも言うとることが分からん。じゃあ契約にはないということですね。

○濱田企業庁長 契約はその後で契約しています。

○松田委員 わかりました。はい。企業庁の話を聞いていますとね、富士電が要するに、契約書の場合は安全管理も全部富士電に任せてあるからというご答弁を、終始、私は聞いておったんですけども、最終的に4基を1つにしてくれというのは今お聞きしたら、企業庁長

やないですか。

○濱田企業庁長 ですから、プロポーザルのときの変更があり、先ほど、何項目もありますけど、当然そこには設計予定金額の話の変更もあると思いますので、そこは話をってきて当然だと思うんですが。

○松田委員 それなら、僕はこういう委員会でもね、私がその指示をしましたと、最終的に、意見を求められて、4基を1つにしましたという、僕は答弁があってもいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○濱田企業庁長 何度か言いますけども、全体との枠組みがですね、技術提案という格好で受け止めておって、その技術提案の話の中でですね、この技術提案のこの部分をこういうふうに変更したいと、こういう提案内容でございます。

○松田委員 私、これ聞いとったら多分遺族の人、怒ると思うな。申しわけないですけども、僕はこれからこの委員会で、やっぱり事実をきっちり認めて出してきて、そやな、この委員会がですね、次の事故、更なるまた次の事故に繋がらないようにする、僕は委員会だとこう思うんですね。ですから、何も企業庁長にね、今悪いからどうやというんじゃなくて、やっぱり事実関係としたら、僕初めてですよ。今、4基を1つにしたという命令というか了承したよというのは、今僕はここで初めて聞いたんですね。多分委員の方、皆同じやと思いませんけども。僕はそのようなところははっきり言っていただいた方がいいと思います。

次に入らしていただきます。前の委員会で質問でたんかどうか分かりませんけれども、ごみの、これ朝日新聞の9月の14日ですけれども、いわゆるその、一廃できたごみをですね、いわゆる有価物に変わってということでこれ書いてあるんですね。いわゆる一廃を富士電が一廃の処理のいわゆる許可がないもんだから、お金で売ってですね、トン当たり200円で売って、そしていわゆるごみ一廃をですね、有価物に変えてまあ、処理をしたということなんですけれども。これについて、ちょっと部長のご意見をお聞きしたいんですけども。環境部長にお聞きしたいんですけど、これはやっぱり違法なんですよ。

○長谷川環境部長 廃棄物処理法ではですね、法の解釈ですけども、有価物ですね、売られて富士電機が有価物で買われてそして処理をするものはですね、産業廃棄物であるということは間違いございません。

○松田委員 例えば県民局あたりでね、各出先なんてそんな指導してませんよ。例えばいろんな廃棄、産廃業者とかそういうのが窓口訪ねて、これと同じこと言うたら全部ノーと言つてますよ。全部ノーと言うと。それと部長の言うことと、いわゆる窓口で言うとる指導と全然違うんですけども、もう1回お聞きしますけども、違法じゃないんですか。

○長谷川環境部長 私はですね、委員の質問に対して要するに、企業庁が、企業庁の市町村から委託を受けた、委託処理を受けた廃棄物を、企業庁が富士電機に試験的に有価物として売って、試験的に処理をするということがね、それが要するに緊急避難的にそのときやられたというんであればですね、その範囲、まあ、極端なことを言えば一般廃棄物としての灰の

処理の施設の整備が遅れていますよね。現実的に。その中で、そういうことが法的に解釈すればどうかということに関しては、その法の解釈からいけば、それは有価物で処理された場合の最後は、灰は産業廃棄物になるということを事実を言っているだけで、そのことがいいのか悪いのかという判断はしていません。

○松田委員 企業庁長は長年その環境部長をやられておりました。これは違法ですか、違法じゃないんですか。

○濱田企業庁長 私も今の環境部長と同じ考え方でやりました。

○松田委員 このときに、このときですね、いわゆるこういうふうな処理をするぞということを、環境部には一応尋ねましたか。こういうやり方でやりたいけどもということを、環境部に聞かれましたか。問い合わせをされましたか。

○長谷川環境部長 私どもの担当に、企業庁から話がありました。それで、ひとつは、試運転期間中に富士電機が燃料として企業庁から購入するということと、市町村の了解のもとで富士電機に売却しているという2点の確認がなされて、産業廃棄物としての取扱いを了解したというふうに聞いております。それ以外の事実は一切分かりません。

○松田委員 私が聞いた話ですとですよ、これは違法ですと1回言うたんやな。環境部が企業庁に。違法ですと。で、企業庁は違法といわれながらもやめてくれということやけども、押し切って企業庁がやったと私は聞いておるんですけど、その事実はありますか。ありませんか。

○濱田企業庁長 そのやり取りは、実は私知りませんが、話はですね、その3,790円の引き受け料の話から出発いたしました。そして、ただだと言うとった話がですね、市町村の方は3,790円をまあ、ご了解いただきました。

そして企業庁としても3,790円の話の中ではですね、灰処理が遅れるという話もありまして、予定した金額よりは高い経費につくなという話が、そこに客観的にありました。それで、当時、各方面からいろいろな意味での経営収支の改善とかそういうものを求められました。そういう中で私も富士電機、中部電力にもですね、他の部分で少しご協力いただけないかというようなことで、協力もいただきました。そして、富士電機にもですねこういう状況もあって、やっぱりここは一定の期間、暫定的な灰を処理する期間というのは、16年の3月までの話ですが、期間を区切ってですね、協力していただきたいとこういう話で、じゃあそのRDFを買いましょうという話になって、200円で買いとつていただきました。

まあ、そのときの我々の話としては、しかし一番残念なのは、やっぱり資源循環という格好を目指してましたので、できるだけその線に沿いたいなあという話でしたが、少しかないませんでしたんで、結果的には埋め立て処理のような格好になっています。ただ期間を定めてそういう格好で、協力してもらって処分したいなということでの話でございます。

○松田委員 よう分からんのですけども。言葉尻を取るつもりはないんですけども、今企業

庁長はしりませんでしたと、こう言われた。ありませんでしたか、ありません。なかっただか、あったかと僕はお聞きしたんですけども、知りませんでしたとおっしゃった。あったかも分からんけど、知らんだか。要するに、あった事実はあったけれども、自分は知らんだということですか。

○濱田企業庁長 私自身はですね、こういう格好で有価物という話の判断をしてましたので、まあ、これで暫定的な期間の協力を得て、やれるんだろうと。当時それ以外の方法も確かに一廃か、産廃かという議論よりもですね、その処理ができるかできないかというところの方が問題としては大きかったように思います。

○松田委員 これ以上話しませんけれど、環境部長にお聞きします。ではですよ、こういうふうな非常手段だと、こう言われた。同じようなパターンがこれから大小に関わらず出てきたときに、環境部としては許すんですね。このやり方を。

○長谷川環境部長 もう少し、説明いたしますと、平成15年の第1回の定例議会で、田中委員長がこの問題の質問を本会議でされております。そして企業庁のRDFの焼却灰を岐阜県の産廃業者で処理していることについてですね、循環型社会に逆行してはいるのかと、それから、なぜ一般廃棄物が産業廃棄物になるのかというご質問をされました。それでですね、企業庁側は富士電機に支援してもらうということでRDFを企業庁から有価で買ってもらい、後は廃棄物処理をしていただいていますと、セメント資源化に役立つまでの間の暫定的な処置ですということで、私の方からもですね、また委員長の方からご指摘を受けましたので、環境部は企業庁と連携してきっちりやりますということをそのとき答弁をいたしました。ですから、そのあと、この暫定的な処置が延々と続くということは困るので、おっしゃるとおり、環境部の姿勢として、このような一般廃棄物が産業廃棄物にですね、こう有価でね、一部売られたら変わるということに対しては必ずしも好ましいことではないので、これについては一日も早くですね、一般廃棄物としての処理なり産業廃棄物としてのきっちりした処理の形を、整えていただきたいということで、うちの職員は企業庁の職員と協議をしております。それが、この今の流れの中で、このようなことが続いておったということを、廃棄物処理法上の解釈で有価で取り引きされて、処理されれば産業廃棄物になるということはですね、その法律上の問題であってですね、それが実態論的に好ましい動きであったかどうかということは、緊急避難的な面でですね、一次的にはやむをえないかなということは私は判断しましたけれども、このことはあまり好ましくないということとは判断しております。

○松田委員 古い話やけどね、江川があの1日入団といっしょやなこれ。話は。本当に。だけね、本当県民の人ね、そういう産廃業者でもね、指導受けたところなんか本当にね、馬鹿な県やったら許せんのかと。これね、僕、事故の原因でここと違うかなと思うんですよ。企業庁長には申しわけないけどもね、環境部長やっとってですよ、こんなもん違法ってわかったことですよ。100%。分かったけど仕方がない、自分とこの庭で起きたことやら、しゃあないでということで盲点を突いたと。分かっとるから盲点の突き方も分かっとった。としか考えられやんのやけど、もう1回企業庁長聞かして。

○濱田企業庁長 先ほど答弁させてもらったように、期限を定めてですね、やったのは事実です。で、早く資源循環の形に戻したいと、いう形はもう基本的にもってます。そういう意味で、今は成立していますけれども、連日、藤原町さんとかですね、地区の方とお話しして、それが成立しました。そういう意味では先ほど環境部長が答弁したような形での状況が整ったということでございます。

○松田委員 もう一度聞きますけど、期限が限られたら環境部長、いいわけですか。期限を限ったとかそういういろんな条件さえ整ったら、このシステム自体、許せることなんですか。違法なんですよ。

○長谷川環境部長 なんて言うんですかね。その実態としてですね、県がやったから、企業庁がやるからいいとか悪いとかという判断はしませんし、当然我々ですね、こういうことは現実、その灰が出てきて灰がどう処理されるかということの中で、当然環境部の役割としてもですね、この企業庁が富士電に200円で、有価で売らなければ、売らなければというか売るようなことがなければですね、当然一般廃棄物としての灰が出てきますので、その灰処理を県外を含めて一般廃棄物としての処理をしていただく業者をですね、当然今回のごみ処理もいつしょですけども、捜してそういうことに対して協力するというのが環境部の役割でございます。そのとき、そういうような協力もしたわけでございますけれども、かなり高額であるとかいろんな理由もあったか、また担当に会ってですね、説明させてもよろしいですが、そのようなことの中で、要するにやむを得ずそのときはですね、このようなまあ、廃棄物処理法上からいけば一応産業廃棄有価で取り引きされたもので、試験的に使うといわれればですね、なおかつ市町村の同意も、関係市町村の同意も得られているということであつたので、環境部の職員はですね、それはそういうことでできるだけ速やかに正常な形に戻すようなことを、企業庁に要請して、そしてそのときは終えたという事実はございます。

これが私、環境部長として好ましくないのかどうか、といえば、好ましくありません。

○松田委員 この辺にしときますけどね、おそらくねこういうことをしていると、県の環境行政っていういどうなつとんのやると、不信を僕はねこの事故は事故ですけれども、この事故に波及していっぱいですね、僕出てきておると思うんですね。一番困られるのは、困るのはね、これ今からの窓口ですよ。おそらくこれを持ってきてね、いっしょやないかと言わされたらね、それに要する時間というのは説明、だって間違っているものをやってしまってからね説明するわけやから、曲がったやつを曲がってないという説明するのやで、普通の10倍、20倍説明要るわけです。そしてもっと信用をなくしたということやと思いますから、後きっちり対応していただきたいですし、違法だったのかどうかというのはやっぱりきっちり終わったあとでも、僕は違法なら違法と、はっきりするべきやとこう思います。それをひとつ要望しておきたいと思います。

もうひとつだけすいません。今回の事故ですね、いろんな影響を受けた方がいると思います。例えば1例なんんですけども、広域からこう、運んでるわけですね。これ1回ストップしてしまって、京都やいろいろなところへ今持っていないかん。すると、広域ですね、運送を任せられたようなところは業者もまた用意してですね、まあ、資本投下してですね、さあ

これからやっていこうといったときに、全部それが切れてしまった。それによって破綻してですね、経営が悪化してきたと、いろんなね、運送業だけにこだわらず、いろんなところでいっぱい影響が出てきるとと思うんです。この辺のいわゆる影響というのは、把握されてますか。企業庁長。環境部長かな、これは。どちらやろ。環境部長かな。

○田中委員長 それぞれの観点で、環境部長から。

○長谷川環境部長 いわゆるその、RDF化。いわゆる発電所に関しては、生ごみベースで400トン。RDFで200トンというのが、日々処理をされていたということの中で、発電所が止まっておりますので、生ごみ処理とRDFと両方で処理をして、それぞれの自治体で可能な限りやれる、現にRDF化をもうしている市町村もございますので、その辺の処理を県外も含めて、受け皿を求めて私がごみ処理対策本部長として、日々、陣頭指揮をとつて、日々のごみ処理に困らないように、やるということはやっております。その中で松田委員おっしゃるように現実的に県外企業とか従来の、そのひとつの仕組みが崩れていますので、県外企業へ行くときに、そういうような従来の仕組みの中で、もの事がうまく収まっているかということに関しては、少しあはういうような地元の、例えば運送業者が多度へいくんであれば、自分とが受けた配達を受けていたというような実態は聞いております。

それは何とか、改善ができないかということで、申し入れているところは事実でございます。

○松田委員 できたらね、そういうところの窓口というか、どこへも行きようのない窓口、相談窓口でもいいですからね、一遍聞いたってほしいんですね。そしてできるだけ県が協力したって貰って、協力できるところはしてあげる。広域に言うところは言ってあげるということをねやっぱりしてあげてほしいんです。まあ、民・民の話だからということですね、先方を通してということを言えば言えますけども、やっぱりね、県が起こしたといいますか企業庁が起こした事故ですから、それに起因したことですから、やっぱり県民の皆さん、やっぱり信頼を受けようと思ったら、そういうこともやっていただきたいと思います。

それともう一回最後になりますけどね、僕は今のそのごみの問題でもそうなんですけども、何か自分でルールをつくってやっていく。企業庁もですね、こうやってしたら有価物でええやないかと、本当にね、考えられないことをやって、そのがんがん推し進めていく。そういうことが、日常的にそれで当たり前だということがありますね、今はこう、漫透というか、企業庁中にそういう雰囲気になったときにね、僕は例えまう上に任しきゃええやないかと、こんなことは考えんでもええやないかというよなところでですね、僕はその事故が起こった可能性も実はあると思うんですよね。その辺のところ。例えば県の、この組織でもですよ。フラット化と、本当にこれでフラット化ですね、管理体制でできるのかなと、こんなもやっぱり見直さあかんと思うんですよね。ここで言ってもどうか分かりませんけれども。そういうことも含めてですね、やっぱり考えていかなかんと。

委員長これ要望なんんですけども、そういうフラット化とかそういうのも含めてですね、また一遍議論をしていただければなと思いますので、ご要望させていただきます。

最後に、これですね、田川知事からきてですね、前の、野呂知事の前・北川知事がですね、いわゆる情報政策、環境政策という2本柱できたわけですね。そして、情報先進県、環境先進県とこう、三重県は言われたわけです。まあ、そういう流れであったわけすけども、企業庁長、前知事から何かこの事故について連絡とか電話とかありました。

○濱田企業庁長 受けておりません。

○松田委員 はい、以上です。

○田中委員長 引き続き、ご質問、ご質疑お願ひいたします。

○貝増委員 2、3お伺いするんですけども、やっぱり何回この委員会開いてもらあっても、企業庁長のあまりにも理路整然としたパーカーフェクトで、小さな声での答弁がゆえに、逆に、県の責務というのは一議員としてより疑惑が生まれるわけで、その点から2、3点お伺いさせていただきます。

プロポーザルの件からいきますとですね、いろんな声出せ言うたって、前の堀田庁長あるいは安井庁長のときは、全部資料を議会へ出していただいていると。それがきょうのこの特別委員会になってくると、情報公開制度しか出せないと。各委員みんな、このうち半分以上は所管事項で経験しますけど、皆書類持っているはずなんすけども、正規の委員会でこういった書類のひとつも出せないといったところにね、不信を感じるんです。プロポーザルのときでも、いろんな経験を聞いた。でも、県が企業庁は富士電機に任したプロポーザルのその説明を受けた、全部逃げ道がある。でもそれはチェックできなかった、技術集団が企業庁じゃないんですか。人数もしっかり各分野でおるのに、そのプロポーザルの県としての受け皿のチェックはなぜ今になんでも、あの時しなかった、できなかったということを表明できないのかと、それについてまずお伺いさせていただきます。

○濱田企業庁長 先進的な技術というところでですね、こういうプロポーザル方式を選んだというところが、先ほどから何度もご説明させてもらった通りでございます。ただ、先進的な技術があるゆえに、そういうプロポーザルでよかったのかという問題については、先ほど申しましたように、こういった分について他の民間活用の形とは違った形が必要であったかなという反省はありますということは、先ほど答弁させてもらったところであります。

○貝増委員 それもう、まどろっこしい話じゃなくて、本当に本音で申し上げてほしいと、例えば地元説明会でも知事は一番最初に頭を下げて、悪かったと、県の責任やと言われているのに、現場責任者が現地の対応も部下任せやと、この辺本当に一番の被害者は誰言ったら、県民なんすよね。そこをやっぱり執行部として加味して、ひとつひとつこの究明委員会では胸襟を開いてしゃべっていただきたい。そして、それが情報として出ることによって、先ほどの各委員さんから言わされた泣いてる人、苦しんでる人、いろんな分野でも、あっ、県はそこまで進んできたと、ね。光明が見出せるんと違うやろかと、その辺を反省し

て言ってほしいんですが。

あなたが環境部長のとき、同時進行で県土整備でも資料が流れています。そのときのRDF焼却発電施設を改めて見ますと、経費の節減、建設コスト・維持経費コストの低減を視野に入れ、契約交渉に入ると。当然今まで言ったように、防災あるいはリスク管理は全部受けたる負け、受注業者に任せると。この辺をまだまだこれから究明をしていかなければならないんですけどもね。そうしたときにですね、今回また新たな資料を頂戴してはっきりすることが、発注は企業庁が丸投げしたと、まあこれはしたとします。しかし、一連の12月の起動してから各固形燃料・RDFがおかしいと気がついてから、いろんな担当者会議、理事者会議、何回もやられています、ここにいうとおり。でもそこには、現場を委託した先の富士電機ですが、入ってないと現場責任者が。これ、企業庁はうちが管理していると、一番大事な事故の原因になる、なったかも分からぬその辺のことがなんで稼動現場の人も入れてないんか。役人だけで、関係者だけでどうのこうの言って処理してきたことについての経過を説明してください。

○濱田企業庁長 この会議へ出ている企業庁の職員と、それから委託しておる富士電機の関係者とは当然いろんな話はしています。そして、ただ、事故原因となったというところの話はですね、そうだったかどうかは私のほうは富士電機はそういう主張はあろうと思いますが、私の方はそうであるとは認めておりません。

ただ、各市町村の担当者との会議は、やはり先ほどのような状況を踏まえてですね、やはり県から、県と市町村の側で解決すべき問題であろうということで、こういう協議会を開いております。ただ、始めの時には、この1月の9日のときですね、このときは全員寄って議論いたしました。こういうところから出発しています。このときは確かに出ておったと思います。

○貝増委員 その後はなんで、ね、熱が出た。例えば桑名広域でもこれ3m積んだら100度越したと。そういう資料までどんどん、会議に出ていると。じゃあこれを止めるによって各地域の持込された搬入されたRDFについて、あれ現場では誰もチェックしていないんですね。企業庁。桑名広域のごみの搬入者のチェックはあっても、地元を入れた7カ所からの搬入、あるいは貯蔵槽にどれだけ、この車から積めとか、それ全部運転手さんの判断ですよね、あれ。地元ゲートチェックをしてなかったと、これも大きなやっぱり事故に対する原因やと思うんです。そういうことについて、その辺の桑名広域の中には企業庁の現場事務所として途中から1人入れて、2人プラス事務員1人、3人体制でありますけれども、あの人たちは表へ出なくて、現場に出ず、事務的なことしかしてなかったんです。何のための出先現場事務所だったんか。頻繁にこの12月から小さい事故、あるいは8月14日の爆発までの間、何回もあって会議もやっているのに、企業庁として本部のシンクタンクが誰もそこへ乗り込んでなかつたと。その辺の対応は企業庁どうでした。

○濱田企業庁長 例えは灰の処理についてもですね、まったく放置してあったというんじゃないなくてあとあとチェックしてこういう文書も送りましたというところも、先ほどご説明させてもらった通りでございます。まあ、四六時そこに立つていうようなチェックじゃないです

が、ただ、これも基本的には先ほど申しましたが、結果としてその方法がよかつたかどうかということは考えなんですが、協調体制をとりながらいわゆるその安全注意義務というものを励行してもらって、各市町村の方もですね、そのRDFの形成を、成型をよくするというような部分については、調査もしてもらい、それで取り組みもしてもらったというようなことで、決して企業庁の担当がまったくそこに閉じこもりきりで何もしなかったということではございません。

○貝増委員 後で先輩が大きな質問をされますので、最後にさしていただきますけれども、そうですね、各委員言われましたけれども、協定書、11月15日、20日、29日、ね。多度町、桑名市、東員町等、個別に組まれた。あるいは広域組合との搬入上限の協定書も組まれている。これ、文書をつくっただけで、ひとつも実践されてないということがこの間の説明会を通じて地元住民は、市町民ともピークにきとると。まだ今にたっても現場責任者の企業庁長は現場引き上げたら、一切表に出さないと。この協定書に対する約束したことを、言葉の使い方は別として、判断は別としてやっぱり水谷委員が言われたように、第6条の一巡ストップをかけるというその一時的初動判断がなぜ企業庁長としてできなかったか、その辺を教えていただきたい。

○濱田企業庁長 これは14日の事故を言っておるんでしょうか。

○貝増委員 も含めて。今までのね。14日でもいいですよ。

○濱田企業庁長 19日のときはですね、私飛んでいってすぐに。

○貝増委員 14日ですよ。

○濱田企業庁長 14日のときはですね、これ止めるような認識は現場に聞いたところなかつて、それで熱風であるか、爆発であるかというような議論もありました。私がそのときの聞いとった話はですね、現場の責任者は爆発音はなかったと。で、こういうことでしたといふことで、強い熱風という表現をさせてもらったと。それでそういう部分で、この施設を止めるという、貯蔵槽以外のところですね。その部分についての不具合は、生じてませんでしたので、施設の稼動を止めようと、こういうような認識はございませんでした。

○貝増委員 発注は一体で出しておいて、発電施設はいいからと、あるいは熱風で穴があいたと、あれは完全に爆発ですか、あれ。ね。1m50以上の大きな穴があいてるのを見とつて、それで夜中に大きな音ボーン言うて、ね。鳴ってる。朝一番に行っていただいたのは、当然責務で行かれた。でも後は会議は県庁でしなければならない。現場の若い人はうろうろしていて、何にも指示できない。本庁から呼べと言われても、誰も来てくれませんと。そんな状態が続いた。やっぱりその初期対応、庁長が現場から離れるときには、やっぱりなぜ他の技術者をその場に置いて指揮判断ができる人間を置かなかったか。あれが二次災害を起こした原因やと思うんですけどね。

○濱田企業庁長 先ほど申しましたとおりですね、施設の機能としてはまあ私の分にされた機能というのは承知してましたんですね、特にその後の状況を見てですね、19日のとき

とは状況は異なりました。19日のときは行ったときに、けが人のことを訪ねて、そしてすぐに施設の稼動は止めたかという話はさせていただきました。

○貝増委員 きょうはこれ以上聞いても多分、企業庁長はだんだん言葉が小さくなつて言葉選ばれるもんで、私は質問をこれで終了させていただきますけれども、また次回もございますもんでね、以上、終了します。

○西場委員 この問題ですねいろんな問題が残つてくるんだろうと思いますけれども、今の時点で言える重要なはっきりしてきたことは、RDFなりRDF発電のシステムそのものが決して安全でなかったと、こういうことだと思うんですよね。RDF発電は決して安全でなかったと。それが今いえる結論だと思うんです。この安全でないRDF発電、あるいはシステムをこれからどうしていくのか。このシステムそのものを葬るのか、あるいはそれを安全に変えて継続していくのか、このために原因究明をしなくてはならんし、そして、我々この委員会のこれから質疑も深めていかねばならない。まあ、こういうことだらうと私は考えております。

先ほど来、いろいろ話があったんですが、元々その今RDFは先進的な技術だと、今、企業庁長も言われて、これを、ある意味では盲目的に信じてこれを進めてきた。それには環境先進県として三重県の県政を進めていくというその大きな流れの中で、その目玉的にこの事業があつたと、こういわれるところですし、私もそう思います。そんななかでのこだわりが、逆に大惨事にまで至つてしまつた、こういう状況にありやあしないかと。こういう点が非常にこう、大変気になりますし、その辺のところの今までの経緯の中であるいはそれぞのその部局の判断の中でこういった意識がどこまで作用しとつたのかと、このことについて、私は今一度それぞれの立場あるいは代表しても結構ですが、聞かして貰いたいなとこういうように思いますが、あまり時間ありませんから、いろいろそういう疑問点なり、申し上げたいことをちょっとまとめて申し上げます。

このRDFのこの安全の配慮が欠落しておつたと。特にその他県でも同じような施設があるのに、本県のみがその関係者の安全意識が非常にこう、希薄でなかつたのかということがよく言われたり、新聞に書かれたりしておるわけありますが、その原因として考えられるのは何かと、こういうことを先ほど来のまあ、環境先進県のこの意識の中で改めて考えてみますと、とかく最近B/Cいわれますけれども、そのコストそのものをいかに低く押さえるかというところの意識が、安全をしのいで行き過ぎた面があつたんじやなかつたか。

あるいは12月1日に規制が始まるというその時間的なことに追われるがゆえに、そういうことに聚がつたんじゃないかと、こういう、より安く、より早くという意識が結論としてこういった爆発事故に聚がつていつたんだというようなことにはなつてないか。あるいはそんな辺が多分にどんだけあったのか、まあ、こんなことをいろいろ4基の設備が1基になつたというような、それぞれの提案の結論を導く前提に下地になつたんだと、こういうことになつてくるとこの構想なり県の方針と相まってですね、企業庁の基本的な姿勢というものが大変重要になってくるんだろうと、こういうふうに思いますし、コストの面でいえば、これは岩名先生の発言にも確かあつたかなと思いますが、3,790円、これに至るまでに既に無料

化であったのがそうなつたじゃないかという中で、企業庁も厳しいそのからの運営を強いられたと、そういう面があるだろうし、また、何もかもをそいつたこの受け入れ企業に任してしまう、丸投げであったのかどうかというところまでの表現は別にしましても、そういう状況にしていかざるを得ない、そのコスト面のあるいは急ぎすぎるそいつた効率主義一辺倒の、こういったやり方がこういった状況を作り出したと、こういうことになってくるんじゃないかなという思いがいたします。

もうひとつは、私どもにRDFの専門家がないということを富士電が言ったやら、あるいは企業庁も言ったやらというような、そんなことを側聞いたしますけれども、平成4年からてきた三重県の構想が今日もう10年近くかけてやってきて、専門家がないということはですね、専門家のレベルにもよりますけれども、そんな容易く言えるもんじゃないと思うんです。しかし、考えてみれば、今時点で、長年携わってきた人が今の時点でその安全性や技術に対して物を言える立場に現在おられるかどうか、その人事面での配置とか、あるいはそのRDFの発電の運営に関してですね、そういう言葉が出てきたときにその言葉をきちんと受け止めて、それを事業なり運営に反映していくそういう状況にあるのかどうかという、こういったことも大変気になるところであります。

長年のその今までの取り組みの中で、必ず私は専門家に近いそうした技術やそいつた人材は三重県にたくさんおつただろと、その中にはこういった我々にはなかなかその当時、今まで安全面での議論がなかなか聞こえてこなかつたけれども、そいつた安全面に対するこうした方がいい、こうなると危ないという声があつたはずだ。それをきちんとその実行までいたしめられなかつたシステムとして、あるいは人事としての問題がなかつたのか、こんなことについても聞かせてもらいたいなと思います。

とりあえずそこまで。

○渡田企業庁長 私自身もコスト意識は当然持つておりました。ただ設計段階も終わつてしまつたんで、我々はその後の、例えば灰処理の運営の問題であるとか、そいつた部分については随分、意を用いたつもりでございます。ただ、先ほど言ったようなコスト主義が前面に出すぎて、今回の分になつたんではないかというようなことは、我々もこの施設が、設備がついてないとかですね、そういうような面からはもう一度検証する必要があるという格好では見ていますが、今のところ、この部分はこうだったというところまでの記録は見当たりません。

この後の人事面での話はですね、おっしゃるような部分をやっぱり必要と思ひまして、私も1名途中で異動させたのは、非常にその当時から深く関わつてですね、そういう意味での勉強もよくしておるという50代の職員を1人配置させていただきました。ただそれまでの経過の中でですね、今までの配置がすべてそれでよかつたかということについては、途中異動の中で少し大幅な異動があつたりしたことも事実でございますので、これからは意を止めなければならない点かと思います。

いずれにしても、経費面だけでですね、この安全性との問題がどうであったかということは

これから的原因の話とも含めてですね、我々ひとつひとつ点検せんならん課題であると、そのように思っています。

○西場委員 12月1日の規制の開始に間に合わずがために、急ぎすぎた、こういうことについてのその拙速な対応というのはなかったかどうか、この点についてはどうですか。

○濱田企業庁長 この点につきましては先ほども申しましたように、12月1日の施設稼動には、是非間に合わせたいという思いはありました。これはRDFが市町村から出てくるという実態があってですね、ただ、そのために安全の部分をまったく無視してやったということじゃなくてですね、安全点検の部分については、どうかということはきっちり点検しながらやったつもりでございます。

ただ、途中で発電のプラントの部分でいくつかの故障が起こったということでですね、そういう計画が少し狂わされたということもございます。

○西場委員 確認のためにもう一度聞いておきますが、そのタンクを1つにしたあるいは、当初プロポーザルで提案のあったいろいろな安全設備のいくつかあるいは全部が、実際建設できなかった、しなかった、こういったことは急ぎすぎあるいはコスト主義、こういう中で影響したとは考えられない。

○濱田企業庁長 そこまでの部分ですね、この部分がという確信をもってまだ私答えられません。

○西場委員 環境先進県を標榜する県政に忠誠を尽くすあまり、このことに支障があつてはいけない、事故があつてはいけない、問題があつてはいけないという意識が事故にまで、発展してしまうべく以前にいろいろ対処しなくてはならないというその積極性に、ブレーキをかけたということにはなってないですか。

○濱田企業庁長 私庁長になってですね、一番先に前任者から言わされたことは、灰処理の問題が滞りますと。これを解決してください。その前にですね、市町村との間の引き受け料の話が解決されてませんと。大きくはこの2点というふうな話がありまして、当初はその2点に全力を尽くしてきました。そういう話の中で、12月1日の稼動の話もおいおい入ってくる中で、土地の、先ほども申しましたように、取得の関係で少し遅れたとかですね、いろんな情報が入ってきて12月1日に間に合うのかというような話は聞きながら、ただまあそうは言っても安全面は確認しながらやらないといかんからなという話で、一応の市町村のRDFの処理にはまあ間に合ったと、そういう認識で始めました。

○西場委員 これ原因問題だけ。灰処理の問題もやっていいのかな。

○田中委員長 きょうの本委員会は、原因究明についての。はい。

○西場委員 じゃあ、最後になりますが、私が冒頭に申し上げましたこのRDFのね、システムそのものが安全でなかったという認識を現在は持っておられますか。

○濱田企業庁長 専門家の方のご意見を聞いておっても、いろんな課題が出てきておりますので、そういう認識をきちっと持ってひとつひとつ解決していく意識がないと、問題解決に繋がらないと思いますので。

○西場委員 はい、終わります。

○萩野委員 こっちも大きな声の委員が後に控えておりますので、簡単にさせていただきますけども。ひとつだけ。お2人がお亡くなりになったんですけども、そのタンクの上へ登って消防する、どういう経過でそうなったです。

○濱田企業庁長 まあ、この部分についてはですね、原因究明とそれから捜査の問題が大きく関わりますので、私これが決定版だという話は、自分の目では確認してませんので答弁は控えさせていただきます。

○萩野委員 そのときに、企業庁は関わっていたかどうかについてはどうですか。

○濱田企業庁長 19日の日の話の、朝の打ち合わせには参加したけども、そのときにはそういう話は担当は聞いていなかったという報告を受けております。

○萩野委員 燃え盛っているタンクの上へ登れば危険だということは、それは消防に携わっていないからでも分かることではなかったかという思いは、私は捨てきれんのです。ですから、捜査に関わることで答えられないと言うんだったら、それはそれで止むを得ないと思いませんけども、今後原因究明をするときに遺族の方の思いもありますから、その辺についてはやはりきっちとしていく必要があると思うんですよね。時間の経過も追いながら、どうしてそのようなことになったのかというあたりは、しっかりここでも議論をしていく状況を是非私どもも作っていかなければならんというふうな思いを、それがやっぱり遺族の皆さんに答える、この委員会として答える道だというふうな思いがしますので、是非ともそんなことも当然議論できるようにしていただきなきゃならんと思います。

前例があるものとないものと、県のいろんな施策の中にあるなかで、これはほとんど前例がなかったものですから、今の答弁聞いていてもですね、要するに契約書や仕様書をですね、中身をきっちと判断する能力が企業庁になかったとしか思えんのですよね。例えば西塙さんがさっき聞いたですね、その仕様書の中にですね、防災設備一式というふうに書いてあったら、それはどんなものかというのをきっちと点検をするのが常識だと思うんですよね。スプリンクラーが付いているかないか。付いているかというのは、そこをまったくもうプロポーザルだからと富士電機に任していたということは、やはり点検する能力がまったく欠如していましたし、安全管理に対する意識もですね、きわめて低かったというふうに思われるを得んのですが、どうですか。

○濱田企業庁長 こういう事故が起こる結果になってますので、その分は本当に重く受け止めて今後に生かす必要があると。先ほど申しましたように、プロポーザルの方式のあり方についてもですね、こういう先進的な分についてのは、十分考えなければならないと、そういう思いは強いです。

○萩野委員 それでですね、説明会をマネージャーさんかなんかが行ってですね、説明会をしてくれているんですけども、逆効果ですよ。きっと責任を持った方が行かれて、先ほど日沖さんからありましたけれども、今の説明会はかえって住民の皆さんに県民の皆さんに、不信感を煽る、増幅する説明会になってますよ。答えられないとか。やっぱり、説明会をするなら、きっと説明できるような、スタッフも備えて説明に行っていただくように、今後お願いをしておきたいと思います。

それからですね、9月の17日にですね、関係する市町村から知事に対して陳情がございましたね。これは原因究明とちがうんか。終わりますわ。

○岩名委員 ずっと話聞いててもね、もうこれは企業庁の責任はですね、もう逃れ去るものではないと思います。ね、私、このいろんなものの中で非常にこのね、不思議に思っているのは、2回に及んでですよ、履行期間を延長しているということですな。これ、来年の春まで。この中日新聞の8月26日の新聞によるとですよ、施設には問題があってそのまま引き取ると責任が生ずる、と。受け取りを先延ばししてですね、運転状況を観察していたと。こういう説明をましたという記事があるわけですよね。ですからもうあの、いわゆる先ほどどなたかもお話をありましたけども、12月の1日のダイオキシン規制ということだけが頭にあって、とにかくやらなきゃいけないと。しかし、不安はあるけれども、施設に不安はあるけれども様子を見ながらやるんだと。こういう無責任な体制ですね、スタートをしたこと自体ですね、今日の大きな惨事を引き起こすことになったと思うし、この責任は非常に重いと私は思います。そして、完工検査すらもですねこれ、受けていないんではないかと思うんだけども、これ常識外の問題だと思うんだけども、これはどうなんですか、完工検査とかそういう完工報告とか、そういうものはもうなされたんですか。

○小林総括マネージャー 電気事業法上の問題がございまして、その電気工作物なかの事業用電気工作物になっておりましてですね、その中でその自家用の電気工作物というふうなRDF焼却施設は位置付けになっております。まあ、それにつきまして、いわゆる施設の本稼動と申しますかそれについては、いわゆる施設の使用前検査というのが必要でございます。それにつきましては、もう既に使用前検査につきましては、この15年の4月29日でございますけれども、それは既に受けております。

○岩名委員 いや、設備全体の完工検査ですよ。だからその電気系統とかそのいろいろのはなしにですな、すべての貯蔵槽も含めてですよ。

○小林総括マネージャー それともうひとつその、いわゆる一般廃棄物の施設でございますので、廃掃法上のものもございまして、11月28日でございますが、一般廃棄物としての使用前検査も受けております。それから、その後、いわゆる三重県の検査監室の検査と申しますか、いわゆる出来高の部分検査等もございますので、それにつきましても14年の12月1日の稼動に備えましては、それ以前にいわゆる出来高の部分検査等を受けておりまして、それでその焼却発電部分についての稼動部分について、問題ないということで、稼動いたしております。

○岩名委員 稼動部分について受けたとか、何々の部分について受けたということを今言っておられるなんだけども、僕は全体として、すべてクリアされたのかということを聞いておるんですよ。ちゃんと答えなさいよ、あなた。

○小林総括マネージャー 先生の方からいわゆる工期の問題のご指摘がございますが、現在のこの工期につきましては、来年の3月31日。

○岩名委員 ちょっと待って。工期じゃない。完工検査を全部ね、受けたのか。そのクリアしたのかと全体を。

○小林総括マネージャー 先生のお尋ねにあでございますけれども、このままで、工期の方から説明一部させてください。現在の工期が16年の3月31日となっております。これにつきましては、このいわゆる焼却灰の処理をいわゆるセメント資源化をいたします。その関係がございまして今、藤原町の太平洋工業の中で、灰水洗いわゆる灰を洗う施設をつくっております。それが来年の3月までかかるもんですから、この全体の工期、それが富士電機のほうに入っておりますので、この来年の3月31日までの工期延期をいたしております。それで、それ以前につきましては、この15年の3月31日までの工期ということでございまして、それはいわゆる藤原町につくります灰水洗設備を除いた部分でございます。で、その、15年の3月31日までの灰水洗設備を除きました多度町に造っております焼却発電設備、貯蔵槽も含めました全体のものでございますけれども、それについての、これもその灰水洗設備ができまして完全な完成検査でございますので、この15年の3月31日まで工期を延ばしました部分についての、その辺の出来高の検査等については終了いたしております。

○岩名委員 それじゃねえ、これ民間業者がね、こういうことをやったとした場合に、県がこういううざんな状況でね、操業許可を与えますか。与えると思いますか、あなた。どうです。今さっき話があったように、県がやることなら何でもオーライ、オッケーでね、やっていけると。そんなバカなことはないわけでしょう。それはね、県民に対してですね、非常に不信を招く僕は事態だと思うんですがどうですか。

○濱田企業庁長 そのことは今後十分反省も含めて受け止めます。ただ、電気事業法上の話としては、まあ一応クリアした形の中で、市町村のごみ処理という観点もあって、懸命に取り組んできたということは事実でございます。

○岩名委員 ちょっと僕の答えにならないなあ。まあ、これはちょっと常識外だと、僕は思うですがな。その、県の事業としてですね、こういうその、得手勝手なスタートはですね、ちょっと許されるものではないということをまず言っておきます。

次に、爆発事故が起きた日ですね、我々は県土整備、そして企業常任委員会の視察でこの現地にいたわけですな。そして、庁長もおってですね、爆発の直前、私は質問していたと思うんですね。そのときに富士電機の責任者に対して、あなた方の会社はこの施設を造るのに、どういう今までのわが国における経験ありますかと、問いましたよね。したら、まったく

くありませんと、平氣でまあ答えたわけですがね。私はまあ嘆然としたわけですが、このような会社にですね、プロポーザルであろうが何であろうが、契約をするという異常さ。これはですね、ちょっと私は許せないというふうに思います。まあ、日沖委員も指摘をされておりましたけれども、安全対策をプロポーザルの審査の時点でも持つてない。そういう富士電機を指名したことに対してね、県の責任は感じないかどうか、ちょっと企業庁長。

○濱田企業庁長 プロポーザル方式としては、ひとつ的方式だったと思うんですが、先ほど申しましたように、新しい事業をするという観点で、その他の部分といっしょのプロポーザル方式でよかったのかという観点がひとつですね、それからもうひとつは先ほど申しましたように、プロポーザルの中でもかなり先進という話の中で企業にですね、委ね、ある意味では過ぎ、過ぎたという部分があるのはこの契約上、明らかであろうとは認識しています。そういう意味では反省はあります。

○岩名委員 いや、反省じゃなくてね、私は、県は県の責任だと思うんだけれども、あなたはどう思うかと言っとるんですよ。

○田中委員長 企業庁長、簡潔にご答弁お願ひいたします。

○濱田企業庁長 具体的な部分についてはそれぞれのところでいろいろな意見をきっちりでくると思いますので、それをきっちり受け止めたいと思います。

○岩名委員 これね、企業庁はね、県としての責任を認めようとまったくしてない。そして、富士電機はまた一方で、私は富士電機の人の話を聞いたことがないんで、分からんが、まあ、自分の責任を認めようとしない部分が非常に多い。こういうことではね、県民がたまたまものじゃないし、犠牲者の方々にも浮かばれないとは私は思います。委員長にお願いしたいんですが、この際に、富士電機の責任者をね、一遍参考人として招致をしていただけて、我々からもですね、一遍いろいろとお尋ねをしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○田中委員長 委員の皆さん方、今、御提案をいただきました富士電機さんの方からも、多岐にわたっていろいろとお伺いしたいことがあるということでございますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声、複数あり)

そうしましたら、詳細につきましては正副委員長とで、ご一任いただきまして、打ち合わせさせていただきますので。

○岩名委員 委員長、ちょっと注文よろしいでしょうか。異議なしなんですが、というのは会見なんか見ていても、東京から来た常務かなんか知らんけど、今、現場の状況をしらない、それは向こうの勝手ですが、それ以外のですね、問題になっている契約上の担当者だつたり、それから現場の責任者など、そういう人たちが必ず来てほしい。複数でも可能だということで、常務来てもなかなか要領を得ませんので、契約上の問題に熟知している人とか、

現場の事故の部分の管理官含めてですよ、わかっている現場責任者それら含めて複数で結構ですから、お願ひいたします。

○田中委員長 正副委員長にご一任ください。お願ひいたします。引き続き岩名委員お願ひします。

○水谷委員 今、岩名委員が言われましたように、富士電機を呼んでいただくのは非常にありがたいと思いますけども、まあ、いろんな意味ですね、県民感情等を察知しますと、非常にこれに携わった一番の責任者というかね、そういった方、前・北川知事もですね、そういう形では非ともですね、参考としてですね、お聞きしたいんですけどもいかがでしょうか。

○田中委員長 一応、じゃあ、正副委員長にご一任ください。

○水谷委員 はい、分かりました。お願ひします。

○田中委員長 岩名委員、引き続きお願ひいたします。

○岩名委員 それとですね、私は今回のその事故後の対応についてもね、私は企業庁の対応は非常に悪かったというふうに思います。ひとつの例を言いますとね、これは素人の考え方かも分かりませんが、最近タイヤ工場が火事になりました、その消火もやっぱり水でやってたんですが、結局化学消防車が出動して泡消火をしたということをテレビで報道しております。私はこの爆発の翌日ですね、一向に火勢が衰えない。そういう時期に、副知事からですね、電話が何かの要件がありました。そのときに、あなたどこにあるのやと言ったら、現地にあるということだったので、私はそんなもの水かけてでもやね、あの火の勢いを見ていると、これはプラスチックが燃えているのではないかと、一般廃棄物やないやないかと、だから、それはそれとしてですね、三重県には四日市には特に化学消防隊がおるんで、泡消火も持ってるんだから、それを呼んだらどうやという話をしたところやね、これがまたやね、結局消防庁に頼んで呼びまして、消防庁から今係官が参りましたというから、係官が来ても火は消えないじゃないかと私は、その場で怒ったわけですがね、それでね、そしたらまあ、名古屋から消防車がくると。化学消防かと言ったら、普通の消防やと。こういうふうな対応にしてもですね、私は非常になんとなく、その、備えが全然できないというふうに思えてならないわけであります。これはまあひとつ愚痴として聞いてもらいます。

そして、次にですね、今行き先を失ったRDFの処理代金の問題も、これ非常に大きな問題だと私は思うんです。これについて、今までの状況の中でどの程度の金がかかっているのかを、委員長通じてですね、ひとつ我々にも示していただきたいと。これ後で資料としてね、お願ひできませんか。

そして、最後にね、松田委員のさっきのご質問に関連してですね、ちょっと私も古い県会議員として申し上げておきたいことがあるんですが、この事業を始めようとしたのは企業庁なのか、環境部なのかというご質問がありましたよね。なんとなく分かりにくい答弁であったよう思うんだけれども、これはですね、そもそも平成4年に何か新しい方針が出されたと

いう、先ほど報告ましたが、もうそれ以前から昭和の時代からこれは相当企業庁がですね、熱心にやってたことなんですね。私は唯一反対しておりましたので、私のとこへも、何度も執拗に企業庁からですね、理解をしてくれという要請がございました。ですから、これは明らかに当時の通産省、通商産業省の外郭団体でありますNEDOがですね、これは厳しくそのまま売り込んできたひとつの事業であって、それに乗っかった当時の企業庁がですね、これを何とか火力発電事業もなかなか採算が合わなくなってきたているし、電気科の人間をですね、どうしようかというような中から考えられた事業であることを、ここではっきりと申し上げておきたいと思います。そういう発想の中で、これは行なわれたことであって、当時私も議論のひとつとして申し上げたことは、まずは一般廃棄物については市町村の専権事項ではないのかと。それに県がなぜ手を突っ込んでいかないやならないんだと、ね。こういうですね、やはり役割分担を超えたことをやったことが、こういう惨事を引き起こす大きな原因になったんではないかと。この辺の原点に立ってですね、私は考えなければいけないし、今後の対応についても考えてもらいたいと、このことを申し上げておきたいと思います。以上。

○芝委員 はい、そいじゃ、質問させていただきたいと思います。まず、府長ね、府長先ほどの答弁の中で、よく出てくるのは、主張すべきは主張してと、今後議論していくとか、そういうような部分を受け止めていきたいという、まあある意味では、主体がなしにね、対象の相手をぼかしながらというか、意識しながら、もしくは今後の進展を意識しながらの言葉が非常に多いんです。今までのすべての説明だけど、今回の企業庁の体質と、今回の事故に限らず、今までの体質も含めながら皆さんから全体的に、この委員会からでも県民からも指摘を受けているのは、説明責任がなってない。このことははっきりいえると思う。もうひとつは情報公開なってない。この大きな2点の元に、あると思うんです。不信感が。そのところがまず、今回の事故を契機に体質改善にもっていってもらわんことには困ると思ってるんだけども、なかなか府長の口からそんな言葉が出てこない。非常に残念に思ってます。

おそらく、府長が今いう、主張すべきは主張とか、議論していくとか、どうこうというのは、今後の進展を含めながら時には対象が契約委託先の富士電機であったり、消火にあたってもらった消防署関係であったり、司法当局であるんだろうとこう、それは推測できますよ。しかし、今ここへ来ればね、さっきからいろいろありますように、企業庁としての責任、もしくは県もある。その責任は絶対に免れない。これは委員会の恐らく皆さん思いであろうし、県民の思いであります。

しかし、今言ったように、その責任は認めた上でいろんな契約上の問題、いろんな部分の民法上の問題、法律の問題も含めて主張すべきは主張するという、部分でやってもらわないと、何もかもがですね、同じ感覚の部分でやってもらったら困る。だから、私は言いたいのは、説明責任は十分果たし、情報公開もする。そこで、改めて企業庁としての責任は取りますよと、その部分がひとつあって改めて主張すべきは主張すべき、議論すべきは議論すべきという問題に分けないと、大変なことだなと思ってますから、まず最初にそこを主張しておきます。

そのなかで、私は今回の一連の部分をですね、大きく3つの形態というような感覚で捉えて、まず、質問をさせていただきたい。そのひとつというのは、先端にひとつの原因があつてそれはすることは大変難しいと、複雑な要素から構成されていると思うんですね。事故全体。一連の流れが。その中で、まずひとつはRDFの性状の問題、これがひとつだろう。要するに、6つの施設から出てくる部分の性状の問題、過程の問題、先ほども議論されておりました。これがひとつ。

もうひとつは要するに、契約から、プロポーザルから契約に至って、建設されて、あの安全管理の部分の問題がひとつ。もうひとつは、いろんな形で発熱して、発酵して発熱したり、爆発したり、発火したりという部分の対処の問題。そこで、けががあったり、死亡があったわけですけども、大きくはこここの3つに分けて議論するべきだろうと、私自身は思つておるんです。

その中でまず一番目の部分で、お聞きをしたいのは、RDFの性状の問題。この部分については、県の事故調査特別委員会の方から報告書にも上がっています。それを引用するとね、RDFの形状や水分について県内の製造施設からの報告、報告だけであるけれども、顕著な差は認められないというコメントが出てますね。ところがきょう、ここに企業庁からね、一連の報告を貰った分については誰が見てもね、顕著な差があるとしか思えやんわけですよ。顕著な差があるとしか。今は、時間がたった今は例えばこの部分とは6月のデータだらうと思うんですが、6月のデータを元にした調査委員会というか、総論だと思うんですけども、6月の部分も大事でありますよ。大事であるけれども、それも調査委員会なり、企業庁なり、県が行ったデータや検査じゃなしに、それぞれの施設がそれぞれのところへもっていって、それぞれのところのやり方でやったような感覚もあるんです。同じところでやっていませんから。同じ試験槽の中でやってません。そのものでこの調査委員会の検査の総論付けだけでも、少し私は疑問に思っているんです。

それ以前に、ここにも今日報告いただきましたように、去年の12月から既に運び込まれてるなかで、度重なって桑名を始め、各施設に改善要請をかけている。この事実とね、報告とがこれでいいのかという部分。この調査委員会の管轄は県のほうですけどもね、その部分が一番大事な部分であるのに、結論付けは6月の持ってきてもらって、報告してもらったデータをもとに、もう正常で差異なしという部分の結論付けの部分から議論を出発してもいいのかどうかという思いがあるんですよ。こここの部分について県としてはね調査委員会の報告をどう受け取ってます。これでいいとしているのか、報告は報告ですよ、こんなもの。いや、やっぱり現状的に差異があるのかという、そういう認識から。

○長谷川環境部長 7ページのRDF化施設と他県施設とのRDF性状比較ということで、県内の7施設と他県11施設のいわゆる水分、灰分、可燃分、いわゆるTRの基準はクリアされているし、他県のものとは顕著な差は認められないという報告でございますので、要するに、他県でそういう発熱とかいろんな事故が生じてないのに、三重県ではなぜ生じた、起こったのかということに対して、まずRDFの性状を比較したということでございますので、これはこれで意義があると思います。

○芝委員 その比較したデータは一応、何月時点のもの。総論的に。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 市町村のほうですね、RDF化施設が14年12月前後稼動でございますので、それから以降のものでございます。基本的にはその14年度の部分とそれから15年度に入った部分も一応ございますけれども、両方と取っております。

○濱田企業庁長 私のほう、出したのもですね、12月の23日の発熱の部分がありましたんで、1月ごろはこうでしたと。桑名広域の部分でも4月の何日にはこのようなところで改善しましたと、そしてきょうも資料として出させてもらっていますけれども、企業庁自体が分析した資料もつけて今はこういう状況でございますと、そういう部分の表を現時点でこう見れば、大体言ったような状況の話の中にあると、こういうことですずっと経過を説明させていただいております。

○芝委員 そうすると、ちょっと整理させてな。12月以降からRDF入ってきている。専門委員会報告としては、去年の12月時点もこの6月時点もすべてずっと一連の部分のデータを見ながら差はないという結論付けになっていると認識していいの。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 市町村のほうですね、大体、3カ月に1度くらいしかこのデータというのを残しておりませんでしたのとくらから、そのデータをもとに比較をいたしておりますので、必ずしも毎月チェックをしたとかですね、そういう意味合いでございませんので。

○芝委員 ようわからんのやけど。極端なことを言うと、例えばこの写真の16ページのね、桑名のこの製品なんていふのは、非常に誰から目見ても、綿化度というか、粉化度といふんですか、この部分は劣ってるんだなとう思つたりして、改善要請をかけてますけどね。これを見て、よその他県と一緒に判断したわけやないんでしょ。よくなつて、改善の要請をかけた、よくなつてきたある程度のものの6月時点かなんかと思ったんですが、その時点を見て調査委員会は差がないという判断をしたでしょう。以前のものは差はあると考えていいんでしょ。そこをはっきりしてください。まず。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 調査報告書7ページは、あくまでも県内の7施設と他県の11施設を比較をいたしております。その中で見ていただいたら分かりますように、粉化度については他県の施設の。

○芝委員 いつの時期やと聞いておるの、おれは。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 時期的にはその同じような時期で比較しております。

○芝委員 同じような時期。桑名のRDFでもね、去年の12月の部分のデータと今年の6月のデータとは違うと思うんですよ。だから、事故調査委員会っていつのデータをもって調査をしたというの。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 桑名の分については、平成15年の2月のデータでございます。

○芝委員 2月。機械を替える前。替えてから。桑名の。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 一部その機械を入れ替えている時期かなと思います。

○芝委員 ちょっとその、個々、個々それぞれの施設の出したデータの年月が私は把握していないで、分からんのですけども、いずれにしてもね、県下の同じ部分のRDFは、顕著なその差はないと、他県と比べてではないし、県の中でも差はないと、こういうコメントが入っている。ところが今まで以前、企業庁からのコメント等ではですね、以前はそのここに報告あるように、その原形をとどめないもの、崩れてるものもあったりとかですね、いろんな問題が、大いに不良品が含まれてたというコメントがあった。そのときの部分のデータも調査委員会には提出をして、調査委員会はそのときのデータも入手してこんな結論になったかということを、私は聞きたかったんであってね、そこの観点はどう。

○真伏循環システム推進チームマネージャー 大体その施設については稼動しました直後といいますか、15年2月前後ですね。その辺のやつを主に調査をいたしておりますので、それで言いますと、今現在のデータと比較したというわけではございません。

○芝委員 まあまあしたわけ、今現在の新しい、改善された後の部分でやったというわけじゃないということね。私はその中でね、事故調査委員会の部分のデータは非常にデータ不足、気の毒にデータ不足だったんだなと、こう思つておるんですよ。現状はもっともっと改善する前の部分というのは、データももっと悪くて劣化しどった、悪かったんだろうとこう思う。そのときの運び込んだものがタンクにあったからねそこの現実と、いや最近の新しいデータ集めて調査委員会がこれは他と変わりませんよ言った部分とでは、まるっきり中身は違う、現状に違うという思いがあるんで、ここの部分をきっちり修めやなあかんとは思つておるんです。これがひとつ。

そのRDFの受け入れ問題。その中で、事故調査委員会がコメントを出します。委員長はコメントされている中でもね、「関係者から聞き取りの調査等々について、できればしたいけれども、捜査権もなく相手もあること。それから警察消防との関係上、難しいものがある」。それは分かるんですが、そういうことと、いずれにしても関係者間の聞き取りの調査もしたい。委員長を望むんです。併せて企業庁には運転時や保管時のデータ提出も求めたい。こういうコメントが載つてます。それから、当然ながら、この調査報告書にも事故前の状況等の詳細なデータが確保されていない。ということなんですね。非常に、先ほどからコメントの部分を含めて県の責任にないような部分をいわれるんですけども、調査にまず、この事故調査特別委員会の調査に県としても企業庁としても、十分協力し、データの提出、先ほど言ったように、説明責任と情報開示、これの部分を果たしてますか。まず、その感覚から聞かしてください。県と企業庁。

○長谷川環境部長 この1カ月足らずの中で、4回委員会を開いてですね、県外の稼動している3施設の実態も調べ、それから実証実験も三重大学や他の企業等でやり、いろんなものを事務局で可能な限りのことをやっております。ただ、おっしゃいますように、委員長の報告にもありましたように、いわゆるデータ、事故前のデータについては日々RDFのいわゆる貯蔵槽への動き、搬入とかいろんな動き、どこのがどのようないきであるかとか、量的とかですね、その当時の湿度とか温度とか、そういうものは客観的に調べられますので、いわゆる吸湿率、吸湿が高まるような夏場でございましたので、どうなっているとかそういうデータはですね、可能な限り全部出して協力しております。ただ、その実態的に事故が起ったときのデータというのは十分なものではないので、最終報告に向けてですね、そのデータを踏まえて究明をきっちと図ると言ふことを委員長は述べております。

○濱田企業庁長 企業庁としてもですね、少しまどろっこい感じになりますが、現場事務所のほうが少し立ち入りができる状態になって、結果としてそういう状況が出しづらい部分があるかも分かりませんが、基本的には職員ですね、そのときの情報を状況を集めようとして、懸命に取り組んでおります。いろんなご指摘受けてますので、基本的には我々の方も調査委員会で明らかにしていただきたい気持ちが他よりももっと強うありますので、今後についてはですね、十分対応していくけるように努力します。

○芝委員 企業庁、今のコメントよう聞くと、今まで十分協力してなかったと、これから十分協力しますというような解釈でよろしいですか。

○濱田企業庁長 正直言いまして、職員も私がこれ以上して大丈夫かなというぐらいですね、懸命にやっております。そういう中でなかなか、こう書類として整備されてない部分があつたりするのも事実でございまして、そのお叱りを被っておりますけれども、協力しようという気持ちはこれは今までと変わりません。

○芝委員 企業庁、ここは、こそぞ言ふんやつたら、気持ちやない、気持ちやない。するか、せんか。出すか、出さんかですよ。もう何日経つるとおもてんの。整理みたいなん、いらんわけですよ。あるものを事実の経過とともに出せばいいんですよ。出されれば。それが調査委員会であろうと、警察だろうが、どこだっていっしょなんですよ。その部分がないから、調査委員会の委員長が敢えてコメントせんなんというここに問題がある。そう思いませんか。

○濱田企業庁長 環境部とも十分。

○芝委員 環境部関係ないやろう。

○濱田企業庁長 いや、企業庁自体はそういうつもりでそれを取り組んでおります。

○芝委員 取り組んでおりますし、僕は取り組んでなかつたからこんなコメントとかそういうことになっていく。取り組んでください。違いますね。その部分については。

○濱田企業庁長 取り組みます。

○芝委員 はい。それで、今まで、プロポーザルの件とか契約の内容、設計変更とかいろいろな部分で、でてきました。当然事故調査委員会の部分も含めてそのほぼ最初の原因、まあ爆発原因、発火原因のこととは行かなくても、大きな原因の部分は絞り込まれたと、こう思っております。その中で、当然、企業庁としてはね、庁長はその説明の節々にプロポーザルだから、委託してるからという部分が、前段に私はあると考えているんですけど、感じ取れるんですけども、しかし、それはあるでしょうけれども、設置者として委託者としての責任、指導、管理。この部分は絶対に責任は免れないと思ふんです。

当然ながら、企業庁の管轄すると言わしている県の責任も逃れられない。その部分においては、契約実行したが知らんが、その部分は別として、まず、企業庁はプロポーザルの選定の部分をした、それから設置している部分の責任。管理者としての責任。指導。能力。いろんな部分での、責任問題は、逃れられないと、こう思うんですね。現場へ直接関係なかったから、責任はないとは言わせないと思う。

その中で、事故以来、相当月日が経つわけでありますけれども、企業庁の中で今回の事故に対して、今いった観点から、責任問題を議論したことはありますか、ありませんか。

○濱田企業庁長 私、それぞれですね、言われる部分についてはきっちと受け止めるつもりです。自分で評価することでなくてですね。

○芝委員 企業庁受け止めてじゃなしに、私言っているのは、例えば県にはいろんな問題起これば、県の懲罰規則があります。そのときは当然ながらるべき機関を開いていろんな問題を検討します。1回、2回でも。1回でてるときもあれば、2回もあるでしょ。すぐに方向性は定めても実行しない場合もあるでしょう。当然県も聞きますが、企業庁の中でそんな例えは懲罰規定のようなものはあって、それに沿つた検討会的なもの、結論はなくともいいですよ、まだ。そんなものは開かれたか、開かれてないかということを聞いておるんです。

○濱田企業庁長 開いておりません。企業庁にですね、として、これが責任があるという部分については当然施設の長としての、これは私の責任に帰属すると思います。

○芝委員 そこですべては私にあるからというんではなしに、きっちとした懲罰規定あるんですか。ないですか。まず。懲罰規定。

○濱田企業庁長 企業庁の中には。

○芝委員 県に類するの。

○濱田企業庁長 はい、同じような規定はございます。

○芝委員 その中で、事があればね、開かんなん文になつとるわけでしょう。すべてが対処終わつてから開けという文になつても、そこは庁長の判断ですよ。誰がどうかというではなくしに、自分ひとりの責任じゃなしに、いろんなことでいろんなものに責任があると思うんです。庁長1人に限らず。まずそこで、いろんな問題、まず、結論出すまでのそういう部分

は召集して検討を今からしていく。そこでも情報収集もしていくということの分をすべきだと思うし、併せて、県としてもね、そういう検討に入るべきだと思っているんです。県の懲罰規定にあわしながら。

県民に安心、安全を守るという、前提のための行政でありますから、そこに多大な負の部分があつたわけでありますから、当然私はそこに対象になってくると思うんですが、府の動きと県の動き、そこの考え方をもう一度お聞かせください。

○濱田企業庁長 私は今の時点よりですね、少し、もう少し原因究明の部分とかいうものを持つ状況です。

○芝委員 県は。

○長谷川環境部長 県の場合は企業庁長にあたるのは、当然知事になりますので、総務局が懲罰の所管部門でございますので、当然その旨伝えます。

○芝委員 伝えるというか、まだ開いてないということね、現実は。そういうもんはね、設置していないということですね。

○長谷川環境部長 やつてないと思います。わかりません。

○芝委員 でも私は結論的なもの、中身のその議論までにまづ、聞くのは知事であるし、設置するのは知事であるし、企業庁においては府長なんですよ。そこですぐ結論が出るもんでもないけれども、やっぱり設置すべきだと、県民に企業庁にもそれなりの管理と指導と行政上の問題の責任はあるということを明示するためにも、すべきだと思うんですが、府長その辺はどうですか。先ほどから、原因究明が先や。それは当然先せなあかん。しかし、まず設置をするということがね、企業庁にも委託責任がある、管理行政指導責任があるということの、まずはいろんな問題他にもあると思うんですが、まずはその明示にもなると思うんですが。そんな考えはありませんか。

○濱田企業庁長 現時点では考えておりません。

○芝委員 はい。それじゃ、いつになったらそんな部分は設置、現時点じゃないということはいつの時点なら、それが可能なんですか。

○濱田企業庁長 今後の原因の究明とかですね、そういう部分をもう少し見極めないと、職員も懸命に我々日々の仕事に、さしてますので、そういう状況もお汲み取りいただきたいと思います。

○芝委員 私、事故の処理の仕方には2つあると思うんですよ。すべてが終わってからねいろんな責任問題の部分はきちっとする。そういう形。もうひとつは、事故の原因究明とかいろんな部分をしながら、原因究明を続けながら、やっぱし、その原因究明ができていいろんな体制が立ち上った中でその実行というか実施はそこだけども、向かってこういう方針でありますよ。要するに、退路を絶つてという感覚はないけれどもね、青木さん、ちょっと名前

を出すと、ちょっと事情はおかしいけども、そんな感覚的なね、話の部分でやっぱりあると思うんですがね。今、青木さんやない、野中さんやつたな。退路を絶つてというのは。失礼しました。

いずれにしてもね、県民から見て、我々この委員会にても、議会からしても、県から見ても、県並びに企業庁になんら責任の部分というのは、避けて通れない。この思いはあると思うんです。その責任のどういうものかというのは、これから議論ありますけれども、その部分でやっぱりそんな部分をですね、設置をすると、具体的な議論は先送りにしつくけど、まずは企業庁責任ありますよということは、やっぱりひとつの誠意の部分であるし、また犠牲、今先ほどあったように、遺族の方とか、被害に遭われた方も、患者の方への誠意でもあるし、姿勢やとこう、思うんですけどね、もう一度府長、じゃあ事故の原因があるで究明するって、それいつ頃になるんですか。

○濱田企業庁長 私としては、やっぱり私以外の部分に関わる問題については、やはり職員の士気の問題もありますので、現在は考えておりません。

○芝委員 士気がどうこうするから、その部分ないというんではないに、やっぱりね、今は府長一人の問題だけではないに、やっぱり全体の信頼を県に対する行政信頼を取り戻すという意味でも、企業庁の英断も私は必要だと、当然ながら、先ほども言いましたように、県の部分でも知事でも結論は先になつても設置をして、県にも責任ありますよという部分を見せていくのも大事なことだとこう思つてますから、もう一度是非再考をしてほしいと思う。これ以上言っても多分変わりはないと思いますから、再考もしてほしい。こう思つてます。

それで、先ほどから、議論されるとその責任問題の部分でありますけれども、当然ながらまあ、先ほど府長、先ほどずっとですね、プロポーザルでやりましたよ。委託しますよ。との話をしています。当然そのところは企業庁の責任あるけども、受け入れ側の部分にも大きいに問題はあるだろうと、こう思つてます。そのところ、責任問題についてはこれはまた、事後の主要的な問題でなしに、警察の捜査権の問題やなしにですね、民法上の問題の責任の追及はこれからなされるなあとこう思つんですけども。

じゃあ企業庁として、今後、富士電機に対してどういう考え方して、望んでいくかということをはっきり足を固定しないと、対応は取れていかないわけですよ。要するに、具体的に言うと、契約上、先ほどから主張されているその契約の問題。委託しますから、変更であろうが、なんであろうがすべて通る。原因は富士電機にあるんだ、だから、裁判をしてでも民法上に従つて、契約の部分の履行を求める、責任を追及していきますよという、姿勢をとるという部分がはっきり分かれれば、それはまたこれからの進行の方法も考えられるし、その辺の部分まず、今の現在のお考え方からお聞かせください。

○濱田企業庁長 契約に基づいてですね、きちっとした対応が取るのは当然のことと思っていますんで、それは進むようにします。

○芝委員 契約上の部分を最大限のバイブルとして企業庁は法律、契約上に基づいて然るべ

き手法に打って出るという解釈でよろしいですね。

○濱田企業庁長 そういう状況しかですね、方法がないときはそうなると思います。

○芝委員 時はとはどういうこと。今、考えはどうなんですかと聞いているんですから、どうしようという方向性を出してください。

○濱田企業庁長 相手が私のほうの主張を今、反対とかいう話でないもんですから、契約はこうなってますね。と。リスク分担はこうなってます。だからこうしてくださいという主張をします。

○芝委員 当然その決断をする前には、相手との交渉があって、その結果次第ということを言わみたいと思うんですが、そいじゃ、事故があつて今までの分、当然現場での鎮火的な部分ありますけども、当然富士電機との部分の責任者と関係者との話し合いはされてるのが常識だと思っていますが、何回されて、どんな話をされましたか。

○濱田企業庁長 日々ですね、現場それぞれでやってますが、場面場面でそれはでてきます。たとえばRDFの処理、これするときにですね、これはあなたの所の部分ですね。契約こうなってますねでな話ありますが、相対として向き合つてですね、まだ調整した状況にまでは至ってません。

○芝委員 事故の後処理の問題と原因究明と同時進行でやっぱり併せて、富士電機さんとの企業庁との考え方の相違、ここを整理して議論をしなくちゃならんということは、やっぱり早く急にせなならんと思うんですね。ある意味では、現場ではだんまりで、うちはこうですと。じゃあ富士電機はそのまま、はいわかりましたといつてははづがないと思うんです。当然反対も異論もあろうと思うんですね。その整理が大変大事になってくる。その中に、そのあと部分で、然るべき手段が出てくるところ思うんですけどね、おそらく、一般から見ると今までの流れから推測すると、いろんな部分で主張が受け入れられない部分が出てくる、場面ができるんだろうと思うんです。いろんな方でその分ご紹介ください。

○濱田企業庁長 当然そういうふうにするためにはですね、こちらの考え方もきちっと整理をしてですね、法的に。また、法律の専門家の指導も要ります。そういうような意味での準備は当然のことながら、我々やっています。

○芝委員 そういうようなことでなくて、そういう準備をしているという解釈でよろしいですね。法的な整理をしながら。

○濱田企業庁長 当然どの方法をするにしてもですね、その考え方は整理は絶対必要でございますので、そういうことはやっています。

○芝委員 いやいや、考えは当然そうだと思うんですが、今最後の部分で、してますということですから、弁護士を入れて弁護士と相談しながら、そういうことを取り扱ったという解釈をしてよろしいですか。

○濱田企業庁長 当然こういう状態になればですね、法的な専門家の指導を仰いでいます。

○芝委員 で、それはそれとしながら、富士電機とは場面場面でする話だけであつて、例えば、正規にどこでもいいんですけども、寄つて、この問題どうだという企業庁と富士電機との部分での直接の正式なそういう交渉といいましょうか、話し合いの場は、正式には開かれてないんですね。場面場面、現場でやるだけでという話で。

○濱田企業庁長 全体としての話はないですが、例えば、こないだのように、窓ガラスが割れましたとかですね、近所の方の。そういうような大小あるわけですね。そういう部分についてどうしようかというような、これは当面すぐにやらんなん話ですから、そんなものは当然そのたんびにですね、話し合いしていますが、基本的な部分での話はまだございません。

○芝委員 まあ事故対応、事故処理的なものの、そんなものは当然の話であります、根本に関わる、先ほどから言われてる設計変更であつたり、契約上の不履行であつたり、そんな部分の、大原則の話し合いの部分はね、当然私はもう、あってしかるべきだとこう思っているんです。で、その部分を整理しながら当然ここにも報告があつて、その上で両者の話し合いがつかなければ、理解を得られなければ、法的手段にて行く動きがあるんだろうと、こう思っておりますけどもね、ないという、今のところは解釈でします。

それでね、もう一遍、以前からも議論になつてました、その議論をするとき、交渉すると、それから法的裁判に持っていくときね、先ほどずっとでていますけども、あのRDF施設の先ほど岩名先生の完了行為じゃなしに、引渡しが延ばし延ばしになつたね、引き渡し、要するに引き受け、要するに完成したという部分での、それはもう既に実施されて、まだないという前の設問のままになつておるんですけども、今もその状態変わりありませんか。

○濱田企業庁長 はいその通りです。

○芝委員 でもその法律上から考えるとね、要するに、すべての運営と設置はプロポーザル、富士電機に任したよと、管理も運転もそうですよ、現物をまだ支障があつて受け取つてませんよとなつてくると、非常に富士電機の責任というは重大になつてくるわけですよ。重大に。社会的信用も含めながら。で、おそらく、施設の改善とか改修とか、どうこうの部分以外に、恐らく今後裁判の争点の中でも今、各7ブロック施設、27、6市町村が費用負担の問題、今特別に支出しているこの費用負担の問題が当然県に持つてもらうべきだと、こういう話が今のところは来ます。県ということはイコール企業庁になつていいだらうと思いますが、その問題もかかつてきますからね。早くやっぱり両者が話し合いをすべきだと、おそらく、企業庁側の主張が違う。主張を受けられるところもあるし、富士電機側の言ってることとおそらく食いちがいがいっぱい出てくるんだろうと、こう思うんですね。その部分も整理しながらやらやならあかんと思うんですけども、早急にそんな場を持つお考えはありませんか。正式なそういう交渉の場。

○濱田企業庁長 これについてはですね、いろんな法的な整理、あるいは手段、とるべき方法、いろいろありますので、そこはちょっと専門家とも相談しながら進めたいと思っています。

○芝委員 整理も大事ですけどね、今先ほど、誰かも言われました。富士電機さんはね、現場の記者会見等々ではそれは頭下げたかは知らん。けれども、正式なところで正式な部分で今の状況からだけ行くと、プロポーザルで取った、あの運転管理もしてた、まだまだ引渡しもせずに富士電機のもんですという、法律上のものから考えればね、議会に来て謝ったわけでも、県民見て謝ったわけでも正式なもの何もないわけですよ。そんな部分の指導といふか、要請もしないんですか。そっからまず始まってテーブルにつくというような部分は企業庁から仕掛けやなあかんんじゃないですか。そんなお考えありませんか。

○濱田企業庁長 まあ先ほど申しましたように、状況の整理をきちっとした上でですね、これは専門の弁護士もお願ひしますんで、そとも相談をして進めたいと思います。

○芝委員 この議会でも知事からですね、しあわせプランの部分の説明があって、来年の4月から県民に向けて発表していくか、実施したいと言われましたけれども、この問題がね、解決せずしてそのプランを発表しても、極端なことを言うと、県民は白けますよ。我々でも含めて。早急に庁長、時間がない、それがひとつ。こういう背景。

もうひとつは、各市町村が困ってるって、現状から。時間がないから、整理してどうこうと言わなくても、ある意味では併行に並列して進行するような形をとっていかないと、いろんなところにひだが大きくなるばかりじゃないかとう思うんですけども、その辺の部分、もっと早急に急がれませんか。

○濱田企業庁長 相手方との訴訟の案件ばかりじゃなくてですね、そういう現実的な対応の方法として対処する方法はないかというのはまた別途考える必要があるとは思っています。

○芝委員 まあ、あまりきょうのところははっきりした態度は見えませんけれども、いずれにしても、時間をかければいいという問題でもない。で、とにかく、整理したり取り繕う必要ないですから、あったことは事実のままどこへでも出せばいいし、相手にもぶつければいいわけでありますから、その部分で早急に対応をまずはどうしてもほしいと、こう思っています。

それから、これは私も先ほど岩名先生から提案ありました。これから、実況見分とかいろいろな分についての確認の問題、おそらく富士電機を呼んで、富士電機さんを参考に招致したしたら、いろんな部分で意見の、考え方とか、意見の食い違いが出てくるとか思うんですね。もう一点は例えば消火の方法とかいろんな部分も含め、先ほど萩野さんからありましたけれど、燃えているところ上へ登ってもという話もあったりするので、現場ですね、最終的にこの今のような契約上の問題もありますけれども、一連の去年の12月以降からずっと起こってきて、現場の部分で、いろんな部分、性状についても後の高熱になってきた、発火したいろんな部分含めながら、一番現場で責任を持って指揮しとったのは富士電機側か、庁

側か誰なんですか。そこは。

○濱田企業庁長 日々の具体的な作業は富士電機にやってもらっています。

○芝委員 いやいや、日々の作業じゃなしに、性状あかんよ、桑名さん直しなさいよ、どこどこ直しなさいよ、というような部分で、最終的に指示を出している。決定している。それから去年12月の分でも、発熱があった部分、それからその後の部分でも含めてですね、いろんなその現場、そのときそのときの場面での決定を下している、その最終決定者は庁が下したんですか、富士電機が下したんですか。

○濱田企業庁長 内容によって異なりますが、入口までの部分は例えば、RDFの搬入にかかるような話については富士電機のほうから私の方へ話がありました。そういう話も受けてですね、そしてもちろん現物を見た上で先ほどのような取り組みをやってきたと。その結果が、まあ4月ぐらいにかなり改善されたと、こういうことでございます。

○芝委員 それは性状の話ですな。その後の、いろいろ去年の12月から高温とか発熱とか、発火します部分ですね。そうすると対応します。その部分の最終的な指揮者は誰だった。どっち側だったですか。

○濱田企業庁長 そっからの管理運営の部分については富士電機にやってもらっています。

○田中委員長 管理、聞いてへんやろ。まあまあ、芝委員。すみません。

○芝委員 普段の管理運営じゃなしに、発熱した。そいじゃあ、消防でしろ。消防署へ連絡しろとか、いろんな部分の作業ありますね、その非常事態に対する指揮、最終決定者はどちらがしとったのかということを聞いておるんです。

○濱田企業庁長 その時点までは富士電機のほうで。

○芝委員 その時点というのは。

○濱田企業庁長 その事故のおこる部分ですね。

○芝委員 はい、までは。

○濱田企業庁長 そこまでは富士電機のほうですね、こういう消火をやる、そういうような格好で搔き出し作業をするとか、消火をするとか、そういう話は具体的にはしておりました。で、我々の方もですね、現場のものがおりますから、部分部分の相談はあったことはあります。ただ、先ほどどなたか、お尋ねありました、消火のときの決定の話の中にあったか、なかったかいう話しの部分なんかはですね、その部分は聞いてなかったと。それ私、もう仕方ない、事実行為でですね、確認できることをお話させてもらっています。

○芝委員 よく分からんけど。まあその報告があったとかなかった、それが決定したかどうかという判断も、今後の難しいことだと思うんですけどね、その辺も私は矛盾すると思うんです。プロポーザルで移管もしている。移管して、すべて富士電機です。まだ現物も完了し

ません、受け取ってませんというんだったら、まるっきり企業庁、形だけですべて後の消火活動も全部富士電機だと言うけども、そこで企業庁も入っているわけでしょう。そこら辺の部分の矛盾というのはどう考えとるんですかね。

○濱田企業庁長 現場にはですね、人も張り付けて日々の行為、連絡なり連携なりのものは、必要な部分は取っていますし、それから、資格で仕事をしている部分もありますので、例えば、電気主任技術者であるとか、ボイラータービンの技術者であるとか、そんなような業務は当然個別にはあるにはあります。ただ、運営管理一式については委託をするという話の中で、まあお頼いする体制がプロポーザルの体制でございます。

○芝委員 庁長、例えば先ほど富士電機さんの関係者の参考招致という話もありましたけどね、現場の消火活動とか対応の部分について、現場で責任者がおった、府長、府からも出向しどういうのは、そういう現場の責任者当時の部分、爆発当時の部分を含めてやっぱり参考人として出られる状態にありますか。行政から正式要請があれば。

○濱田企業庁長 難しいんではないかと思います。

○芝委員 どういう意味で難しいんでしょう。

○濱田企業庁長 現在警察の、私も詳しくはあれしませんが、いろいろ聞き取りが始まっています。

○芝委員 そういうやろと思ったんですけど、警察当局としては、私も直接聞いたわけではないんですけども、聞いてもらうことには一向に捜査に支障はないし、やぶさかではないというコメントもあるみたいです。それは濱田府長が憶測の部分とか推測の部分を先行した部分で言っていることだと思うんですがね。その部分は警察がいいといったら、別に問題はないですか。そんだけのことでしょう。だから、基本的に、現場での富士電機とのやり取りがどうこうという部分も、今後参考人招致したら富士電機からのもん、我々も聞きますよ。一方的な話になってもいけませんから、おった府の現場の責任者、府長おったわけじゃやないですから、一緒に出てきてほしいなと思ってはおるんですがね。それが不可能というのではなく、警察のその捜査上の問題だけというのだったら、警察が捜査上の問題がなければやあ出てきてももらえる可能性はあるわけですね。府長としても、了解いただけますわね。

○濱田企業庁長 まあ、私としては今の部分、まあ内容によりけりだと思いますが、例えば今言ったようなですね、消火の話云々なんかの話はこれはどうなのかなという気がします。それで、まあ、現場、例えば富士電機の責任者も今入院しています。それから、そういう意味でメンタル的な部分を随分強うございます。だから、聞かれる内容にもよると思いますが、私としてはできるだけ避けたいというのが気持ちです。

○芝委員 はい、これ以上議論をしとっても平行線になると思いますが、いずれにしても私どもがね、委員会ではっきりしていきたいというのは、今も申し上げましたように、爆発事故に至った原因を多岐にあるだろうと。その部分をカチッとすること。それから爆発を起こしたり、発火したときのその対応がよかったのかどうか、これは当然、司法当局の分のま

あ辞めときますけども、そこ部分にもやっぱり我々は目を向けにやあならないと思ってますし、果たして白紙の状態で、先ほど誰かもいわれましたけど、白紙の状態で、そいじゃあ西場先生もいわれたようにね。まるっきりこのシステム全体を、自体を灰にするのか、いや、安全構築ができて、二重にも三重にもてきて、さらに再度立ち上がりしよかという部分も含めながらね、やっぱりここの委員会でもいろんな部分の考えをまとめなくてはならないと思ってますから、いろんな意見が必要だと、こう思っていますんでね。とにかく、説明責任と情報開示、それから捜査上の問題については、私は問題ないと思って、思っておりますんでね、その辺の協力がたまたま府長のほうもよろしくお願ひしたいと、まずきょうは以上です。

○田中委員長 山本委員、お願ひします。

○山本委員 いろいろ府長のお話を聞いていくと、なかなかなんか、こう、だんだんこう、富士電さんに、富士電さんにということで、何でもある意味では契約上で富士電さんにというような形で、どんどんこう受け止めていくわけですけども、実際それは富士電さんが出てきたら、これまた両方の意見を聞いてみたら、こういうところもやっぱり食い違いあったなんかというような話にもなっていくんやないかと思うんで、まあ、出てこられる出てこられないはあれですけども、楽しみにさせていただきたいなと思うんですけど。

まず、あのね、今何回でもお聞きするけど、やっぱり責任の問題ですけど、なんかそういうことについては、善処しながら考えていただきたいとか、いろいろ答弁はされるんですけど、今回、7名の死傷者が出る、犠牲者が出ましたが、7名で亡くなられた方とそれからけがされた方が出ましたよね。そういう面で、こういうような大きな事故に発生をしたことについて、じゃあ企業庁なり県としては責任を感じてみえるのか、感じてみえないのかちょっとそれだけ、どっちかで結構ございますけれども、真ん中の話はいりませんけれど、ちょっとお聞きしますわ。

○濱田企業庁長 企業庁のこれが責任だというふうに、それぞれが判断されたことについては、私本当に受け止めますし、施設の長としてですね、今の状態、いろんな発言が難しいございますけれども、私個人は非常に厳しいものを自分に課しています。

○山本委員 厳しいものを感じとるというのは、ちょっと分かりにくいんですけど、いや、責任を感じとんのか、感じとらんのかちょっとお聞きしますわ。

○濱田企業庁長 その部分については、今そういう意味での原因究明をきちんとやってもらっていますので、その及ぼす話がありますので、私、そういう言い方をしておりますんで、施設の長としての企業庁長としての立場というのは、もし企業庁にかかる責任分野については私が全面的に当然受け止める立場にあると、そういう意味では私自身は日々、本当に厳しく受け止めて行動しています。

○山本委員 7名のこの死傷者が出したんやからさ、ね、いろいろ結果はそれはいつかは出るかは分かりませんのやけど、今そういう7名の皆さん方のいろいろそういう犠牲者が

あって今日があるということを考えたとき、あなたは責任を感じますか、感じませんか。

○濱田企業庁長 今まで言ったように、この施設、県が企業庁が設立する敷地で起こった事故でございますし、直接な従事というよりは消防という形の中で起こった犠牲でござりますので、そういう意味では非常に通常でないものを感じます。

○山本委員 それはその辺にしておいてね、それじゃあ、プロポーザル方式について、ちょっと私はね前もお話をさせていただきましたように、ここへ至った経過というのはなかなかやっぱり、僕もいまいち腹に入らんわけですけど、特に先ほど誰かお話をございましたように、まるで、実績のないここにこう落ち着いたという面で、ここへ決まったということでは、大分私もある意味では理解をし難いところがますますあるんですけど、まず、1点目は先ほどからいろいろお話をございましたように、4つのタンクの構想があって、それを1つの大きなタンクにしたということで、いろいろ経過説明はありましたけれど、それについて、例えば企業庁として、4つはあったんやけどやっぱり1つにした方がよかったですとか、やっぱりあれは4つにやっとくべきやったかなという、そんなところちょっとお伺いします。

○濱田企業庁長 技術的な検証は、私のところではちょっとできませんが、集中して大きなタンクと小さいタンクの差は、こういうふうな事故が起こったときに、たとえば取り出しの作業であるとか、そういった部分については大いに差があるなど、これは作業しとるときの実感としてはまあ皆さんも含めてですね、お持ちじゃないのかなと思います。私もそのように感じます。ただ技術的な差がどうかということについては、まだ私がこうだという検証は言えません。

○山本委員 4つの方がよかったなあというような気持ちが多分にあるんやなと、こうやって私は理解させていただきますけど、これもやっぱり最初のプロポーザル方式の中の富士電の提案の中にもありますように、4つということで来ましたからね、それをいつのまにか知らんけど、1つに変わったと言うことで、少しこう不信はあるわけですけども。

それとね、RDFの今の貯蔵の施設について、現在はどうやってなってます。あのタンクのなかには2,000トンはいるでいいんですけど、それ以外にはどんだけ貯蔵ができる能力をもっています。

○濱田企業庁長 基本的には、あそこ以外は少し倉庫的なものはありますが、基本的な部分では貯蔵施設じゃございませんので、いろいろな作業をするときにそのための施設をございますから、2,000トンのところが、貯蔵。あとはまあ、貯槽としてですね、次もう燃やす直前のところの、あれはまあ貯蔵槽とは、言えないと思います。

○山本委員 契約書の中にはさ、1ヶ月は富士電機の敷地のところで貯蔵できる施設を持つと書いてありますやんか。それはどうですか。

○濱田企業庁長 プロポーザルの時にですね、発電なんかが停止したとかあるいは定期修理とかですね、そういった部分のときにどうするんだという話に対して、富士電機の方でカバーできますわというような趣旨の、プロポーザルのときの発言もありましたし、記載され

たものもあったと記憶しています。

○山本委員 それじゃあ、現在はその不測の事態があったときの貯蔵している場所というのがある、富士電機は持つるんですか、持つとらんのですか。

○濱田企業庁長 それが富士電機として契約して借りた四日市の倉庫であるとか、鈴鹿の倉庫ということになります。

○山本委員 それどれぐらいあります。

○濱田企業庁長 量に合わせてですが、鈴鹿のやつはもう全部運び終わりましたので、ありません。四日市が。

○山本委員 能力です、能力。能力いうんです。能力。鈴鹿と四日市で見て能力。

○濱田企業庁長 一番最高で入ったときで、2,300だと思いますが。

○山本委員 ここには当初はさ、契約の中では1ヶ月程度は不測の事態に対応できると言ふんやけど、今聞いたら、2,300トンやつたら、例えば1日200トンやから、30日やから6,000トン保管する場所がなければあかんのに、それはどう思いますか。

○濱田企業庁長 そういう状況になったらですね、施設を拡充して確保してもらうしかないと思います。仮倉庫です。専用施設ではありません。

○山本委員 今回のようにして、こういうなったときには、当然その施設を使って6,000トンは保管はしてかなあかんわけですわ。それがなってないでやんか。だから、これ契約は、当初の契約からどんどん、どんどんこうやって後退していくおるんですわ。変わってっとるんですわ。それともうひとつは、燃焼。僕はここでね、まず富士電機がなぜ実績がないかというのが不思議に思うのは、発電機はいわゆる自分とこが専門ですわ。それからいわゆる燃焼装置ね、それとやっぱり貯蔵槽、これ3つを分けていくと、燃焼槽においてはフラフの、前言いましたように、RDFのこのここにも、1ページにこれございましたように、フラフのRDFの燃焼施設、これがやっぱりE提案の中では外国でも採用されて、日本でも実証実験が行なわれると、書いてあるわけですね。これがやっぱり最終的にはこの、僕はE案に行ったらんやないかとこう、思つるんですよ。ほんじや、富士電はこのフラフの燃焼装置を国内どこかで現実的にやつるんですか。

○小林総括マネージャー 現実的な話でございますけれども、フォスター・ウイーラー社というの、部分が入ります。で、国内にも他にはあるというのを聞いておりますが、まあ、現実的にはどこにあるか、分かりませんけれども、あると聞いております。

○山本委員 燃焼施設をですね、例えば、外国のええもんを持ってきてここへ据えるというようなことだけではあかんのですわ。それでまた、富士電機も自社でそういう燃焼のデータがあるということであれば、またあれですけど。今、どこにあるか分からん、何なにがわからんって、こんなことでね、まずこの、燃焼装置についてこういう具合に選定が至つ

たというのは、僕はちょっと不思議でたまらんわけですわ。ますね。それから今度はタンクについてもどうですか。当初はですね、おそらく4基いって、僕は当初のタンクの4基がどういう構想かということを聞きたかったんやけど、例えば北海道の牧草のサイロぐらいのをもってきとったかも分からんのですけど、まず、そんなものを持ってきたら、だから北海道の牧草のサイロでもですね、やっぱりあれは穀物を入れたり、乾燥を入れたり、草を入れるわけですから、いわゆるその温度の管理をしたり、それからそのためにはやっぱり施設を持つとるわけですけども、そういうにはいろいろこう、いくとですね、その、発電の燃焼装置すらそうやってよそから買って持ってきて自分とこでも、実証の実験がしてない。それからこの、タンクについても今回大きな問題になった。ずっとこう3ついくと、得意なところは発電機の装置しかないわけです。そういうものをね、今回やっぱり選んでしまった、これはやっぱり僕は県なり、それからなんですかね、選考の審査委員の皆さん方についても、僕は多分にやっぱり責任があるんじゃないかと思います。

ですから審査委員さん、審査員の皆さん方にはね、そういうわけにはいきませんからあれですけど、やっぱり県はそういう面から見たら、発電その今回の施設については、多分にこのよそから借りたものを引っ付けて装置を造ったような気持ちがするわけですけども、そういうものを造ったということが今回の事故の原因にも、一部で繋がってきたんやないかと思いますけど、そんなことを私は少し分析したときに、企業庁さんのそのなんですかな、考え方をちょっとお聞きします。

○濱田企業庁長 そのことが直接的に事故の原因と結びついたかどうかというのは、ちょっと私にはお答えがちょっとできません。そこらの部分について、ただ、外国製のものもですね、そういうものを取り入れて、それを技術者なんかを雇い入れて、することはよくある手法ではないのかなと。当時はそういう話がされとったような記憶はあるんですが、まあ、いろんなところと組んでやられることがよくある仕事の処方だと思いますが。

○山本委員 私はね、一つ一つのことを言うんじゃなしに、そういうようなある面では施設を引っ付けたようなものを、今回選ばれたということについて、私のこの思いというのかね、理解をしているそういう考え方について、府長さんどんなお考えをもってみえますか。

○濱田企業庁長 山本委員を説得するだけの意見は持ち合わせておりません。すいません。

○山本委員 それとね、もう一つだけ。朝から話に出ましたな。取り壊しのタンクの費用ね、府長さんはふわっと言われたので、なかなか理解しにくいのやけど。要は取り壊しのタンクの費用というのは、契約に基づいて富士電さんが払うということで、理解していいんですか。

○濱田企業庁長 具体的な部分は契約書に従って判断しますということで、今はちょっと止めておきたいと思います。取り壊しだけじゃなくて、あの建設の部分であるとか、さまざまなものにまで影響を及ぶと思います。

○藤田副委員長 1件だけ、私も質問させていただきます。いろいろとさまざまな事故の原

因があるわけであります。かなり審議されたと思いますけどね。やはり、その原因の明確化、そういうものをちゃんとしないと、原因究明というものがしっかりできないと私は思います。

その中で、委員の皆さん方がさまざま質問されていることと関連するんですけど、やっぱり三重県が別に不当な責任を負う必要もないし、しかしといってですね、責任転嫁をするということはいけない。そういう原点に立ってですね、進めていかなければ方向性でないと思うんですよ。

そこでね、この前の9月の5日にね、資料いただきました。契約のところで。この資料の7ページ。RDF運営協議会理事会決議というところで、7ページのところにね、この注意義務というのがあるんですね。三重県のところがですね、真っ白なんですよね。企業庁、ここ大きな問題だと僕は思うんですね。一番後ろ、大分と前の資料ですけど、概略版いただきましたよね。企業庁と市町村の役割分担、こういう資料でいただきました。これはね、これから責任の明確化という意味でね、どうしても僕は尋ねていかなければいけないと思うんですよ。

企業庁見てきましたこの資料。企業庁と市町村の役割分担。注意義務のところでね、市町村のほうはですね、平成13年11月22日、RDF運営協議会技術部会で協議したRDF搬入条件を遵守すると。年間4回云々って書いてあるんですよね。三重県の方がこれ真っ白なんですよ。これはなんか意図はあるんですか。まず、お尋ねしたいと思います。

○田中委員長 資料分かりました。資料。9月5日に配布された企業庁からの、9月5日の日の委員会のときに配布された資料、説明資料。お手元、それの7ページ。

○藤田副委員長 県の方が真っ白なんですよ。

○田中委員長 企業庁ですね。

○藤田副委員長 ああ、企業庁の方が。分かりました。これはなんか意図があるのか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

○濱田企業庁長 いろいろあったと思います。県の方もいろいろ、契約書的な部分にはですね、いろいろ書いてあるんですが、ここは、この市町村が持ってくる議論があったときの、3回の議論ありましたね。3月に1回、もっていきますよと。言うあの話のところの注意義務のところだけここへ載せたと思います。それ以上の意図はございません。

○藤田副委員長 富士電機との契約のこの咀嚼版じゃなくて、本文ですか。それのね、202ページに注意義務というのがあるんですよ。こっち側のほうの202ページ。企業庁、これ見ていただきたいんですけども、ここには4条の1項に、まあ、乙はということは、企業庁は当該事業の履行にあたっては善良な管理者として、注意義務をもって遂行しなければいけないというような、4条1項ということがはっきり明快に書いてあるんですよね。4条1項。分かってくれました。そのようなやっぱり県が注意義務を、善良な注意義務というか、

管理者としての注意義務をちゃんと遵守しなさいというようなことを書いてあるんですね。そういうのを書いてあるにも関わらず、ここに真っ白というのは、どうも僕はおかしいんじゃないかなと思うんですよね。この辺ちょっと説明いただきたいんですよ。

○濱田企業庁長 その点については、申しわけありません。そういう意図ではなかったんですが、原文をつけたほうがよかったか分かりません。

○藤田副委員長 そういうことがね、僕はね、やっぱり責任というものを追及するというより、明快にしていくということが原因究明になるわけですよ。ここだけこの書いてあると、市町村にどうも性状の問題なんかでもね、誘導するというような形に取れても仕方ないですよね。やはり両方ちゃんとそれを管理していく義務があるということの中で、本質論を明快にしていかなければですね、芝先生もいわれたように、責任問題をはっきり認めたうえでやはり相手の契約問題もすべてそういうものを究明していかないと、やはりこういう形で、正に我々議員に配る咀嚼版がこんな形であるということは、これけしからんことやなと僕は思うんですけどね。

○濱田企業庁長 きょうお渡しした説明資料の14ページに、少しこここのところがもう一度再掲させていただきました。ちょっと説明が足りなかつたと思いますが。きょう、企業庁版の14ページでございます。これをもうちょっときっちく書くということでですね、前は非常に粗雑に書いてありましたんで、全体に。その中では4条を1項、2項、3項、全部あげさせていただきまして、乙（企業庁は～）という表現もさせていただきました。

今回ですね、市町村のあれを全部集大成して、整理しなおしなさいという話の中で、そういう部分がもうちょっときっちくなるようにというような意味合いで。

○藤田副委員長 はい、是非ねこういうものが9月5日に出て、きょう資料が出て、というような形ですよ。ですからね、やっぱり責任を明確化してですね、そこでやっぱり原因究明をしていくということを、やっぱり現地に立ってやっていただきたい。そういう意味で、大きな基本的な問題、そういう本質論がすごくこのRDFのこの事故の原因に繋がっているような、私は気がいたすんですよ。

技術的な問題、システムの問題、そしてさまざまなものがありますけどね、それは整理しながらやっていかなければなかなかこれ、次の方針を出さないと、市町村のそういうごみの問題とかあるいはさまざまな問題がこれから山積しておる中でね、もっとそういう明確な追求の仕方ができるようなことを是非これからもどんどんやっていただきなければ、本当に同じことがこの中でぐるぐる回るだけで、次へ進まないと思いますので、そういうものをちょっと指摘をするという意味で、質問させていただきました。是非そこら辺だけはしっかりやってください。

○田中委員長 他、ご質疑ございませんでしょうか。すいません1点だけ。すいません。よろしいですか。ちょっと議論をお伺いさせていただいておりまして、根本的な部分で1点だけ、改めて確認させていただきたいなと思っております。

お盆過ぎに、8月19日でしたですか、死亡事故がありましたが、ずっとさかのぼっていくと、去年の12月、発熱が起つておったというのが一番顕著な例で、それが発端なんだろうと思います。そのときにどういうふうな対応をしておったか、このことが事故に繋がった、いや、事故を未然に防げたというところが読み取れるんではないかと、このように思いますので、確認させていただきたいのですが。

12月の23日だったかと思いますが、貯蔵槽に熱を帯びている。これ、発見したのはどなたやったんだろう。貯蔵槽、熱があるよと発見したのは。どうぞ。

○濱田企業庁長 富士電機が点検に回つていって、発見したと。こういう報告がありました。

○田中委員長 それはどこへ報告があったの。

○濱田企業庁長 現地の駐在やね。

○田中委員長 現地の。

○濱田企業庁長 企業庁の現地駐在へも連絡はありました。

○田中委員長 富士電機から企業庁の現地駐在。そのこと、企業庁が聞いたのはいつ。聞いてない。聞いてる。

○濱田企業庁長 ええとですね、この22ページに記載させていただいています。

○田中委員長 どの22ページ。

○濱田企業庁長 きょうお配りした22ページの上から2段目のところでございます。12月23日に富士電機から県担当者にあったのはその日の6時ごろでございます。

○田中委員長 新聞にはさ、あっごめん。この資料では11時30分に発見されて、6時に県の担当者というのは現地の担当者のことなの。それとも、こちら津での。

○濱田企業庁長 この日は休日、23日は休日。休日でしたんで、本庁の担当の職員のところへ連絡が入ったと思います。

○田中委員長 が、6時ごろ。

○濱田企業庁長 はい。

○田中委員長 はい。で、それを受けた人はどのように対応したの。

○濱田企業庁長 この発熱があったという話で、（燃えてきるとかそんな話あった。）状況としては熱が出てきたという話があって、それを監視してますわということであったと思います。

○田中委員長 じゃあそれを取り出して水をかけよといったのは誰なの。かけてもいいですね、とか。例えばかけるとか、勝手にかけたよとか。誰かが意思決定してこんことには水かけてないですか。ごまかさんといてくださいな。

○濱田企業庁長 ごまかすつもりはありません。その頃のRDFの管理自体は富士電機がやってくれてまして、巡回点検してそして、状況がこういうことだという報告があったということです。それから。

○田中委員長 企業庁の現地の担当者にあったんですね。

○濱田企業庁長 現地というなら、その日は休みでしたんで。

○田中委員長 だれもいなかったの。

○濱田企業庁長 ええ、現地はおりません。休日はおりません。

○濱田企業庁長 ほして、その連絡が本庁の担当の方へ入ってきました。

○田中委員長 本庁の担当のところへ。

○濱田企業庁長 はい。

○田中委員長 本庁は休みじゃなかったの。

○濱田企業庁長 いや、携帯電話。携帯電話です。

○田中委員長 現地を飛ばして、その本庁のご担当者のところへ電話、あったんや。それを受けた本庁の担当者はどういうふうに対応したの。だれが受けてくれたん。そのほうが早いわ。その人に伺った方が早いやから。

○濱田企業庁長 きちっとした記録がここに、手元にありませんので、お届けします。

○田中委員長 事故が8月の19日に起こって、それからですね、事故原因を突き止めて、県民の信頼を回復せんなんということを私たちは、県も企業庁もでしようし、議会もでしようし、環境部もだと思うの。それを今、ちゃんとした資料ないとか、詳しいことはうろ覚えやとか、そういうことで本当に濱田さん、あなたは事故の原因を究明しようという、それ姿勢なんやろか。

はい、それちょっとお待ちください。それ、資料すぐ出しますで、びゅっと出してきて、質問にトン、トン、トンとこたえられな、あかんのじやない。どうぞ。

○濱田企業庁長 この22ページにですね、まあなるべくそのような意味合いで。

○田中委員長 じゃあだから私は聞いとんのや。22ページでは分からんから。だれがいつ受けたんやって分からんから、聞いとんのや。どう対応したんやって。誰が水かけよと言つたの。かけてもいいという許可、だれが与えたの。だれが新聞記者に対して、操業に危険性

はないと言うたの。

次回の委員会までに、詳しく提出をお願いいたします。

以上を持ちまして、本日の委員会を終了いたします。

【委員協議】

1. 次回の開催について

正副委員長一任。

なお、調査事項については、富士電機を呼んでの参考人招致

2. その他

【閉会の宣言】

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年9月19日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

[※ ページのトップへ戻る](#)

問い合わせ先:県議会事務局

電話:059-224-2877／ファックス:059-229-1931／E-mail:gikaik@pref.mie.jp



All Rights Reserved,Copyright(C)2008,Mie Prefectural Assembly
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。



平成15年9月29日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録

(開会中)

開催年月日 平成15年9月29日(月) 自 10:00 ~ 至 12:00

会議室 第601特別委員会室

出席委員 15名

委員長 田中 覚君

副委員長 藤田 正美君

委員 日沖 正信君

委員 松田 直久君

委員 水谷 隆君

委員 芝 博一君

委員 三谷 哲央君

委員 見増 吉郎君

委員 木田 久主一君

委員 山本 勝君

委員 西塙 宗郎君

委員 萩野 康一君

委員 西場 信行君

委員 岩名 秀樹君

委員 永田 正巳君

欠席委員 1名

委員 岡部 栄樹君

出席者

矢内 銀次郎 富士電機(株)環境システム本部長

真中 浩 富士電機(株)環境システム事業部 三重県RDF発電プロジェクトGM

佐々木 英雄 富士電機(株)環境システム事業部 三重県RDF発電プロジェクト

羽部 健夫 富士電機(株)環境システム事業部 三重県RDF発電プロジェクト

赤松 和彦 富士電機(株)環境システム事業部 担当部長

三宅 雅人 富士電機(株)法務・知的財産権部 参与

山口 和男 富士電機(株)中部支社 副支社長

加藤 光彦 富士電機(株)中部支社 公共営業第2部環境システム課 担当課長

福留 巧 富士電機システムズ(株)中部支社ソリューション&サービス営業部 部長

松村 寿則 富士電機システムズ(株)中部支社

傍聴議員 2名

県政記者クラブ加入記者 18名

傍聴者 10名

議題又は協議事項

1 RDF貯蔵槽の事故に関することについて

2 委員協議

【会議の経過とその結果】

【開会宣言】

1 RDF貯蔵槽の事故に関することについて

(1) 質疑、応答

○三谷委員 新政みえの三谷です。新政みえを代表いたしましていくつかの質問をさせていただきますので、お願いいたします。ただ限られた時間でございますので、ご答弁の方はできるだけ完結、明瞭にお願いを申し上げます。それでは時間もありませんので、一つずつお願いします。

まず最初にRDFの性状についてお問い合わせいたします。

富士電機さんはRDFに関してプロポーザルに参加されるときに、県からRDFとはどうい

うものであるかについてどのような説明がありましたか。まず一つ。それから御社独自でRDFそのものの研究というかそういうものは行なわなかつたのか。RDFの性状も知らずして、設計とか施行が本当にできるのかというふうなご批判もあるわけですので、そのあたりのご認識はどうなつておるのかということと、それから12月の23日に発熱してから、RDFが発酵発熱するということがお分かりになったと思うがその後どのような作業をしてみえるか、まずはそこからお願ひいたします。

○福留参考人 契約前に公募時にRDFに関する説明があったかということに関しては、サンプルの提示がございまして、安定度の性状、三重県企業庁で実施されたサンプルテストの結果データの提示がございました。それから研究する気だったか、またはどういう体制で望んだかということですけども、現実的に富士電機もこういう技術に関しまして興味をもっておりましたけれども、その当時の技術として富士電機では不十分とそういう判断の元に、RDFの燃焼経験のあるフォスター・ウイラーというボイラー会社といっしょになって、本件の対応にあたりました。

次の質問に関しては、真中の方から答えさせていただきます。

○真中参考人 設計施工に関してどう調べたかという質問、当時我々の知り得るRDFというものについてはNEDOと三重県企業庁殿とNEDOによって調査されたRDFについての調査書があり、それを我々入手いたしまして、それに基づいて設計方法を進めさせていただきました。

また、プロポーザル以後我々が設計試作する際、三重県におけるRDFのサンプル、成分のサンプルについては企業庁のほうから入手し、反映させていただいております。その際、具体的には長期保管がきく、におわない、発酵しない、及び形状が硬くクレヨン状であるということを確認させていただき、また、サンプルの見る限りそういう状況でございました。

12月以降の件についてご説明させていただきます。12月下旬から1月にかけてRDFサイロ内の発熱発火物、これについて私ども自己消火において全量約2,000トン入っていたRDFを全量排出し、鎮火をさせておりますが、このRDFの発熱の原因については我々がまだ正式な回答はできませんが、その当時、発酵から化学的変化で発熱に至ったものであろうという予測はさせていただきます。しかし、この最終判断については調査委員会のほうの結果に委ねさせていただきたいと考えております。

そこで、その全部を鎮火した以降、我々は次の対策を講じております。一つはRDFが再度熱をもつた場合、即、早く排出するような方法ですけども、まず熱をもつた場合どうチェックするかというで、サイロの下部にエスケープ側、全周状に12個の温度計、そして内部にコーン、センターコーンというのがございますけれども、センターコーンからサイド側に6個の温度計をつけまして、その温度計を自動的に計測し、監視させていただいております。また、上部から監視するという、内部に入ったりすることも考慮し、COの計測、一酸化炭素の計測を継続して行っております。

問題は、じゃあそれでよかったですのかということでございますけれども、当時、失礼しました。一つ説明が抜けてございました。その後、大量にRDFをサイロ内に貯蔵するということを避け、何らかの温度の異常があつた場合、早急に排出するように、400トンから600トンのRDFで運用を継続しておりました。以上でございます。

○三谷委員 RDFが排出できるような体制にしたということに関してはまた後で質問をさせていただきたいと思います。

そうするとですね、当初県が提出したサンプルのRDFでは、発酵発熱はしないという、そういう認識で設計をされたということなんですか。

○真中参考人 そのとおりでございます。

○三谷委員 次、質問させてもらいます。県の説明によればプロポーザル時に、建設から管理まで一貫して富士電機にお願いしていますといっているが、そのあたりはどうなんでしょうか。

○山口参考人 はい、間違いありません。

○三谷委員 そうしますとね、未だ富士電機から施設の引き渡しを県は受けておりません。これの要因というのは何かというのを一つお伺いしたいのと、それからそういうことを考えますと施設の管理責任は契約上も、現状から考へても、一義的にはすべて富士電機にあるとうふうに考へても間違いませんか。

○山口参考人 まずはプロポーザルということですね、今回の発注方式はされております。プロポーザルというのは、私どもは発注者から与えられた条件のもとで具体的な設計施工、それから管理運営を提案、それから受注側はそれに基づいて運用を行うというふうになると思っております。

従来の発注方式というのは両者の協議でそれぞれの仕様を決めておりますけれども、プロポーザル方式で特に重要なのは、その当初の発注の条件をより明確にすること、あるいはその途中の段階で変更のある場合には、それを明確にして受注者側に与えるということ、これがより重要であるとともに、この決定が大切だと認識しております。

それから、まだ、引き渡しから行われてないという見解につきましては、真中の方から説明をさせていただきます。

○真中参考人 これにはちょっと経緯がございます。

○田中委員長 簡単にお願いします。

○真中参考人 12月1日企業庁殿は稼動を発表いたしました。しかし、実態は我々は1号のボイラー、1缶のボイラーがやっと火入れを完了し、RDFの燃焼に入るという状態が12月1日の状態で、稼動ということは我々はやれない状況でございました。その裏にはダイオ

キシン規制の云々というお話があったというふうに思います、実態はそういうことでございます。

全部の試運転が終わりましたのは、今年の3月20日。そして、4月29日に電気事業法に基づく安全管理、自主検査というんですか、安全管理自主検査を完了し、そこではじめて引き渡す、引き渡す条件が整ったということになります。ですから、3月20日までは少なくともあれだけの規模のプラントですから、多くの調整事項がございます。ボイラーの燃焼においても、タービンの負荷遮断においてもいろんな電気装置制御的調整事項がございまして、その間におけるトラブルは調整試運転における調整事項と我々は理解しております。その辺が12月1日に稼動して、調整試運転によるトラブルを運転中のトラブルと捉えられると確かに企業庁さんとしては受け取れないという理解になるのではないかと思いますが、我々は調整試運転内のトラブルと理解しております。以上です。

○三谷委員 そうしますと、3月20日までの色々の一連のトラブルというのは、それは事故等ではなくて、あくまでも試運転上の調整事項だというのが富士電さんの見解だということですね。

県の方の都合で12月1日に無理して、実態的に稼動させたんだというご認識ですか。

○真中参考人 そのとおりです。

○三谷委員 施設の管理責任等は富士電さんの方にあるということについて、これは。

○山口参考人 管理責任は私どもにあると。

○三谷委員 次の質問をさせていただきます。RDFを有価物とみて富士電機さんが購入されて、処理をしたという。つまり、RDFの所有者は富士電機であり、その管理責任も富士電機であるというふうに私どもは考えておるんですが、それは間違いありませんか。

○山口参考人 そのとおりです。

○三谷委員 そうすると、施設の管理責任は富士電機さん、そこで燃やしてるRDFも管理責任は富士電機さん、ということですね。

○山口参考人 燃やしているRDFについては、受け入れたものに対する管理責任は私どもにあります。ただ、品質その他についてはリスク分担上、企業庁さんの責任であると。

○三谷委員 受け入れるにあたって、こういうふうなRDFでなければ困るよということは、例えば桑名広域とかRDFを作っているサイドにはきっちと伝えられていました。

○真中参考人 12月に実際、RDFの貯槽にRDFを受け入れた際に、それは確か去年の11月頃から順次運営を始めましたが、当時かなり質が悪く、見た目ばらばらであつたりフラフ状であつたり、一部は固まってクレヨン状のものもございましたが、質が悪いということで再三にわたって企業庁さんに品質改善要求を行っております。

○三谷委員 RDFを一般廃棄物を有価物として購入する、産廃物として処理をするという一連の経緯が違法行為、又は脱法行為ではないかという指摘があるんですが、こういうことの認識とか、それからこういうふうな処理の仕方をしなさいというのは、だから言われました。

○加藤参考人 昨年の11月に、企業庁さんの方から、本来太平洋セメントにセメントの再資源化ということで計画されておったんですけど、住民合意の遅れにより、12月1日からの太平洋セメントさんでの灰処理ができなくなったということで、プロポーザル時の始期を変更したい、それで1年程度富士電機で灰処理をしてほしいという要請をされました。私どもとしてはそれに従い、産廃処理をしたという経過でございます。

○三谷委員 企業庁の指示でそのようにされたということですか。

○加藤参考人 はい、そうでございます。

○三谷委員 それが法律上、非常に問題があるというふうにはまったく認識はありませんでしたか。県の方からもそういう説明はありませんでしたか。

○加藤参考人 法的な面に関してはですね、企業庁さんからそういう要請をいただいたときに、私どもとしては、県の環境部も了承しているということでございましたので、問題はないと考えて実施しました。

○三谷委員 次の質問に代わらせて頂きます。貯槽サイロを4基から1基に変更しているのですが、その経緯等をちょっとお伺いをしたいと思うんですけども。4基から1基に変更するにあたって安全上の検討というのは富士電機さんはされたんか、どうか。何故こういうふうな変更をしたかとか、本当のところの理由というのも一つ教えていただきたい。

○真中参考人 プロポーザル時は4基の貯槽でございました。確かにそのとおりでございます。それ以降、契約前に我々は現在のアトラス型のサイロに変更しました。その最も大きな理由はRDFの安定排出にありました。前、4基の場合には非常にブリッジがしやすく出にくいう欠点を持っていましたので、安定したRDFが排出できるという意味で欠点としました。

またそのときに当然、防災ということも我々検討させていただきまして、どういう防災をとるかについて検討し、最終的には桑名消防に出向き、RDFが不燃物であるという確認と、各法律をみましてそこには消化設備がいらないという、不要であるという確認を取らせていただいて、例えは内部における注水、スプリンクラー等についてはあるつけておりません。その理由としては、当初我々先ほど冒頭にも申しましたとおり、RDFが自分で燃えたりするということが考えてませんでしたので、したがってそういうものをつけることによって誤動作によって、全部ができなくなるという危惧があったので、そういう設備をつけました。

○三谷委員 これはプロポーザルで技術提案ですよね。ですから、技術提案をされたところ

が、こういうふうに4基から1基に変えたとしても防災上の問題はないと、安全であるという判断をされたということになれば、結果からみれば4基から1基に変えたということが今回の一つの大きな原因にもなっておるわけですので、富士電機さんの技術提案そのものに大きな瑕疵があった、または責任があったのではないですか。それの認識はありませんか。

○真中参考人 現在事故原因を調査中で、我々が今ここで瑕疵があった、ないかを判断できない状況でございます。その答えはできかねます。

○三谷委員 これは先ほども言いました技術提案です。結果としてですね、企業庁が富士電機さんの技術提案を承認しているわけですね。ですから、富士電機さんの見解としては提案者側の責任がより重いのか、それとも承認した企業庁の方の責任が重いのか、これのご判断をください。

○田中委員長 矢内参考人お願いします。

○矢内参考人 事故原因がわからない段階では、同等だと思っている。

○三谷委員 次の質問をさせていただきます。富士電機さんのプロポーザル案で、防災設備一式となっていますが、富士電機さんが考えておられる防災設備一式とはどんなものなんですか。

○真中参考人 防災という意味には広い意味がございまして、一般的には地震、台風による災害、そして中の一つに火災というのがあります。今回問題になっているのは火災という問題であると思います。火災については先ほども何度も説明しましたように、当初から我々は自己発熱して燃えるという前提がないということです。それから事前に、関係各所に確認し、許可を取っていると。そして、誤動作等で不具合が起きないような確認をして設置をしているわけですけども、問題は12月以降、いろんな問題がでたとき、以降については先ほどお話ししましたように、とりうる防災としては温度計の管理、COの管理、そして実はいつも水をまけるような状態にしておく、放水銃を準備しておかねばならない。そういう準備を全部していました。

○三谷委員 今おっしゃったような、防災上、12月以降の防災対策、それは十分であったというご認識ですね。

○真中参考人 今考えますと、それが十分であったかということについては、非常に私どもも反省しているところがございます。

○三谷委員 契約では、技術提案書に従い、設計施工するということになっていますね。ただ防災設備が不備であったということは受注者側の設計ミスであると、また受注者側のそういう判断が間違っていたということになるのか、それとも企業庁の方がそういうことに関して具体的な指示があまりなかったんで、そのままいってしまったというのか、どちらなんでしょうか。

○真中参考人 原因究明が明確でない中で、非常に答えにくい問題です。一応、RDFサイ

口の中にスプリンクラー等のものを置かないということは、企業庁にも説明しております。また、例えば火が出たとして、検討というのはその時点ではまったくやっておりません。燃えないという前提でどうしても進んでおりますので。

○三谷委員 燃えるということが分かってからは先ほどおっしゃったようなことをされただけですね。後のこととはありませんか。

○真中参考人 この以降にやったことが何点かございます。RDFの供給及び品質の確認、品質の責任を負うという企業庁さんに対して、品質管理をゆだねざるをえない状況にあったため、我々は何度か品質改善をお願いいたしました。また、RDFを受け入れる施設、企業庁の所有である施設を弊社が運営を受けておりますので、12月以降、新たに受け入れるというところに対してはそれなりの改善要求を出すとともに、受け入れないという場合も発生しております。

2月26日にRDFを受け入れたんですけども、桑名広域のRDFに対しては2カ月間受け入れを拒否しています。理由は成形が十分でないことと非常に温度が高いということで、受け入れを拒否し、4月確か22日頃だと思いますけれども、企業庁から成形が終わったと、きちんとになっているという要請と、我々も目視確認というふうに現物を確認して成分分析、水分等確認して、受け入れを始めたと。また、受け入れに際してはやはりごみという環境問題、ごみの問題、ごみ行政という問題を、だいぶ圧力がありまして、早期に受け入れるということをさせていただいた。しかし、受け入れた後は、温度監視その他を十分に行ったのが実情です。

○三谷委員 圧力ってなんですか。圧力があつたんですか。

○真中参考人 圧力というのは間違っています。早期に受け入れなきやいけない状況があつたと。失礼しました。それ訂正してください。

○三谷委員 時間がどんどん過ぎていきますので、もう少し簡潔にお願いしたいんですが、このサイロに関して、メーカーに丸投げというご批判も一部はあるんですが、その点どう考えるのかということと、同じメーカーが、他県でとられているサイロではもっと十二分の防災設備を整えられているケースがありますね、そういうことについて、富士電機さんとしてどういうふうに考えるか、その点ちょっと簡単に。

○真中参考人 確かに他県は大牟田、石川、福山等同じ形のサイロを採用しています。我々それに対して、比較等いたしましたが、決して劣るような状態ではないと理解しています。というのは、新聞等によって報道されていますが、大牟田においては常備のスプリンクラーはついてございません。ただし、そのかわりCOを測り、また、メタン濃度を測っているのは事実です。我々12月の経験から、上部に水を撒くスプリンクラー、まあ放水銃というの構造上、不可能でございますので、例えばそういう装置をつけてもそれが動きますとRDFの上部に水がかかると同時に、そこに水道ができる内部に水が浸透しないということを我々深く経験しております。そのため、内部におけるスプリンクラー等の設置はあえてして

おりません。温度管理及び品質のいいRDFを入れることで、発熱しないということが最も大きなポイントになるかと思います。

○三谷委員 次の質問をさせてもらいます。平成14年の12月の23日の対応等をお伺いしたい。県の説明によりますと、11時すぎに発熱して富士電機さんの社員の方が巡回して発見し、18時ごろに企業庁の職員の方の携帯に連絡をとったということなんですが、また何故そんなに連絡が遅かったんですか。それから企業庁のだれに連絡をされて、例えばそこで放水をされるというようなそういう指示は、一体だれがされたのか、またそれから地元への例えは多度町とか、そういう地元への通報などの連絡体制とかそういうふうな話を聞かせてください。その点ちょっと聞かせてください。

○羽部参考人 発見直後企業庁の現地駐在の方には、連絡しましたが、携帯電話が通じないということで、連絡ついたのが要するに18時ごろになりました。その後、連絡ついて、ファックスで状況等をお送りしました。それから後、多度町等への連絡ですけども、それは私どもとしてはルートというものがなくて、私どもが連絡をするとしては企業庁しかルートとしてなく、多度町等への連絡はしておりません。

○三谷委員 企業庁の誰に連絡されたんですか。

○羽部参考人 最初に連絡したのは企業庁の多度町駐在の林主幹、その後、まあ何回か連絡したんですが、連絡がつかなくて、本庁の井上副参考事に連絡がついたのが、確か夕方に近い時間だったと思います。

○三谷委員 放水等の指示はだれが判断して決められましたか。

○羽部参考人 その当時の所長だった工藤の方だったと思います。実際には、ホースでもつて放水をしました。

○三谷委員 私どもがいただいている三重ごみ固化燃料発電所緊急連絡体制表という資料によりますと、管理運営委託業者が富士電機さん、三重県RDF発電所所長の大貫さんですかね、ここから、事故等対応関係機関、警察、病院、消防、三重県企業庁、それから多度町駐在、そこから県の市町村というふうなことになると、この大貫さんはきょうはお越しにならぬが、入院でもされてますか。

○真中参考人 体調を崩して、入院中でございます。

○三谷委員 警察、病院、消防等のこういう連絡は、この大貫所長のほうから連絡というふうになってますが、この10月23日の事故のときは大貫さんの方からそういうふうに全部、警察、病院、まあ病院はともかくとして警察とか消防等の連絡はされたんですか。

○真中参考人 当時は建設と試運転が同時に2つの、並行して進んでいた関係で、保安業務に関しては大貫でしたが、建設で工藤所長が別にいました。工藤から関係各所に連絡入ったというふうに考えております。

○三谷委員 またそれは別の機会でもう少し、お聞きする、調べさせてもらいたいと思いますが、事故以降、市町村との間で担当者会議等が開催されているという説明を聞いておりますが、富士電機さん当初は出席をされてましたが、途中からは富士電機さん出席されていないというふうな話も聞いておるんですが、何故途中から担当者会議の方、出席されないんでしょうか。

○真中参考人 これは、我々出席する立場はオブザーバーということで、企業庁から要請がない限り、そういう会議には出席できません。

○三谷委員 管理責任の、第一義的な管理責任は富士電機さんですわな。一番の管理責任者が担当者会議に出席をされてないのは、企業庁の判断で出席、オブザーバーなしとされた、それに間違いありませんか。

○加藤参考人 RDF連絡協議会というのがございまして、そこが、そういう方がRDF製造の自治体さんとのやり取りがあるんですけど、私の立場としますと、主体は企業庁さんでございまして、企業庁さんから出席の要請があれば、出席をする。私の記憶ではですね、2度ほどその会議に出ていると記憶しています。

○三谷委員 RDFの性状改善等も再三申し込まれているようですし、非常に大事な会議だと思うんですが、今のご説明ですと、当初1、2回はいったけれども、その後企業庁の方から出よという連絡もないんで、そのままにしたということで、本当に間違いありませんね。

○加藤参考人 12月の事故以降、ちょっと記憶がはっきりしないんですけど、確か2月と記憶しておるんですけど、RDFの改善されてないんで、私どもとして各自治体さんからRDFをサンプルとして、提示して改善要求を一応、企業庁さんとともにどちらお願いしたという経過がございます。

○三谷委員 次の質問をさせてもらいます。あまり時間がないんで。

7月の19日に鈴鹿の倉庫で発熱をして、発火をしていますが、発電所のサイロのRDFは27日に発火しているんですね。7月のうちに。この間大分時間があるんですが、先ほどのご説明で400トンから600トンぐらいに押されて、搬出できるような体制にしておったとおっしゃっていますが、19日に鈴鹿で発熱してですね、何故発電所のサイロから搬出、全部RDFを取り出すというそういう作業はしなかったんですか。

○真中参考人 鈴鹿は保管している場所でありまして、サイロの中に入っているRDFとは若干保管しているものが違っております。そのため、鈴鹿が発熱したから、サイロに入れているものが発熱するというそういう考えには至っておりません。

○三谷委員 ちょっと記憶違いだったらお詫びしないかんのですが、鈴鹿にある、4カ月か5カ月置いておってですね、もう大丈夫だからということでその一部を多度のRDFのサイロの方に移す。つまり同じ物が鈴鹿と発電所のサイロの中にあったんじゃないですか。鈴鹿のほうが発熱しているのに、向こうはなぜ発電所から取り出さないのかということを聞いて

いるんです。

○真中参考人 錦鹿で発熱した箇所というのは、一番質としてはよくないRDFのところから発熱したと。サイロに入っていたのは我々が2月26日以降、受け入れをした、安全であるという理解の元に貯めていたものであって、若干違うと思います。

○三谷委員 富士電機さんが安全であるという理解で入れられたRDFが発酵、発熱したということになれば、富士電機さんの認識が間違っていたということですか。

○真中参考人 その点が今非常に分からぬところです。失礼しました。本当にそれが発酵発熱したかは調査待ちということです。

○三谷委員 7月27日、発電所のサイロで発熱して、そのときに冷却とかいろいろな一連の管理責任上検査やられておりますが、これはあくまでも富士電機さんの判断で、放水、水をかけたりして、されておって、県か企業庁、消防との相談とか連絡とかはどうなっているんでしょうか。

○真中参考人 いったんRDFがサイロの中で発酵すると非常に面倒になるというか、12月の経験でよく理解しております。そのため、我々は400トンから600トンを貯蔵し、なんらかあったらすぐに排出作業ということですぐに準備をしておったわけですから、27日、我々が放水を、若干もう燃えてたんで企業庁に連絡し、水を使いますよということを決定、少量の放水をし、かつ大量の放水をする場合は企業庁にももちろん報告する、また当然放水するためにはRDFの中に一部穴を開けたり、注水口を確保したりということで、持ち主の企業庁に確認しなきゃいけなかった。だんだん火が強くなりまして、これはもう手におえない、で、大量放水をしたいんだということで、再三お願いしましたが、放水をしますと汚水が出て、調整池に入って困るということだった。水は極力使うなという指示。また、その経過において、とうとう我々も手をおえませんと。今消防を呼んでいただきたいという要請をいたしましたが、企業庁さんの方からちょっと待てという、待ったの指示が出てきました。

○三谷委員 そうすると、管理の責任者は、最終判断は企業庁ということですか。富士電機さんではないですか。この緊急連絡体制表を見ても富士電機さんから消防のほうには連絡することになっとるでしょ。違いますか。それはどちらなんですか。

○真中参考人 ちよろちよろの火というのは非常に我々消しやすいんですけども、その時点では当然何らかの不具合が起きたら企業庁と相談しながらやるのが事実です。また、大きくなつた場合は、直接消防の方に連絡するということになりますが、消防が来ますと大量の放水を使いますので、汚水の問題があるので、十分配慮をするように企業庁から言われている。その汚水タンクを準備したり、いろんなことをやって調整池に水がいかないようにし、準備します。大量放水いたしますともうそれもなく調整池にどんどん流れるということで、消防への連絡というのは、今回の消火に対する消防への連絡というのは一応企業庁に承認をもらつたんです。

○矢内参考人 管理責任は確かに私どもに責任がありますけれども、この設備自体の所有といいますか、それは私どもとしては企業庁さんにあると思って、一応そこの了承を得てというのを大前提に考えております。

○三谷委員 施設はまだ県の方には引き渡してないですよね。最終判断は企業庁がするのか、富士電機さんがするのか。富士電機さんでしょ。

○矢内参考人 最終判断の実質は企業庁に。

○三谷委員 またこれやってると、これだけで時間がかかるてしまうので、次に移りますが、8月の14日の事故、これは富士電機さんからこれは爆発やなしに、熱風の吹き出しだと聞いていますが、今でも、8月14日の事故は熱風の吹き出しだという認識ですか。

○真中参考人 私どもは熱風の吹き出しだとも、ガス爆発とも水蒸気爆発とも結論を出しておりません。○三谷委員 私どもは現場で富士電機さんから熱風の吹き出しだと言う説明を受けたんですよ。今の話ですと、水蒸気爆発だかガス爆発だか熱風の吹き出しだか、結論出てないといったが、その結論が出てないことを我々県議会の方には説明されたと、その点お願いします。

○真中参考人 そのときの説明が不適切だったかもしれませんけども、一応爆発音もなく、今のところはなんらかの原因で熱風が吹き出たという以外説明ができなかった。

○三谷委員 8月の14日の事故の対応、指揮命令系統、これは緊急連絡体制表のとおりというふうに理解をしてよろしいんでしょうか。午前3時過ぎにですね、事故が起こって桑名消防に4時45分、消防から警察の方に連絡がいっているということで、これ大変対応が遅いと思います。12月の教訓がここに生かされてないんではないかという感じがするんですが、このあたりの指揮命令系統と、責任の所在、どうお考えですか。

○真中参考人 私、当日そこにいなかつたもんですから、正確なことはお答えできませんが、私が聞いた話で申し訳ありませんけど、事故後怪我した人の対応のため、てんてこ舞いになっていて通報が遅れたというのは事実でございます。また、通報については、富士電機の当時の運転員、保安運転部の運転員の方から消防の方へ連絡いとるということです。それが非常に遅れたというのは事実です。

○田中委員長 三谷委員に申し上げます。申し合わせの時間が3分程度となっておりますので。

○三谷委員 そうですか。そうしましたらですね、じゃあ、14日の対応等、これは富士電機さんの責任でおこなっているというふうに理解してよろしいんですね。

○真中参考人 そのとおりです。

○三谷委員 私のほうから最後の質問にさせてもらいます。14日から19日まで、19日の事故までの話は、この間も一貫として管理責任及び対応は富士電機さんが責任を持って行

われたということですね。

○真中参考人 14日の事故から消火については消防の方に一任しております。消防の方に。また、処置に対しては企業庁と相談しながらやらしていただいております。

○三谷委員 14日の事故から19日まで発電の運転を継続していますが、発電の運転を継続するという判断は企業庁がしたんですか。それとも富士電機さんですか。

○真中参考人 RDFの貯槽というのはボイラー発電所から隔離されていますので、たとえサイロが事故を起こしても発電は継続できるというシステムになっております。そのため、継続しております。

○三谷委員 地元との協定書の存在はご存知でしょうかね。

○真中参考人 サイロが事故を起こした場合、ボイラーも止めるという協定について、私は知っておりません。

○三谷委員 事故とその後、いろいろごみ処理等さまざまな諸費用が発生しておりますが、このコストの負担は富士電機さんの責任が明確になれば、明確になった責任の範囲内できちっと負担をしていただける、そういうお気持ちですか。

○山口参考人 これは今後関係者と相談の上で決定していくことを考えております。

○三谷委員 私からは質問を終わります。関連は時間ない。

○田中委員 はい、時間ない。申し合わせの時間が経過しましたので、岩名委員、よろしくお願ひいたします。

○岩名委員 それでは私からお尋ねいたします。富士電機さんは爆発直後の記者会見で、RDFの専門家でないというような趣旨の発言をされております。また、私も、8月の19日の爆発当日現地を視察していたわけですけども、そのときにも、富士電機の代表の方がですね、RDFについてはまったく経験がないと、こういうことをおっしゃっていたわけでございますけれども、それならば何故、平成11年のプロポーザルに応募をされてきたのか、その辺のところをちょっと教えてほしいんです。

○福留参考人 その当時RDFを利用した、また、燃料とした商業施設としての発電所というものが実現しておりませんでした。ただし、その当時フォスター・ウイラーという会社がアメリカ国内で商業運転を実用化している会社がございまして、そこの技術を有効に利用した形で俗にいうJ.V形態をとりまして、本県に関しての応募をしております。

○岩名委員 県の選定委員会の評価ではですね、富士電機はRDF焼却炉に実績あるということになっているわけですが、それでもRDFの専門家ではないということなんでしょうか。富士電機はRDFの焼却炉施設があるボイラーを提案をしておるわけですが、RDFの経験があるのはボイラーメーカーであって、富士電機はRDFについては素人ということ

で、判断してよろしいですか。

○矢内参考人 言葉で言った言わないという話ではないんですが、今、富士電機はRDFの専門家ではないということでございました。多分それは私が言った中のことだと思うんですが、私はそういう言い方をしておりません。私はRDFの製造について、性状等については私どもは専門家ではありません。この範囲ではございません。この範囲では企業庁さんにお願いしております。私どもは発電プラントについては、これは専門家でございますよということでございまして、要するに、性状品質について企業庁さんにお願いしている件があるといっております。

○岩名委員 RDFに素人である富士電機が、ごみ焼却炉の納入に実績はあるんですか。

○真中参考人 焼却炉と言う意味では我々は富士電機は炉を造っておりませんので、当然経験ある炉メーカーと組んで入れるという形になります。

○岩名委員 RDFについては素人であり、ごみ焼却も知らない富士電機はですね、何の技術的リアクションをもってプロポーザルに応募したんですか。

○真中参考人 確かに、そういうわれる面はございますけれども、実態としてはこういうプロジェクトというのは、大きな発電所というのは、いっしょに組んでやる、会社、富士電機というのは電気系統及び発電プラントというのは経験ございますけれども、サイロとかボイラー、燃焼技術というのについては、例えばチヨダ、組んでいますチヨダ化工建設、これはエンジニアリング、設計、施工については有名な会社ですし、実力もあります。そして、炉についてはRDFの炉という経験は日本にもありませんし、初めてそういうので経験があるフォスター・ウイラー社と組むことによって、十分に能力的には到達できるものと考えております。

○岩名委員 若干異論ありますけれども、さらに質問ありますので、先へ進めます。契約書によると、富士電機は技術提案書に従い、自らの裁量及び責任において、三重県RDF焼却発電施設の設計を行うと、こういうことが書いてあります。施設の設計にはほとんど富士電機の考え方反映されていると私は考えるわけですが、しかし、実際には、凍結対策が施されてないなど、基本的なミスが重なっていると思います。このような事態についてどのように考えておられますか。

○真中参考人 確かにご指摘のあった凍結対策というのは、十分でなかったのは事実です。また、当時の温度というものを想定しておりませんでした。これは事実です。しかしながら、発電という意味においては我々は多くの実績を持ち、十分な実力を持っていたと思います。

○岩名委員 契約書の確認仕様書に、労働安全衛生という項目がございます。ここでは労働安全衛生法に基づくほか、安全衛生的な作業環境を確保できる施設とする、と定められております。さらに、爆発や火災の発生しない構造とともに、発生した場合、被害が広がらないものとすると定められているわけですが、これまで労災事故や爆発事故があったが、こういうことについてこの項目とのかかわりはどのように考えられますか。

○真中参考人 当初から我々が入手したサイロからまたRDFが、あのような状況になって爆発するというのは、RDFというものが安定したものであるという理解の上から設計施工しておりましたので、まったく考えておりませんでした。非常に残念なことですけども、実態としては貯めるものによって、相当サイロというものを改造せざるを得ないというふうに理解をしておりました。また、当初からもそのようなことが分かっておれば、当然、あの ようなサイロいうのは設定しないわけですし、誠に残念なことだと思っております。

○岩名委員 今、そういうことが分からなかったというようなお話がありましたけれども、他社の提案ではですね、RDF貯蔵槽の防火対策は、火災報知器とか温度計とかあるいはC O計だと、散水装置、いろいろな提案がされているんですが、何故富士電機はそのような具体的な提案がなかったんですか。

○真中参考人 先ほどもご説明したように、受け入れ側でRDFが長期貯蔵に耐えられる、発酵しない、臭わない、また形成されると、きちんと形が整えられているという前提で設計しております。そのために、中にあえて放水銃をつけたりしますと、別のトラブルが出るという意味から、我々はつけておりません。また、消火に関しては設備に関しては消防との打合せを行って、このRDFが不燃物であると、自己発火しない不燃物であるという前提で消防にも確認しながら許可をいただいている、今までの経緯がございます。

12月それが崩れ去ったわけですけども、その後においては温度計の監視やら、温度計の監視が一番ベストであろうということで、もしなにかあったら下から注水でとにかく早く排出すると、ボイラーで燃しきるということで考えておりました。

実際にRDFの中にもし水を撒いた場合、上から水を散水した場合、これはRDFが完全に固着して排出できなくなりますし、水を撒くことが室下部において燃えている、例えば発火しているということに対して、上からの放水はまったく効かないというふうに我々は理解しております。

○岩名委員 燃えないという前提でやっていたとこういうことですけども、RDFは燃料として作られているわけで、字のごとく燃えるということであってですね、元々はごみでありますし、当然何らかの原因によって燃え出すかもしれないと考えるべきであり、そういうしかるべき安全対策を施すべきではないかと私は思います。安全対策を疎かにしたのか、まったく必要ないと考えていたのか、無駄と考えていたのかいずれでしょうか。

○真中参考人 我々安全対策をしないとか、無駄だとか、する必要がないというふうに聞いていただくと不本意でございまして、我々は安全であるというものに対しての対策というの は、実質やっているつもりでございます。やっております。ただし、RDFがサイロの中であの ような形で原因は明確ではございませんけども、内部でRDFが詰まった内部で自然発酵して、発火することに対してはこれはそういうことが事実ということが正式に出ましたらば、サイロの形をすべて変えて別の安全対策をせざるを得ないと思います。

冒頭言いましたように、我々RDFは燃えない、自然発火しないという前提で組まれてまし

たので、そのような対応をさせていただいたというのが実情でございます。

○矢内参考人 基本的には自己発火しないということで当初の原則で、基本はそうありました。まあそういう意味で、今いろいろ指摘ある中では、やはり12月経験したあともそ うかということでございますが、基本的にはRDFは、RDFというものは自然発火しないというものがRDFであって、するものはRDFと呼べないんじゃないかというようなことも思います。その意味で12月の経験後、私どもは設備について先ほどから何件かしゃべつておりますけれども、基本的にはやはり品質を本来の自然発火しないものにしていただきたいということで、要するに品質管理を改善してくださいということをしました。

それから、それに対して、ほぼ毎月ぐらいの頻度でサンプルテストをしております。それから、入ってきたときには形状、臭気、温度、乾燥度合い等をこれは目視確認を必ずしております。それから成形の不十分なRDFの受け入れというのは拒否もしております。これは具体的には桑名さんのところで崩れているとか温度が高いというもののについては、受け入れ拒否をしている。要するに貯槽内への受け入れ拒否をして、直して品質が改善をされたというもとで入れるようにしました。さらには先ほどいいました緊急時に対しては量を減らしておこう、それから基本的には温度で監視しよう。それも24時間監視、8時間監視というようなことをやってきました。

それから、起きたときはそれを優先的に搔き出そうという対応、それから消し方というのはその火が出ているところに直接やるのが一番いいというのが12月の経験ですから、火元消火に務める。そのためにホースや消火設備を用意しました。さらには定期的にやはり空にしていこうということで、私ども4カ月に一遍は空にしようという。それから何か起きたときに搬入しないといけないんで、その置き場所がやはり臨時に必要だからということで、一次的保管倉庫を作ってくださいというお願いをして、まあちょっと造っていただきましたけど、低くて使えなかったんですが、そういうこともお願いしました。

ということで、12月以降については私どもは考えることを、かなりなことをやってきております。そういう意味で現在やってきた対応というものについて多少、他の発電所等正確に比較していきたいと思っています。

○岩名委員 三重県以外の、全国における3施設におきましても、貯蔵槽における発熱対策というものが施されているわけありますね、ですから、熱を帯びるという前提で動いてい るわけで、それをどうして参考にされなかったのかなあということが一つ。もう一つは、これは先ほどもご説明ありましたように、当時の通産省がNEDOを通じて、全国的に普及を図ってきたものだと思うんですよね。その原点は何かといったら、ドイツがお手本だったろ うと思うんです。ドイツはもう既にこの方式は撤退をしておりますけれども、我々が調査に先年行きましたときにもやはりRDFが燃焼をするという前提で、窒素ガスを照射するとかですね、あるいは炭酸ガスを照射することによってそのいわゆる貯蔵槽の中の火を消すと、こういうことが行われているという説明を受けてまいりました。

ですから、そういう皆さんも、富士電機はアメリカのみならず、世界中にいろんな技術連携

を持っておられる会社だと思いますので、どうして、そういうことを研究あるいは勉強されなかったのか、非常に残念に思います、その点についてどう思われますか。

○真中参考人 12月の時点で我々も、窒素による消火というのにトライしています。またはCO₂を使うことによっての消火のトライ、またドライアイスを使って直接消火してみようかというようなことを経験させていただいております。

結果的には、内部に熱を持ち外部に炭化物を作ったRDFの塊には、ほとんど効果がなかつたというのが実態でございます。我々は12月何をしたかというと、そこで炭化物の中に壊して直接注水してそれを冷やすということを徹底して行なったのでございます。

サイロの構造上、4000立米で非常に通気性がいいというわけじゃないんですけど、密封構造といいながら完全密封ではございませんので、大量の窒素ガスを入れるということに対しては設備上ちょっと難しい問題があり、かつ先ほどお話しました炭化物を作って直接中を冷やしきれないという問題から、水が最適であるというふうに考えました。

○岩名委員 次にですね、先ほど三谷委員からもご質問がありましたけれども、RDF貯蔵槽のタイプを、契約前に、これ契約前というところがちょっと私、引っかかるんですが、なぜ変更されたのか。それは答えは先ほど来、お話がありますので、もう結構です。貯蔵槽のタイプを変えてですね、4基のままであれば万が一1基に何かが起きた場合でも、1基づつ対応ができる、だれが考へても1基よりも4基造ってある方が安全対策であり、また、点検等についても非常に便利であるということが分かるわけですが、これはおっしゃっているように、取り出しが楽だからとか何かの以外に、私はどう考へても何か原因があるよう思ふんです。例えば私が考えたのは、例えば施工費が安くなるとかですね、そういうことがなかったのですか。

○真中参考人 当然変えるについてはコストの比較というのは行なっております。プロポーザル時4基のサイロから1基に変えて、コスト的に随分下がったんじゃないかなという懸念、当然受けられると思うんですけど、ざっくり言って、本体の値段は若干下がります。しかしながら、1基にすることによって土建の土木費用、杭の量、土建のコンクリートの量等が大幅に上がり、また、据付上大きいドンガラですから、工事費がかさむということで実態は4基に比べてコスト的には上がっておりません。

○岩名委員 貯蔵槽を1基にしたことですね、トラブルに対する備えが一層に私は必要になったのではないかと思うわけですが、ここで契約書の確認仕様で、RDF貯蔵設備の欄にですね、防災設備一式となっているんですが、これは先ほどもちょっと説明ありましたけども、これは具体的には何をしたのか、どのような災害を想定してそのような設備としたのか、それは防災設備としてどれぐらいの効果があるものなのか、簡単に教えてください。

○真中参考人 非常に難しいご質問で、どう答えようか悩むわけですけども、防災設備というのは先ほどお話ししたように、火災だけではなく、地震、気象上の台風等の災害も含めてですけども、その中に一部火災というものがございます。

繰り申したように、最初からRDFが燃えるという前提にたっていませんでしたので、そういう意味での火災設備というものは、外部には準備していましたけれども、サイロの内部には設けていなかったというのは事実でございます。あの設備自身は、大きな地震や風災が来ても倒れないような防災設備としては火災を除いて、内部の火災を除いては完璧だったとうふうに理解しています。

○岩名委員 施設にトラブルが発生した場合は富士電機の自社工場に1カ月程度、RDFを保管できるということがプロポーザル2回目のときで、3社に絞られてからだったと思いますが、プロポーザル時に説明をされております。それは事実ですか。

○山口参考人 事実です。ただし、このトラブルの想定は、私どもの責任においてのトラブルで、そういう停止の状態が出て、RDFの保管が不可能になった場合ということで想定しております。その提案です。

○岩名委員 皆さんの責任とおっしゃるけども、皆さんが管理責任があると先ほど言っておられるんですから、この一連の事故は皆さんに責任があったと私は思いますが、それなら何故貯蔵槽が発熱したときや、機械のトラブルが起こったときに、倉庫ではなくしに、工場でRDFを保管しなかったのか、今後は工場で保管する予定もあるんですか。

○山口参考人 今回の事故はちょっと想定しない緊急の場面でございましたので、現状即工場で保管するということはできませんでした。今後についてはですね、その対応も含めて今関係各所と協議している、対策を練っている段階でございます。

○岩名委員 これ、一日に200トンとしても、1カ月とすると30日でね、6000トンぐらいになるわけです。相当な量ですし、まあしかし、こうして約束をされた以上はですね、提案内容に責任を持っていただきたいということ申し上げておきたいと思います。

それから、次ですね、ごみの固形燃料についてなんすけども、発電所に隣接する桑名広域清掃事業組合がですね昨年の12月に異常発熱があってですね、その事故後、1、2カ月かけてRDFのいわゆる熱とかそういうものに対するいろんなさまざまな実験をされたとうふうに聞いておるんですね。それでですね、RDFに含まれる消石灰がその発熱原因になっているということを突き止めてですね、企業庁に報告をしたことが分かっております。

これは8月25日に桑名市議会より抗議文書が県に提出をされていることでも明らかであります。このことについて企業庁から富士電機は何か説明、あるいは問題提起がありましたか。

○羽部参考人 企業庁からはこの件については何も聞かされておりません。

○岩名委員 ああそうですか。爆発原因は究明中ということでありまして、明確にお答えられないと思いますけども、爆発前後に繰り返してRDFへの放水をされていたわけですが、このことは今でも有効であったと判断をされているかどうか。このことは消石灰に水をかけられると熱を生じると、これ我々小学校時代から習ってきたことなんで、そういうこととまあ素

人考えを併せてお尋ねしたいと思います。

○真中参考人 消石灰に水をかけると大量の熱が出るというのは事実上ちょっと間違いがあると思います。生石灰、生の石灰においては非常に危険であるということは理解しております。また、消石灰をRDFに含ませるというのは2つの目的があって、一つは形状を硬くすること。一つは腐敗を防ぐこと。これが2つの大きな目的ではないかと思っております。

現在、我々の知る限りでは生石灰は使われず、消石灰だと。ただし消石灰も100%完全な消石灰がないため、一部生石灰が残り、それが発熱するということは聞いておりますが、それが大きな原因だかは今現在、分かっておりません。

○岩名委員 私、スポーツ関係の団体に関わっておりますが、現在でもですね、スポーツ石灰といわれるまあ消石灰ですけども、このラインを引いたりするものですね。これでも雨の日にはその上をすべると、必ず火傷になる。これはもう明らかに我々は現地で見ておりますので、間違いございませんのでね、そういうそのなんと言ふんですかね、思い込みというかね、そういうことも私はこの事故の引き金になっているんではないかと、こういう心配をしているわけでございます。

それではですね、次に平成14年の12月23日の異常発熱を受けて、その後RDF貯蔵槽に温度計を設置したが、何故そのときに同時に散水装置やあるいはCO計等も設置しなかつたのか、これについてちょっとお答え願います。

○真中参考人 CO計については計測するということでやっております。それから温度計も計測する。ただし、内部における散水設備というものについては我々の12月の経験上、非常に意味がないということが一つございまして、取り付けを断念しております。また、そのときにCO₂を噴射する装置等も当然、我々計画を入れましたが、取り付ける場所の問題、最初からそういう構造になっていないということで取り付けを計画しましたが、難しい問題と26日以降、再度確認されたいRDFが大分たまっておりましたので、それを早く受け入れなきゃいけないという状況からそこまで、ストローの噴射口までつけるに至っていないというのは事実でございます。

じゃあ何故、水を噴霧する装置はないんだというのは先ほどもお話したように、上部からの放水はまったく効きません。今回我々が4月19日以降、消防も上から水を打っておりますけれども、実態として数千トン打っても内部の火が消えないというのは実情でございまして、一番いいのは、やはり下から細かく注水するのが最もいい方法ではないかと思っております。ですから、あとはもう構造を変えるしかないということになると思います。

○岩名委員 3月に、労災事故を起こして指名停止になっておって、そして人身事故への注意は十二分にされているであろうし、企業庁からもそのような指示が出ていたのではないかと考えられるわけですが、それにもかかわらず、次に熱風事故が起こったと。こういうことについて、富士電機はどのような労働管理をされているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○山口参考人 現地の所長以下安全教育を定期的に行う。それから連絡体制、その他を含めまして安全教育を十分に行っておったつもりでございましたが、結果としてはそれが十分でなかった、残念な結果だったと思っております。

○岩名委員 次に消防との関係のことをお尋ねしたいと思います。8月14日の事故以後、RDF貯蔵槽の管理は消防活動を含めて富士電機が行っていたと思うんですけど、消防方法については消防との間でどのような判断がされていたのでしょうか。

○真中参考人 桑名消防とは打合せを持ちまして、消防方法については我々が過去やってきたのをこうしていますと、それから、非常にRDF自身が水をかけても消えにくいというのは事実でございますと。で、14日の事故も原因がまったく我々もつかめていません。今後、消防のほうでは是非それを念頭において検討していただきたいということで、我々、小さな火の消火というのは我々もできますけれども、ああいう状態で内部でなんらかの異常があったときには我々はもう非常に危険と判断しまして、消防の方にいい消防方法を取っていくだくというふうに一任した次第です。

○岩名委員 8月19日、爆発の前日、すなわち18日にRDF貯蔵槽の上部から2本のホースで放水したと聞いておるんですが、これはどの、どなたの提案によるものなんですか。

○真中参考人 これは消防の判断で決定されました。

○岩名委員 消防ですね。8月19日にですね、RDF貯蔵槽の上部から放水を2本から4本に増やし、貯蔵槽の下部に穴を開けたと聞いているのですが、穴を開ける、それが事実かどうかと。それから貯蔵槽の内部に可燃性ガスが発生したことが確認されている時期に、バーナー等を使ってタンクに穴を開ける作業をしていたということは、まあ常識ではわれわれ考えられないわけですが、この穴を開けることについてだれが提案したんでしょうか。

○真中参考人 桑名消防から2口を4口に増やしますと、かつ、その量では不足なので、サイロの中部からさらに放水をしたいというご要請受けました。については、横から放水ができるかというご質問があり、私は口頭で横には穴は開いておりませんと、もし開けるのであれば、ガス溶断しかありませんと、明確にお答えしました。それに対して消防の方でガスであげていいということで具体的にガス溶断という作業が始まりました。

○岩名委員 今も申し上げましたように、可燃ガスが発生しているというところであなたがそういう判断、まあ消防の判断ですけども、それに基づいたといえどもですね、そのときにそういうバーナーを使って穴を開けるということについて抵抗はなかったんですね。

○真中参考人 私消防を信じておきましたので、消防から開けてくれといわれたら私は分かりましたというしかございませんでした。

○岩名委員 少なくとも、我々とは違って、皆さん方は専門家なんですからね、今申し上げたような常識的な分かるようなことを、消防がいったからやるんだと、このようなことが今

回の事故を大惨事に対してすべてを物語っているんではないかという気がしてなりません。
以上で私質問を終わります。

○田中委員長 自民党・無所属議員団、時間が残っておりますので、質疑質問続けます。山本委員お願いいたします。

○山本委員 それではちょっとお伺いさせてもらおうと思うんですけど。特に所有、建物というんですか、施設の所有面で少し、契約書に基づいてちょっと確認をしていきたいなと思うんですけど。まず契約書の30条のところに、乙は工事完成をしたときはその旨を甲に通知しなければならない。これはいいんですけど、甲、いわゆる企業庁は甲は検査を行うものと定めた職員、いわゆる検査員は前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、富士電機の立会いの上、技術提案に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査完了し、当該検査の結果を富士電機に通知しなければならないと、この行為については、行なわれておるんですか。いないんですか。

○山口参考人 4月の29日に、法的な引き渡しの手続きはすべて完了しておりますが、その時点で検査の申請を何回か企業庁さんにはお願いをしておりますけれども、この検査がまず行われておらないために引き取りができないということでございます。

○山本委員 その今度は下の31条に、契約代金の支払いというのがあるんですね。これは富士電機は前項第2項、いわゆる、私が今お話ししたような検査に合格をしたときは契約代金の支払いを請求することができると、前項の規定による請求があった場合は、請求を受けた日から40日以内に契約代金を支払うということがあるんですけど、富士電機さん、支払いを要求したんです。

○山口参考人 今回の請求は、部分払い、前払い含めまして何回か分けてございまして、最終のおっしゃっておる完成のこれに対する請求はまだ竣工検査が完了していないということで口頭ではお願いしておりますが、正式には提出してありません。

○山本委員 それでは富士電機さん工事代金の内のどのぐらいいただいとるんですか。いわゆる契約金額に対して、今工事代金はどのぐらいいただいてます。企業庁から、いわゆる県から。

○山口参考人 正確にはあれですが、灰処理の関係がですね、これは来年度の3月竣工ということで、その代金をまだいただいておりません。それから現状はプラントが完成するまでのところですね、1.4億がまだいただいてない分。トータル的には、全体が64億のうちの1.4億。これがまだ。

○加藤参考人 建設の契約は確か68億ということで、そのうちの8億4千万が先ほど申しました灰処理施設ということで、これは来年の3月の一応工期になっておりまして、残りの約59億強ですね。のうちの1.4億がまだ検収が上がってないと、というのが実情でございます。

○山本委員 検査員の完了検査も終わっていないのに、金はこれずっと渡つるわけですね。ですから先ほど聞いとった、聞いてますと、所有権は多分もう県のものや、企業庁のものや、と発言があつたんですけど、こういうことを捕えて多分もうあの施設については企業庁のものやという判断をしてみえるんですか。

○山口参考人 ちょっと質問の内容が理解できないところがあるんですけど。部分的には、すべてその時点時点で検査を受けております。検査を受けた時点でその支払いを請求して、いただいておるということです。

○山本委員 それじゃあ、もう一度お伺いしますけど、管理運営については富士電機さんがおやりになってみて、それからあの施設については、あの持ち物全体はどこが持つておるという理解をしています。

○山口参考人 現状、引き渡しが、最終的には引き渡しという書類が完結されない限り引き渡したということになっておりませんので、現状は富士電機の持ち物ということに、引き渡していない以上そういう格好になっております。

○山本委員 さっきのずっと結果からすると、ちょっと。例えば真中マネージャーはですな、あれは多分もう企業庁のものやとお話をされてみえた。今の山口副支社長、いわゆる事務所の副支社長やとやっぱり富士電機のものやといってみえた。ちょっとどちらかはっきりしてもらえませんか。

○三宅参考人 法的には契約的にはまだ引き渡しが済んでないので、当然にまだ富士電機のものであるけれども、やがてこれは、すぐ、じきに引き渡すことを予定しているものであるから、実質的にはその施設の所有的な問題については、勝手にこちらでどうこう。例えば勝手に消火水をかけて例えばかけるとかですね、そういったこともできませんし、いろいろなその改造についてはやっぱり実質的な所有者として、企業庁様のお断りがいると、そういう認識でございます。

○田中委員長 山本委員に申し上げます。申し合せの時間が後3分程度となっておりますので、よろしくお願ひします。

○山本委員 じゃあ理解としては、一応富士電機さんがまだ所有していただいていると、こういうことで理解させてもらいます。もう1点はね、部分使用という条項があるんです、これは33条ですけどね。ですから、企業庁が引き渡し前にその工事目的を全部、または一部を富士電機さんの了承を得て使用するという、こういう部分引き渡しという条項があるんですが、契約があるんですけど、今回のこういう使用についてはそういうところに該当するんですか、しないんですか。

○山口参考人 灰処理の部分を除きましては部分引き渡しという格好になります。仮に引き渡しができればですね。

○山本委員 部分引き渡しではなくに、部分使用してあろうということではないんですか。

部分使用です。引き渡しではなしに。部分使用です。

○山口参考人 部分使用ということで、そういう認識であります。

○山本委員 もう結構です。はい。

○田中委員長 それでは引き続きまして、無所属MIE、永田委員お願ひいたします。

○永田委員 それではちょっと。今までお聞きしております中で、確認等を含めまして、順にお伺いしていきたいと思います。まず、三谷委員の質問の中で、責任は同等という発言がありましたね。どっちが責任あるんだということで、責任は同等だというご発言があったんですが、これについてもう少し一遍、搔い摘んで、見解だけ聞いてみたいんですが。

○三宅参考人 このプロポーザル方式の流れにおきまして、当然に当社側が設計、施工、管理等について責任を負うべき立場にある。しかしながら、このプロポーザル方式を含めましてすべて契約に、こういった当然前提となる条件の元で、我々はその条件に対してきちんと適切な設計、施工、建設、それから管理といった、そういう行為を行う義務があるという意味において、当社において、当然契約上、そういう義務を負っているということあります。

しかしながら、その責任と言われる意味は、このたび、当社としてはまだ原因究明、実際にこのたびの問題が本当にその我々の設計、あるいはそういう管理で防げたものなのか、あるいは片や、他の施設等もですね、いろいろそれぞれ、まちまちの設備をそれぞれつけておられますけども、その効果の程も結局はその原因を究明しなければ分からぬ。実際にこれについて何がいちばん万全の対策なのかということが今わからぬ状態でありますと、そういうことを含めて例えば先ほどのアトラスの選定につきましても、実際そのときの使用実績ではRDF発電所のサイロについてはアトラスしかなかった。大牟田さんのですね、しかなかったということもあってですね、他にサークルフィールドを選定している実績はない状況において、あるいは自詰まりを下部でする、ブリッジを起こす危険があるといった点について、その点について、じゃあ4基一遍に起こったらどうなるんだとかですね、必ずしもその1基で危険分散することになるのか、あるいはその中には、コンペアが3つ付いているから危険分散になるとか、いろんなそういう専門業者である長府さん、日立さんの方に確認しながら、あるいはフォスターといったそういう技術的には世界トップクラスの技術を集結して望んだところが、結果的にこれだけの大変申しわけない事故が起きました。

しかし、その責任についてですね、果たして全部その設計管理だけで防げたのか、あるいはやはりどうしてもRDFの品質で対応すべき問題なのか、そこについてはいまの時点では、原因究明が出されていない。まったくこの対策はまた根本的に変えなきゃいけないのかもしれない。そういったことが当然再発防止にも結びつくので、軽々にこちらのすべて事故についての責任云々ということは、今の段階で申し上げることはできないという時点において、同等と。要するにその同等というのは、当然これについては、このたびの事故というのはRDFだけでは起こらないし、貯槽だけでも起こらないし、消火活動だけでも起こらないと。

この3つの活動が組み合わさって起きてる事故でございますので、これについてのその責任云々については、原因究明をきっちりした上でやると、判断すると。評価すると。いうことが今後、日本のためにもなることであって、その上で今の時点で同等ということが使われたというふうに理解いただきたいということをございます。

○永田委員 ええ、理解しました。どうもいろいろ今までの中で、お聞きいたしておりますと、RDFが燃えないという観点と、実際にこれ燃えてしまっていると。どうもなんかここにですね、非常に大きな私は、見解の相違があつたんじゃないかとおもうんです。だからこういう結果になったと、そう思えてならないんですね。したがって、そのプロポーザルの条件の中に、燃えないという条件があつたんですか。ちょっとそれだけ。

○真中参考人 NEDOの資料によると、発火しないというふうに明記されております。ですから、我々は平成7年度のNEDOの調査内容、これは企業庁さんが実質補助金をつけてやったものですけども、その中に明らかに書いてございます。ですから、我々は、燃えないもんだという前提の理解で自然発火しないという表現がされてますので、我々はそれを元にあのようなサイロを選定させていただいたということでございます。

○福留参考人 少し補足させていただきますと、企業庁によるプロポーザル方式の応募要領を入手した段階では例えばRDFは自然発火するから注意しろとか、こういうことに配慮しろ、または発熱する、発酵する。こういう表現は一切記載されておりませんので、我々の知識の中にはそういう条件、設計に盛り込むためのそういう条件が排除されております。

○永田委員 我々このプロポーザルの持つておるんですが、確かに明示はないように思いますが、発火しないという明示は。今お聞きしますと、NEDOの資料によるとこういうことです。どうもそこら辺が食いちがつたように思えてなりません。まあしかしその、いろいろ見てみますとですね、ほとんどの提案書の中で消防設備がうたわれているんですね。で、E社というのがあるんですよ。これはおそらく御社のことだと思うんですが、あまり消防設備について書かれてないんですね。これどうでしょうか、見解だけ。

○三宅参考人 当初公募時においてはそういう前提、予見のもとでですね、防災設備を決めているというところで消防設備を決めてるというところですけど、要は契約的にですね、仮契約時点におきましても、建屋側ですけども、建屋の方の消防設備については消防署と協議のうえ、消防法に準拠して設置するものという条件がついております。従いまして、すべてそこら辺の消防設備の関連については契約に従ってきちんとその後消防署と相談をした結果、指導されたことがこれはRDFは危険物指定可燃物にはあたらないことと、貯槽ですからこれは建築物、消防法上の建築物にあたらない。しかしながら、大きいものがあるので、一応消防の設備は備えた方がいいだろうということで、これについては防火用水槽を設置することということが消防の指導としてございました。

従いまして、私どもとしては、その指導に従って防火用水槽を設置した。その他については消防用ポンプ、ホース、多目的ノズルといったものは設備しているという状況にござります。

○永田委員 まあ、ある新聞によりますと、当初では防災設備を考慮していたが、実施設計の段階で、省かれたという記事があるんですが、これはどうでしょうか。

○三宅参考人 従いまして、その結果、契約時には防災設備一式という表現、で、それについては省かれたわけではなくて、その定義については消防署ときちんと相談をして消防設備を決めると、防火用設備を決めるという理解の元で、その時点ではそういう定義でございまして、その後、実質的に消防と協議して決めたということで、これ自体変更ではなくて決定がそこで行われたというふうに理解をしております。

○永田委員 そこで、先日、中間報告が出されました。これもご覧になったと思うんですが、その中で、本県施設と他県施設の相違についてというのが、項目があるんですね。それを見ますと、他県施設が既にもう運転しているわけですから、ここいらのご調査はどうだったのです。

○真中参考人 他県についても当然我々調査させていただいております。いろいろと書かれている、また新聞記事等で書かれていることについても重々承知しておりますけれども、我々が現時点における防災設備としては決して遜色のないというふうに理解はしております。

○永田委員 その中で、貯蔵槽については製造メーカー サイロの種類は同一でしたが、管理方法は受入れ基準の整備、監視方法、消火設備の面で他県の方がよりリスクマネジメントに配慮した取扱いを行っている。と、こう書かれているんですね。こういうところは明らかでございますが、いかがな見解ですか。

○三宅参考人 まず、事故調査委員会から弊社に対するヒヤリング等は明日予定されておりまして、まだ、私どもとしては説明をきちんとしている状況にない状況で中間報告書はまとめられております。その上で、実際にそれぞれの設備あるいは管理方法がどうであったかという点については、私どもも正確には私の範囲ではまだわかっていないんですが、ただこの時点でその、実際の本当の実質的な意味での安全対策の有効面で、どれだけの優位さがあるかといった点につきましては、もちろんそれぞれのきちんと施策を教えていただいた上で、並べた上で、かつ原因究明の結果、何が原因であるかということが判明した上で、原因が分からぬ状況において対策が有効であるかどうかということを論ずること自体が、時期尚早と考えておりますので、したがってそういう意味においては今の時点ではなんとも判断いたしかねる状況にございます。ただこちらとして言えるのは、その12月の火災経験から一番有効と考えた安全対策を実施したけれども、結果として事故防止たるものには至らなかつた、その問題は本当に設計、管理運営側にあるのか、それともやはりRDFそのものを根本改善しないといけないのか、そこら辺は今後の原因究明の結果、何が原因で何が有効な対策なのかということがわかった上で、はっきり判断したいということでございます。

○永田委員 御社にとりましてはこれは始めてのお仕事だと思うんですが、そこで非常に参考にされたフォスター・ウイラー社ですか、アメリカの。ここのノウハウはいかがだったでしょうか。

○真中参考人 フォスター・ウイラーのノウハウというのはごみを固化化したり、フラフ状でごみを燃焼させるというノウハウを我々はいただいております。ごみの保管についてのノウハウについては、フォスター・ウイラーからいただいておりません。

○永田委員 そうしますと、国内の先進地のノウハウしかなかったんですね。そういうノウハウからして、発熱、発火、このことはいかがだったですか。

○真中参考人 われわれが知り得た知見、予知できたというデーター、即ちプロポーザルから設計段階においては、我々も調べましたけれども、RDFが長期保管ができないんだ、RDFというのは発火するんだ、RDFがガスが出るんだということについてはまったく我々得ておりません。また、そのような文献もありませんでした。

○永田委員 どうもそこいらが一つの大きなポイントになるように思えてなりません。それじゃあ次に移らせていただきますが。

先日ですね、特別委員会の答弁の中で技術的な問題についてはもう一切、受注者の富士電機さんにもう、何というのか、まあ平たくいえば、おんぶにだっこだと、こういう見解だったんですが、それはいかがです。

○真中参考人 RDFの品質を除いては、我々が責任を、設計上、きちんとやっているというふうに理解しております。また、我々がきちんと管理しなきゃいけないというふうに考えております。

○永田委員 そうしますと、貯蔵槽については除かれていたんですね。

○真中参考人 あの、ちょっと今よく質問がわからないんですけど、貯蔵槽を除くって貯蔵槽は当初、先ほどお話したように、長期保存がきく、燃えない、固化化されているという前提での貯蔵槽を設計いたしました。しかし、我々が責任を持つ範囲の中に、RDFの品質までは残念ながらリスク分担の中で入っておりませんので、じゃあ本当のRDFがどうなんだといわれますと、残念ながら我々の中では、コントロールし切れないというのが実情でございます。

○永田委員 はい、分かりました。一つ、消火の方法について、三重県は石油化学コンビナートを擁しておりますね。かなりその面ではノウハウあるんです。実際大火災も起こしている経験もあります。そのような知識からすればですよ、消火に水をということは考えられんと。ほとんどは窒素ということがあるわけですね。このときには、そういう方法については、論じられなかったんですか。

○真中参考人 消防との話の中では、窒素については論じられておりません。

○田中委員長 永田委員、申し訳ありません。申し合わせの時間がそろそろ参りますので、簡潔に。

○永田委員 もう少し。そういう幾多の経験はこの四日市の北勢地域持っているんですが、

そんな中で、タンクのそういう火災が起こした中で、タンクの上部に、消火のために人を登らすという指示はどうだったんでしょうか。どういう決断で、どういうふうに指示がなされたんですか。そこがちょっと。

○真中参考人 消火という面では、消防、桑名消防署と打合せして消火方法については、そちらに一任申し上げますと、是非消火していただきたいということでお願いしたわけですけども、その以降について、具体的にどこに口をつけるとか、放水銃ですね。放水銃をどうつけるか、何本でやるか、またどうするかについてはこれは消防のほうからの決定事項で、我々に流され、そして実施されていったというのが実情でございます。

○矢内参考人 先ほどから14日以降の消火についてありますけども、まあ、我々昨年12月、それから7月、いろいろ自力消火に努力しましたけれども14日の経験。あるいは爆風があるということはまったく予想していなかった後、この消火についてはもう全面的に消防さんにお願いするしかない、まして、消防さんの横の繋がり含めて、全面的にお願いしようということで、16日我々としても決めまして、あれは土曜日ですか。月曜日朝、真中が消防署へそういう意味でお願いに行った。その後はその指示に従って全部やっているということです。

○永田委員 そうしますと、タンク上部に人を上げるとかあるいはタンクの下で溶断ですか、というようなことの作業の決断は、今、消防署というご説明がありましたから、それでよろしいですね。

○真中参考人 そのとおりでございます。

○永田委員 はい、もう時間ですね。終わりにします。

○田中委員長 申し合わせの時間が経過いたしました。以上を持ちまして本日の調査を終了いたします。参考人の皆様方には長時間誠にありがとうございました。

【委員協議】

1. 今後の委員会の進め方について

2. その他

【閉会の宣言】

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年9月29日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

[ページのトップへ戻る](#)

問い合わせ先:県議会事務局

電話:059-224-2877／ファックス:059-229-1931／E-mail:gikaik@pref.mie.jp



All Rights Reserved.Copyright(C)2008.Mie Prefectural Assembly
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。



平成15年10月8日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録

(開会中)

開催年月日 平成15年10月8日(水) 自午後1時3分～至午後
5時2分

開催場所 第601特別委員会室

出席委員 16名

委員長 田中 覚君

副委員長 藤田 正美君

委員 日沖 正信君

委員 松田 直久君

委員 水谷 隆君

委員 岡部 栄樹君

委員 芝 博一君

委員 三谷 哲央君

委員 貝増 吉郎君

委員 木田 久主一君

委員 山本 勝君

委員 西塙 宗郎君

委員 萩野 康一君

委員 西場 信行君

委員 岩名 秀樹君

委員 永田 正巳君

欠席委員 0名

出席説明員

〔企業庁〕 企 業 庁 長 濱 田 智 生 君

総括マネージャー 小 林 和 夫 君

" 藤 田 輝 也 君 その他関係職員

〔環境部〕 環境部長 長谷川 寛君

総括マネージャー 小川治彦君

" 松林万行君 その他関係職員

傍聴議員 1名

県政記者クラブ加入記者 8名

傍聴者 4名

議題又は協議事項

1 RDF貯蔵槽の事故に関する原因究明について

2 今後の対応方針について

3 委員協議

・委員長報告について

・次回委員会の開催について

【会議の経過とその結果】

〔開会宣言〕

1 RDF貯蔵槽の事故に関する原因究明について

(1) <一覧表1~5を総括して>

・プロポーザル契約について

・消防設備などの防災対策について

(1) 当局説明〔濱田企業庁長〕

(2) 質疑応答

○永田委員 確認みたいな形になりますけど、非常に不可解だったのは、RDFが燃えないという見解の上でいろいろ事を進めたということなんですが、それはどこで聞いたっていうと、NEDOって、こう言われるんですね。NEDOの情報のもとにやったと。ここであ、一遍、再度ですね、どうやらこちら辺がちょっと見解の相違になってくるんじゃないかなという気がしてならんのですわ。それでもう一遍ちょっと、企業庁はこういう契約、プロポーザルで契約のもとでどういうふうな見解を持っておられる、もう一遍ちょっとその。今も概略言されましたけども、もう一遍そこら辺だけ伺っておきたいなと思います。

○濱田企業庁長 NEDOのものは公表されておりますから、当然だれもが見ることができます。ただ、プロポーザル時に企業庁がNEDOのものを示して、これによって設計提案してくださいと、こういう話はございません。したがいまして、参考にはする、しないはそれぞれのメーカーですけども、富士電機さんの場合は、JVじゃなくて富士電機単独でございます。ですから、燃焼の試験であるとかそういうことはフォスター・ウイーラー社の協力を得たとしても、その責任、知見というものは富士電機として出しておると、こういうようなものでございます。

それで先ほども申しましたように、やはりNEDOの調査においても、やはりそのときの知見としては燃えないというような話があつても、やはりもともとはごみであるという認識から、ごみピットと同じ程度の消火の設備はするべきやと。そういうことは同じペーパーにも書かれておるということを私、説明させていただきました。

○永田委員 はい、もうそれで結構です。

○濱田企業庁長 はい。

○岩名委員 今の企業庁の説明で、これは全国で最初のことなので高度な技術が必要であつたと、こういう今、話があつたわね。それにしてもこの今、富士電機が1、2等で「我々は専門家ではない」と、こういうことをはっきり言ってるわけだよね。専門家でない者をあなたが、高度な技術を必要とする企業庁が、なぜこの人たちを対象に私はそのプロポーザルを

したのか、ちょっとわからないんだよね。

それであなたの言葉の中にはフォスター・ウイーラー社っていろいろ出てくるんだけども、これはアメリカでのことであつて、RDFそのものの質も全然違うというふうに聞いているし、何よりも富士電機は初めてのことで専門家ではないと。私があの当時、現地であなたたちは幾つこういう実例が、事例があるんですかと聞いたたら、全然ありませんと、初めてですと。いうようなことを言っている所に、あなたたちはなぜこういう大事な仕事を選定したのかですね。これはもう不可解で、とてもわかりにくいくらいだけど、これについて説明してください。

○濱田企業庁長 我々専門家でないという表現のときに、故意かどうかわかりませんけど、「今」という言葉が実は入っていますね。「今、専門家ではない」と。これを私もちょっとこの記録が間違ってなければ非常に不可解不本意なことだと。この燃焼のデータなりそういうものについては、これは先ほど申したようにJVじゃなくて富士電機としていろんなものを收集して、それをプロポーザルの場へ上げて、そして提案したとこういうことでございますので、いや、そうでなかつたという話については、これは企業庁としても、今後そういう部分については十分相手方と話し合わなければならない最大のことだと思っています。今のところ、非常にこういう発言については我々としても不本意であると。

○岩名委員 確かにこういう事故が起つた後に、我々は専門家ではないという逃げ口上とも取れる発言だと思うんだけれども、そういう責任感のないところへ県が選定をしたという経緯は非常に問題だと私は思うんで、その点をちょっと申し上げておきたいと思います。もう別に答えはよろしい。

○芝委員 プロポーザルの中身じゃなしに、プロポーザルの定義を一遍提示してください。正式の定義を。プロポーザルとは何ぞやという。というのは、設計変更やったりとか消防署とか不燃物どうこうという解釈の前に、プロポーザルの部分というのはどういう条件で、どういう発注の仕方をして、どういう決定をしてっていう大きな部分の、細かい部分じゃなしにプロポーザルとは何ぞやと。その部分が一番大きな問題やと思うんですね。議論の取っかかり、一番入り口として。

○小林総括マネージャー プロポーザルにつきましては、私どもがいろんな仕事、発注をいたしますときに、非常に困難な仕事というふうなものがあるかと思います。この焼却発電につきましても日本で初めてといいますかそういうものでございますので、私どものいわゆる発注者側の方でいろんな仕様をつくりまして、そしてその仕様で私どもが設計ができるというふうなものでないものという非常に困難なものと、そういうふうに考えています。

具体的に申し上げますと、私どもで例えば焼却発電いたしますのに、いろんな設計の仕様の条件といいますか、あるいは規模でございますとか場所でございますとか、そういうふうなものは私どもで与えられますけども、そういうふうな目的に対しまして、その目的に合致したものをつくっていただくと。それには私ども県サイドとしては技術力がございませんので、そういうものについては民間の技術力、あるいはまたその経済性もあるかもわかりませ

んけども、合理的な方法、それを加味したものを設計をしていただくと。その方法の一つとしてプロポーザル方式があるのかなとそのように考えております。

○芝委員 そのことで私も勉強になるんですが、きちっとした法解釈があるんだろうと思います。できたら、後ほどそのプロポーザルの定義。今の解釈の部分じゃなしに定義の部分をいただきたいと、これが1つ。

それからもう1つ、今説明の中で、皆さん方には技術的なノウハウもなければ知識もない。その困難な部分を私たちの使用勝手のいいように、使用目的のために設計してやってもらうのがプロポーザル、まあ、大体こんな形の答弁されましたね。今言われたようにまさにそうだろうと、根本の精神はそう思うんです。そのときに、使用勝手のいいもの。すなわちそれをどういう形で皆さんが考え、どう定義をしていくか。プロポーザルの部分について、どういう条件設定をして条件を与えて、その条件をクリアすることがこのプロポーザル、今の言う、皆さん方の今の答えになってくるんだろうと思うんです。

富士電機に与えた条件の中で、いろんな条件がもろもろあろうと思うんです。項目の中で。技術的な項目とか現場的な項目は別にして、RDFに対する認識、とらえ方。特に安全性の問題。そこの部分についてどういうプロポーザルで提案してましたですか。ちょっとそこを教えてください。プロポーザルとして、RDFの安全性の問題。タンクをどんだけにせよとか発電どうこうをどうせよといふんじゃなしに、RDFについてはこういうものがRDFですと。そこのプロポーザルの条件提示、どうなってます。当然あるでしょう。

○濱田企業庁長 先ほど応募者の資格要件という話の中で、5点、資格、こういう方でないと応募できませんと、こういう話をしたのがまずその基本の部分だろと思います。そのうち、今お尋ねのところに一番関連すると思うのは、厚生省の策定した「廃棄物処理施設整備国庫補助事業にかかるごみ処理施設性能指針」というのがございまして、これに適合する技術資料等が提示できると、こういうようなことになっております。その部分が一番関連するのかなと、そういうことあります。

○芝委員 はい。その指針に適合するデータが出せるとこという意味ですな。その中身わからん、ちょっとくだいて教えてください。具体的に。

○小林総括マネージャー 公開募集要領を11年の11月にいたしておりますが、その公開募集要領の中にRDFの性状につきまして参考値を挙げております。その参考値につきましては、この平成5年、6年で、NEDOから委託を受けましてその調査した中の部分ということで、水分でありますとかあるいは灰の分、灰分でありますとか、可燃分でありますとか、それから元素の素性とあるいはかさ比重等につきまして、それを変動幅、なんばからなんばという変動幅を入れましたと、それからその平均的な基準値を参考として提示いたしております。

それで、提示をいたしておりますけれども、この文章の中に「供給できるRDFの性状を保証するものではない」というふうな、「供給できるRDFの性状を保証するものではな

い」というふうな文章も入れておりまして、くどく申し上げますが、5年、6年で得られた調査データの変動幅、幅を広く入れまして、そしてその平均の基準値を入れて、かさ比重等あるいは水分灰分等を表示をいたしております。それで、あくまでもその性状を保証するのではない、そういうふうに表示しております。

○芝委員 そうすると性状値をそうやって幅広くデータ提示をして、性状について保証できないということを言っていると。企業庁としてはプロポーザルのときからRDFは安全でないということを認識しとったという部分で解釈でいいんですか。

○濱田企業庁長 そういう部分でなくて、その実験ですね。

○芝委員 どういう意味ですか、そしたら。今部分というのは。

○濱田企業庁長 実験でつくられたRDFというのは、品質の一様のものでないというような部分の意味で、こういうRDFからこういうRDFというようなものがという意味でございます。

○芝委員 はい、わかりました。それは性状部分、あくまでデータであって、安全であるか安全でないか、もしくは燃える燃えないかっていう部分については言及しとらんということでおろしいですね。

○濱田企業庁長 それから先ほどの質問にちょっと答えてませんので、その前に性能指針の中でどういうことが言われておるんだというお話をございましたけれども、わかりやすくという意味ですんで、少なくともその実証の施設でRDFの燃焼をして、そしてその燃焼をしたデータ、こういったものが提示できる社というようなことで。だから、実証試験が必要でございますとそういう意味合いで言いました。

○芝委員 はい、わかりました。それじゃ、その実証データ、総括した表を見せてください。当然出てきてるんでしょう。そういう企業を選んだわけですから、実証データが企業庁へ行ってるんでしょう。なけりゃそれは契約までいかんでしょう、実証データが出てなければ。それ1つ。

それと、要は先ほど説明された性状に対する部分についての説明でいろんな数字は言われましたけれども、それは安全とか燃える燃えないの部分には言及してないって言われましたけども、基本的に、この委員会でも企業庁は正式コメントとして、「私たちも安全なものであって燃えると思っていなかった」とこの場で言われましたわね。当然今も、一連の事故が起こるまではそう思っていたし、当然プロポーザルの提示のときでもその認識はあったとこう思っています。その部分は今のプロポーザルの中で提示をしていなかったんですか、今聞くと。何も出てこないじゃないですか。RDFは燃えないものですよ、もしくは燃えるものですよ。安全ですよ、安全でないですよというとこの部分というのは、どこかでプロポーザル提示しとるんですか。プロポーザルの条件の中で。今聞いた中では出てこない。

○濱田企業庁長 プロポーザルの前提条件としては掲げていません。ただ、向こうからのそ

それぞれの提案の中にはそういう安全対策というのは当然記載されておると。

○芝委員 一連の今までの立場の主義主張の違い、いろんな部分の違いというのは、一番の元はそこから始まっていると思うんですよ。企業庁も「安全だ」、ある意味では。そして燃えないものという認識のもとに、自分たちの困難な部分を都合いいような形で設計してもらうプロポーザルって提案をした。受け手側もその認識でやった。その部分がまず出てるから、すべてが以下狂ってくるんであってね、当然それを十分にこたえなかつた富士電機も悪い。当然プロポーザルとしてRDFの安全でないかもわからない、燃えるかもわかりませんよという条件提示をしなかった。むしろ反対に安全ですよと、我々もらった資料で安全ですよと。恒久的に固定して貯蓄もできますよと。燃えますよというようなことは書いていなかった。その部分がまるきり最初の部分で違うんだから、今日に至って一番最初の問題が出てきたと思うんですけどもね、そこについて、企業庁は責任の問題については認識してますか。

○濱田企業庁長 プロポーザルの性格の中で安全の点検は要らないとかそういうことじやなくて、当然。

○芝委員 違う、違う。そういう意味じゃない。プロポーザルの中で、プロポーザルで言わされたように、条件提示があつて初めて例えばどれだけの能力のもの、どれだけの規模のもの、どれだけの容量のものとかいろんな部分の条件はあつて、条件に当てはめて具体的にそれぞれの技術力で、各それぞれの技術力でそれを設計し具体化していくわけですよ。その与えた条件の中に企業庁も燃えますよということは言ってないし、向こう側も危険であるということも認識していないと。お互いの認識がそこで図らずも一致してるわけですよ。今になつてそれが私は一番の欠落だったと思ってるんですけども、その部分。その部分が認識がなかつたということは事実、今までの発言でも。企業庁も。その部分の最初の一一番スタート台の部分についての認識のずれ、知識のずれっていうのはどちらにもあったと。出す側にも受け側にもあったから、今日をむかえたと思ってるんですけども、その部分についての責任感は持つてないかと聞いとるんですよ。

○濱田企業庁長 ちょっと前提の説明をさせていただきたいんですが、プロポーザルの話の中で我々も未知の部分もあるということで安全対策も含めてプロポーザルの提案をさせていただいておるんで、それはそれぞれの施設のデータとか知見をもとに出して出されるということでございましたし、我々が過去に知り得たNEDOなんかの話によると、貯蔵性に優れ、あるいは通常ですと燃えない5ヶ月の実験結果があるねと。そういうことは我々も承知しておりました。ただ、それを前提としてやってくださいということを、だからプロポーザルでは提案してないと。

したがいまして、それぞれの各社からは、やはり燃やすものですから、それは。だから当然どこの部分も多少の差はありますけれども安全対策あるいは防火対策が提案されてきてると。富士電機についてもそうであったと、こういう認識でございます。

○田中委員長 芝委員。簡潔にお願いいたします。

○芝委員 はい。もういたちごっこになつてしまふと思うんですが、私はその最初の企業庁の認識の不足、知識不足のとこにも責任の半分はあったんだろうと、こんな思いはします。安全対策って全体に対しての安全対策は当然ありますけども、そのプロポーザルは与えられた条件に対してこたえるのも一般的なプロポーザルの受け取る形でありますから、そこで危険性をある意味では事前に通知しなかつた、認証してなかつた、提案条件の中に入つていなかつた企業庁にも半分の責任があるんじゃないかと。まあ、ここはこれで終わります。

○田中委員長 時間の都合がありますので先に進めさせていただいて。また後ほど総括して御質問いただきたいと思うんですが。

②<一覧表6・7を総括して>

・RDF品質管理について

(1) 当局説明【濱田企業庁長】

(2) 質疑応答

○西塚委員 RDFの受け入れの関係で少しお尋ねしたいんですが、7月の末から発熱してきたということなんですが、その当時サイロに受け入れておったRDFというのは、いつごろからそこにサイロへ搬入されたものなんでしょうか。

○濱田企業庁長 7月の末のころは比較的新しいRDFだったと思います。ただ、全般話しましたように、一部倉庫に保管してあったものをそれに追加して入れたという部分がその2月ごろのRDFだったんではないかとこんなことでございまして、数量としては全体の管理するために、2,000トンの貯蔵槽でございますが、500ないし600トンというところで運営管理しておったとこういうことでございます。

○西塚委員 そうすると、錦鹿が四日市の倉庫にあったものの一部が入って、2月ごろのものが入っておったということなんですが、それをその入れられた責任って、どこの責任でそれは入れられたんでしょうか。サイロに。

○濱田企業庁長 管理は全部富士電機がやっておりまして、そういう意味で富士電機が主体的に判断しながら貯蔵槽へ入れたり、それから直接投入したりというような方法をその当時は取っていました。

○西塚委員 そうすると、富士電機の主張はRDFの性状に基本的に問題があったんではないかとこういう趣旨だと思うんですけども、そうするとあのサイロに当時入つておったものは、4月以降の桑名広域にしても性状のよくなつたものが入つておって、それで一部その2月ごろのものを入れたっていうのは富士電機の責任で入れたと。こんなふうに解釈したらいいわけですね。

○濱田企業庁長 やつた行為としてはそういうことでございます。

○貝増委員 若干似てるんですけど、企業庁長、今の富士電機との関連で1点伺うんですが、三重県RDF運営協議会つくって、製品についてはチェックしようと。富士電機はここへ書いてある答弁をしていると。再三申し入れてきたと。搬入材料、RDFのチェックをしてくれと、品質を高めてくれと。これは自分たちのせいじゃないと、県サイドだよと言われたときに、ぜひ環境部と企業庁の中にはこの協議会をつくったときに技術部会を立ち上げて、7つの箇所でつくられるRDF。施設メーカーも違う、そして搬入のタイムラグもある、それらをその技術部会で徹底的に協議しましようと言って立ち上げたはずなんですが、そこでなぜこういった問題が、稼働してからでもRDFのチェックをし直せと、品質を上げろという委託先の富士電機からそういう問題が出てきたかと。これはとりもなおさず県の方の問題あるんじゃなかろうか。市町村に対して瑕疵責任があるんじゃなかろうかなと思うんですが、企業庁いかがですか。

○濱田企業庁長 RDF化施設自体は市町村が建設しておる事業ですから、そういう面での品質管理をしながらするのは、まあ現実にはメーカーがやると思いますが、やはりメーカー、桑名広域の例を見ても、我々、メーカーがやる調整が不十分じゃないのかなというようなこともありますし、メーカーもそれを認めて一部いろんな成形機の部分を取り替えたと、こういうような話があります。そして4月の20何日以降の分については随分よくなつたと、こういうことでございますので、そういったこともあるのかなとは思います。

○貝増委員 若干違うんですよね。私、あなたが環境部長のときの企業庁長と、あるいはその部局と打ち合わせをしたときに、搬入先は7カ所から入ってくると。みんな同一メーカーでつくってないと。これについて協議しなければならないと。当然発電所のスイッチ押すまではそこを徹底して合わさない場合には問題生じるんじゃなかろうかというのが内部から出る話なんですね。でも、それが、そのために協議会の中に技術部会を設け、市町村担当者、そして各7カ所のメーカー全部やめて製品の統一化と安全性を確保しようというための技術部会は実際どのように勤いていたかということなんです。

○濱田企業庁長 そのことについては技術部会が立ち上がりまして、これはもう当然そこに参加する市町村も当然同じように入ってまして、そして先般もお示しましたTRの形のものをつくろうというようなことで、技術部会で決定された事項でございまして、その決定された事項についてそれが自分とこのRDF化施設でそのような性状のものができるようになります。これはもう、それぞれの取り組みではないかと思います。

そして、その部分で確かにスタート地点では少しばらつきがございましたので、そういう部分について富士電機さんの方からもう少し改善をという話はいただきました。その部分については我々も、それぞれの技術部会で定めたようなことに向かってやっぱりきっちりやるべきではないかということで、メーカーにも話をして、それで取り組んだと。そういうことで改善効果は当然出てきたと、こういうことになっております。

○貝増委員 こんなことばかりで申しわけないんですけど、やっぱり環境部、企業庁。この統一見解の2つのを見ましても、片方は管理は明言なし、片方はリスク分担上県の企業庁の責任あるいは指導をお願いしているのに返ってこないと。でも、今、企業庁はちゃんと技術

部会でもメーカーも集めてやっていると。そこが例えば12月の起動したときの一一番最初のときでもやっておれば、ここまで大きくなかったんちがうかと。春先の品質が悪かったと。ここが全部尾を引いて今日まで来たと。その辺いかがでございますか。

○濱田企業庁長 先般のこの委員会の中でも詳しく報告をさせてもらったと思うんですが、何回かに分けて性状に取り組んだと。そしてこの少なくとも4月以降ぐらいの部分からは、まあ桑名広域が一番多いもんですから、量的には。そういうような意味合いで4月以降という言葉を言うんですが、それ以降の部分はRDFが相当性状が改善されて、そして富士電機も入れた判断の中で貯蔵への投入もよしと、こういう話がされておるということが事実の経過でございますので、我々としても確かに機械から修繕しないとできませんので、今日言うて明日というわけにいきませんが、そういうことの中では急いで成形を改善するという取り組みがそれぞれのところでやられてきたということで御理解いただきたいと思います。

○貝増委員 1つだけ、もう軽く。最後に確認だけさせてください。貯蔵槽の中の、貯蔵槽の施設、そして中身。これの管理責任者はだれなんですか。別々に。

○濱田企業庁長 受け取っておる、受け取っていないにかかわらず、仮に管理の譲渡になつても、それを運営管理していただくのは富士電機にお願いしております。

○貝増委員 はい、わかりました。

○西場委員 ちょっと飛んでしまいましたけど、今、西塙議員の言われた部分についてちょっと関連させてください。非常に重要な問題かなとこう思います。つまり、鈴鹿の荷物を直接タンクに運び入れたのが富士電機がすべて関与したと、こういう問題です。これの表によると、この「2月19日～28日点検のため発電停止」という項目がありますが、このときにその寄ってきた荷物を鈴鹿と四日市の倉庫に入れたと、こういうように今まで聞いたわけですね。それずっと2月から7月までその倉庫に置きっぱなしにしておったわけですね。このことも企業庁が関与せずに富士電機がやつったんかどうかというところも少し後で答えてもらいたい。これ一連を全部どこが中心でやつったかということについてお聞きしたいです。

それで、7月20日にそのうちの鈴鹿の一時保管庫のRDFから煙が出たとこうなるわけですけれども、それまでに、これちょっと8月27日の新聞記事を今見とるんですが、7月の2日に、どこやら書いてあったな、7月2日に倉庫での保管は費用がかかり、何ヵ月も異常発熱が起きず危険性はないということから、貯蔵槽に搬入することを認めた、決めた。こういうことなんですね。これがあって、1,200トンの鈴鹿の荷物のうち300トンがタンクに入れられる、残りの900トンは鈴鹿に置いてあるとこういう状況になって、7月20日に鈴鹿の方で異常発熱がしたと。7月20日に。だもんですから、貯蔵槽への移入はストップになった。それでわずか1週間後にタンクが発熱するんです。

ということはその流れから見たら、その鈴鹿の荷物のRDFがこちら、倉庫の方でも発熱しとるんですから、同じようにタンク内で発熱したというのは見てごく自然の流れになるん

ですけれども、そういう意味ではこのタンクに再度入れよという、入れたという部分というのは非常に重要だと思うんですね。

これが今先ほど西塚さんの質問に答えられて、企業庁長はすべて富士電機だとういうふうに言われましたが、もう一度確認したい。これは企業庁は関与してないかどうか。

○濱田企業庁長 管理自体は何カ月も放りっぱなしということじゃなくて、一定の人が當時いろんな意味での監視しながら保管しとったというようなことは聞いております。それで、それは富士電機が管理しておりますと。それでそういう話の中で、先ほど言いましたように2,000トンの貯蔵ができるタンクですね。これが比較的こう、稼働しかけて300トンぐらいの話になったと。順調にいけば1日RDF燃やすのは200トンぐらいまでいけますので、通常やったら600トンとかそういう部分はそんなに大した保管の量には普通はないものですから、保管してあったということはいずれはそれを燃料にしようという意味で保管しておりますので、ある程度量が少なくなったところで、保管の部分をそんなに貯留しないだろうという考え方だったと思うんですが、これで移して徐々に燃やしていくこうと、こういう考え方で移されたと思います。しかし、そうした途端にそういう鈴鹿での発熱がありましたので、そこからの新しい投入はすぐにストップしたとこういうような経過でございます。

○西場委員 いや、経過はわかりましたけれども、その一連の動きの中でそれを指示し、実際それに手を加えてきたのはどこがやったんですか。

○濱田企業庁長 主体的な判断は富士電機がやったというふうに私聞いております。

○西場委員 そうすると企業庁はそれについて何ら報告なり相談なり、そういうものは受けずに流れてきたんですか、それは。

○濱田企業庁長 事後も、事前の場合もあるかと思いますけど、事後も報告はそれぞれの業務の日誌で来たり、こういうことはありますよという報告は受けることがあります。

○西場委員 報告は受けたんですね。

○濱田企業庁長 このことは受けました。

○西場委員 このことで、もう少し詳細に調べてもらいたい部分がある。それは、なぜ同じ荷物やのに四日市倉庫のRDFは発火をせずに、鈴鹿倉庫のRDFだけ発火したんか。答えられる。

○濱田企業庁長 何カ月後の話で起こったことについて、その時点でわかっておりますから、その投入ということは富士電機もしなかったであろうし、我々も止めたと思いまます。まあ、そういう意味ではわからなかったということです。

○西場委員 鈴鹿の荷物と四日市の荷物とどこがどう違とったんかということについてのデータは今からでも調べることはできるんですか。

○濱田企業庁長 ある程度のものは運び込んで出して、運び込んで出しているようなこともあったようですので、この何トンがどこでいつという話まではちょっと把握できるかどうかはわかりませんが、一定の傾向までは、一定のこういう部分の動きの中ですということまでは富士電機に確認すればわかると思います。

○西場委員 今までの議論なり説明の中での経緯の私の一番関心事ではありますけれども、7月に発火した直接の原因是、やっぱりその鈴鹿の倉庫に一時保管されておった1,200トンのうちの300トンがその中に投入されたのが、その原因の元になっとるんではないかという私は疑いを強く持っております。そこで、そういう意味においては鈴鹿に置かれておった、あるいは四日市倉庫に置かれておったRDFの状況とかその問題についてもう少し調査をしてもらって、報告してもらうようにぜひお願いをいたしたいと思います。

○田中委員長 はい。委員の先生方、今の西場委員の御提案、資料要求させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○田中委員長 それでは企業庁長に申し上げます。鈴鹿の倉庫の状況並びに中身、搬入先等お調べいただきまして、当委員会に報告をお願いしたいと思います。

山本委員、お願いします。

○山本委員 桑名広域のごみが、稼働時には少しこう品質的に悪いという話はいろいろお聞きをするんですけど、ほんでもあれは2月の末に悪かったもんですから、成形機を9台替えて、あれは業者持ちで替えさせたわけですね。それはまあ4月になって、それ以後は桑名広域もごみもよくなつたわけですね。そうですね。

それで今、鈴鹿の倉庫にいわゆる1,200トンですか、それでRDFを保管してたと。その大半のごみというのは、ある意味でどこから発生したごみなんですか。

○濱田企業庁長 先ほどそういう御質問、調査をせよという話ですので、どこまでが、富士電機のデータを繰らないとわかりませんので、できるだけ調べて先ほどの委員長の指示に従って報告いたします。

○山本委員 今はわからんですか。

○田中委員長 いや、だから調べてくれる。

○山本委員 いや、だから今はお知りにならんわけです。

○田中委員長 西場先生の質問ではお答えいただけないんで、それで資料要求させていただいたんで。

○山本委員 ああ、そうですか。はい。そういうことで。

あと、確かにそのごみが悪いというのはそれで何ですか、その鈴鹿にあったごみっていうのがやっぱりある面で発熱の原因やったっていうのは、いろいろ一連の話を聞くとやっぱりそうかなっていうこう理解をするわけですけど、7月の10日ぐらいにそのごみをRDFのサイロの中に入れ始めたわけですね。その入れ始めたことによって、中に発熱が発生したところということになってきたわけですけどね、例えばもうそのときには、このごみは大体安全やったという、こういう意識でそのサイロの方に入れかけたわけですか。

○濱田企業庁長 先ほども御答弁させてもらったように、4カ月あまり異常というんですか、そういう状態が確認できないということで、まあ、ある程度少量ずつ入れれば大丈夫だろうという判断だったと思いますが、そういうことで富士電機が焼却用に移したところの話でございます。

○山本委員 はい。じゃあ、もう1点だけ、ほんじゃ。そのぐらいの判断をするんじたら、やっぱり富士電機だけ独自で判断して中へ投入したということはちょっと考えられやんのですけど、事前に企業庁として、じゃあそれを入れますよというような報告を受けましたんか、受けませんでしたんか。

○田中委員長 山本委員に申し上げます。全く重複、先ほどの西場先生のお話にしてるんですよ。

○山本委員 いや、もうちょっと聞こうと思ってですね。

○田中委員長 ああ、なるほど。

○山本委員 はい。

○田中委員長 では、重複部分については簡潔に御質問いただきたいと思うんです。企業庁長、お願ひいたします。

○濱田企業庁長 片っぽの貯槽の状態に左右されるとるんですが、いずれは持っていくたいという話はあって、その状況を見守っとった。そういう意味では聞いているという話になると思います。

○山本委員 ちょっともう一度教えてください。

○濱田企業庁長 いずれはですね、もう何カ月かたつんで、その貯槽の方へ持っていくたいという話は我々の方も聞いておったところでござります。

○山本委員 そうすると例えば7月の10日か15日ごろから入れますよという報告はなかったということですね。事前には。

○濱田企業庁長 入れ出しましたという報告はあったというふうに、私、報告聞きます。ただ、その前に、近いうちに入れたいというような話は、先ほど、あったと。それで入れ出したときの直近は報告としては聞いてなかったようですが、その後入れ出しましたということ

は聞きましたとこういうことでございます。

○山本委員 ほんじゃあ、もう結構ですわ。重複するということでしたら。

○岡部委員 私はその品質そのものが各施設、入ってくるところから若干違うと思うんですよね。それで、その鈴鹿とか四日市のあれも今挙がってますけど、私は運んでくるところの製品は、メーカーはみんな違うと思うんですよ。一緒のところもあるかもわかりませんが。でも、そのRDFの製品をつくるまでの過程で、いわゆる容量とかいろんなものがメーカーによって違ってくると思うんですね。

それからもう1つは、いわゆる消石灰で固めてやる場合、それからそれをなおかつ温風で処理する場合、2通りあると思うんですよね。それを調べないことにはどれかということはわかつてこないと思うんですよね。ですから私は、それ7カ所ですかね、今、搬入は。その7カ所のうちをどういう方法でやってるかを確認しないとだめやと思うんですね。

それで、温風のところの製品は今まで全国で事故がないと思うんですよね。だから消石灰のところが今回も起きたと。だからその辺をきちんと、どこのいわゆる搬入先のやつが消石灰で温風を使とるか、その辺も調査、資料の段階で。鈴鹿と四日市だけやなしに、運んで、持ってくるところの製品の内容を調べていただいた方がえんやないかと思います。

○小林総括マネージャー 先生おっしゃりますように、RDF化のは7団体でございます。それで、このRDFのつくり方で、いわゆる生石灰の部分と消石灰と2通りございますけども、三重県の7団体とも全部消石灰のタイプになっております。それで消石灰ということですので、水分を飛ばしますのは、油等をたきまして、その熱で水分を飛ばしてやっておると。それで、静岡等で事故がございましたのはいわば生石灰を使つた部分で、その生石灰に水を加えましてその温度でもって水分を飛ばすという形ですので、全部同じタイプになつております。

○岡部委員 その温風のですね、まあ、私は専門家でないんでわかりませんけれども、その辺をもう一度メーカーと本当にそれでいいのかどうかという調査を私はした方がいいと思うんですが、企業庁のお考えはどうですか。

○田中委員長 小林総括マネージャー、そのデータはお持ちじゃないですか。7つの搬入先から、プラントのメーカーなりどういうやり方でRDFが成形されているかというデータはお持ちですか。

○小林総括マネージャー メーカー名につきまして申し上げたいと思います。

○田中委員長 いや、そういう資料持つてはる。

○小林総括マネージャー 今持つてますといいますか、ちょっとメモ書きがございませんが。

○田中委員長 いや、持つてはんのやったら後でちゃんとちょうどいいよ。こういう形で成形

されて届いているよという。

○小林総括マネージャー あの、そういうものではございません、すみません、委員長。

○田中委員長 はい。

○小林総括マネージャー 7団体がございまして、7団体につきましてどこのメーカーがつくれたかというのは、今、私、メモ書きで持っております。

○田中委員長 どういう成形のやり方というのは持っていない。

○小林総括マネージャー 成形のやり方につきましては、聞いておりますのは先ほど申し上げましたいわゆる消石灰のタイプでございまして、それで、その油等で水分を飛ばしますと。それで海山町さんにつきましては、できたRDFを燃やして水分を飛ばしますと。ほかのところは油等で水分を飛ばしました、そのように聞いております。

○岡部委員 私はですね、海山町のやり方が正しいんかなと思うんですね。なおかつ後で温風で水分飛ばしますから。それをしないとだめやないかなという気がするんですが、どうですかね。

○田中委員長 小林総括マネージャー、あと、成形のやり方等について一覧表を当委員会にお出しいただきますようにお願ひいたします。

○小林総括マネージャー わかりました。

○田中委員長 それでは時間の都合も。

○三谷委員 もう1点だけ確認させてもううていですか。

○田中委員長 はい。

○三谷委員 簡単に、当初桑名広域のRDFの性状が非常に悪くて、2か月サイロに入れるのがとまりましたね。そのときに直接、先ほどの御説明で、一部を除いて直接焼却炉に入れ燃やしましたと。この直接焼却炉に入れて燃やす場合、富士電機の方から事前にこういうRDF、非常にできが悪いけれども、直接焼却炉に入れて燃やしてもいいだらうかというような相談が企業庁の方にありましたか。それともなかっただですか。

○濱田企業庁長 先ほど言いましたように、これが悪いという話ですね、戻すときは明確にいついかつ確認しましたということがありますので恐らく何らかの話があったと思うんですが、12月の初めのころは、どこのものも相当やっぱり成形を必要とするなというような部分が多くたのは事実でして、それでやっぱり言ってますように、桑名の分がつくってすぐを持ってくるというようなことで、温度自体も通常のとこより20度くらい高いわけですね。そんな状況もあるし、そこらの話がよく、まあそういう状況もあったし、それからRDFの性状自体も少しやっぱり成形機が十分うまく調整できてなかったなということがありましたんで、あのころは結局3者が寄ってこれ見ながら、私も見してもらいましたけど、こん

な状態やでなあというような話がありましたんで、一定の共通の認識はあったと思います。

○三谷委員 そうすると3者というのは、富士電機さんと企業庁と桑名広域とこの3者が寄って、このRDFえらいつくりが悪いけどもどうしようかと。それで、もう直接入れて燃やしてもこれは問題ないやろうという、そういう相談もあわせてそこでされたわけですか。

○小林総括マネージャー すみません、9月19日の特別委員会のときの資料の19ページでございますけども、そのところに15年の1月27日から2月1日にかけて、桑名広域さんで製造されましたRDFにつきまして、その桑名広域さんの場所で、屋内で高さ3メートルにRDFを積み上げまして、1月の27日から2月1日まで温度変化を見ております。それで1月27日にRDF積み上げ開始しました温度が約25°Cでございまして、29日にそれが水蒸気発生等もありまして温度が約88°Cになりました、2月1日には温度が約100°C以上で、もう温度計が100°Cのものでしたので振り切れたという事実がありまして、これにつきましては富士電機と企業庁と桑名広域さんと現場で確認をしたと、そのように聞いております。

○三谷委員 はい、もうこれで終わりますから。私がそういうことを確認したいのは、例えばそういうRDFの専門家じゃない方ばかりが3者集まって、非常に性状の悪い、できが悪いRDFを直接投入するというその最終判断は一体だれがされたのかなっていうのが知りたいわけです。

○濱田企業庁長 先ほど言いましたように、当初のころはそういう状態を手探りでやつたことは事実ですが、ただ、何というんですかね、温度の監視とかそういった部分は十分注意しながらやつたと。

それで先ほど言いましたように、素人といいましてもRDFの研究者とかそういう意味での集団ではございませんが、やっぱり当時からRDFにかかわって、そのように富士電機もやってますし、我々の方もNEDOの実験の結果とかそういうものとの相違とか、そんなものはこう見ながら。

そして、あるいはごみ。やっぱり基本はごみですので、そういう認識で、桑名広域の方なんかも現実に日々ごみを扱ってますので、7組合の方が寄ったときでもやっぱりいろんなお話を出ますし、そういう意味では日常ごみを扱つとる方たちにも寄つてもらって協議を重ねてきたということでございますので、まるっきりわからないものばかりだというような話じゃなくて、日々ごみ扱つておることの本当の現場の方のいろんな意見聞きながら、それであの現場で何とか話したところでございます。

○三谷委員 はい、結構です。

③<一覧表8~10を総括して>

・施設の所有者としての管理

(1) 当局説明【濱田企業庁長】

(2) 質疑応答

○芝委員 今の中ですね、府長。引き渡しの云々の話の中で、富士電機さんは1号の火入れを完了してまだ調整中と、稼働とは言えないっていう認識を示されるとんます。そういう状況の中で、今も企業庁長が受け渡しをされてないような状況と今も状況言わされました。にもかかわらず、12月1日に本稼働、稼働を発表された理由というのをもう一度言ってください。

○濱田企業庁長 この間の富士電機さんが我々としてはという発言がありましたけれども、やはり先ほども言った、前提の話として契約を結び、工期に間に合わさういうことがまず前提になっておりまして、その話が少し遅れてくるという話の中から、しかし、市町村のごみ行政の混乱もあるから、それはできるという話でこの施設が整備されたと。そういうことで、我々としてはそこで火入れがして、RDFが処理されてくという意味でスタートしたという発表をさせてもらったわけでございます。

○芝委員 契約上の話はそうですよ。ところが今も言われたようにまだ引き取れない状態、なおかつ富士電機もまだ試運転中の部分のまだまだあれやし、火入れ式も1号しかしてない状態の中で、あえて企業庁が、それじゃあ現状が確認できて初めて性状の部分で確認、設計と言っています部分で、工期は無理としても、普通なら遅らせてでも本格稼働するのが普通じゃないですか。ある意味では我々から見ると見切り発車にしか見えないんです。見切り発車にしか。条件はそろった上での稼働と思ったんですか。

○濱田企業庁長 RDFの処理をする、そういう意味での稼働の条件はできておると。

○芝委員 はい、わかりました。周りの状況、ダイオキシンとかいろんな部分、それから市町村の関係の部分から稼働をせざるを得なかったという解釈でよろしいですね。大事な部分で条件が整わなくて。

○濱田企業庁長 富士電機からもそのような報告を受けたところでございます。

○芝委員 企業庁が本格稼働したって発表したのはね、条件、受け渡しは済んで、工期の中でしたから、工期が来てるからってな部分。やけれども、富士電機の中の実態は1号機に火入れしたままであるし、まだ本格稼働ではないという認識があると。しかし、周りダイオキシン規制の問題とか市町村からRDFができ上がってくっていう状況で、状況から判断した稼働であったんですねと。要するにすべての状況が、企業庁が思っている部分すべての部分が、試運転も終わり、正常稼働もして、何をかも条件整備がそろった上での本格稼働っていう状況じゃなしに、現状稼働。現状に押されての稼働という認識でよろしいんですねって聞いとんの。企業庁の認識を聞いとんの。

○濱田企業庁長 全部が終わってないという話はそうでございます。

○芝委員 結構です。

○岩名委員 履行期間を2回延ばしているというのは我々にとって異常に思えるんだけど、

今の話の関連だけども、これ、どちらが責任があんのかということは、そのぐらいのことは明確にしたいもんだと思うんですよね。こんだけの委員会やってて。それで、おたくはこれは責任はないと思ふるわけですか。どうですか。

○濱田企業庁長 2回目の部分は明確に灰水洗設備がこの16年の3月までかかるということでございまして、それ以外の施設については16年の3月までということではございませんのですが、この、先ほどもちょっと言いましたけれども、施設整備については、土地造成の遅れということを富士電機側も言ってまして、そのことについては土地造成が遅れたという部分はこれは事実でございますが、その部分でもって完全にそれができなかつたのかどうかということまでは少し検証しがたい部分があります。

○岩名委員 普通の商取引なんかから考えますと、あなたが言っているように、向こうは土地の造成が遅れたからというその突発的な問題が起きたら、そこで契約というものは修正をするなり何かをそこでやらないと、行動を起こすべきだと思うんですよ。ぼくが言いたいのは、あなた方は履行期間をこう何遍も延ばすと。それはもし企業の責任であれば、ここでペナルティーをかけるべきだと思うんですよ。これが常識ですわ。そのペナルティーをかけてないということは、あなたたちが責任を認めているということと解釈してよろしいな。

○濱田企業庁長 履行期間が守られなかつたということについては我々、非常に不本意に思っています。それで、それが全部ペナルティーをかけていいということについては、これ事実それでもってペナルティーをかけてませんので、かけなかつたということについてですね、やっぱり、ということでいろいろ御批判ある部分についてはこれは県が受けなきゃならないと思いますが、私としては、商取引のこれだけの大手の施設について、契約期間が履行できないという話がやっぱり出てくるということ自体については非常に不本意でございました。

○岩名委員 ですから不本意だけども、我々県民サイドに立って考えると、約束を守らないところに対してまともな金の払い方はできないわけだし、やっぱりペナルティーをかけて損害賠償はその時点できちっと請求をする、そういう毅然とした態度がなくて、今までなれ合いですべて企業と企業庁がなれ合いでやってきたために、こういう事態を招いたんではないかと私は思います。まあ、それで結構です。

④<一覧表11・12を総括して>

・12月末の発熱時の対応について

(1) 当局説明【濱田企業庁長】

(2) 質疑応答

○三谷委員 最後、その関係機関との検討会ですね、この間富士電さんは、私どもはオブザーバーなんで、県の方から、企業庁の方から出席要求がなければ出れないんですけど、企業庁の当初の説明では、最初は出たけどその後富士電機さんは来ませんよというこ

となんですが、やはりこれだけの大きな事故っていうか今まで予想していなかったような事態になんてくれば、常識的に考えて、管理責任者が富士電機であるならば、その管理責任者が常にそういう会議にも出席をしてその都度その都度の意見を述べ、またそれぞれの方々の意見も聞き、管理運営上きっちりやっていくっていうそういう対処を取るっていうのが常識だと思うんですが、これはなぜその後出席要求はしなかったんですか。

○濱田企業庁長 当初したときに、相当内容的にも説明していただきました。そして突っ込んだ議論がそれぞれされました。その後は個別個別のRDFの状況、同じ性状改善の話だったんで、特に改めて出席求めてということはなかったんですが、今から考えればしつこいほどいろいろな部分で連絡調整をやった方がよかったですと、それは思います。ただ、そのときはもう同じ性状改善ということで、取り組んできてどこどこの部分がまだちょっとだめだねと、こういうふうな継続的な話でしたんで、特に出席を求めなかつたとこういうふうな話でございます。

○三谷委員 前にもちょっと御質問させていただきましたけど、やっぱりこの12月の23日の事故のときのこの後の対応がやはりきっちとされておれば、今回のような大きな事故につながらなかったんではないかという思いは各委員の先生方もみんなお持ちだと思うんですよ。そのときにこういう、その後の対応が非常に何というか軽い対応でずっとこう進んでいってるとこに、それぞれの管理責任者も含めて責任感の欠如っていいますか、事態をきっちと認識するという判断能力といいますか、そういうものが欠如していたんではないかなとそんな思いがしてます。それはもう今言つたって繰り言になりますんで言いませんけれども、そこら辺のところの認識がやはりちょっと違うんではないかなとそんな思いがします。いいです、終わります。

○西場委員 先ほどの説明の確認をさせてほしいんですが、12月の発熱事故の後、先ほど来の話のようにまた3者で寄って、いったん外に積んだやつで温度計が振り切れたようなRDFもいったんタンクに戻すんですね。あつ、戻さない。ああ、そう。

○濱田企業庁長 基本的に悪いRDFについては散水なんかの処置をして、焼却を処理しております。

○西場委員 別の焼却。

○濱田企業庁長 はい。

○西場委員 それで、その後12月時の発熱時以降、いったん2月にタンクの中は全部空にするんですか。

○濱田企業庁長 一応全部いったん空にいたします。

○西場委員 それはいつの時点で。

○濱田企業庁長 終わったのは2月ですね。

○西場委員 この点検の前か。

○濱田企業庁長 2月の26日です。

○西場委員 2月の26日に全く空になるわけですね。

○濱田企業庁長 はい。

○西場委員 そこでいったん縁は切れるわけやな。一つも残っていない状況からまた始まるわけやね。

○濱田企業庁長 はい。

○西場委員 はい。

⑤<一覧表13を総括して>

・7月27日異常発熱以降、消防への出動依頼について

(1) 当局説明【濱田企業庁長】

(2) 質疑応答

○岩名委員 さっき岡部さんもちょっと話が出たんだけど、消石灰についての問題なんだけども、私は今回のこの爆発は消石灰によるところが非常に原因としては大きいとは個人的に考えております。それで12月の異常発熱から約8ヶ月ほど大爆発までの間あるわけなんですけど、ここに名古屋大学教授のカワモト先生が書かれているものが、これは読売新聞に掲載されていますけども、コメントとしてね。この先生は無機反応化学の先生らしいんですけども、消石灰と二酸化炭素が化合し炭酸カルシウムと水になる化学反応では、相当量の反応熱が出ると。熱が発散せざる構造になつていれば、かなりの高温になりうると、こういうことをおっしゃってんんですよね。

それで、ぼくは再三言ってんだけども、小林総括マネージャーは生石灰だと消石灰だとか、それじゃないからいいようなことを言つたんだけども、ここではっきり消石灰についてのこういう見解が出てる。それでね、そういうことはもういいかげんにやめないと、あなたも言うことをね。学者が言つてんだから。

ですから、それに水をかけると。今放水の問題でいろいろとこれ議論してんだけども、それを水をかけることがベストだとあなたたちはその時点で考えてたわけなんだよね。ところが、この異常発熱したときに、12月になつてこういう専門家の学者に相談しなかつたかと私は思うんだよね。これは悔やまれる。それでこの8ヶ月の間、あなたたちはそういういろんな対応は自分たちでしたであろうけれども、専門的な知識を得ようとしたかしないか、これについて答弁してください。

○濱田企業庁長 12月の23日からの一連の部分について、かき出して散水するという形

で一応全量を取り出してやったということの安堵感で、その次の対応が、その経験というのが少し頭に残り過ぎたんかなという反省はあります。その時点では、我々常に安全処理といふことは随分心がけては話はしたんですが、今おっしゃったような感覚での強い話といふのは、そこまではさせていただかなかったです。

○岩名委員 だから、それはもうあなたたちの怠慢。それは企業庁だけじゃない、その仕事を引き受けている富士電機においても同じことが私は言えると思うわけすけども、もともと言ってるようこの技術はドイツから来たんだあって、ドイツは窒素ガスや炭酸ガスによって火をこの貯蔵槽内ではっと消すという装置が付けられているんですよ。しかし、この提案書を全部見ても、プロポーザルの見ても、どこもそういうことを書いてないんですね。そのこと自体がこれ日本中でそういうことやらなかつたら、これからどんどんこういう事故が発生してくると私は個人的に思いますが、こういうことを我々が言っていても、あなたたちは本当にそうだったのかどうか、ドイツではどうだったのかっていう調査をしたのかどうか。これもう事故発生してから1ヶ月以上たつんやわね。

だから、どうなんですか。そういう本来の、水をかけたとかかけないとかの話ばっかりして、これ問題点をすり替えるわけですよ、あなたたちは。しかし本来やらなくてはならなかつたこと、これはドイツ等々のそういう経験あるところに問い合わせたんですか。

○濱田企業庁長 そういう対応はできておりません。

○岩名委員 ですからそういう、ぼくはこういうものをただ単に押しつけてきたNEDOに大きな責任があると思ってます。このまでいけば、全国に3カ所4カ所あるこの同等の施設は必ず問題をはらみ、必ず事故を起こしていくだろうと私は思いますよ。ですから、もっとその根本的な問題についてこれ今対応して、そういうこと聞いてですね、よく。へりくだって聞かないだめですよ。聞いて、そしてどこが間違ってたかということをやっぱりさかのぼって究明すべきであるということを私は申し上げておきます。終わり。

○松田委員 確認だけさせてください。ずっとこのお話を伺っておって、一番話がこれ食い違っているなどこう思うんですが、この消防の出動依頼についてですけれども。もう一回聞きますが、大量放水をしてくれという、その担当者レベルでもそういう話は富士電からなかつたんでしょうか。

○濱田企業庁長 私の配下というんですかね、企業庁の職員で現地におる者に確認した結果です。

○松田委員 するともう、ここは富士電がうそを言っていることになりますね。

(「それはわからんぞ」の声あり)

○松田委員 まあまあ、企業庁さんの話でいくとそうなるで。

それでもう1つ、今企業庁長が言われました、日常にいわゆる汚水流しを懸念をしてということはもう日々言っているという話。まあ、いつでも言っていると。富士電側にですね。

地元のいわゆる方々に汚水を流してはいけないということで。

○松田委員 まあ、それでいいですわ。ちょっと確認だけ。すみません、まあ、はい。

○田中委員長 その汚水の、いいです。

○松田委員 いいです、すみません。違う場所でしたもんで。

○田中委員長 よろしいですか。

○松田委員 はい。

○田中委員長 西場委員、お願ひいたします。

○西場委員 今の岩名先生のお話ですけども、12月のその事故が起つた後、何もしなかつたのかと。書き出して安心したから何もしなかつたと、あなた答えたんですよ。本当にそれが企業庁の回答であれば、これは大変重要な問題、発言だと思います。

○濱田企業庁長 その前にちょっとあれしましたんで。富士電機からの事故対応の後の措置として、先ほど言いましたように温度監視をするとか、CO₂の検査をするとか、そういうような管理ということは報告受けましたんで、何もしなかつたという意味じゃなくて、そういうようなことまでの認識でいきましたと。ただ、先ほど岩名委員から御指摘いただいたような、もう一つ前へ進んで根本的な問題としてとられた対応というところまではやれてしまふと、こういうような意味合いでございますので、御理解いただきたいと思います。

○西場委員 私は非常にその発言は残念だと思うな。庁長の認識がそうなのか、企業庁全体が事実そうであったのか。今まで安全だ、燃えないと思っておったRDFが突如こういう発熱したという非常に衝撃的な事件が起つた中で、これに対応する危機意識を持ってどうしたか、あるいはどうしようかという議論とか取組が相当私は行われて、なおかつそれを超えて次の7月の事故が起つたというようなことになるのかなという思いをしておったけれども、今の発言で聞く限り、そういうことであれば非常に遺憾に思う。

○濱田企業庁長 細切れで言ってますんであれですけども、申しわけございませんが、そういう認識で我々が一番力を入れた部分はRDFの性状というものを改善しようということで、企業庁の取組の部分はそこへ中心が置かれたということでございます。そしてその後の貯槽の管理であるとか温度の管理であるとかいうことは、富士電機が先ほど言ったように温度計を設置するとかそういうような話になつたと。ただ、御指摘いただいたような、そのもう一つ前に行く根本的な対応というのが、これはどちらもされなかつたなということでございます。

○西場委員 もう最後にしますが、ならばその性状回復についての、まあ、前にも説明なり資料あるんかもしれんけれども、もう一度、どういうようにどう改善されたかということについての明快な説明なり資料をもう一遍説明理解を求めると思いますね。後でも結構です。

○田中委員長 はい。後刻その資料をお出しいただくことをお願いいたします。芝委員、後でよろしい。

○芝委員 ほな、よろしいですわ。

⑥＜一覧表14～18を総括して＞

・事故後の対応について

(1) 当局説明【濱田企業庁長】

(2) 質疑応答

○日沖委員 1つ質問申し上げて、そしてあと1つはお願いも含めたお話をさせてもらいたいと思うんですが、この8月14日の第1回目の爆発から19日のタンクに登って消火作業をしていただいて、死亡事故という大惨事に至るまでの最後のところで、これいま一度、この14日の4名の負傷を出したという事故のときに、ここで事態というものを深刻に受けとめて、このタンクに安易に近寄ってええんやろかというような意識を持ってもらったら、このとき最後に思とってももうとったら、2名の死者を出さんで済んだんじゃないかという、ここのところ最後にもう悔やまれて我々もならないわけなんですけれども、今までにもどこかの場面で同一するお答えをいたいとのかもわかりませんけど、いま一度確認しますけども、企業庁としてその14日に、初めの説明では熱風ということで大変一生懸命力説してみえましたけれども、熱風やろが爆発やろがとにかくRDFが噴き出して、けが人も出るというようなこういう深刻な事態を、報告を聞いて、これはちょっと簡単に近寄ったらあかんのやないかとか、えらい事態やなとか、そういう意識を持って臨まれたのかどうか。どうこれ感じられたのか。

そして、19日にタンクに登って消火に当たっていただいておった消防士さんが亡くなられたわけですけれども、これ登って消火して、上から水かけてええかどうか、企業庁としては関与しておりませんということですけれども、関与しておらんと言うたって、これ14日に既に4名の負傷者を出しておるような大きな事故起こったわけですから、このタンクの上へ登ってええかどうかということは私たちは関係ありません、関与しておりませんて、そんなでとてもそんなコメントで我々は済むとは思わないんですね。それでそのところを、その14日の事故を受けて企業庁としてどうしようと思われたんか、任せてあるで関係ないわと思われたんか、そのところを正直に一遍聞かせていただきたい。そして今に至って、その14日の事故後の19日までの間の反省もあったら聞かせていただきたいというふうに思います。

それとこれはお願いなんですけれども、実は南川さんと川島さんが亡くなられて、企業庁としては誠心誠意、本当に御迷惑かけたということで御遺族の方々に対応していただいとるんだというようなお話を今も言わされましたけども、実は、四十九日も終わられてお客様も少しは落ちついとるだろうということで、夕べも私、南川さんが同じ自治会なんで、改めてのお参りもさせていただいたわけなんですけれども、率直に申し上げて、全く人として

の誠意を感じられないという率直なお話を賜ってまいりました。

それで、こういう大惨事を起こしてしまった中で御迷惑をかけたお宅へ訪問する行為とかそういうことはなかなかやりにくいですし、何と申し上げてええのかわからないかもわかりませんけれども、しかしながら、私がお邪魔しておる南川さんのお宅が言われるには、1つは企業庁さんにおかれで先般もお悔やみ訪ねてきていただいたと。しかしながら、もうお一方のおうちと間違えて来られたというふうに言われておられました。

そんな、県のつくられた施設で自分とこの大黒柱が亡くなられた。県の大惨事に消火活動に当たっておって、自分の夫が、また息子が、また頼りにしとる父親が亡くなられた。そういう家庭へ行かれるのに、片方の方のおうちと間違われるとという。そんな、それぐらいしか私の夫というのは価値がなかったんですかというふうに、大変もう言っておられました。それで私も本当にかわいそうに、なっともかわいそうにですね、思われ、ちょっとすみません。なりませんでしたんですけども、どうか、その司法による責任というものはこれからでしきれども、素直にですね、やっぱり大事な人を亡くされたお宅に対しては、県としての責任というものを素直に感じて訪問をしていただきたい。

これは富士電機さんは今日は見えませんけれども、富士電機さんにおかれても、今日は見えないで申し上げることができませんけれども、富士電機さんも来られたときには、帰っていくときに、もう車へ乗り込んだ途端に何か笑みを浮かべたような表情をしながら帰っていました。全くもう悔しくて、もう言葉もありませんと。もう日々寝ることができませんと。もう帰ってこない者を思ってもしょうないですけれども、しかしながら、うちの主人の価値というのは何だったんでしょうかと。やった使命というものは何だったんでしょうかということで、もう割り切れないという思いでですね、本当にもう、昨日はかわいそうに思いました。

どうか人として接したってください。そんな自分の責任がどこまで及ぶか、自分の言うことがどうなるかとか、もう遺族のとこへ行ったらそういう計算はやめたっていただきたい。企業庁長も行っていただいたらしいんですけども、遺族の方から、あなたは計画の当初からこのRDFの計画に、RDF発電の計画にずっとかかわってきていたいといった方ですねと問い合わせても、すいません、すいませんと言われるだけで、具体的ないろんなその質問の答えを避けておいでやというふうに遺族はおっしゃっておられました。

もういろいろ申し上げたら、これきりがないですけれども、やはり一番の信頼回復の第一は亡くなられたこの御遺族、両家の御遺族のやはり信頼を回復する。そして、けがをされた方々の信頼を回復する。そして、地域の住民の方々の信頼を回復する。これが順番やと思いますんで、どうかですね、ちょっと興奮して、まあ地元の方で興奮して申しわけなかっただけで、そこそこ何とか温かみのある誠意を示したっていただきたい。償いをしたっていただきたい。これも1つお願いをさせていただいて、1つの方はお答えをいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○濱田企業庁長 少し私からもお見舞いを申し上げた時の話をさせていただきたいと思いま

す。

私も南川さんのお宅を訪れたときに、私の方が玄関口ですので、どうしても私の方の頭が南川さんの頭より非常に高い位置になりました。それで随分頭を下げてもその状態は変わりませんでした。そうした中で、先ほどのような間違ったというような話がありまして、私はもう本当に申しわけないと想いまして、思わず土間に土下座しました。そして、人としてという話ありますが、私も人の子でございますので、当然自分で本当に申しわけないというつもりの涙は自然に出来ます。その話がありまして、ただ、1点、あなたは途中からの企業庁長かどうかという話は、確かに私聞かれました。それで、私はそれには私は途中ですということは言いませんでした。きっちと答えたのは、自分で意識して答えたんですが、今、現に私はここの責任者である企業庁長でございますのでということでは答えさせていただきました。そういう意味で、途中からしか知らないとか、そういう物の言い方はしなかったということだけは、させていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、非常に御遺族の気持ちの中で、まだまだ我々受け入れられておるような状態ではないということは、まさしく体で感じておりますし、先般もお訪ねしたときもやはり同じでございました。ですから、やはり人としてというあの部分は、私も今後もそのことは本当に自分の肝に銘じて対応させていだかなきやならないと、このように思っています。

それと8月14日のことも、私知らないよとこういう意味合いで取られるんじやなくて、これは先ほど言いましたように、だれが上部へ登るよう指示したかということについて、私自身明確に把握してませんという意味合いからは、警察の捜査等も入っておることでございますので、自分で確認できないという意味合いからは、直接事実関係は承知しておりませんとこういうことを言わしてもらいましたので、どうぞ御理解いただければと思います。

それから8月14日から何らかの措置をというような部分については、私もそれ明けて土曜日、日曜日と状況は見に行きました。ただ、そういう結果からすれば悔やまれますが、私もその貯槽のすぐ近くへ行って、随分こう眺めたりしてしどたような認識であったことが悔やれます。そういうことでの事実としてはそういう状況の御報告でございます。

○日沖委員 えらい興奮して申しわけなかったんですが、いま一度、その14日の爆発の事故について、本当にこれ重大なことだなというふうに感じられなかったんですか。企業庁として。もう一度。

○濱田企業庁長 私もその日、連絡を受けてすぐ現地へ行きました。それでそのときも自分の口からも確認したんですが、爆発ではないのかとこういうような話をしましたら、いや、爆発ではないというような話は現地の管理者が言いまして、そこに作業に当たっておった方が、爆発音はしなかったとこういうような話をしておりました。そして熱風という言葉を聞きましたんで、聞いたような感じで報道はさせていただいたと。中間報告の話の中でも爆発という表示じゃなくて熱風という話は、どの程度の調査の部分かわかりませんが、表現され

ております。

いずれにしても、そういう認識が問題あったんではないかというような話でございますので、その後、先ほども申しましたように私2度ほど状況を見に行つたときに、受けた事の重大さを認識できずに、先ほどのけが人が出たということで、このときはちょうどお盆でしたんですけど、富士電機の幹部に私自身電話しましたんですけど全然つながらずに、そして何とか連絡を取りまして、15日にこちらへやっと来ていただいたと。その中で今後の安全な活動についても、先般来た矢内専務にも再度十分注意してやる必要はあるんではないかというような話をさせてもらって、現地へも行つきましたけれども、この後の対応として、先ほどいろいろ御指摘いただいたおるようなことまでの話はしなかったということが経過でございます。

○日沖委員 とりあえず、また。

○水谷委員 一、二点、ちょっとだけ聞きたいんですけども、タンク上部に登って消火を指示したのはというところがありますよね。そこで、消火方法については消防署に一任してやってたと。その中で、この前の富士電機さんが見たときに、消火方法の一つとして、タンクの下部に4つの穴をバーナーであけた。これは消防署が指示をして、オーケーをもらったということで穴をあけましたとこういう事実があるんですよね。それで一番最初の委員会で私がその辺を企業庁さんにお聞きしたときに、事実関係としてあったことしか書いてないというふうにおっしゃいましたわね。これは今でもそういうことなんでしょうか。

○濱田企業庁長 私自身がこういうことを確認はしておりません。それで、この時点でだれがどうしたかということは、既にいろんなところで事後調査という角度から尋ねられておりましたんで、私が消防の人にこれはどうだったんかとか、そういうふうなお尋ねはしないということで、私がこの事実関係はこうであるというようなことは把握していないと言えませんと、こういう話をさせてもらったんです。

○水谷委員 現在はもうわかってるわけですよ。

○濱田企業庁長 現在も、私から確認したことはございません。いろいろまだ、こういうことがされたということを、この間の委員会の話であるとか、それから現地確認して、ここにこういうふうな、何というんですかね、ガスでの穴はあけられておるなとか、それはもう確認できますので、それは先般入れるようになりましたんで、私自身も見てきました。

ただ、それをだれがどの時点でということについては、やはりこれは重大なことではないのかなということで、私からというんじやなくて、捜査なりそういった部分の中で聞いてもらう事項かなということでの認識で、自分がだれがだれに命令したかというような問い合わせはしてないと、こういう意味でございます。

○水谷委員 常識的に、やはりその作業をするとき、当然企業庁の方もあそこにあるわけですから。といったことについての事実の報告はなかったんですか、全然。

○濱田企業庁長 この、何でいうんですかね。その全部なかったかというと、詳しい話になりますけれども。

○水谷委員 いや、その部分だけですよ。お聞きしてんのはね。

○濱田企業庁長 この、だれが登れという話は承知しておりません。それから1つありました、いわゆるガスバーナーでどうこうせよという指示の部分についても、企業庁が先にこういうことですよという話での報告を受けてはなかったということでございます。結果としては知っておりますけど。

○水谷委員 やっぱり私ずっとこの委員会出さしてもらってまして、どうもその辺の体質的なものっていうか何かわかりませんけども、やっぱりすべてをさらけ出して、いかに早く解決するかと、原因究明するかということをきちっとしていかないと、ずるずるずるずるいつてなかなかこれ。我々委員会でどうのこうの言うわけじゃないんですけども、いろんな形でいろんなところいろいろな議論をなされているわけですよね。そういったところでこういった問題をすべてやっぱり出して原因究明していかないと、困るのは市町村なんですね。一般の人が困るんですよ。ごみがたまっていく一方で、なかなかいろんなお金がかかると。そういった点にしても、まだどういったことで契約していくかという話を全然できていないわけでしょう。だから、その辺をぜひともいろんなことをやっぱり、もう遅いんですけども、どんどん出してやっぱり解決をしていただきたいと。

そして、先ほど日沖委員さんからもお話がありましたように、遺族の方も。私どもはたまたま川島さんとこと近くですもんで、四十九日の法要後でお参りに行ってきたんですけども、やはり日に日に涙が出るとそういった、御両親が言ってみました。それで、新聞を見てるとなかなか糸口がつかめないかないと。だから非常に残念だということを言ってみえましたので、その辺をなるべくこう出していただいて。

私思うに、やっぱりこれ企業庁ももちろんのことですけども、環境部としてもやっぱりこれ、スクラムを組んでやっぱり解決に向かっていかないと絶対に長引くということ、これはもう歴然としてますわ。環境部長と企業庁は別に仲悪くないでしょ。うまくいってんでしょう。その辺をきちっとやっていただきたい。そうすることによって、先ほど日沖委員さんもおっしゃったように、遺族の方への一つの大きな誠意を示すということになるとぼくは思うんですよね。それ、ぜひお願ひしたいと思います。

○山本委員 ちょっと今の水谷委員に関連して。そうするとまずタンクの上へ登るということについて、事前に企業庁、タンクの上に登るということも、下から穴を開けるということも事前に企業庁は知らなかつたわけですか。企業庁長は、連絡受けてなかつたですか、それ。

○田中委員長 明確に御答弁いただきたいと思います。

○濱田企業庁長 事前に連絡は受けておりません。

○山本委員 ほんじゃあね、小林総括さん。マネージャー。私たちは現地に19日の日に発熱について調査を受けましたと。そのときにあなたの全部の説明の後、企業庁長もみえたかわからんですけど、「この火災については一両日中に鎮火をします」と自信あるように言うてみえた。その根拠はどこから出てきましたん。

○小林総括マネージャー 19日の日に視察をいただきました。そのとき私がその御説明をさせていただきました。その前日の18日ですけれども、上から水をかけるというふうな話を聞いておりました。当日19日もちょうど屋の合いでございましたが、現場を見ておりましたらホースが2本上っておりました。それで、その午前中にちょっと水をかけたんやというのもそのときに聞いておったわけですけども。

それで、私の認識、個人的な認識と確かに申し上げておるんです。個人的な意見と申し上げたんですけども、この12月23日の去年のものにつきましては、水をかけまして消火ができるということを思てました。そういうこともございまして、今回の部分、ずっとこの8月14日の部分からは下の方から水をちょこちょことかけておったというふうなことでございますので、じかになかなか水が当たらない、まあタンク自身を冷やしとるという状況もございまして、私自身の個人的な考え方で、上から水をかけたらもうこれで収まるのかなと、正直私そう思ったんです。

それでその前日の日に1時間ちょっとでしたか、水をかけられたと聞きました、19日の当日も午前中かけておりまして、それで屋からもかけるという話を聞いておりましたので、ああ、それならもう19日、20日、21日ぐらいでもう鎮火するのかなと私正直思いましたので、そのような発言をさせていただきました。

○山本委員 状況についてはそれは説明はいただいてそれで結構なんやけど、あのときの発言から言うたら、もうまさに自信があって、私どもがいろいろ原因を事前に並べさせていただいて、あなたのとこから説明を受けたときに、もう明らかに自信があって、二、三日中に鎮火しますと言うてみえたんやから。

ぼくはそうするとですよ、どっかからそういうような話の中でそういう報告を聞いて、それをもとにしてもぼくは報告をされたような気がするんですけども、事前にそういうような消防関係からとか富士電機からというて、そんな話は聞かなかつたんですか。

○小林総括マネージャー 私、実はその18日の日に上から水をかけますというの、私どもの多度現地のチームの方から電話がありまして、それで知りました。19日につきましても、引き続き水をかけていくと。それで現地に19日に行きましたら、やっぱりホースがこう上に2本乗っておりましたので、ああ、やっとるんだなというそんな感覚で現地で確認をさせていただいたということでございます。

○山本委員 もう最後にしますけどね、「ああ、やっとるな」というような形の中で、みんなに自信を持って二、三日中に鎮火しますと言うことは、県土整備の皆さん方も全員見えましたんやから、「もう消えるな」という実感を受けたいんですからね。ああ、水は上へか

けてやっとなんというような形の中で、あんだけのぼくは発言ができなかつたと思うんで。まあひとつ、あなたがそういうような話をされるんであつたら仕方がないかもわかりませんけど、私たちは事前にあなたたちがいろんな形で状況をお知りになつておつたということは、私はそういう側聞させていただいて、それじゃあもうやめます。

○木田委員 委員さんのいろんな質問を聞いていると、なるほどなということで、様々な問題があるというふうに聞いてるわけすけども、やっぱり事故の最大の原因というのは、未知の技術だったということやと思うんですね。それはもうNEDOにとっても、それから企業庁にとっても、富士電機にとっても、未知の技術やつたと。それと同時に、責任はもちろん企業庁、富士電機さんの大きいと思うんですけども、議会もそれから県民も、RDFがこんなに怖いもんやということを知らなかつたと思うんですよね。RDFを甘く見ていた。それがやっぱり事故につながつたと思うんですね。

まあ、それは今さらもう言っても仕方のないことで、もう済んでしもたと言うたらあれですんで、もう起こつてしまつたわけですから。ただ、その後の処置がまずかつたと思うんですね。それを今の話を聞いても簡単に考えて、先ほどの日沖委員さんの話ではありますんけども、けが人が出てもまだそんなに深刻に考えてなかつたということがこういうことにつながつた。

ああいうガスが噴き出た中で、ガスバーナーで穴をあけるとか天井に上るとかいうようなことをしたわけですから、本当にそういうふうな自覚がなかつたというふうなところがまずかつたなというふうに思つております。それについてはもう本当に反省してもらいたいと思いますし、それと私、この委員会で一番感じるんは、この委員会は責任者を見つけるためにやってるんじゃないと思うんですね。それはもうそれこそ警察に任せだらいいと思うんですね。やっぱり県民の信頼を得るために、それからこれから安全に操業するためにやつると思うんですね。そういう意味で、企業庁と富士電機さんの間の責任の押しつけ合いといふんか、なすりつけ合いといふんですかね、それがものすごく私もうずつと嫌ですね。

そのあたりを、ここで相手がこう言ったとかこちらがこう言ったといふんじゃなくて、やっぱり両者がもっと事故後も話し合ひをせないかんと思うんですね。もう何か敵になつてしまつたような感じですね。そういう意味で、実際そんな話し合ひは行われているんですか。どうですか、その点。

○濱田企業庁長 そういうような必要な話は当然やつております。ただ、主張は主張として、お互いそれもやつています。

○木田委員 ちょっと外れますけども、ここに遺族の方にあいさつに行くように要請して書いてありますよね。富士電機さんに。富士電機さんは行かれましたか。

○濱田企業庁長 私が、この話は川島さんのお宅を訪問したときに話がありました。そして川島さんの方からは、富士電機は、あの、富士電機の方でも社長さんという話がありましたんで、そういうような意味合いで、社長さんが来られないという話があつて、それで私にそ

ういう趣旨のことを伝えていただきたいなというような心情が伝わつてまいりました。それで私、富士電機の方に「川島さんのお宅へ伺いましたら、こういう御心情がありましたよ」というようなことを伝えさせていただきまして、私が行けとかそういう命令口調では言つてませんが、そういうようなことがありましたよということは何度も状況を話してですね。まあ、十分そういう意味は伝わつておると思いますが、社長が行かれたという情報は私の方へはまだ届いてはおりません。

○木田委員 今のお話で、実際に要請しても行かれたかどうかがちょっとわからないような状況だと思うんですけども、これが示すように、やっぱり両者がお互いに責任を感じ合つて話し合ひをしてかないかんと思うんです。自分の責任はここまでだ、後はお宅ですよと。その線引きをちょっとでもこちらへ持つてこようというようなそういう態度では、やっぱり両者の話し合ひもできんし、県民の信頼も得られないと思うんですね。そういう意味でもう強く、責任のなすりつけ合いみたいなのはやめて、そして県民の信頼を得るようなそういうふうな態度で進めていただきたいということを強く要望したいと思います。

以上です。

○西塙委員 先般、富士電機の方にお越し下さいいろいろなお話を聞かせていただいたんですが、発熱したというか発火したものを消火する最善の方法は、サイロから取り出して水かける以外ないと、こういうふうに実はおっしゃられたと思うんです。それで12月の経験の上に立つて、窒素ガスであるとかあるいはCO₂とかドライアイスと、いろいろ実験やつてみたと。だが効果がありませんでしたと。

もう1つは、スプリンクラーの設置がなされていなかつたということで話がありましたときに、内部における散水は意味がないので取りやめたと。上部から散水するのはむだであると。下から細かく水を注水するのが一番いいというふうに考えておりますというふうに言い切つてみえる。

それで実際には今回の場合、下部から取り出そうとしたけれども炭化していく取り出せなかつたともおっしゃつてはみえるんですけども、このことについて、12月の段階か1月の段階かわかりませんけれども、スプリンクラー付けるか付けやんかの議論のときに、上部から散水することについてはむだであるとお話というのはお聞きされておつたんでしょうか。

○濱田企業庁長 承知しておりません。そういう話があつたということを、私ちょっと報告を受けてないんですが。

○西塙委員 先だっての話し合いやなしに、その実験された結果っていうか、富士電機が12月の発熱の結果、自分とが考えられたことを今申し上げたんですけれども。すると、そういう考え方というのを全く企業庁は聞いてなかつたっていう判断でいいんでしょうか。

○濱田企業庁長 先ほど言ったガスの話とか、そういう意味でしょうか。

○西塚委員 いえ、窒素やらCO₂やらドライアイス、実験したと。それで、それは効果がないというふうに富士電機が判断されたと、その当時。それからもう1つは、スプリングラーの関係で、内部へ散水することはむだであると。そんなん消えないよというふうにおっしゃられたんです。

そのことは12月の段階でわかつっていたのに、なぜ上部からホースで水かけとることについて、むだなことやっとるという認識に立たなかつたのかどうか。それが事故原因かどうかは別にしてですよ。別にして、先ほど小林総括が18日から水かけたんで鎮火すると思ったというふうにおっしゃってみえたけど、富士電機は全くむだやと考えとつたわけでしょう、それ。その辺ちょっと認識がどないなつったんかなと思って。

○小林総括マネージャー 私の推測の域かもわかりませんけれども、この19日の爆発事故がありまして、それで消防さんの方で上からたくさん放水をしていただきました。それで、RDFの塊とかそういうことがあつたかわかりませんけれども、その時点では放水をいたしましても中、水道ができましてなかなか全部に行き渡らなかつたという状況もありまして、それで上からの放水がうまくいかなかつたというふうな結果を受けまして、上からの放水というのは意味がないのかな、水道ができるてというような発言もあつたようござりますんで、そういうふうな話もあつたのかなと思っておりまして。

私個人的な意見でございますけれども、やはり上から水をかけて均一に水が渡りますればやっぱり消火はするのかなと、私、今でもそのように思っております。

○西塚委員 もう一度だけ確認させてもらいたいのですが、そうすると12月の発熱事故を受けて富士電機が考えられた内部への散水などについてむだであるという判断を、当時富士電機がされたわけすけども、そういう認識っていうのは企業庁に全く伝わつていなかつたということでおろしいですか。

○濱田企業庁長 随分後になって聞いたようございます。そんなことのトライをしたという話については、2月になってからという話のようございます。

○西塚委員 そうすると、富士電機からそういう認識にあるということを2月の段階か3月の段階か、今回のこの8月の事故が起きる以前に聞いていたということでしょうか。

○濱田企業庁長 担当の方へはそのように報告があつたということでございます。

○西塚委員 わかりました。

⑦<一覧表19を総括して>

(1) 当局説明【濱田企業庁長】

(2) 質疑応答

○三谷委員 今、企業庁長、貯蔵槽の構造ならば富士電の責任ですと、これはその通りやと

思うんですね。構造に起因するならば、その設計、建設、管理をしている富士電の責任やと思いますが、富士電が言うように、RDFの性状に原因があるということになれば、どちらの責任になるわけですか。

○濱田企業庁長 RDFの性状についても、一定の投入する形いうのは、先ほど言いましたように12月当初の話でなくて、一定性状改善されたという認識の部分での投入でございましたし、それから先ほど来、倉庫に置いてあった部分についても主体的に富士電機が管理し、ここでもう入れても大丈夫だろうというような話が事実としてあるということから、それはそれなりのそれぞれの判断がなされるのかなと、こう思いますので。まあ、だから私が何割何割というような話はちょっとしにくいんですが、そういうことなんではないかなと。市町村のRDFが悪いからというだけで、それは確かに12月時点の話は随分あろうと思いますが、それとこの8月時点の話はやっぱり状況も随分違うし、主体へのかかり方も変わってきておるということから判断すべきではないのかなと、こう思っています。

○芝委員 企業庁の話を聞くと、企業庁長には責任分担なり過失がほとんどなくって、ある意味では富士電機だけという。私、富士電機擁護する気は一つもないんですけども。その分私はいさか、大いに判断が間違っているとこう思うんですね。

先ほどからも指摘するように、発注者側として適切な条件が提示できなかったプロポーザル方式の問題がある。それから性状に要望をしたと。各製造者にRDFの性状についての指導もしたと。しただけの形で結果は出てないと私は思つてんですよ。よかつたら発火や発熱まで至つてないわけでありますからね。だから、やっぱりしたっていうことと結果は私は別だと思っています。その部分から含めて、やっぱり企業庁に大いに責任があるだろうと。当然そのものを受けたり施設の管理をしている富士電機にも責任があるだろうと。

というような部分から、今企業庁長は「原因の確定、すなわち今検査をしている部分があつて、そこが確定しないと、責任分担の部分についてはまるきりわからない」というような考え方をされましたけども、検査の部分というのは、爆発事故なり致傷とそれから致死に至つた部分の検査であつて、今回のプロポーザルを提案からずっとした一連の行政上の部分での検査はないわけですよ。そことまた違うと思うんです。だから、設置者責任、監督指導責任、それからそれを受けた部分の責任。また、製造者の側にもある程度の責任はあるかわからん。その全体の行政側からの責任はどう思つて、企業庁としては思つてるのか。具体的に、総論的に。具体的にではない、総論的にます。お考えをお述べください。

○濱田企業庁長 企業庁が設置しておる施設の中の事故でございますので、そういう意味では非常に厳しく我々受けとめております。ただ個別個別の、責任がないなんていう話は言ってないんですね。それぞれの御指摘いただきたいとなることについては、自分の口からああこうと言うんじゃないなくて、やっぱり一つ一つの起こってきた事象についていろんな厳しい御指摘がありますので、そういうことについては一つ一つを私、厳しく受けとめております。

○芝委員 一つ一つのいろんな部分の議論は当然あります。しかし今、木田委員も言われた

よう、県民が関係者から見れば、設置者である、また発注者である企業庁の部分っていうのは、一つ一つの反省するところ、例えば言葉はいろいろありましたけども、富士電機さんが原因がわからない段階では、同等の責任がいろんな形で提案者、受ける側、それからあとも含めてあると、こういう認識を私どもは理解させていただきました。

今大事なのは、企業庁として県として、個々の問題もあったとして、また原因究明にもあるとしても、やっぱり富士電機ぐらいの同等の責任はやっぱりあると認めた上で話をしているかないと、その責任問題はそしたら裁判でもして2年でも3年先でも延ばす気があるんですか。そのぐらいの思い切った発言はできませんか、もうそろそろ。

○濱田企業庁長 私、一つ一つを丁寧に話をさせてもらつておるつもりでございます。

○芝委員 丁寧とちやう。

○濱田企業庁長 ただ、自身のことに関しては、先般本会議で。

○芝委員 自身のこと聞いとらへんやろ。

○濱田企業庁長 話をさせてもらつておるんで。私、なるべく事実に近い形で一つ一つお答えさせてもうとするというようなことでございますので、そこはぜひ御理解いただきたいと思います。

○芝委員 事実は個々それぞれでいいと思うんです。スタンスといいましょうか、立場的な問題を考え、私は総論としてどれだけの、まるっきり責任はありませんよというある意味では聞こえてくる部分があるんですよ。そうやなしに、やっぱり全体として設置者責任、管理責任、指導責任という部分もある。当然ながら企業庁もある。ひょっとしたらその一部は製造者にもあったかもわからない。それはもう感覚の中で、企業庁としてやっぱりその責任を認めた上から、今、木田委員が言われたように次の話に進むべきだと思うんです。検査のことは置いとけばいいんです。勝手に進みますから、これは。警察の方で。

そうするとそこがない限り、今回の本会議でも知事が再開に向けて、前提がようけありますけども、条件出された部分がありますけども、こんな条件詰まるわけがないじゃないですか。どうして詰めるんですか。依頼者の企業庁と相反目している富士電機と製造者と、お互いがそれぞれ主張している中で、どうしてこの安全基準なんか確立できるの。もうそろそろ庁長、ある程度は思い切って発言があつても、責任問題があつても言及があつてもいいんじゃないですか、総論的に。それから始まると思うんですよ。

○濱田企業庁長 一つ一つ私、こう、自分なりには誠意を持って答えておるつもりでございますので、その積み上げの中でおのずと結果は出ると思います。

○芝委員 そしたら企業庁長。一つ一つはって言われるけど、まあ、その総論的な分はもうやめた。そしたらこれから3者のですね、3者というか、その3条件に合わせた部分の調整。いろんな試行錯誤がいると思うんです。当然第三者の部分もいるでしょう。学識者のいろんな意見も入れまして、いろんな立場の。けれども主体は企業庁とやっぱり今のところは

富士電機やし、7つの施設だと思うんですよ。その今のような状況の中で、お互い相反目しとる中で、話が穏便にできるんですか。前向きいろいろ話し合いができるんですか。仮に再開、いろんな条件がそろって再開できるとして、そういう形の中でできるとお考えですか。

○濱田企業庁長 お互い話し合わなければならぬことはたくさんあります。ただ、幾つか御指摘いただきたいとする部分で、今までどおりでいいのかという部分もあります。そういう意味では、お互い十分話し合いをすることと、この事実関係を曲げてどうのこうのという話じゃなくて、やはりそこは大人の話し合いをきちっとしていくことの姿勢は貫きたいと、こう思っています。

○芝委員 もう1点。私も前に聞きましたけども、木田委員の質問の中で、話し合いを富士電機としてますかって言ったら、してるって話をしましたね。前のときは、今までの事象の個々それぞれにはすることありますけど、総論的に今回の問題について責任よう持たんっていうか、管理問題についての総論は前の委員会ではしてないと言つてました。それから以降したんですね、そしたら富士電機と。交渉してゐるんですね。総論的な話ですよ。

○濱田企業庁長 先ほども申しましたように、これ日々の管理の話もありますので、現地の対策。

○芝委員 管理の話は聞いてないんですよ。

○濱田企業庁長 いや、それはその話も含めてですね、私は。

○芝委員 含めてやつとるわけね。管理の話も含めてやつとるわけね。

○濱田企業庁長 そういう決め込む話じゃなくて、我々話せんなんことはその時点時点の話で話してますということで、今、責任問題云々の話はこういう場の話でございますから、お前とこの責任はこんだけだねというそういう話し合いはなされておりません。

○芝委員 いや、その最終的な話やなしに、今維持管理の問題じゃなしに、今回の事故に対する前提、性状の問題であつたり、管理の問題であつたり、ここにすなわち挙げられている相違点の部分も含めながら、両者で話はしてんのと聞いてるわけよ。

○濱田企業庁長 つい最近の話としては話は止まつておりますけど、例えば調整池の話一つにしても現実にやつていかんなん話がありますので、そういう部分はこれはどうしようこうしようと。それと当然経費の負担の話とか、そういう話はします。あるいは、ある所の物的な損害が出たと。こういうものは放つておいたらいかんねとか、そんな話は。ただ、一定の窓口を、富士電機の方からはここの窓口に絞ってくれとかいろいろなことは言われてますので、自由に話し合いをするような形にはなりにくうございますが、どっちかというと現地中心のことは話し合いはしとると。

ただ、富士電機がこう言いましたがということですが、やはり向こうも「そういう部分の話し合いは窓口を絞つて」とか、いろんな話は来ます。そういう意味で、我々まだ本格的

に事実関係をずっと整理した上で話すことも必要でございますので、そこを並べての本格的な話という部分は、そこはされてないという方が正しいかもわかりません。

○芝委員　はい。とりあえず終わりにします。

○松田委員　ずっと初めから、当初プロポーザルから来て何でこの事故が起きたのかということなんすけども、「たら」とか「もし」とか入れたらですね、どれだけでもこの事故が起きなかしたことというのは可能だったとう思うんですよね。犠牲者も亡くならなくともよかったと、こう思うんです。

例えば企業庁長、初めプロポーザルのときから言われましたけれども、例えば管理は富士電に任しているからとか、そういうやりとりずっとあったわけですけども、例えば汚水流しなんかしては困るというような大網をかぶせられて管理だけ富士電に任すと言われても、いろんなことが大枠でかぶせられるとわけですから。やっぱり事業主は企業庁ですから、いろんな部分で富士電が相談に来たり、どうしたらいいでしょうかという、恐らくその対応の是非というんでしょうか、それはぼく企業庁にあってしかりだったとう思うんです。

何で事故が起きたんかということなんですけども、1つ企業庁にお聞きしたいんですけども、こういういろいろなかかる事故のことに、何かあったときに自分たちの責任にならざらんのとちやうやろかと、それが先に考えることに優先されて、こう、対応がすべて遅くなつたのとちやうか。

例えば今、岩名先生も言われましたけれども、専門家に聞きに行くとか、そのトータル的などういうふうな方向づけていくかというのは企業庁がぼくはやってもよかったです。3者集めてですね、消防も集めて、どんどん前向きにやってって、この部分は任してるからどうなんだという意見も聞いたらよかったです。

ただ、事故のそういう管理の中まで入ってしまった、言つたら自分たちの責任にはね返ってくるのと違うやろかという、ぼくは懸念があったと違うんかとう思つるんですが、企業庁長、一遍お聞きしたいんですけども、それはなかつですか。

○濱田企業庁長　責任回避のためにそういう処置を取ったことは、私自身はございません。ただ、結果幾つか御指摘いただきとるような結果でございますので、その一つ一つについては十分反省すべきは反省しなければならないと、こういうことは前から申し上げとることでございます。

○松田委員　考え方ですから企業庁長がそのように言わされたらそうなんかもわかりませんが、私はここボタンのかけ違いというのは基本的に、何かあったときに自分たちの責任にかかるないようにと、まあ富士電は富士電にしてもそうでしょうし、企業庁は企業庁でそうだったと思いますし、そこに「本当に事故があったらどうしよう」とか「地域の住民の方に迷惑をかけたらどうしよう」という気持ちがもう一つ越えておれば、ぼくはそういうことはなかつたとう思うんですね。

ですから、企業庁長は言われたけれども、やっぱり庁益あって県益なしといいますか、そういうことがぼくはもう憂慮をしどったんと違うかなと、これが事故の原因ではないかなとぼくは思います。もしこれ御助言あつたらもう一度お聞きをしたいと思います。

○濱田企業庁長　庁益というような観点で取られるのは非常に残念なことです、責任回避のためにそういう対応でなかったということだけは申し上げておきます。ただ、結果として至らない結果になっておるということは、縷々御指摘として十分受けとめなければならないと思います。

○松田委員　何にしても三重県においての大惨事だったと思いますので、組織の改めとかいろんなことも含めて、もう一回全面的に企業庁の考え方を改めていただきたいなとう思つております。要望させていただきます。

以上です。

○田中委員長　7項目に分けまして審査をしていただきました。最後に、総合的に御質疑ありましたら、御質疑お願いしたいんですが。

○永田委員　もう総合的でよろしいな。今、どんどん毎日毎日出るわけですから、今のごみの処理状況、うまくいってんですか。

○田中委員長　それは後の。

○永田委員　いいんでしょ。

○田中委員長　2つ目で。

○永田委員　ああ、いいの。

○田中委員長　事故原因について。

○永田委員　じゃあ、もうそういうことで。

○田中委員長　はい。岩名委員、よろしいですか。

○岩名委員　はい、もう1つ。これね、お宅の現地調査のこれ何、もらってきたもので、9月5日にもらった説明資料の中に、やっぱり警察なんかでもぼくがさっき言つるよう、窒素ガスでの消火はできないかということを提案をしてんだよ、これ。提案してんだけど、消防庁の東京からきたおじさんが量の獲得が困難だと言つたり、上部がない、いわゆるあれが飛んでしもとるから効果がないとかね。あつたとしても膨大な量が必要だと、まあいろいろ言つているわけだけども、私はもうこれ事故直後の話だけど、前にも言ったけど、なぜ四日市の消防隊を呼ばない。

なぜ化学消防隊をあれだけ、出初め式見てごらん、すごいぞ、あの、ずっと消防隊。はしご車持つてるし。あんなものが地元にあるのにそれに気がつかんとね。今、松田委員が言わ

れたように、あんたたちは庶益ばかり考えとらへんのかと言われるのはそこよ。ぼくは副知事にそのことをすぐさま言った。そしたらやね、「消防庁呼んでおりますので、消防庁の見解を聞いて」とかそんなこと言うて、来たのは名古屋市消防署が来ただけやないか。同じやないか。そんなものは桑名の消防署でも同じことやってるんだからね。なぜそういうもつと多岐にわたって様々な、先ほど来言っているように研究、反省に基づいていろいろ識者の意見を聞いたりですね、要請するまでもなく相談にも行ったんか、それ。ちょっと一遍聞かせて。四日市の化学消防隊に対して、相談したんですか。

○濱田企業庁長 企業庁として相談は行きませんでした。

○岩名委員 それは富士電とか、その一帯のところはだれも行ってないんやな。災害対策本部も。

○濱田企業庁長 はい。本部も行っておりません。消防庁を呼んで、広域の応援を求めたりしたのは、そういう対応はさせていただいております。この事故が起こる前に応援を求めたという話はございません。

○岩名委員 この事故の前にそれは応援を求めたのは結構な話だけど、なぜ来なかつたの。

○濱田企業庁長 事故の前に。

○岩名委員 前。

○濱田企業庁長 前には応援を求めたことはありませんし。

○岩名委員 ありません。

○濱田企業庁長 はい、ありませんしですね。

○岩名委員 「ありませんし」か。

○濱田企業庁長 それで、事故後は消防庁の方へうちの防災担当の方からいろいろ連絡取つていただいて、それで来ていただいて、広域消防の支援をいただくとかというようなことでの対応はしていただきました。

○岩名委員 あのね、今回の事故はくどいようだけど、化学反応や発酵のメカニズム、こういうものに無知であったということを認めてほしいんですよ、ぼくは。もうこれは県民に対して、そこまで我々はわからなかったんだということを認めて、そして不勉強であったと。またその後の対策も手抜かりあったということをぼくは認めるべきだと思うんです。そうしないと、先ほど来お話しるように、これを知事がなんぼ三原則出そうが何しようが、前向いて進むことはないと私思うんですよ。こんな不明瞭な答弁ばっかりしとつてやで、それで県民に我々が聞かれて説明責任は果たせません。

もうあなたたちはもっと謙虚になって、やっぱりそしてこれをやるにはあのとき、まあ過去の話ではあっても、ああすればよかったというような、もっと化学者の意見も聞いてこな

いとですね。先ほども説明したように、この名古屋大学のカワモト先生はさつき言ってるよう、可燃性ガスの発生を促進させて爆発事故を起こすって、きちっと言うるんやで。言うとんのやからな、だからそういうことをやっぱりわかる人にもっと聞いて、びしっと総括をしてくれることを私は求めたいと思います。

○貝増委員 簡単に3点ぐらいお伺いしますけども、今企業庁はもうすべての面において、報告を受けてない、聞いてない、いろんな言葉で表現されました。その中で、14日の事故のときは早朝行かれた、企業庁として。それでも、すぐ昼前には本府に帰られて、翌日も富士電機と対応されてると。でも実際、現地では右往左往してると。担当責任者もいない状態の中で、上からの指示もないと。それはなぜ企業庁長は、あの時点でも自分とこの技術者専門職を、権限ある人を配置できなかったかと。

それが1点と、じゃあ、そうすると今置かれている現地の、あれ太田君でしたかね、主幹主事。現地事務所。彼は本当に、その消火のときでもすべてに横で何も言えない状態でおつたと。確認取られてもどうしてもいいかわからない。私にはわかりませんと。そういう返事ばっかり現地で出されてましたけども、これは現地事務所というのは権限なしで、単なる富士電機にすべてを企業庁としてこの施設を委託してきたもんで、管理者としておったんですか。その2点、まずお伺い、教えてください。

○濱田企業庁長 出発当初は太田主幹を配置する以前は1名と、嘱託は1名の話で、そういう意味からは運営管理は全面的に委託するという前提データだ、現地に連絡的な体制がないというような意味合いからの話でございました。

ただ、12月の事故等を受けてこの体制ではどうかなということで、以前RDFを担当しておった職員を急速1名張りつけたとこういうような話でございまして、連絡体制としては以前よりは強化したという話でございますが、契約の基本としてはそういう姿になっておつたということでございます。

それから知らない何なりという話ばっかという話になりますが、私そういう契約状況の話を、事実こうなってますということをきちっと話しさせてもらうと、前半も言いましたように、そういうプロポーザルの方式で本当によかったですのかとかいう部分は幾つかは御指摘いただいとことがありますんで、今後の話としては私、検討しなければならないことは幾つもあるというふうには理解しています。

○貝増委員 企業庁長、言いづらいんやけどそういう面じゃなくて、例えば府内でも女の子一つの人事でも掌握してるという企業庁長さんが、これだけの事故が初めて起こった8月14日から19日までの間でもですね、なぜ盤石な体制を企業庁として陣頭指揮取れなかつたかと。その辺を教えてほしいんです。

○濱田企業庁長 15日、14日の日に、さらに1人15日の日に「もうともかくあなたはRDFを先担当しとったから、必ず現地に行くように」いう指示もし、そして15日のあれは夜からでしたかね、全管理職を今後の対応がいろんな格好で出ることになるとした場合、

現地を知っておかなければいかんということで、交代で現地をあれば15日か。14日やつたね。からの体制で、さすのような指示はしました。それで14日の日は先ほど言いましたようにお盆で、富士電機の連絡体制がうまくいかずに、そして何としてもやっぱり幹部を出させなさいという話をしたら15日に来ていただきまして、それで15日にいろいろこちらで幾つか事故対応の話をさせてもうたと。

○貝増委員 はい、わかりました。それともう1点だけ。今の話のまた延長線に入るかわかれませんけども、2月26日に槽が空っぽになったという、途中で今日も報告がありました、企業庁長からの。タンクが。でも、これから半年間の間にあれだけの量が入ってたと。プロポーザルの条件では、1日100トン、20日分の場所を用意しなさいと、タンクつくりなさいと。プロポーザル指示、条件に入ってるんですよね、あの1冊の中に。県からの条件が。でも先ほど来、企業庁長は1日200トンは入れますよと、そういう話を今の富士電機と企業庁とのこの見解の違いの中で説明されてたと。じゃあ、そうなってくると200トンの問題とプロポーザルの意味と違う限界で、企業庁としては発電量を上げるためにどんどんどんどん県内のできたやつを全部もってこいという指示を企業庁として出しておったのかどうかということを確認したいんです。

○濱田企業庁長 そういう指示はしておりません。200トンというのは、200トン規模で出てくる場合があるんです。そういう意味で最大200トンぐらいはある程度できますという話を、私、市町村から来るRDFでね、その話をさせていただきました。そのことで富士電機とどうこうしたことは、私には1つも報告来てませんが。

○田中委員長 じゃあ、今日はちょっとこのぐらいで。

それでは、次に今後の対応方針について審査いたします。

2 今後の対応方針について

(1) 当局説明【濱田企業庁長】

(2) 質疑応答

○田中委員長 環境部さん、補足はございませんか。

○長谷川環境部長 特にないです。

○田中委員長 それでは御質疑をお願いしたいと思いますが、7分ぐらい休憩しましょうか。4時再開とさせてもらいます。

(休憩)

○松田委員 条件が整ったらもう1回稼働するってことなんですけども、もう1回確認なんですけれども、その発電の部分も含めということですね。

○濱田企業庁長 事故調査委員会の報告では、今度の事故とは直接の関係はないけども、こ

の際に一連の装置を確認した方がいいんじゃないかなと、こういうような話でございますので、できるだけそういうようにやりたいという趣旨でございます。

○松田委員 すると、発電の方は事故があっても全体の稼働には関係ないということで取らせていただいたらいいんでしょうか。

○濱田企業庁長 中間報告の中では貯槽の事故ということで、それ以外の施設は無関係であるということの認識は持つてもうおるけれども、この際に施設全体として点検されてはどうかという話がありますので、そのようにしたいと。特にボイラー等については先ほどからいろんな議論がありますので、そういう部分でやっぱり点検をしておいた方がいいと。でないと、また動き出して、そういう部分の故障が大きくなったりしますと、当然また同じような問題を起こしますので、そういうことで施設を点検、この際にしていきたいと、こういうことでございます。

○松田委員 ちょっと聞いたところによると、発電の方もかなり事故というかトラブルがたくさんあると。今もまだ改善をされてないということを聞いてるんですけども、一応その切り離してということですか。それと事故はやっぱり、トラブルはたくさんあるんですか。2点。

○濱田企業庁長 このことについては、既に御報告させてもらいましたように、1月早々は随分いろんな事故があったということで、その改善を加えてきていただきました。そして、一定の運転管理はずっとされておりますけれども、長期に安定してやったという話が、先ほども説明させてもらいましたように、冬場の事故があったと。それで我々としては心配もあり、夏場の運転状況というものをやっぱり確認したいということで、そこらが安定運転ができるまでということまだ受け取ってないということも含めて考えれば、この際にそういういわゆる焼却発電施設全体について、主要な部分についてはやはり点検しておいた方がいいんじゃないかなというような意味合いで。でないと、そういう説明もできないとなかなか御理解も得られないんじゃないかなと、こんな意味でございます。

○松田委員 要するに、胃がんになってちょうどそのときにみんな一応全部成人病のチェックをするというようなことですかな、要は。だから、要するにそのがんの部分さえなくなったら、まあ稼働するっていうか、退院するというか。もう1回聞きますけど、その発電のところは関係ないということですね。それでいいんですね。

○濱田企業庁長 逆でございまして、そっち側の部分を一連の装置として確認すると、こういう意味でございます。

○松田委員 わかりました。

○田中委員長 この際、全部確認するっていうことですよね。はい。松田委員。

○松田委員 何かそやけど、私何遍も言うようやけども、かなりトラブルがあって、その関係者の筋から聞くともう致命的やという、何ていうか、致命的っていう言葉やったかどうか

わかりませんけれども、かなり時間が改善するのにかかるということ聞いてるんですけど、企業庁長、聞いてはる。

○濱田企業庁長 富士電機の方からは早く引き取ってくださいという話がありますんですね。しかし、我々そういうことで、やっぱり安定運転ということを確認せんならんというような話で、この際にということで今言うとるような話をやりたいというようなことでございます。

ただ、そのものすごい事故が、あれがあつてというそういう話としては、具体的に富士電機の方から話はございませんが。

○松田委員 トータルできちつと稼働してから、安全性を確認してからですね、まあ、その発電所も含めてということですから、完全な形で稼働というか、引き受けるというか、受け入れるというか。そういう形を要望だけさせてもうとります。

○田中委員長 永田委員。

○永田委員 先ほどの、まあ申し上げたんですが、何しろこれ出るわけですし、いろんなこと聞きますけれども、日常どれぐらい出て、どう処理してるんですか、今。ちょっと実情教えていただきたい。

○長谷川環境部長 ごみは当初から御説明してございますように、対策本部をつくりまして、RDFでの処理と生ごみでの処理ということで、受け入れ状況の方が、RDFは少し足らないんですけども、生ごみ状況の方は少し余裕を持った状況で日々市町村の、もある程度今の段階では、当初は日々どこで何トンというのがなかなか決めにくかったんですが、隣接の市町村なり県外の愛知県なりで一定の量的な受け入れ態勢ができまして、なおかつその分別の方も一部受け入れていただけるような形でしていただいておりますので、日常的には決まったところへ安定的に処理されてると。

ただ、今後これからいろいろな要素があるんですが、年末を迎えてごみの量が増えるということも心配がありますので、その辺は日々どんどん隣接県なり現在受け入れていただいている市町村なりに、容量を増やしていただける分は増やしていただくようにお願いもしております。ごみの日々の処理は現在ではうまくいっております。

○永田委員 そしてその費用なんですがね、費用。これはどういう見解になってんですか。

○濱田企業庁長 先般、知事から答弁させていただきましたごみ処理の受け入れ先でかかる費用については、非常に多大なものになつるということで、市町村の財政的な負担があるということは知事としても十分認識しとると。我々もそういう状況にあるということは十分知っております。

そこで、その費用を最終的にどこが負担するかということについては、知事の方からも事故原因が究明され、責任分担が確定した時点で決定されるべきであると考えていますが、議会や市町村の皆さんのお理解を得られるよう、今後責任を持って調整するというような話が

ありましたんで、企業庁としてもそういう場へきつと積極的に参加した話の中で今後の対応を考えていきたいと、このようには思います。

○永田委員 まあ、もう時間もありませんから。こういう話、聞くんですが、トン当たり今、平均どれくらいになってるんですか。トン当たり。

○濱田企業庁長 金額、申しわけないんですけど我々、それぞれの市町村からは必ずしも一定の単価というような話ではなくてということで聞いておりますのデータだ、数万円規模のところもあるというようなことでは聞いております。

○田中委員長 環境部長、補足よろしいでしょうか。

○永田委員 ちょっと具体的にいくらか言ってくれる。

○長谷川環境部長 具体的にというのはちょっと非常に難しくございます。生ごみもRDFもトン当たり2万から3万という幅で動いております。それで量的な面で申し上げますと、8月19日から9月末までの実績といたしましては、生ごみで6,219トン、それから、RDFで1,371トンが県内外の市町村等や民間施設へそれぞれ動いております。いわゆるRDFの26市町村から外へ動いているというのは、今の生ごみとRDFはそのような量でございます。だから、その1トン当たり生ごみがいくらで、要するにRDFがいくらということについては、高いところでは2万から3万の幅で動いております。

○永田委員 大体そうすると2万から3万ですね。

○長谷川環境部長 確定はできません。受け入れ側の現在受け入れていただいている現時点では、そのような額で取りあえずお受けいただいているということでございます。

○永田委員 それでちょっとある議員から言われておるんですが、足元を見て今、5万というような話も出てるんですって。足元見て。それ事実なんですか。

○長谷川環境部長 ちょっとそれは聞いておりません。

○永田委員 とにかく非常にこれ、ゆゆしき事態になってるような気配もしてなりません。したがって、これはこんなことを長く続けることがとってもこれは無理だと思いますし、今早く、1日も早いそのRDFの処理をすべきだと私は思いますので、要望として3条件が整えばということでございますが、ひとつ鋭意このそういう作業というか処理ですね、早くひとつやってってていただくように要望しておきます。

○西塙委員 費用の関係なんですか、責任分担が明らかにならないという中で、責任持つて調整をすると、こんなふうにおっしゃってもらってるわけですけれども。ただ、その桑名広域なんかだと、その建て屋そのものから随分修理しなきゃならんわけですよね。そんな費用などもあって、その責任分担が最終的にいつ明らかになるのか、2年になんのか3年先になんのかわかりませんけれども、それまで待ちきれないとあるわけですので、例えばなんですか、県が資金を借り入れて当面貸し付けるとか、そんな処理

策はないんでしょうか。

○濱田企業庁長 早くそういう道見つけないかんという認識は持っておるんですが、今そこまでのまだ調整というんですか、案としてなってません。我々としてもやっぱりある程度忌憚のないいろんな議論もする必要もあって、なるべく近々にRDF運営協議会も、理事会ですか、開きたいと。そして今、日程調整をやってる最中でございます。

○西場委員 要望にどめておきたいと思うんですけども、先ほど申し上げたように、長くかかるんだろうというのは理解できますので、ぜひ県資金で貸付金なり何なり対応できるように要望しておきたいと思います。

○西場委員 今のその責任を持って調整するということですが、これ原因が究明されて、その原因者負担の割合で調整すると、こういうことのように理解できるんですけども、それは対象となるのはいろんなケースというのか原因によって違ってくるんだろうと思いますが、最大限広がるとどうなんですか、市町村も含まれてくるんですか。

○濱田企業庁長 先般来、話しておる契約上の話という部分になりますと、どういう意図かはわかりませんが、富士電機さんは盛んにRDFの性状という部分にですね、富士電機さんの話の中に、RDFの性状ということが非常に一点に絞られた話がございます。だから、それがどういう展開になるのかということについては、今、私の方では予測はできません。

○西場委員 よもや、その増加した負担が市町村に返ってくることは、現在、市町村は露とも考えてないんですよ。そういう中で今、3,790円の処理料が3万円でも5万円でも、ともかく量をはかすということで今、日夜努力しておると。こういう状況なんですね。そういうような可能性があるというんであれば、これ状況が一変して、これから処理をどうするか、負担をどうするかということにつながってくる。

だから、それもう少し、今現在見通しが立ちませんけれども、責任を持って調整をするという県の責任があるとすれば、それをもってやっぱりもう少し先のこととはいえ、少し現時点でいろんな可能性も含めて話ししないと、これから対応はするするで時間ばかりたつてしまったら、余計泥沼化する様相を呈することになると思います。何かあれば。

○田中委員長 企業庁長、御所見を。

○濱田企業庁長 今、不確かな部分でちょっと発言しにくい部分ですので、今の御意見を十分踏まえて、近々に話し合いという部分はあります、セットしなきゃならんと思ってますんで。例えば企業庁とそれから県との契約はこうですねとかですね。

○西場委員 えっ。

○濱田企業庁長 企業庁と県との契約は形上はこうなってますとか、富士電機と県との話はこうですねとか、やはりきっちりとした話をした上で、そしてそういうものについての状況がありますが、どういう対応がという話をやっぱり。きっちり事実関係は全部あからさまにしてですね。それが断片的に出ていくと、それがあるからじゃあ負担はあるんだとか、ないん

だとかいう話になってはいかんと思いますので、そこはやっぱりきっちりした説明をした上で、じゃあどういうふうに取り組むのがいいかねという話をせなならんと思いますし。

それで先ほど言ったように、これ負担をという話になれば、安全性の確認というのの大前提でございますけれども、やはり確認される話の中でも、先ほど来御指摘いただきましたように一日一日費用がかさみますので、そういう意味ではやっぱり早い対応、できるものは早く対応するというのが基本原則だろうと思いますので。そのためには受け入れの側だけではできない問題がたくさんございますので、それも含めて、やっぱり早期に一つ一つきちんと共通認識持ってやらなあかんということは本当に強く思ってますので、少し遅れ気味な作業で申しわけないです、我々としてもそう早くできるように頑張りたいと思います。

○西場委員 はい、わかりました。現場での多度あたりの状況はもっと大変なんですけども、このようにごみを出しておる26市町村にあってもこの問題、ものすごい深刻です。今まで出でてくるごみをどこにどう運ぶかっていうことに専念せざるを得なかったんですから、ここへ来て今のこの負担の先の問題についてもうちょっと。こんな不明瞭なままでは我々も現地行って話しても、この問題で行き詰ってしまいますので、もう少しちゃんと材料も出して、そして関係の市町村に対する説明をしっかりやって、そして理解を得るというのか、これから協議を進めてもらうように改めて強く要請しておきたいと思います。

○三谷委員 3条件が示されまして、これからいろいろ議論が出てくると思うんですが、もし、この3条件というのがクリアされた場合、運転再開に先立って、地元の皆さん方に御納得いただく、これは前提になってると思うんですが、地元の御納得とそれから企業庁のソフト面でのスタッフの充実と、これは前提になってると思いますが、もう一度また住民説明会等やられるお気持ちはあるのかどうか、その点、ます。

○濱田企業庁長 どういう手順で進めるのが一番理解が進むのかということはあろうと思います。そういう意味では、私どももまず該当する市町村の方と十分打ち合わせした上でやりたいなと。でないと、やっぱり一定の説明会だけでは来られる方もやっぱり限定されて、少ない人数しかできないということもございますし、そういうものをどういうふうにカバーしていくかということも大事でございますので。いずれにしても、特に1市2町の担当のところとは十分打ち合わせした上でそういう対応も考えたいと、こう思っています。

○三谷委員 もう1点確認だけ。今の富士電と企業庁さんの契約の中で、この間富士電さん来たときは、もし再開されれば今度の委託契約引き続き私どもやりたいと、えらい意欲を示して帰ってかれたんですよ。今の契約の中で、富士電、委託契約の例えば今、富士電さんになつてますけども、これを変更することが契約上できるのかとか、そういうところはどうですか。

○濱田企業庁長 契約変更という項目はございますけれども、やはり先ほど言ったように、どちらの瑕疵責任の議論はやっぱりあるうと思います。ただ、この中ではっきり言っておるようなRDFの専門家でないとか、そういうふうな主張をしてますので、そういう部分な

ら、これはもうやっぱり任しておけないとか、そんな話もやっぱりする必要が出てくるんじゃないかなと思いますので、もう無条件にという話では今までと何も変わりませんので、そのところは当然今までの御発言も検討した上で、また、我々の体制もこれ幾つか御指摘いただいてますんで検討する必要あるということは、私自身も感じております。

○三谷委員 はい、わかりました。結構です。

○芝委員 庁長、今、三谷委員の質問でも、地元への説明もいろんな部分検討されて、それから市町村へも近々っていう話でしょう。單刀直入に言うて、今の企業庁長の感覚で行つてもうたら、私は県民に余計不信、市町村に不信が残ると思う。今の体制の感覚で行つてもうたら。地域入って余計地域の人が怒りますよ、不安を持ちますよ。我々がそう思つたら、地域の人もっと怒りますよ。という思いを持つとるんです、私たちは。町村集めて、今ずっと委員会でやってる部分の説明をしたら、町村怒りますよ。というぐらいの感覚のずれがあるということ、お気づきですか。

○濱田企業庁長 ですから、そういうものを早期に固めた上でないと、我々も言うことが実行できないような話では余計不信買いますので、そういう意味でございます。

○芝委員 それはさっきも言ってますように、説明の中身じやなしに、姿勢と気持ちと立場の問題です。その部分が見えなければ、いかに契約の問題がどうってことは余り、要するに被害者の方たちも、地域の皆さん方も、市町村も関係ないんです。みんな言ってるのは、県が、企業庁がっていう部分が市町村からも批判の声が聞こえてくる。今日沖さんなり水谷さん言われたのもそこですよ。だからその基本姿勢の部分をきちっと出してやっていかないと、いかに理屈の説明をしても、地域住民、被害者、市町村納得せんと私は思うんです。その心変わりをして、考え方を変えてもらつてからじゃないと、県を代表して行つてもうとも、もっと、むしろ私は火つくような感じが危惧してるんですよ。これ、もう忠告です。あえて言いません。

その中で市町村も、今言ったようにその説明の部分ですけれども、責任を持ってその費用負担の分については調整するって知事も言われた。その部分だってまあそうやけど、府長はその中で、事故原因にとこう言われるんです。事故原因に基づいて。それを考慮しながら費用負担も考えてる。事故原因というのは、恐らく事故調査委員会の部分っていうのは11月末に出ると聞いてるんですが、その部分をすべてとして判断をするおつもりですか。事故原因の調査結果の報告だけをもとにして、費用負担の割合も決めていくのかどうかということです。

○濱田企業庁長 私、先ほど申しましたように。

○芝委員 聞こえへんわ。もっと近寄つてもらわんと。

○濱田企業庁長 知事答弁を記録したものを先ほど読ませていただきました。そういう意味で企業庁としても、知事のそういう調整するという話にきちっと対応していきたいと、こういうことを答弁させていただいたつもりでございます。

○芝委員 頼わくば、本当は責任ある人が行つていただきたい、市町村にも、地域にも、被害者のうちにもと思いますけども、今の体制のままで行つてもうたら、むしろ反対に私は県の信用をまたなくすんやないかと心配はしてるんですが。

それでね、府長。いや、環境部になるかもわかりません。今現在で、今回のRDFの事故が起こって、市町村なりの部分から、平常の部分からといって1カ月総額でどのぐらいの費用負担が増えているのか。これが1つです。もう1つは、事故があつた現場の貯蔵槽なり発電設備の部分なりの部分、全体の部分での被害額。それから、となりの広域の桑名に迷惑かけてる分のこの復旧額とか、いろんな部分の総額的な数字は大体つかんでみえるんですか。1カ月放置しとくと、今の状態続くとどのぐらい全体的な費用負担が増えてるのか。数字的ちょっと教えてほしいんですよ。量じゃなしに金額で、私は。

○長谷川環境部長 先ほど言いましたように、8月19日から9月末までの実績として、生ごみで6,219トン、RDFで1,371トンが外部で委託処理されてるという実績は、私どもごみの要するに処理の紹介をしている中で、市町村から一応データとしてはいただけております。

ただ、これの金額の算定といいますのは、費用負担の増といいうのはもともとかかる費用というのもございますし、ただ、この6,219トンが1トン当たり2万円と計算すれば、1億5,000万ぐらいです。

○芝委員 1億。

○長谷川環境部長 1億5,000万ぐらいです。3万円と計算すれば、2億2,000万ぐらいです。それはその費用とかいろんな一切合切の調整はしておりません。今かかるお払いするということであれば、それが1億5,000万円で動くだろうという。生ごみもRDFも2万、3万としてです。両方と。

○芝委員 1カ月で。大体それは。

○長谷川環境部長 1トンね。1トン当たりね。

○芝委員 それで、被害額は。それは費用負担。被害額は。

○濱田企業庁長 被害額については、まだ我々補足しません。

○芝委員 認識は十分ある中ですが、1日、1カ月置くことによって、相当のこれは費用負担の問題が出てきます。必ず第三者が負担できるわけじゃないもんですから。いずれにいたしましたも、今関係をする2つ3つの部分というのはもう限定されるとわけですね。それも含めながら早急にやってほしい。事故原因の究明も早急に出してもらう、その中で知事が言わされた3条件。安全の問題や、事故調査委員会の報告の部分を徹底するとか、貯蔵槽の問題どうするか。直入方式でやるのか、ありますけれども。これ府長、知事が言わされた3条件を、だれが実行して、だれがチェックするんですか。

○濱田企業庁長 これ、知事自体がこういう安全が確認できるということができない限りは再開させないと、こういうふうな発言がありますので、我々そういう材料をきちっと示せるように懸命に頑張るということになります。そのためには客観的な状況を早くつくるということにならうと思います。

○芝委員 客観的っていうか、その的なものの客観的、それとも違う条件で。

○濱田企業庁長 例えは具体的に受け入れはこういう調整をしましたとか、貯槽はこうしますとか、そういう説明がないと、先ほど言いましたように説明に出向いても中途半端な説明でという話にならうと思いますので。

○芝委員 そういう条件整備はしてもらわんとならんと思う。判断材料として。それをだれが判断するか。知事は方針を決めただけでありますけども、だれが判断するかって非常に大きな問題。そこによって、信頼性が揺らぐ場合もある。例えはプロポーザルにした部分で、今いろいろな問題が起こってきている。だから立場の人が、例えは知事が、副知事が、部長がという部分で済まされる問題ではないと私は思ってんです。条件整備をします中でいいとか悪いとかっていう判断の部分、その部分についてはどう対応されるつもりなんか。

○濱田企業庁長 知事の答弁ばかり引用して申しわけないですけど、安全性の確認については、県議会を始め市町村、地域住民の方々へ説明申し上げ、再開に向け一定の理解が得られる必要があるということでございますので、まず知事がそういう判断をして自分のところだけというんじゃないなくて、県議会なり市町村なり地域住民へのその話をやっぱりさせていただくということになるんだと思います。

○芝委員 庁長。第三者機関に依頼するって言うてへんかったか。

○濱田企業庁長 ああ、その意味ですか。

○芝委員 そういう意味ったって、そんなおれらのとこに聞かれても安全かどうかわからへんやないか。

○田中委員長 改めて企業庁長、お願ひします。

○濱田企業庁長 先ほど言った一連の施設という部分の話については、やはり企業庁も先ほど、あるいは富士電機についてもいろいろ厳しい御指摘がございますので、やっぱり客観的な話として、この際に第三者的に施設を見てもらうような部分が要るということで、それは頼みに行くということです。

○芝委員 いや、さっきも聞いた、それは。施設の全体の発電も含めてそれは当然専門家の部分が要るでしょう。その部分を含めながら、例えは全体のRDFの部分での今回いろんな問題を考慮した上で安全性の確立について、専門的な立場の意見も要る。発電だけじゃなしにね、RDF。

それから事故調査委員会が中間で報告を出したいろんな部分での、保管の方法、いわゆる

分離、やります、やったほうがいいですよという方針に対して、こうします、ああします、じゃあ、この方法が正しいかどうかというのを、企業庁が提案して企業庁が判断するんじやなしに、第三者の目が要る。

それから貯蔵槽の部分をなくして直入式にしようといつても、企業庁が方針を考えても第三者がチェックせなあかんと思ふんですよ。今ある施設だけじゃなしに、3条件すべてを。3条件すべてをチェックして、なお専門家の方がチェックして、なおかつ最終的な知事が判断するんでしょうと思うけども。その部分をね、企業庁だけでお膳立てをして知事が最終的に判断するっていう部分じゃなしに、もう一つがまさあかんということを私は言っているんです。過去の轍からいって。その考えを聞いとるんです。

○濱田企業庁長 私、先ほどこの前提として話しさせてもらったときに、企業庁だけで対応できることではございませんと。当然県としても事故対策本部という組織の中でやらなんことがありますと。ただ、当面施設を持つと私とろが一番汗かいて当然のことござりますので、そういうことでお話しさせていただきますということを言わせてもらったと。

今のような状態で、企業庁という名前だけで委員がおっしゃるように信用が置けるかと、こういうようなお話だらうと思いますので、これはこうしますということについて、やっぱり客観的にお示しするということが、我々としても必要だというふうには理解してます。

○芝委員 ジャア、最後に要望だけ。先ほど言った、1ヵ月なら1ヵ月にかかる負担増の問題の部分を、もう少し具体的に言うと。それから被害金額的なものについては、今のところわかる部分について一度数字的に出していただきたいなとこう思います。

○田中委員長 はい、よろしくお願ひいたします。岩名委員、お願ひいたします。

○岩名委員 今の話ね、前の委員会でもぼくから要望したんだけど、全然出てこないんだよな、それ。でもね、もうそんなことをやっておらんとさ、出すべきものは出してオープンにしていった方がいいよ。それ要望としとく。

それから、6,200何トンとかいろいろ聞きましたけど、私、ちょっと複数の首長と話し、関係の首長と話したところ、我々はビター文払わないと、こんな金は。原因者は県であるから、もうはっきりと言いつて。それで、先生方も何とかしてくださいよという要望ですよね。これは容易にこの分はあんたのとこで持ってくれよとあんたら考えているかわからんけど、そういうことにはなり得ないと私は思います。それは覚悟してもらわなかんと。

それから、やっぱりこれいくらでやっているかは知らんけども、ただ、あんたら人の金を使うんだという意識が感じられて仕方がないんだけども、これ県民の血税なんですよ。これを自分たちが原因者であって失敗してるので、どんどんとこれは湯水のごとく使われたらたまらんですよ。これはもう議会としては認めきれないですよ、この支出に対して。これは今から言っておきます。

それでもうやっぽりね、今回の問題もう最後だからほく言うけど、これ消火設備がなかつたというところにこれは起因しることはだれが考へても明らかじゃないの。それを何だかんだって、どっちが悪いとかどっちが手抜きをしているようなことを言って、さっきの木田先生の話じゃないけども、責任のなすりつけ合いをやってるのはみっともない。もう明らかにね、ぼくはまあ窒素ガスにこだわるわけやないけれども、やっぱり大牟田でも、大牟田の機械にすら付いとるんじゃないですか。それを何にも丸裸で付けてないということは、これはもう当事者の責任以外何物もないじゃないですか。この一点をしても責任が大あります。こういうことをしっかりと県民の前で認めるべきだと私は思う。そうしないとこの話が前へ進んでいかないですよ、これ。

それからさっき松田さんの話にもあったけども、この貯蔵槽は1回爆発したんだけども、この発電設備も私にすればいい加減なもんだと思うんですよ。これ4カ月で5回止まってるんですよ。そうすると先ほど企業庁長は、今度は再開するときは貯蔵槽をつくらずに、持つてきていきなりほうり込むんだということを言ってたけども、こんな4カ月に5回も停止するような機械がですね、ちょっとちゅうちょっちゅう止まつたら、またそこに野積みするんですか。貯蔵槽なしにこんなもん再開できるんですか。これちょっとね、私は矛盾を感じるんだけど、ちょっとこれについて言ってください。

○濱田企業庁長 そういう御指摘があると思いますんで、先ほど言いましたように発電の部分についても第三者のチェックを入れたいと、こういうまず1つがございます。そうした上で、それぞれの分散した形の貯蔵の話があろうと思いますので、そういうことがどの程度可能かということを含めて検討すると。そして、少し言葉が足りませんでしたけれども、その中で100%こういう格好で処理できるのか、8割はできるけど2割は他の方法でせんなんとか、そういう話も含めて話し合いをやっぱりやっていかなあかんと。そういう意味での検証、検討でございます。

○岩名委員 何かあんたらの話を聞いてると自分の希望的な観測でいろいろ話をしているようなんだけども、現実に、今ぼくが言っているように機械が故障すればこんなものあなた、貯蔵槽なくしてはとても運営できないんだよね。

それとか、まあこの施設の運転再開についてもこの委員会がある以上この委員会の同意も得てもらう必要があると思っておるんだけども、我々としてもそれは容易にそんなもん認めるわけにはいかないかもわからない。そういうことも申し上げておきたいと思います。

とにかくね、やっぱり責任問題をとにかくもっときちっと明確にしてほしい。それから、今後のお金については、そう容易に議会としては支出を認めるわけにはいきませんよということ。これについてはもっともっと。

あのね、あるところで私ちょっと聞いたんだけども、思いがけないね、この事故以来、思いがけない仕事が入ってきてお金をもらつてると。これは貯金しているんだけども、どうやって使おうかなという話もあるぐらいなんだよね。そういうことを言われているようでは

とてもじゃないけども県民の負担が増大するばかり。理屈の通らない、筋の通らない金は我々は認めるわけにはいかないということを再度申し上げておきたいと。

それからもう1つ、知事が、3条件の中にそれは入ってるのかどうかわからんのだけど、ごみゼロということを言っているわけですよね。ごみゼロを何か実現すると。このことと今回のこの事故との関わりですな。私は私なりに想像してはあるんだけれども、あなたはどう思つての。

○濱田企業庁長 知事としては、従来の燃やすというごみ処理と申しましょうか、そのままではいかんという強い認識があるというふうに私も受けとめています。そういう話の中で、やはりごみを少なくするというのがもう基本の話だろうということは前提とした上で、そういう取り組みをしながら、当面の課題としてはこういうふうな対応もまた必要だろうというようなことで、知事が言っておるごみゼロの話は、これを再開することによってしないところいう認識じゃなくて、ごみゼロに向かっての取り組みは今後も強めていくと、こういう認識で持つておると私は理解していますが。

○岩名委員 そうすると、県はどこまでいわゆる市町村の専権事務である一般ごみというものに手を突っ込んでいくつもりでおるんかね。

○長谷川環境部長 本当の意味の環境先進県というのは、当然のことながら資源として使えるものは、資源として使い切るという方向で行かなければならないというふうに思います。現在のごみ処理の県のこれまでの考え方は、どちらかというとごみを処理するという、それが焼却中心になったごみの処理の仕方があって、いわゆるごみを資源として有効に活用していくという部分の考え方方が弱かったということで、今後かなり長期にかかるかもわかりませんが、市町村ともお話し合いをしながら、まずごみの部分で堆肥として使えるようなものは堆肥として使い、その中で当然のことながら資源として使えない部分についても、企業責任のもとで、企業の原材料の部分からそういうリサイクルできるようなものに転換していただきたいということで、市町村のごみ処理だけを前提にすべてのものを考えるんじゃなくて、全体的に産業界も県民も、いわゆるそれぞれの市町村も含めて新しい仕組みを、その方向性をぜひとも近いうちに出したいということで、その方向をきちっと決めながら今回のこのRDFの再開等についても県民の方々にご理解いただくということでなければならぬというふうに思っておりますので、どうぞその辺はよろしくお願いしたいと思います。

○岩名委員 全く、今、長谷川環境部長の言うとおりであって、そもそも私はごみに対する考え方それが正しいと思っているし、そういうやり方をしないのに、いわゆる環境先進県という看板を上げていること自体が私は間違っていると思うんです。ああいうやり方で。だから失敗もした。しかし、ここで環境先進県の看板を下ろしても、本来の環境政策に私は立ち入っていただきたい。

しかしそこへ行くまでに、市町村から言わせれば、またこれ方向転換かと。何回おれたちにこういうことを指図してくんだと、こういうことになると思うんですね。その辺でやっぱり誤解のないようにしてほしいし、やっぱり、そのことが貫徹されたときに初めてRDF

の発電所は不要のものになるということを、私は願ってやまない。以上。

○西場委員 今ちょっと、岩名先生の関連ですが、そうすると知事のごみゼロ社会を目指すということは、今まで県が取ってきたRDFによるごみを処理していく这种方式に代表される県の環境行政の転換だと、こういう理解でよろしいのですね。

○長谷川環境部長 先ほど申し上げましたように、長期的な視点に立ってごみゼロということを申し上げておるのであって、現在整備された、多額の経費のもとに整備された、いわゆる焼却施設等につきまして、当然、今、日々のごみ処理が問題となっておりますので、このようなものがなくなつてすぐさま切り替えるというわけには参りません。だけど長期的にはもうその、例えばその焼却炉とか今の発電所とか、20年、25年のスパンで例えば更新しなければならないというときに、それを目としてごみゼロの一つの仕組みを今から考えていこうということで、到達点はそのへんにしたいということで、現行のシステムを今すぐ変えるというようなものを打ち出すというものではないというふうに御理解願いたいと思います。

○西場委員 もちろん私もそういう意味で聞いておるわけでありますけれども、今、すぐさまRDF施設そのものを無にしていくということについては、現実的な対応として無理があるだろうという認識は十分持っておりますけれども、少なくとも県のこの大きな大惨事、あるいは県政の大汚点と県知事に言わしめたこの事故を契機にして、県政の環境に対する考え方の基本が変わったと、こういう意味においては知事発言でもありますし、今の環境部長の発言でさらに確認をしたわけですが、そこで企業庁長。あなたはずっと以前から環境部長であり、そして今日企業庁長であり、このRDFを中心にして三重県の環境行政、その中の中核におられた人だ。このことについてあなたの見解を聞いておきたい。

○濱田企業庁長 私が環境部長になったときに、今のRDFの事業それから溶融の事業、この話は基本的にはスタートしております建設段階にございました。そういう話の中で、私も非常に自分なりに不見識であったと思うんですが、私いろいろご指摘いただいておるような、RDF化する場合においてもやはり基本の部分は一定の分別を全部無視するというような話では、この話はもう本当に何でも燃やしてしまうという話になつてしまつという認識がございまして、そういうことになつたんではいかんよということは私も言ってきておったんですが、現実の姿を見ると、こちらへ来て燃やしておるカロリー計算とかそういうのを見ますと、先般、岩名委員からも御指摘いただいたような状態になっておるということでございました。

そういう面で、やはり燃やす文化と言ふんですか、こういうごみ行政の話ではこれはやっぱり今言ったような問題があるなということデータだ、現実対応を今、長谷川環境部長が言ったような視点は必要かと思います。ただ、一定の例えればダイオキシンに対する効果とかそういった部分は、例えば分散しないとか、特に溶融なんかで進めておった部分については、やっぱりそういう投資効果もあるという一面もございます。

まあ、そういう意味でのこの際の相互評価いうのが要るんかなということで、私としては

多々反省点いうのがここで見えたということで、事業はスタートしたとはいえ幾つかその時点時点でやれたことはあったんではないかというような思いは残っております。

○西場委員 不見識であった、反省点はあったという言葉は聞こえたけれども、あの言葉数が多すぎて何を言っているのかわからん。私はそんな細々したこと聞いてない。今あつたように、今日までのその環境行政の中で、あなたが非常に中心的な立場におられた中で、今日ずっと続けてきて、まさかこんな事故を望んだわけじゃないけれども、結果としてこういう事態になって、そしてそこから見てもう一度この県の環境の方針を変えようという話が知事からも出て、今日の今この状況に至つたところについて率直な心情を伺っているんだよ。不見識であつて反省点が多いといふんであれば、それなりの誠実な言葉が出ていいだらうと。こういうような思いをいたします。

100%発電を続けずに80%続けて20%をその他でやると。こういう今ちょっと説明があったけれども、例えは話らしいけれども。そうするとこの20%というのは、いわゆるごみゼロ社会のような形でRDFにせずに別の方法でやると、こういう意味の意図ですかな。

○濱田企業庁長 私、例えば貯槽なしでやるといったような場合に、全量が今までどおり何も変えずにやるということが難しい場面もそれは想定できるんではないかと。そうした場合に100%それを今までの貯槽なしの方法で対応できないという場合に、ごみを分別するとか減らすとかそういうものも含めた対応をやっぱり一緒にやらないと、できない場合がございますよね。そういうような意味合いで、そしてRDF化ばかりじゃなくて、先ほど環境部長も言つていましたけど、じゃあ、生ごみの部分はこういうふうにできるんじゃないとか、そんな工夫の部分もないと対応できないようなこともあるんじゃないとか。そういう意味合いで100と0という話にはならない場合もあるんではないかと。こういうふうな説明のつもりでさせていただきました。

○西場委員 ということは、今後、発電を続けるにしてもその100%ということではなくて、その中で生ごみを還元していくというようなやり方も取り入れて、長期的にごみをゼロにしていく社会を目指していくということに、そういう方向づけを向いていくという、そういう意味で、理解でいいな。

○濱田企業庁長 先般も言いましたように、企業庁として電気の発電量が落ちたからといって一般の県民の方に御迷惑をかける話はこの事業ではないので、そういうことにこだわりを持ってするようなことはしないと。

(「赤字になつたら・・・」の声あり)

(「何言うとんや。企業庁やで」の声あり)

○濱田企業庁長 そういう話の中で言つているように、経営の努力はそういう中ではやっていかんなんということでございますので、非常に難しい話になりますけれども、経営努力をする部分は、私、経営努力をし、今言ったようにただ発電量を全部せんなんから何でも持つ

て来いという姿勢では、これは環境行政と話が合わんようになるだろうと。そういうような意味合いでは関係のところとは話はさせていただきます。

○西場委員 まあ今日の段階やでな、まあまあ、私はこれぐらいにしときますわ。

○岩名委員 ちょっと悪い、これは関連ですから。

○田中委員長 岩名委員、お願ひいたします。

○岩名委員 それはさ、庁長。あかんに、そういうこと言うと。

それで、今、既にこれは1日100万円ずつもうかるって我々に説明してですよ。発電量、発電して売るとそのぐらい金が入るんでしょう。違うの。100万円ぐらい違う。

○濱田企業庁長 まあ、100万から100、もう少しまで。

○岩名委員 ああ、そうかい。だからそれ100万としても、もうこれ大分長いこと止まつとって、もう既に1億円ぐらいこれ損しているんですよ。あなたのところは企業庁なんだから、企業をしてなんぼの話なんだからね。だからさ、そんなこと言うてやね、とにかく別に電気は起こらんでも燃やすんですよみたいな話をしとったらいかんじないですか、それ。

○濱田企業庁長 私言いましたのは、企業庁の立場だけからでは先ほど言ったような環境政策の妨げになるというような話は、そういう意味での発電という格好にこだわりはしないと。

○岩名委員 それは企業庁と環境部と話を分けてしないと、そんなあんた、ごっちゃやごちゃにしてやね、そんな話しちゃたら誤解されますよ、それは。まあ、ええわもう。

○日沖委員 今後の対応についても、幾つかお聞きしたいんですけど、もう時間がなくなりましたんで当面のこととて1つだけ確認させてください。

今回の大事故の陰に隠れておるんですけども、太平洋セメントで今、灰の処理の施設の建設が漸々と進んでおるはずですね。今、再開に向けての意気込みも語っておられますけども、これは来年の4月からもし再開できなければ、4月になんでも再開できなければ、富士電機から引き渡しもそのときに受け取るかどうかもまだわからないわけですよね。今、現在では。

そうすると、一連の灰の処理の太平洋セメントでつくっておる施設も、これはそのまま引き渡しも受けずに宙ぶらりんでいつまででも行くんかとか、そういう心配も私は感じるわけですが、先般、一度確認させてもうとしたら、その辺は一遍考えなければならないかもしれませんねというような、まあ混乱しておった時期でしたので、それほど何度も追及はしませんでしたけれども、そのときにはそういう返答でしたんですが、これどうしますですかね、後。ここだけちょっと確認させてください。

○濱田企業庁長 私としては、これを計画どおり進まないと、また同じ再開の絶対条件が崩

れます。そういう意味では、この3条件に向けての取り組みの1つになると思います。

それと、先ほど言いましたように灰処理費の問題は、この資源循環の形で使うということでもって初めてこれで行っておるんで、そうでない話になつたら市町村の負担もまた膨大になると。こういうことも裏腹の関係にあります。そういう意味ではやはり計画的に前提条件を整えていく大きな要素、そして市町村負担を、他のところへ下げておるその部分は、この太平洋セメントでの灰処理の部分が、我々調べる限りにおいては低うございます。そのことで、これはやっぱり計画的に進めていかなならんことだと、この3条件も出した以上はと考えています。

○日沖委員 考え方はわかりましたけども、この一連の今回の事で、今日の時点で引き渡しを受けていない多度の一連の施設がこのまま来年の4月までもつれ込んだ場合には、もちろん太平洋セメントにおける灰処理の施設もセットで引き渡しは受けられませんわな。そのままずっとそうすると、両方とも来年の4月以降も引き渡し受けんまま、そちらの新しくできた方も宙ぶらりんのまま行くこともあるかもしれませんよね。その辺だけもう一度。

○濱田企業庁長 やはり一定の、「こうなるからしないで」という話では何事も多分進まないと思います。そういう意味では、灰処理の話としてはこれはやっぱりやっていく必要があると私は考えています。そういう意味では、企業庁としてはこの話を進めていきたいと。

○日沖委員 度もすいませんけども、お話はわかりますけれども、現実の問題として、一連の事が解決していかないと、来年の4月の時点で新しくできた太平洋セメントにおける施設の引き渡しを受けないまま、そのまま進んでいくこともありますよねということを聞いておるんであって、後になって、またこれも引き渡し受けとらんはどうとかっていう、またもめるような種があるとあかんで、もう先に確認させてもうとくんです。引き渡しを受けんまま4月を過ぎていくことも、今の状態を考えると全く可能性がないわけじゃないですよねということを聞かせていただいてるので、それにお答えいただけませんか。

○濱田企業庁長 一連の施設がござりますので、引き渡しを受けないという部分はちょっと工夫の話があると思いますが、何というんですかね、部分的に例えば受けとると受けないとかという問題もこれはあろうとは思いますが、その灰処理施設はこの再稼働の条件としては、非常に重要な部分を担つておるというようなことで、捨て置いたらやっぱりその問題が今度は逆に大きく灰処理の問題として残ってしまうということになると思いますので、やはり今の話としては我々そうならないように頑張るしかないということだと思います。

○日沖委員 そやでそれはわかるんですけども、じゃあ灰処理の施設だけ分離して引き渡しを受けることというのはできませんよね。それ完成したからというて。そこだけもう一度聞かして。

○濱田企業庁長 まあ、一番望ましいのはやっぱり括して受ける話だと思います。

○日沖委員 聞きようがなくなっちゃうわ。

○田中委員長 よろしいですか。

○日沖委員 はい。

○田中委員長 ないようでございますので、当局には大変御苦労さまでございました。

3 委員協議

- ・委員長報告について 正副委員長に一任
- ・次回委員会の開催について 正副委員長に一任

〔閉会宣言〕

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年10月 8日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

[■ ページのトップへ戻る](#)

問い合わせ先:県議会事務局

電話:059-224-2877／ファックス:059-229-1931／E-mail:gikai@pref.mie.jp



All Rights Reserved,Copyright(C)2008,Mie Prefectural Assembly
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。



平成15年11月26日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録

(開会中)

開催年月日 平成15年11月26日(水) 自 午前10時4分 ~ 至 12時
38分

開催場所 第601特別委員会室

出席委員 13名

委員長 田中 覚君

副委員長 藤田 正美君

委員 日沖 正信君

委員 松田 直久君

委員 水谷 隆君

委員 岡部 栄樹君

委員 三谷 哲央君

委員 貞増 吉郎君

委員 木田 久主一君

委員 山本 勝君

委員 西塙 宗郎君

委員 西場 信行君

委員 岩名 秀樹君

欠席委員 3名

委員 芝 博一君

委員 萩野 虛一君

委員 永田 正巳君

出席説明員

[企業庁] 企業庁長 鈴木周作君

総括マネージャー 小林和夫君

職員

[環境部] 環境部長 長谷川 寛君

総括マネージャー 小川治彦君

" 松林万行君 その他関係職員

傍聴議員 4名

県政記者クラブ加入記者 8名

傍聴者 3名

議題又は協議事項

1 報告事項

2 ごみ固化燃料発電所事故調査専門委員会最終報告について

3 その他

・委員協議

【会議の経過とその結果】

〔開会宣言〕

1 報告事項

(1) 当局説明〔鈴木企業庁長〕

2 ごみ固化燃料発電所事故調査専門委員会最終報告について

(1) 当局説明〔長谷川環境部長〕

(2) 質疑応答

○三谷委員 まず中部電力の件なんですけれども、先ほどご説明いただいた一番最後の15ページのところで企業庁の対応方針ということで、中部電力からの報告書に示されたアドバイスコメントに基づいて、施設の改修方法についてメーカー等と協議し、適切な方策を選定して、改修方策等に取組んでいくということなんですが、これは企業庁が改修をやるんですか。それとも富士電機がやるんですか。

○鈴木企業庁長 今回は中部電力の方からこのような報告をいただきましたので、まず同じように富士電機の方でこの内容についてどうするのかということを検討していただいと。それをうちも見せていただいて最終的に専門家のチェックを受けるということで、改修そのものは富士電機の方でやっていただくというふうに現在考えております。

○三谷委員 それは企業庁が考えているということで、富士電機はそれを了承しているわけですか。つまり、今回中部電力によって調査をしたというのは、県の方が考えて依頼したわけですね。その調査結果、事前に富士電機はその旨を了解しておるならば、これに基づいて富士電機が自分の管理している施設ですから、富士電機の費用で改修をしていただけるであろうと思いますけれども、その点、富士電機との話し合いはどうなっていますか。

○鈴木企業庁長 その点につきましては、とにかく内容を安全・安心にするということが前提でございますので、まず富士電機にも当然こういう結果が出たので検討していただくということで、あと、発電機の方も出てまいりますが、あわせてこれは中部電力の方でやっていただくように私の方からきっちとお話をさせていただくつもりであります。

○三谷委員 もし再開したときの今後の施設の管理運営にも関わってくる話なので、富士電機が発電所をつくって、また改修も県の方からお願いして富士電機に改修していただく、そうなると必然的にもし再開したときに再開後の管理運営は引き続き富士電機にお願いするということに、今度分社化したようで名前が少し変わりますけれども、ということにつながつてくるというふうに理解してよろしいですか。

○鈴木企業庁長 ちょっと私の認識がきちっとしたお答えにならないかもわかりませんが、富士電機の方でやはり自身でどういう改善が必要なのかということをきちっと考えていただこ

うという意味で、富士電機にもこの内容を検討していただいて改善案を出していただくと。それを専門家に見ていただいて、いいじゃないかということになったら向こうでやっていただく。基本はそういうふうに考えております。

それからもう一つ、今後の管理運営ということのお話がございましたすけれども、今回様々なご指摘もいただいておりますので、その辺は総合的に整理をした上で、お互いの責任なり管理のあり方というのをこの際きっちと再確認をして整理する必要があるだろうというふうに考えております。

○三谷委員 責任のあり方とかそういうものを整理するのは当然のことなんすけれども、もし再開した後の管理というのは、責任のあり方等を整理した上で、富士電機ではない場合もあり得ると。つまり、新たに管理運営をしていただけるような会社も、県としては公募するのかどうするのか知りませんけれども、そういうふうな選択肢も考えておられるということですか。

○鈴木企業庁長 企業庁としては現地での体制というのも強化を図ったわけですが、現在は富士電機との契約がそのまま生きた状態になっておりますので、内容はともあれ、きっちとこれから管理をするという前提での体制を富士電機の方に求めていきたいと、まずそこを考えております。

○三谷委員 ということは、きっちと管理していただけるかどうかということを県の方から富士電機の方に求めていくということですから、富士電機がそれで「うちはきっちと責任持ってやっていきますよ」という了解があれば、富士電機にそのまま管理は任せるというふうなニュアンスの話だと思うんですが、間違いないですか。

○鈴木企業庁長 現時点では契約関係が存続しておるものというふうに考えております。

○三谷委員 それをまた学識経験者等の評価を受けるということなんですが、もともとのこの施設のトラブルの最初の出発のプロポーザルで、施設の設計とかそういうような管理の評価をした上で決めてきたわけですが、ここで言う学識経験者というのは、また同じようなことをやるわけですか。

○鈴木企業庁長 今回は数点にわたってご指摘を受けております。特に先ほど申し上げましたように灰が詰まってトラブルを生じていると、このようなことを中心に検証をいただいたわけでございまして、特に運転上トラブルなりが発生したところの、例えばボイラーとかという専門家にその部分を検証していただいたということでございます。機械の運転なり操作上のトラブルについてチェックをしていただいたと、こういうふうに理解をしております。

○三谷委員 僕の理解がちょっと悪いのかもわかりませんが、中部電力さんが専門的な見地から調査をしていただいて、いろんなアドバイスをいただいたということですね。そのいただいた上での改善策について、ここに書いてあるのはまた専門的な知識を有する学識経験者の評価を受けて早急に改善に取組むという、そういうことじゃないんですか。

○鈴木企業庁長 中部電力さんからはいくつかの点について複数の方法も提案をいただいておるところでございます。これについてどのような対策を取るかということをきちっと整理した上で、さらに専門の学識経験者に中部電力さんからこういう指摘を受けて、最終、改修はこういう方法でやりますということを整理をした上で、再度安全の確認という意味でチェックを受けたいというふうに考えておるところでございます。

○三谷委員 もう一点、事故調査の報告なんですけども、先ほど説明資料の7ページで「試験の結果から新たに判明したこと」云々で、①に「長期の保管において、RDFは条件が整うと安易に吸湿し」云々で「発酵し得る状況」、この長期の保管においてという最初の文言というのは、これは後の②③④⑤にも全部かかってくるわけですか。つまり、長期の保管さえしなければ、後の②③④⑤の問題というのでは出でこないということでしょうか。

○長谷川環境部長 それは非常に難しいというか、複雑ですね。相互に影響しますので、長期保管はまずだめだと、長期保管はまず発酵し得ると。長期保管していても水分等の条件等が整わなければ発酵することはないとは言えますけれども、長期保管をすれば当然そこで性状が変わってきますので、発酵し得る状況にもなる。そのところは申しわけないですけれども、さらなる長期保管と水分との関係、現象的に長期保管すれば発酵しうるという、要するにそういう粉化もして、弱ってきますしカビも生えてきますので、いろんなことが影響します。それから長期保管しておるものに水分が加われば当然発熱するという世界にいくということは分かったんですが、そことの関係はきっと、とにかく「すみませんが、これからは長期保管はだめだ」「長期保管は絶対しない方がいい。RDFの形状が変わる」と。長期保管している間に水分が付加される可能性もあるし、そういう条件が長期保管の中で水分の問題とかいろんなものが加わるんです。長期保管さえしなければ、吸湿するというような問題もなかなか生じないということがありますので、そこの関係はこれがこれがというの非常に難しい。

○三谷委員 そうすると今後の対策の中で、長期保管という選択は県としてはないと。例えば保管したとしても非常に短期であるとか、もしくは直接投入して焼却するとか、そういう選択肢しか考えていないということですか。

○長谷川環境部長 それは今回報告書の中で書いてありますようにサイロの場合とピットの場合もございますので、サイロの場合はもちろん長期保管はだめですし、量的にもいろんな制限がございます。いずれにしても長期保管はしないという方向で整理していくこと。ただ、日々出てくるものですので、当然のことながらその日にすべてが処理できるというわけではないので、そのもののある一定の、これからもっと詰めますが、大体どういう保管の仕方をしてどういう状態で、切り返ししながら、2週間はどういう状況だったら保管できるかということは示していきたいと思いますが、いずれにしても今回出ておりますように3ヵ月以上の保管をどうするというような、長期の3ヵ月から5ヵ月の保管をするということは絶対認められないということでございます。

○三谷委員 長期というのは3ヵ月以上を長期と呼ぶんですか。

○長谷川環境部長 いや、3ヵ月と今たまたま言いましたけれども、それはちょっとごめんしてください。それはまた。

○三谷委員 知事が全員協議会で説明をされた「再発防止に向けて」というところで、やっぱりRDFの適正管理等が第一点目で上がってきたわけですね。これはこの報告書を受けて、長期保管はしない、それとそういう湿気等に対してきちっと管理をしていくという前提で、こういうことを知事は恐らく言われたんだと思うんですけども、ですからこら辺のRDFの適正な管理をきちっとして、あと第2点目、第3点目の「発熱・発火時の対応」とか「事故の再発防止に向けての体制の整備」等、こういうものがクリアできれば、あとは地元の同意が当然必要になってくるわけですが、施設再開に向けての条件が整ったというふうに理解してよろしいわけですか。

○長谷川環境部長 委員長の最終報告の会見等でもございましたが、今回は当然、ある意味では焦点が、最終的な原因の究明というのが固定できなかった部分があるかもわかりませんが、ありとあらゆる原因の可能性を目一杯広げて調べておりますので、これらについての原因の中から最終的な対応策が整理されておりますので、この対応策を取れば同じ事故は起らないということでございますので、ぜひともこれは全部クリアすべきだということです。

その中で申し上げるならば、当然、これまで事故調査の報告が出るまで消極的なご答弁を申し上げたかわかりませんが、環境部といたしましても取組む責任の部分が随分ございます。それは現在も整理しておりますので、それは積極的に、企業庁の発電所でする部分につきましても環境部としてのチェック機能を加えたいということの中でさらにそういう体制を取って、今回の報告書のものについては、企業庁がやっていただく部分でもそういう今回の調査報告書で出たいわゆる化学的ないろんな変化とか、いろんなものに対する最終的な確認等につきましては、当然環境部として体制を取ってチェックしていくということでご理解願いたいと思います。

○松田委員 ちょっと三谷さんの間違で、富士電機との関係なんですけれども、今までどおりに関係は続けていくということなんですが、昨日も2分の1の費用の、とりあえずということで知事が言われましたけれども、裁判になる可能性もあるんですね、責任問題で。裁判になったときでも富士電機との関係というのは変わらないんでしょうか。まず、それ一つ。

○鈴木企業庁長 先ほども申し上げました、現時点では契約がきちんと生きているというふうに理解をいたしております。一方で、きちっとした管理体制なり安全・安心を確保できるような運転体制というものを取っていただくということがもっとも重要な課題ということを考えておりますので、まずそこをクリアするということを私としては考えております。

○松田委員 だから、裁判になつても関係は続くのかどうかということは、まだ考へていないうことですね。

○鈴木企業庁長 現時点できちっと整理はできません。

○松田委員 もう一つ、再開なんですが、今、事故調査の結果も出てきた、そして今、三谷

さんが言われたように大体ある程度絞られてきたというか、条件等も絞られてきたと思うんですが、全部満たしたとして、いつごろ再開をされるつもりなのか。

○鈴木企業庁長 一つはこの施設の安全・安心ということの点検等がございます。さらにはすべてそれを整えた上で、議会、市町村、地域住民の皆さん方の一定のご理解をいただくと、こういう前提ですので、今回事故報告書なり、あるいは中部電力からの提案というのをいただきましたので、これをとにかくすべてクリアをするということができてからということになっております。いつからかということは、残念ながら私も今ここで申し上げることができません。

○松田委員 なるべく早くということだと思うんですけど、だけど私が思うのは、それは条件が整って、全部中部電力からのそれも一回きっちり精査して、やるというのはわかるんですけど、ある程度見込みとして、例えば7つの各広域のこの事業に携わられるとか市町村は、大体いつごろのかなという目安というのもある程度知りたいと思うんですよね。ですから全部クリアできて安全だということがわかったら、県としてはいつごろからやりたいということを持つとらな、計算も何もなしで、とりあえずそれを受けてからやるということだけで、それで果たしていいものなんでしょうか。ちょっとそこをお聞きしたいんですけど。

○鈴木企業庁長 ご指摘のあったように市町村からは早期に処理ができるようにということを強く求められております。そのことを十分念頭に置いた上で全力でいろいろな課題をクリアさせていただくと、これが最優先と考えております。見通しが立ってきた時点では、当然のことながらきっちと皆様方にもご報告をさせていただきたいというふうに思います。

○松田委員 今、見通しが立ったというのは大体いつごろだと思ってらっしゃる。

○鈴木企業庁長 申しわけありません。今回ボイラーの改善の指摘も受けておりますし、発電機の部分、今月末にも報告をいただくことになっておりますので、それらをやはりきっちと検証した上でしか、申しわけございませんですが、お答えができません。

○松田委員 住民の方の感情とか、やはり事故のショックの大きさというのはまだ残っておると思うんですね。そういうことを考慮するならば、そう軽々にいつからやるとか稼働するというのは庁長の立場では僕は言えないと思うんですけど、逆に言ったら、このままでいたら費用的にもだんだんかさんでくる、また広域の7つの各市町村も、本当にいろんな意味で言い出したらきりがないくらい、いろんなことで問題トラブル等もあるわけですね。ですから、僕はここは思い切って、確かに住民の方にきっちと説明はして、やっぱり県としては何もなかつたらいつからやるということは言う方がええと思うんです。意見ですけれども。もう一回、再度それだけ聞いて。

○鈴木企業庁長 ご指摘がありましたように、地域の皆さん方にも安全・安心ということをきっちと理解をしていかなければならぬというふうに思っております。それをできるだけ早くやらせていただけるような体制を私どもも努力をしていくということでお願いをい

たしたいと思います。

○松田委員 これで終わります。

○西塚委員 発電施設の今、点検をやってもらつるわけですけれども、9月議会で再開をどうするのかという質問があつて、そのときに再開に向けて安全性を点検するために調査をしてもらうと、こういうことだったと思うんですね。その時点での認識は貯蔵槽はご存じのようにあんな事故が起きましたので問題があったわけですけれども、ボイラーを含めて発電施設について何ら問題はない。だけど、安全性を高めるために調査をしてもらうと、こういう認識だったと思うんですね。それは間違いないでしょうか。

○鈴木企業庁長 あのように大きな事故を一方で起こしてしまいましたので、発電なり他の施設が安全なものであるかどうか、安全に運転できるものかどうか、安定的に運転できるものかどうか。そこを確認をするという趣旨であったと私は思います。

○西塚委員 難しいことではなくて、当時の認識としては貯蔵せずに直接投入すれば安全にほぼ運転できるのではないかと、こういう認識だったと思うんですよ。ところが中部電力に、焼却施設だけ今のところ結論が出るとのわけですけれども、何項目にもわたってアドバイスをいただかなければならぬような状況であったと。これから発電機の関係もやっていただけですけれども、そんなことを考えていくと、もともと全体の施設そのものが欠陥だらけであったのではないかというふうに思うんですが、それはどんなふうに思ってみえるんでしょうか。

○鈴木企業庁長 運転上、例えば灰が思ったよりも付着をしたとか、付着をしますと自動的に止まるということで機械そのものは運転が止まってしまうわけですが、そういうことが起こっておりました。あるいは一部今回指摘を受けておりますが、腐食が思ったより早いと。塗料の関係かもわかりません。そういうふうな運転上の様々な修繕事項というのは過程の中でも出てくるのかなというふうに考えておりまして、今回はそういうことも含めて、この際改善すべき事項についてご指摘を受けたというふうに理解しております。

○西塚委員 この際何か改善すべき点があったかなかったではなくて、昨年の12月から8月まで、実質9カ月近くも運転してきたわけでしょう。そんな9カ月も経験したにもかかわらず、当時の認識としてはあまり発電施設については問題がないという認識だったわけでしょう。ところが中部電力に実際やってもらつたら、いくつか指摘されるような欠陥があつたということですよね。その辺の、それは企業庁の方、どこの専門家かわかりませんけれども、富士電機がプロポーザルで受けて自信持ってやられたわけですので、富士電機としてはその辺の欠陥についてはわかっておったのかなという感じもせんわけではないですが、その辺はどんなふうに思ってみえますでしょうか。

○鈴木企業庁長 今の点につきましては、そういう意味も含めて当然のことながらこの内容を富士電機の方でも検討していただくという状況の中で判断をしていきたいというふうに思っています。

○西塚委員 終わりますけれども、この結果について富士電機でも検討していただくことはなるんですが、検討する以前に彼らがそういう認識を全く持っていないのかどうかということが僕は問題ではないかというふうに思うんですよ。まあ、その辺で終わります。

○木田委員 この報告書が出たわけですけども、いろいろ爆発に至るまでのメカニズムの説明をある程度されたと思うんですけども、素人的に考えて、そういうごみを固めたものですから置いておけば湿気を吸い取るとか発酵するとか、あるいは可燃性のガスが出るとか、それは素人でもわかると思うんですね。タンクの中へ例えば入っていくときに酸欠で危ないぞとか、それぐらいのことは素人でもわかると思うんです。

それが具体的に解説されたというふうには理解はしているんですけども、この報告書の中で一部書いてありますけれども、やっぱりこれから問題として大きいのは貯蔵量の問題だと思うんです。あれは2個や3個手の上に載せて、全然危険性ないですよね。全く安全なものです。だけど、あれがどんとたまることによって危険性が増すと。そのあたりが今後いつ再開するか知りませんけれども、重点を置いていくべきポイントだと思うんです。そういうことを考えると、県だけではなくて市町村との関係で、製造の関係で量というものを考えていかなければならぬのではないかなどと思いますけど、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○鈴木企業庁長 今のお話でございますけれども、先ほどからもお話をありました、貯蔵槽が使えない状態になっておるわけでございます。したがって、再開するということに仮になりますれば、市町村でつくっていただいたのをスムーズに処理できるようなシステムというのを構築しないと運転ができないと、逆に言うとそういうことになるわけでございますので、市町村のRDFをつくっていただいておるところと、うまくそういう連携を取った運用なり処理ができるかどうかと、これをぜひ協議しながら、あるいはシミュレーションしながら詰めてまいりたいというふうに思っています。

○木田委員 2点目ですけれども、先ほどからお話がでていますけれども、松田議員の方から裁判にならてもやるのかという話がありましたけれども、民間では考えられないですね。片や裁判をしながら片や続けていくなんていうことは民間では考えられないことやと思うんですけども、その点、再度お考えを聞かせていただきたいと思います。

○鈴木企業庁長 法的な判断が伴うかと思います。少し勉強させていただきたいと思います。

○木田委員 それから深くは追求しませんけれども、今後考えていただきたいと思いますけれども、濱田府長がやめられて、この件について、これはご本人から今の時期が適当と判断されたのか、あるいはもうやめた方がいいというようなことを言われたのか、そのあたりをちょっと教えていただきたいなと思います。

○鈴木企業庁長 申しわけありません、私にはわかりかねます。

○木田委員 これはあくまで想像で申しわけないんですけども、私の想像ですけれど

も、真っ先にこの事件が起こった時点で責任を取ってやめるとなると無責任だということあって続けてこられたと、知事からもそういうことを言われたと聞いているんですけども、タイミングがいかにもよすぎたような気がするんですよね。ある程度鎮静化てきて、そして今後の追求というと言葉はおかしいんですけども、それができにくくなるような時点でやめられたような気がするんです。その時機を見計らったような気がどうしてもするんですよ。

それと、それは同時に発電施設の再開についてもそういうタイミングを計つるような、げすの勘ぐりかもしれませんけれども、そういう気がするんです。市町村からは再開をしてくれ、してくれということはすごく言われている。だけれども住民からは危険だからやめてほしいと。そのあたりのバランスを考えいろいろなことが進められているような気がするんですけども、府長、どうでしょうか。

○鈴木企業庁長 私自身は企業庁へ来るというお話というか、そういう内容を受けまして驚いておるというところが精一杯で、その辺の事情等については全く私としてはわかりません。

○木田委員 知事さんに聞いてくれというお答えだと判断してよろしいですか。これは新聞で見たあれなんですけれども、濱田府長はこれだけの施設をつくってこれだけやっているんだから、26市町村ですか、やめることはもちろんないと、進めるべきだと言われたというようなことを新聞で見たように思うんですけども、やっぱりそういうことも含めて再開ありきと、そのためのタイミングを計っているんだというような、先ほども言わせていただきましたけれどもそういうふうな感じを受けるんですけども、その点についてどうでしょうか。

○鈴木企業庁長 やはり残念ながら私、頭の中でそういうことを考えたことがございませんので、よくわかりません。

○木田委員 環境部長、何かありませんか。コメントがあれば。

○長谷川環境部長 特にありません。

○木田委員 これは私個人的な想像で言わせていただいたんですけども、恐らく皆さんも、また県民の方もそう考えられているのではないかというふうに思います。今後、知事さんも含めてお伺いしたいと思っております。以上です。

○西場委員 今、木田さんが言われたように、急な企業庁長の交代の場面に我々遭遇したわけですけれども、鈴木府長は農林商工の部長におられた、これから予算編成、一番重要な場面で今の地域経済をどうしていくんやというようなところで、我々もしっかり議論したりお願いしたりというような、非常に重要な場面だったんですね。それが今回こういう状況になつた。從来からの経緯も一番知ってみえる府長が退職されると、こういうことは府長を任命する権限は設置者である知事にその権限があるわけですから、議会に対して何ら同意なりを求める必要はない、こういうことは条例上といいますか理解できたとしても、こういう

状況下で、また議会で特別委員会も組織してずっと審議が継続されておるさなかで、一方的に変わりましたよというような下達的な報告というものはいかがなものかと、驚きとともにこういう率直な思いをさせてもらうところであります。

さりとてこういう状況になったのですから、これから企業庁の管理責任者としてご尽力賜らねばならないわけでありますけれども、そこで府長就任に当たりまして、今後の企業庁を運営していくにおいて、あなたの責任というものを明確にしておいてもらいたいんですが、通常業務の運営の一切の責任というのは企業庁長が持ってみえますか。

○鈴木企業庁長 企業庁の業務につきましては、ご指摘のとおりでございます。

○西場委員 そうしたらあなたを任命した設置者は、企業庁の運営に対してどういう責任を負われるのですか。

○鈴木企業庁長 例えば予算の関係でございますね。それからさらに公益上必要な場合には指示ができるというふうになっておろうかと思います。ちょっと、正確にその関係を示させていただきます。

知事が管理者に対して指示ができるのは二つに限られておりまして、地方公営企業法上の点でございますけれども、まず第一点は、住民の福祉に重大な影響がある業務の執行に關し、住民の福祉を確保するために指示ができると。二つ目には、管理者以外の地方公共団体の機関の権限に属する事務の執行と、地方公営企業の業務との執行の間の調整を図る必要があるときには指示ができると、このようになっております。

○西場委員 そういう法令みたいな言い方をされると、言葉ばかりが頭を過ぎていって中身がよくわからないんですが、要は通常業務は企業庁長が責任を負うけれども、全体にかかる大きな問題等については設置者も企業庁の運営等についてその判断を下すと、平たい言葉で言えばそういう理解でよろしいんでしょうか。

○鈴木企業庁長 おっしゃっていただいたとおりだと思います。

○西場委員 わかりました。

それではちょっと話は変わりますが、生ごみが1万1,363トン、RDFが2,993トンの処理ができる、3億7,400万円の負担増ができたと、こういうことでございますが、これは運送費は全然入っていないんですね。

○長谷川環境部長 運送費は双方に入っています。

○西場委員 入っておる。

○長谷川環境部長 双方に入っています。例えば紀南なら紀南から多度まで行くのに大変運送費がかかっております。その運送費は逆に従前ではかかっておりませんけれども、今は紀南のものは和歌山へ行っています。住友金属で処理しております。そうすると運送費がその

分だけ、新しくかかった分と旧でやっていた分とは当然相殺しております。だから運送費は加味しております。ですから、一番影響ないのは桑名。桑名が極端なことを言うと今まで運送費がゼロだったんですが、逆に愛知県、名古屋、四日市へ新たに運送費がかかってしまったということで、桑名には運送費が新たにまた乗っております。

○西場委員 今後この、どこが持つか、どうするかという問題が出てくるかなと思いますけれども、市町村の負担を軽減するという昨日の知事の発言の部分でありますけれども、これは原因者の責任負担において軽減を図っていこうと、こういうことですか。

○鈴木企業庁長 市町村のごみの問題につきましては、副知事を本部長とする事故対策本部の中で検討いたしております。その中で知事に報告を申し上げておりましたところ、昨日全員協議会等で知事が発言をしたかと思いますが、市町村の負担を軽減する方向でということで、私どももそういう指示を受けております。

○西場委員 それは軽減をどの程度するかという基準は何をもってやられるのですか。

○鈴木企業庁長 今回の予算の中で車のお話につきましては昨日少しお話をさせていただいたかと思いますが、市町村のごみにつきましても、今回の事故によりまして影響を受けた分、それをどこまで見るのか、どの部分を対象とするのかという議論は市町村の方と議論をして整理をさせていただこうというふうに思っております。

○西場委員 これからまた説明があるわけですから、事故調査委員会の報告に基づいて、その原因というものがある程度解明されつつあるわけですから、それがもとになると、こういうことでよろしいですか。

○鈴木企業庁長 最終的なことにつきましてはそういう事故調査委員会なりあるいは警察の捜査なりということで責任を明らかにしていかなければならないと思っていますが、現時点では昨日の車で申し上げましたような、きっちり責任の度合いがわからないというレベルの中では県が対応する中で、今回自動車の場合、富士電機から2分の1をいただくという暫定的な仮の対応方法というのを考えたわけですが、同じようなことも念頭に置いて対処ていきたいというふうに思っています。

○西場委員 じゃあ、必ずしも事故調査委員会の結論のみならず、全体的に勘案して決めていくと、こういうことですね。

じゃあ、もう一つ。昨日、新たな予算編成の中でごみゼロ社会という方針が新たに追加されて強調されてきたわけですが、この目指す方針とRDFとの関連について少しコメントをいただきたいんですが。

○長谷川環境部長 昨日、方針もお示しさせていただき、そういう方向でやりたいということで提案させていただいたわけでございますが、ごみゼロ社会は目指すところ、現在のごみ処理は当然、今、一番念頭に置かなければならないのはRDFの今回の事故を踏まえて、現在の処理体系を安全・安心なごみ処理体系にまずチェックして持っていくことが大事

であるということは間違ひございませんし、このごみ処理体系は安心・安全の中で、今の体系で動いていくというのを、短期的中期的には動いていくということは当然のことだと思っております。

ただ、今回打ち出したものは長期的な視点からということで、一応20年先を目指すに、いろいろな課題がありますから、それを合わせながらやっていくということで、今の20年、25年先については多分いろいろな課題が、今の処理システムのいわゆる更新時期といいますか、いろんなハード的、設備的にもそういう時期が来ますし、いろんな問題が改善してきますので、その時に合わせて長期的な視点で市町村と相談しながらですね。從前から言われておりますが、一般廃棄物でございますので市町村の固有事務でございます。先生方からも言われましたように、市町村の固有事務に県のかかわることが今回のRDFの大変な事故につながったということで、大変反省しなければならない部分があるわけでございますが、ごみをゼロにしていく、ごみをなくしていく、限りなく資源として活用していくという、ゼロにはならないんですが最小限のものにしていく、生産者の拡大責任も通じて、再生できる製品を提供していただくということも踏まえた、そういう方向のごみゼロ社会づくりを長期的な視点からスタートさせようということでございますので、その辺はご理解願いたいと思います。

○西場委員 慎重な言い回しやもんで、なかなか理解ちょっとしにくいんですが、何回か前にこういう問題が議論されたときに、たしか環境部長の方から調査委員会の報告もまだ出てこない段階でありますけれども、今後のRDFについて、必ずしもこの技術だけに頼ることではなしに、むしろRDFの縮小も含めてこれからのごみの対応の仕方、あるいは三重県のごみ処理の仕方というものを考えていただきたいと、こんなような私は基本的な考え方を示されたと思っておるんです。それをもう一度確認したいのと、もう一度端的に聞きますけれども、RDFはごみゼロ社会に対して貢献する技術なんですか。まだそれは不明確なのか、今の時点ではどういうように考えてみえますか。

○長谷川環境部長 ごみゼロ社会は先ほど言いましたように20年先を目指すにしておりますので、当然20年先、今のこのRDF化施設の耐用年数が25年ぐらいだと思いますが、その先にはまたその更新時期が来ると思います。そういうことを考えたときに、今、RDF社会がごみゼロ社会に貢献するというよりも、ごみゼロ社会に向けては当然のことながらRDF施設は安心・安全の世界を確保しながら、今、多大な投資があり、市町村のごみ処理の仕組みが、26市町村はRDF化することによって処理するということになるわけですね。それが市町村においても20年、25年先にまたRDF化施設の更新の時期が当然来るわけです。そのときにまたそういうような財政事情等も含めまして、地球温暖化対策そのものもさらに進むでしょうし、いわゆる焼却というものに関するいろんな課題が出てきますので、そういうときに向かってはいわゆるごみをなくしていくという方向に、地域で、住民の段階で取組んでいただこうということを考えている方向がごみゼロ社会づくりでございますので、その辺は当然今ある仕組みの中で、今の中リサイクル、要するに再使用、再利用ですね。これは要するにある意味でいえば、ごみがある前提でのいわゆる循環でございますので、循環型社会の中でもごみがなくなっていく、少なくしていくという形の、また堆肥とか

いろんなものへ活用していくという形でのいわゆる循環社会と、現に大量生産、大量廃棄というものの内で、大量廃棄の処理に困っておるわけでございますので、大量生産、大量消費というのも当然縮減するような方向で考えていただく中での一つのごみゼロ政策というものを全般的に、今後20年を目指すに展開していきたいというふうに考えておるわけでございます。

○西場委員 選択すべき一つの方針だということは理解できますが、しかし、今現状で、あるいは今日までの経緯を考える中で、まだまだそこは十分議論していかねばならないことが多いと思いますので、もう少し時間をかけて、いろいろ議論なり調査をさせてもらいたいと思います。とりあえず。

○貝増委員 初めにちょっと企業庁については、私は鈴木庁長より総括2人に答えていただきたいということをお願いするんですが、よろしいですか。

○田中委員長 結構です。

○貝増委員 事故調査の資料をずっと目を通させていただいて、疑問が二つ生じているんですけども、一つは12月1日に大急ぎで発電所施設を稼働させたと。でも、その前提になるのは、この事故、各市町村7カ所から搬入形態が、改めて資料を見せていただくと、もう稼働開始1週間、10日後に1,500トンばかりの貯蔵があると。でも、実態はたしか当初10年間ぐらいは140～150トンの稼働をすると。だからキャバは200トンになっていても、140～150トンなのに、これだけのキャバ以上のものが毎日持ち込まれてきたと。だから事前に、從前つくられたものも持ち込まれているから、これだけの量がある。それすぐ煙が出だした、稼働はストップかける、じゃあ倉庫に入れる。だから、当初、一番最初環境部長が言わされたように3ヵ月以上5ヵ月以上の長期保管は危険である、危ないと。そういう二つの文言あるいは資料を比べたときに、企業庁は前の知事から指令を受け、この施設は完全に安全・安心が、確保されたから稼働しますと、大急ぎでされたと。じゃあ、その中身についてもっと慎重に、市町村なら市町村に持ち込みの搬入ストップが何でかけられなかったか、この時点です。

例えば鈴鹿へ持ち込んだときでも、焼却できないから一時保管場所として県内の鈴鹿市なら鈴鹿市に保管したときでも、当初は市町村別搬入施設ごとに区分けしていたけれども、大量になって、重機で、がちゃがちゃにしてしまったと。だから、それが結果的に長期保管は危険だということが改めて見えた。あれをそのまま7つの施設、あるいは保管場所でも区割りをしていけば、大事な発火原因の原因究明の一つもできたのではないかろうかと。

なぜというなら、もう少ししゃべらせていただけたら、当初、安全・安心の確保の第一段階として、協議会とあるいはその技術部会、一緒ですけれども、7つの箇所でつくるRDFチップはメーカーも違い、例えばこの事故調査の報告書どおり、水分もカルシウムも消石灰の量も全部違うと。水分でも24%から62%の問題もあると。合うのは灰の分だけですよと。あとは全部パーセンテージも違う。規格品の中身が違うと。それを何回も協議してメーカーを集めて正常な正規の三重県版RDFをつくる。それを搬入さすということが、あ

のときの企業庁あるいは環境部の打ち合わせであったと思うんですけれども、これが全然実行されていなかったから、こんなことになったんとちがうかと、資料を見て改めて。

まずそこから、企業庁の総括から、そのときのなぜそうなってしまったか、なぜできなかつたかと、なぜそこでストップかけてまで7つの施設に対して指導できなかつたかと。この辺をまず総括からお答えいただきたい。

○小林総括マネージャー まず、このダイオキシン規制というのが14年12月1日から法が始まります。それで3つの町と4つの団体さんにつきましては、その14年12月の規制に合わせまして整備を進めてもらっております。当然、私どもの焼却発電につきましては、この15年間というふうなモデル施設ということで、この市町村さんでつくられたRDFを私どもで安定的に受けさせていただくというふうなことで、その14年12月の稼働に合わせてすべてスケジュールを考えてやってきたというふうなことでございます。そんなふうなことでございますので、それで現実的に貯蔵槽へ受け入れました。それは当然14年12月1日までにその各団体さん等でRDFがつくられておりますので、それについても具体的には10月ごろから受けさせていただいたということでございますが、それを貯蔵槽等にためております、結果としてこの12月23日に発熱をしたと、そんなふうなことでございます。

私どもとしましては、そのような経過の中で発熱をしたということにつきましては、実は平成6年度にNEDOの方で調査がございまして、その調査の中ではRDFそのものは5ヶ月ほど長期保存いたしましたが発熱はない、またガスもほとんど出ないと、そんなふうな結果がございまして、それがその当時の私どものRDFに対する知見ということでございましたので、そんな形で貯蔵槽にためておいても大丈夫かなというふうなことでございましたが、23日に発熱を起こしたと、そんなふうな経過でございます。

○貝増委員 聞きたいことはいっぱいあったんですけども、とりあえずそれから話しさせていただきますけれども、今、例えば我々が前に知事を招致したいと、これはまた後の協議に入ると思いますけれども、それと一緒に、濱田庁長が退職された、だから今の鈴木庁長に聞いてもわからないだろうと、時のこととはと。ここなんですよね。いないからしゃべってくれではなくて、そろそろ本音で。ここまで各種の資料も出てきた、外部団体の調査も出てきた。だから、この12月1日前後からこういった事故が起こるまでの間の、例えば2人も総括がおって現場責任者もおりながら、なぜそういうチェックが利かなかつたのかと、これはまた議会に出す次の問題ですけれどもね。

内部で特定個人代表の、機嫌取るのではないですけれども、この人はスーパーマンかもわからない。しかし専門家集団でありながら、こういった「うちはわかりません。NEDOがどうのこうの、こういうのではなくて、現場を預かるね。例えば前の知事が環境先進県21世紀の循環型社会の最たる施設をつくりたいと言われたことを、それだけオブラートに包みながら、なぜ走ってしまったのかと。その辺は今、別に総括に総括話をしてくれというのではないですけれども、そのときの状態はどうやったか教えていただきたいと思います。そのときの流れをね。上司とのやりとりがどこまでいっていたか。

○小林総括マネージャー そのRDF化構想というのを結果的には環境部の方でつくられたということでございまして、先ほども申し上げたのですが、RDFそのものについては、その当時は町の石炭というふうな言われ方をしておりました。ごみから燃料ができるというふうなことで非常にいいのではないかと。結果として、消防の方でも指定可燃物に指定はされていなかったということで、消防の方も安心であるというふうな、さっき木田先生も手に乗せても大丈夫だとおっしゃいましたが、まさにそういう感じで、そして調査の中でもよかったです。

それで調査をして、やはりいいものでということになって、前知事さんも先導されたということもございますが、全国RDFの自治体会議の会長にもなられて先導されたと。県内的にはこの26市町村の方が乗ってみえたと。もう一つはいわゆる処理センターの溶融化というのもございまして、大体69市町村の中でRDFの部分が26市町村と、溶融が31ぐらいと、それから残りの数町の方がそのまま焼却をしていただくということで。

それでもともとRDFのときに、私が聞きましたときにはもともと分別が必要ですということがございまして、まずこのマテリアルのリサイクル。分別していただいて、マテリアルリサイクルをしていただこうと。例えば廃プラスチック等も分別していただく。そして、その後残りましたものについては、今まで単に燃やしてその灰を埋めておったということございますが、その燃やす分をサーマルとして、サーマルリサイクルをすると。サーマルリサイクルそのものが焼却発電というふうなことで、すべてこれはリサイクルできるのではないかなどと、そんなふうな考え方でもって、このRDF化がいいのではないかというふうな話で、そういう形で進められたと思っております。

○貝増委員 難しい相変わらず横文字が出てきて、これは専門用語ですからしようがないんですけども、ただ、そういうふうに本当に触れるようなね。我々がそのときにどれだけ上司と担当者と踏まえたディスカッションがあったんやと。だれの教科書に基づいて、それを例えば演出しなければならなかつたのか。言いたくても言えなかつたのかと。

あまり突っ込んで質問する場ではないもので、さりげなくいいんですけども、要はこういう伏線で聞きたかったのは、今、昨日も知事が言われたけれども、あるいは先ほど鈴木庁長が言われたけれども、例えば補償の問題、あるいはメンテの問題でも、県として当面責任出るまでは負担もしなければならない。これは当然14年12月1日のRDF化構想の26市町村に対しての、お願いした以上、やっぱりその首長から協議会から上がってきたら、とりあえず対応しなければならない。

でも、その対応の中でも、私の住んでいる例えば桑名広域一つ取っても、向こう半年間までは無理やろう、じゃあ、その間の生ごみ処理費用を単純計算していったときに持ち出しより旧施設を改修した方が費用対効果が安くつくではないかと、だから積算して県にお願いしたいと言って上がってきていますよね。これが県は一日も早く3原則を第三者に依頼して、それをクリアできたら地元の了解を取って再開したいと、もうすべて9月の一般質問最終日の某役員さんの演出から、すべてそう向いていると。でも調査の実態というのは、それより万が一やから、うちでも安くおさめたい。そして住んでいる市民のための毎日出るごみの処理を

安心させてあげたいと言って、旧施設の改築までいっていると。

そうすると、一つの目的に対して、二つの施策で県としては動いていることになるんですね。早くやりたいけれども、地元は再開したいと。旧施設も動かしたいと。この辺は県の思惑と対応は、うなるほど金があるときではない。どういうふうに整合性をこれから県庁として指導していくものか、それを最後にちょっと伺っておく。

○長谷川環境部長 旧施設は休止をしていたということで、廃止をしていなかったので、動かせるという状況にあったわけですね。それは当然広域は知っています、それで今、広域は私どもが当然11月末、10月末とかですね、事故が起こってから、大体3ヶ月ぐらいのスパンでしか県外の市町村もごみ処理の受託契約もできませんですから、正直申し上げて、この年末を迎えてどうするかなということに対して、大変桑名広域は心配されておったということはございます。それで私どもも名古屋市へ何遍か行き、上層部の方と会ってお願ひもし、当然お互い困っているので、じゃあ助け合いましょうということを言っていたいです、正直申し上げて年末のごみ処理は環境部の中で全部桑名広域のものは処理できるように確保いたしております。

それと、それは当然桑名広域の旧施設が再開するとか、そういうことではなくて、当然とにかく年末が一番大変ですので、やる。そうするとまたそれで、自転車操業ですが、来年になっても何かあれば当然それは動くということで、それは7施設ともども、今さっき言いました和歌山の住友金属のRDFの処理につきましても、日々の取引といえども、やっぱりそことのいわゆる和歌山市役所が、当然他県のRDFが入ってくるわけでございますので、それは市に了解をいただきたいといけないので、この辺も大変住民からもそういう声が出ますので、私も先日、和歌山市の助役に会いお願いもしてきました、そういうことが要するに動いています。

そういうことが、かなり日常に今私どもごみ処理対策本部でやっていることが、私どもとしては可能な限りのことをやり、現実的には回っておるんですが、桑名の広域さんとしては、私どもが行ってお願いしているということに対して大変気になっている部分もあるかわかりません。当然市長さんも名古屋市やいろんなところへ行ってお願いもしているのですが、また再度お願いに行くという行為がどんどん起こっているということの中で、旧施設が動くから、それでやれる分はやればですね、ただ、あそこなんか、名古屋市でも、愛知県の分も名古屋市の分も四日市の分とか、いろんな搬出先が異なっておりますので、日々運送の方法とか、いろんなごみを集めての搬送とかがいろいろ複雑になっておりますので、今は生ごみで処理できていますけれども、大変な状況にあると思います。それが桑名広域になれば一つのところで処理できるということで。そういうこととか、外部の今の処理費用が先ほど見ていただきましたように相当かかっていますので、長期化するとものすごくかかるのかなという判断をされて、多分生ごみ処理のことをやられたのではないかというふうに私は思っております。私どもから生ごみの処理施設を再開していただきたいとかそういうことは一切言っておりませんし、年末のごみ処理も確保しておりますので、桑名の広域さんの独自の判断でやられているということでございます。

ちょっとRDF化施設の再開とか、その辺は私どもも、今のところ対策本部では生ごみの処理という視点でさせていただいておりますので、ちょっとその辺はお答えはできません。よろしくお願ひいたします。

○貝増委員 終結しようと思ったんですけど、そこまで出ましたもんで、ちょっと企業庁に確認だけ取るんですけども、生ごみ処理は今環境部長が心配していただけて、あるいは動いてもらっているとおり、地元もそのとおり動いていますよね。反面、水面下での話で一日も早く県のごみ発電施設が再開のときにはという前提で、桑名広域のRDF施設のラインは一基はそちらへ入れてほしいという話を側聞しているんですね。だから、県庁サイドでもそうなんですね。二つの部局で思っていることと行動していること、そして段取りしていることがなかなか歴史が一つにならないように思う。その辺は企業庁はどう考えられているか。庁長によろしいです。

○鈴木企業庁長 桑名の広域さんからも、当然早くこの県の施設を安全に稼働するようにということでの要望もいただいているわけございます。しかし、当面の措置として、先ほど環境部長が話をされましたように、非常に高い現在の処理方法を少しでも安くというふうなことから暫定的に従来の施設を稼働させるということをお考えいただいたようでございますけれども、いずれにしろ先をにらんだ形でのRDFの方の桑名の施設、これについても改修等をして対応するという準備も進めていただいているようございますので、基本的にはどちらもこっちもで大変むだ遣いをしたということにならないように、その辺は桑名広域さんの方とも、私ども、十分連携を図っていきたいと思っております。

○貝増委員 終結です。

○水谷委員 先ほどの西塙委員さんの関連で、ちょっと素朴な疑問なんですけれども、中部電力に点検をしていただきましたですよね。この設備は当然富士電機が請けてつくったと。それで富士電機さんに言わすと、RDFにつきましては素人だけれども、この発電設備については当然専門家でありますとかね。それで、この指摘事項を見ていますと、富士電機自身においても十分把握できるような内容もあるわけです。そういう点を見ますと、富士電機として今後、当然、先ほども庁長がおっしゃっていましたように契約の問題があるということございますので、将来にわたって、こういったことが自分自身のところでわからないということであれば、非常に不安を感じるわけです。我々、本当に民間ではこういったやり方はあまりないと思うんですけれども、そういった点につきまして、庁長としてどう考えられているのかなと、ちょっとお聞きしたかったのですけれども。

○鈴木企業庁長 今回、事故調査委員会からも管理運営についてはきちっとするようにというご指摘もいただいているわけございます。したがいまして、県としてはご承知をいただいておりますように現地の体制を強化をすると。あるいはごみ処理等について専門的な職員を環境部の方からこちらへ、本日も1名出席をしておりますけれども、職員を異動していただいたと。そういうふうな形でさらに我々もそういう知識なりを吸収し、きちっとした管理体制が取れるようにやっていかなければいけないと思っておりますが、同様に富士電機もそのような十分な知識を持った職員の配置なり管理体制をきちっとしていただくと、これはも

う大前提であるというふうに私自身は理解をしております。

○水谷委員 それと、前企業庁長さんにはちょっといろいろ質問したりしたんですけども、なかなかはっきりした答えが返ってこない面が非常に多かったし、今回、先ほども出ましたけれども、突然の交代ということで非常に遺憾なんですけれども、先ほど環境部長さんのいろいろなお話を聞きまして、新企業庁長と環境部長は非常にうまく連携をされているのかなというような気がしまして、これからぜひそういう形で全面的に協力し合いながら、ぜひ解決に当たっていただきたいと、このように思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○日沖委員 今日のこの特別委員会に出てこさせていただいておって率直に感じますところは、事故調査の最終報告書も出てきたと。そして、RDFのボイラーの調査協力の報告書も中部電力さんから出てきたと。そして、表現は悪いですけれども、前企業庁長は引責辞任をもって新しい企業庁のトップができて、新しい体制で進むと。これである程度、事故後のはずのけじめができる、RDF発電所の再開に向けてスピードが速まるのではないかというふうに私は今日のこの委員会に参加させていただいて、率直に感じさせていただいているのですが、先ほど来も委員さんの中から再開のタイミングをはっきりすべきではないかというふうな質問が何度もございました。

私がお聞きしたいのは、この再開という言葉が既に既成事実化してきているんですけども、これは委員会を振り返りましても、いろんなそんな議会での発言を振り返りましても、言葉は出でているんですけども、きっと企業庁長なり環境部長なりがしかるべき公の場面で、県はごみ焼却発電再開に向けて進みますという県民に対するコメントをした場面があったのかなというふうに振り返って思うんです。これはいつ再開ということに県の姿勢というのを固まつたのでしょうか。ここをまず聞かせていただきたいと思います。

○鈴木企業庁長 先ほども少しお話が出ておったかと思いますが、知事が前回の議会の際に再開する場合にはこういう安全・安心であるということを知事自身が確認をした上で、かつ県議会なり市町村なり住民の皆さん方のご理解を得てと、こういうふうに発言があったかというふうに思っております。したがいまして、再開するには一つにはきっとした安全・安心の現在の施設の点検なり、あるいは全体として安全・安心ということが確認できるということがまずなければ前へ進みませんし、そうした上で議会なり市町村なり住民の皆さんの一
定の理解を求める上、こういう手順を踏んで判断をするというふうに知事が議会では発言をしておるかと思いますので、そうした場合に一方で市町村からは早く再開をという話も聞いておりますので、再開ができるというにはまず安全・安心と、ここを整理をしておくというのが現状の段階でございます。それがきっとできて、説明ができる状態になって初めて方向性がきっと固まってくるのかなというふうに考えております。

○日沖委員 なかなか県民に対する姿勢の示し方というのが、これだけの事故ですから難しいということはわかるんですけども、今言われたのは、「知事が再開する場合は」。「場合は」ですね。それでは再開しない場合も、再開という選択肢を取らない場合もあるんですか。もう一度。

○鈴木企業庁長 非常に言葉遣いが難しくなって答えにくいのでございますけれども、やはりRDFが現在市町村で行き先を失つておるという状態の中から、私といたしましてはきっとした安全・安心ということをご理解いただいて、RDFの処理を早期にきちんとやらせていただきたいというふうに考えています。

○日沖委員 それならば、県民に対して心苦しい点はあるとは思いますけれども、もう再開の道を考えるしかないんだ、選択肢はないんだということの姿勢ははっきりと示した上で、その後いろいろ万難はあるとは思いますけれども、それに立って県民に対して安全・安心していただけるようにやっていくべきだと思うんです。言葉をごまかしたまま、表現をごまかしたままいけば余計不信が募るばかりで、やはり姿勢というものはきっと前提として示して、その上に立って県民の皆さん方に、また地域の皆さん方に、事故に遭われた方々に理解をしていただけるようにやっていくべきだと思うんですけれども、そこの基本のところをお願いしたいんです。その選択肢がないのであれば、今日のこの委員会が再開に向けて姿勢をきっと表明した委員会にしてほしいんです。

○鈴木企業庁長 県議会の皆さん方にも、どのような安全策を取ったのか、安全かどうかということをきっとご説明を申し上げてからということにますなるというふうに私は認識をいたしておりますですから、きっとその辺のご説明ができるようにしておきたいというふうに思います。

○日沖委員 ちょっと言葉が強硬になりましたけれども、けれども他の選択肢が何かあるのであればいいですけれども、ないわけですよね。考へてもみえないわけですよね。県は。それであっても表現をごまかし続けなければならないというところが、県民に対していかがなものかというふうに思います。この委員会の趣旨、今ちょっとぼそぼそと言われましたけれども、趣旨もありますし、それはタイミングもあるのかわかりませんので、これ以上突っ込みませんけれども、やはりそうでなければならぬのであれば、この委員会ではなしにどこでも結構ですけれども、やはりもちろん調査はしっかりしていただきなければいけませんし、安心いただけるための材料はこれからもまだつくっていただきなければならないんですけれども、ごまかしのようなやはり県民への姿勢というのはダメだと思いますので、その点だけしっかりとひとつよろしくお願いします。

以上です。

○鈴木企業庁長 承っておきます。ありがとうございました。

○岩名委員 今、ずっと話を2時間近く聞かせていただいて、再開ありきということで進んでいるように受けとめられるのですが、私はいま一度足をとどめてしっかりと考へないといけないのでないかなと思っているんです。この事故調査委員会の笠倉委員長さんも、今後100%の安全保障はないと、無理だということを言っておられますし、これを推し進めてきた国の機関、NEDO初め、もう今後はこのシステムは推奨しないとさえ言っている。この中で、私はもしこれを再開してもう一度トラブルを起こしたら、三重県の環境政策が問われるだけではなくて県政そのものが県民から見放されると思うんです。ここはしっかり慎重に私

は事を進めてもらいたいということを強く要望したいんです。

もともとこの事業は最初から僕が言っているように、大体市町村の専権事務に県が割って入って、そして「ひとつこのごみで金もうけしようか」というような私は不純な考え方があったのではないかと思っているんですよね。先ほど小林総括マネージャーは、このことを始め出したのは環境部だと言っているけれども、そうではないですよ。これは企業庁がやり出したのではないですか。これは金もうけのためにやり出したんですよ。それと電気技師のシェアを維持拡大するためにやったことではないですか。これは田川知事時代の話です。

いずれにしても今回のこれを見ていますと、設置者がおって、県ですよ、これ、知事。そして管理者は企業庁長でしょう。それをまた民間に丸投げをして、そして民間がこれを運営していくと。そうかといって、ごみの部分については環境部がかかわっていくと。こんな複雑な構図の中で、私は安全なごみ行政ができるとは思えないんです。それで責任の所在がないではないですか。ですから、今回のことでも、全部これは責任のなすり合いとすら思えるような構図になってきております。こんなことではだめなので、何も間違ったら間違ったで、県民に謝って方向転換するのは当然だと私は思うんです。

さっき、環境部長はごみゼロ社会は20年先に出現すると。私は生きていないじゃないですか、そんな。そんなばかな県政なんかないですよ。今、ごみ問題は世界、全国でも喫緊の課題です、これ。私が死んでからそんなもの、これは実現してもらってもだめなんですよ。

ですから、あなた、証述に説法だけれども、このごみゼロ社会というものは分別以外にならうことは、こんなことはわかり切っているじゃないですか。それをこの機械をもって投資した金はあまりにも大きい。大きいから、これを何とか生かさなければならぬと、それは気持ちちはわかるけれども、私は勇気を持って方向転換することも強く要望したいと思うんです。

本当に一度何かが起きたら、これはえらいことですぞ。そして、それが本当に一つのいわゆるセオリーにのっとってやっていることならば、失敗しても県民は許してくれるかもわからない。先ほど来言うように、非常に複雑怪奇な状況。これでは私は安心・安全なんてとても言えないと思う。

それで、これに関して一つ最後に聞きたいんだけれども、小林総括マネージャーがいいと思うんだけども、いわゆる14年12月1日に始動して、そしてその後、たび重なるこのボイラー関係においても事故があつたわけですね。事故や、41日間もあれを停止していたわけですね。それに対して、県民に対して何も情報公開していない。このことは前にも私は聞いたけれども、きちっとした返事はなかったんですけども、やっぱりそういう姿勢の中で再開を認めろと言われても認めるわけにいかないと私は思うんですね。だから、その4カ月間に5回以上もそういうトラブルが発生したのになぜ隠していたのか、そのことについてちょっと説明願いたい。

○小林総括マネージャー 先生おっしゃいましたように、確かに41日間停止をいたしました

た。停止の一番の大きな原因としましては、15年1月5日の日に凍結によりまして、これは非常に私ども恥ずかしい事故だと思っておりますけれども、凍結をいたしまして、そしていわゆる発電の部分の誤作動がございまして、発電のタービンの軸受けが損傷して、その修理のためにというふうなことがございました。それで実際問題、発電が停止をいたしましたが、そのときには焼却の部分は継続をさせていただきました。そんなふうなこともあります。それから12月23日の発熱もございましたし、それからまた3月ごろでございましたけれども、一部配管の不手際等もございまして、その配管のやり替え等で1日とまつたこともございました。

そんなふうなことで、私どものトラブルの事あるごとにメディアさんの方にも報告を、先生方にも報告をいろいろさせていただいたという経緯がございます。

○岩名委員 いや、もらっていない。

○小林総括マネージャー そういう経緯もございますけれども、常任委員会でご説明させていただいた経緯もございます。3月だと思いますけれども。

そんなふうなことでございまして、確かにこの14年12月1日に稼働させていただけて、そして市町村さんからのRDFを受け入れざるを得ないと申しますか、そんなふうな状況の中で動かさせていただいたということで、現実的には私ども施設を監視しながら富士電機の方で管理をしてもらつたというふうなことで、その辺のいろんなトラブル等がありましたことについては、私ども非常に反省をいたしておりますところでございます。

○岩名委員 再開する云々にしても、やっぱり私は今の管理体制なり、いわゆる組織形成というものはもうちょっと抜本的に見直してもらわないと、とてもじゃないけれどもこれは我々は安心して任せることはできないと思う。いまだにどっちが責任が重いんだというようなことでもめでていたり、そんなばかな体制で県民に安心や安全を提供することはできないですよ。もっと組織内部のあなたたちのあり方をまずきちっと整理してください。要望しておきます。

○山本委員 ちょっと二、三点お聞きさせていただきたいと思いますけれども、まず、再開の話がございましたんですけども、私は地元の立場として、再開をしてほしいというようないろいろ話はあるんですけども、再開をせよというようなことを私はよう申し上げませんんですけども、再開に向けていろいろ少し話があるんですけども、なかなかやっぱり僕らも地域に住んどって、まず私も9月にいろいろ質問させてもらったときに、知事とか企業庁は早い時期にやっぱり地元の方にあいさつに行くと、謝罪に行くというような話がありましたんやけれども、今これずっと2カ月半たつたんやけれども、ないんですね。これはやっぱり大分、地元の皆さんからしても意識をしてみえる。だから、その中に大分2カ月なり3カ月のギャップがあるんですから、再開に向けてはまずやっぱりそんなところから僕はやっていかなかんと思いませんけれども。

それにしてもやっぱり再開に向けての条件というのはなかなか高いハードルがあるじゃな

いかと思いますが、その中に、先ほど岩名先生もちょっとお話しされましたんやけれども、決して僕は再開ということはあれなんですけれども、再開へ向けるとしたら、地元の者としては環境省なり、やっぱり旧通産省あたりね。今はまだこれ、これから行くところ、三重県の例がバイブルになるというような話を聞くわけですけれども、やっぱり環境省とか旧通産省あたりの国のいわゆる基準を何とかクリアして再開に向けていくとか、その辺のところについてちょっとお考えをお伺いしたいとの、もう一点は、再開をするならばやっぱり施設というのは企業庁の方にきちっと受け取って再開をするのか、この辺のところをまず二点、お伺いします。

○鈴木企業庁長 今回の事故に関しては、今お話のありました環境庁とか消防庁とか、いろんなところでも調査をしていただいております。先ほど少し出ましたが、指定可燃物にするというふうなご議論も出てきております。そういういろいろな調査なりの結果を踏まえまして、それをきちっとクリアしていくということがまず先決であろうというふうに考えております。

それから二点目も、やはり現時点で非常に皆さん方ご承知をいただいている不安定な状態になっております。やはり再開するに当たっては、きちっとその辺の整理をどうするのかということもご説明を申し上げられなければご理解はいただけないというふうに考えておりますので、整理をしてまいりたいと思います。

○山本委員 そうすると、ある程度環境省や旧通産省あたりのあれをクリアして再開に向けていきたいと、こういうことですね。

それともう一点は企業庁に施設を移して、それでやっぱり再開をしたいと、こういうことですね。

それとあと、知事とかそれから企業庁はごあいさつに行きましたか。9月以降、地元の説明にはその前に行ったか行かなかったかわかりませんで、10月以後ですと行きましたんやけれども、それ以後、知事とか企業庁は地元に行きましたか。地元住民の皆さん方に。

○鈴木企業庁長 大変申しわけありません。遺族のところへお邪魔させていただいたことは申し上げました。お会いできなかつた町長さん、市長さんはいらっしゃいますが、地元の市長さん、町長さんのところへも、十分なお話をさせていただく余裕はなかったんですが、私自身は17日以降で行かせていただいております。それから地域の自治会長さんのところへは、従来のことは私わかりかねますが、今回中部電力からこういう報告をいただいたというふうなことについては、地元に今回きました事務所の方からお届けをさせていただいた説明をさせていただくと、そのような対応を今取っておるところでございます。

○山本委員 あまり十分でないなということを思いましたので、これはやっぱり努力してもらわなかんと思います。

それからもう一つ、別件ですけれども、企業庁長さんは恐らく急になったということは大変やと言うてますんやけれども、前の企業庁長さんから今度の企業庁長さんに恐らく申し送

りをされたと思うんです。1枚か2枚かわかりませんのやけれども。その辺のところをちょっと抜粋して、どういう項目で事務引き継ぎの申し送りがあったか、ちょっと。例えば今問題になつとるような、再開に向けてとか補償に向けてとかいろいろありますように、ちょっと何かありましたら、おっしゃってもらえませんか。

○鈴木企業庁長 今までの経緯なり当面抱えておる課題について、引き継ぎというか説明を受けておりますが、今日、各委員さん方に議論していただいておりますように、多岐のことについてこういう状態だという説明を受けております。今後のことにつきましては、これも事故対策本部とか、そういう中での議論でこれから整理をしていくというふうに私自身は理解しております。

○山本委員 もう時間がつかえていますので、できたらそれは、やっぱりそういうことを確認していくということで割と情報が開示されていくと思いますので、できればそれ、コピーをもらえませんか。

引継書を。これは既に前前任者ぐらいのやつは出回っていますから、ぜひとも下さい。

それから最後にもう一点、すみません。桑名広域清掃事業組合の2億8,000万円のこれ出ていますのやけど、これについての大体中身ぐらいと、恐らくこれはいつごろぐらいから再開をしたいとかいうような話は僕は恐らく聞いてみえると思うので、大体この費用の中身ぐらいと、それから再開の大体予定ぐらいをちょっと教えてもらえませんか。

○鈴木企業庁長 現在、おっしゃっていただいたのは従来の施設を稼働させるための経費というふうに聞いておりますが。

○山本委員 その中身は聞いていませんの。だから、どういうところを直すかということとか、それから例えばどういうスケジュールでいくかということは恐らく聞いとると思いますけれども、どうですか。

○小林総括マネージャー 桑名広域さんにつきましては二通り載ってございますが、まずこの2億7,000万円のものにつきましては。

○山本委員 いや、そちらはもういいんですよ。旧施設を言うとるんです。

○小林総括マネージャー そうなんですか、すみません。旧施設が約2億8,000万円と書いてございますけれども、これにつきましては旧炉を動かすための経費と、そのように聞いておりまして、現実に今その準備にかかっていたいとるということで、私ども聞いておりますのは、年内には旧炉を動かすような形で動いていただいとると、そんなふうに理解しております。それで、お金の内訳については、旧炉を動かすための経費と、そのように聞いてるだけでございます。

○山本委員 もう一点だけ、すみません。そうするとこの辺のところについては恐らく、ですから県の方も負担をしていくという形で今もお考えになってみえますのやわな。

○小林総括マネージャー それにつきましては県の方からお金を貸してほしいというような話がございましたので、そういう形で動いております。

○山本委員 そうするとこれについてはお金を貸す程度ぐらいで、その後のものについては考えていないということですね。

○鈴木企業庁長 市町村のごみの焼却については、その負担が非常に大きくなっているという中で、その軽減に向けて知事から検討するよう指示を受けておりますので、その中で一緒に検討させていただきたいと思います。

○山本委員 ありがとうございます。

○田中委員長 今、山本委員からお話をありました引継事項の内容がわかるものを資料としてお出しeidtakudakutokotoはできますか。

○鈴木企業庁長 すみません、ほとんどが従来、議会等で報告をさせていただいたような答弁資料とかそういうもので、ここでこういう説明をしてきたという形での資料でございますので、どのようなものを見ていただければいいのか、ちょっと私も混乱した状態になりますが。

○山本委員 1枚か2枚かあれですけれども、どういう形で渡されたか知りませんのやけれども、恐らく2~3枚であるのではないかと思いますので、それをお出しeidtakudakutokotoはできます。ですから、恐らく過去にさかのばればいろいろなやつが、私も手元にいたいたことがあるのですから、それをちょっとお願いしたいと思います。

○鈴木企業庁長 一回整理をしてみます。

○田中委員長 他にご質疑ございませんでしょうか。ないようございましたら、本日の調査を終了させていただきます。

当局には大変ご苦労さまでございました。委員以外の方はご退出をお願いします。委員の方にはご協議願うことがありますので、そのままお待ちください。

3 その他

・委員協議

(参考人招致について)

実施日 平成15年12月3日午前10時

野呂知事に出席を求め、設置者として現状と今後の方向について質疑をする。

(次回開催について)

正副委員長に一任

〔閉会宣言〕

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年11月26日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

[■ ページのトップへ戻る](#)

問い合わせ先:県議会事務局

電話:059-224-2877／ファックス:059-229-1931／E-mail:gikaik@pref.mie.jp



All Rights Reserved,Copyright(C)2008,Mie Prefectural Assembly
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。



平成15年12月3日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録

(開会中)

開催年月日 平成15年12月3日(水) 自 10:02 ~ 至 12:47

会議室 第601特別委員会室

出席委員 14名

委員長 田中 覚君

副委員長 藤田 正美君

委員 日沖 正信君

委員 松田 直久君

委員 水谷 隆君

委員 芝 博一君

委員 三谷 哲央君

委員 見増 吉郎君

委員 山本 勝君

委員 西塚 宗郎君

委員 萩野 康一君

委員 西場 信行君

委員 岩名 秀樹君

委員 永田 正巳君

欠席委員 2名

委員 岡部 栄樹君

委員 木田 久主一君

出席説明員

知事 野呂 昭彦君

副知事 吉田 哲君

〔企業庁〕 企業庁長 鈴木 周作君

総括マネージャー 小林 和夫君

〃 藤田 輝也君

RDF発電特命担当監 藤森 荘剛君 その他関係職員

〔環境部〕 部長 長谷川 寛君

総括マネージャー 小川 治彦君

〃 松林 万行君 その他関係職員

傍聴議員 4名

県政記者クラブ加入記者 8名

傍聴者 4名

議題又は協議事項

1 RDF貯蔵槽の事故に関する原因究明について

2 今後の対応方針について

3 委員協議

・委員長報告について

・次回委員会の開催について

【会議の経過とその結果】

【開会宣言】

1 RDF発電所を所管する地方公営企業の設置者としての知事の現状認識と今後の対応方針について

(1)当局説明

(野呂知事、吉田副知事)

(2)質疑・応答

○ 芝委員 私のほうからまず最初に。どうも、大変お忙しい中、知事にお越しいただきましてありがとうございます。今もご報告いただきましたように、事故調査委員会の最終の報告書も出されまして、新たに施設、特に発電所、ボイラー等への第三者によるチェックと言いましょうか検証も行われ、新たに、この爆発事故が新たな局面に入ったなど、こんな部分の認識をしておりますし、その部分の認識も含めながら、ある意味では、これだけのメンバーでございますので、私ども会派のほうでは

ある程度意見を集約してきましたので、まずは、まとめて私のほうからご質問させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、第1点目の部分であります、今知事のほうから、知事と企業庁、また企業庁長との立場関係についてもご説明はいただきました。この中でも取り上げていますけれども、知事にとりましても、この爆発の部分についての認識と言いましょうか、考えっていうのは、まるっきり及ばない、青天の霹靂であったということは、以前からもお聞きをしてるところでもあります。知事は、就任されて前知事から、全ての事業を法に基づいた地方自治法に基づいて引継書で引継をされております。この中の部分において、これをRDFに限らず、すべての県事業については、前知事から、法が定めるところによっては、正当な理由なくしては全ての引継は拒否できない、この場合10万以下の罰金ですよ、という規則もあるわけでありますけれども。ただし、たとえ前任者のなしたる事務行為が適切を欠くとか、違法であるとかの理由をもって、後任者においてその事務引継を拒めないですよ、こういう一文もあります、解釈もあります。そのような文があるわけですが、引き継いだ当時、まるっきり改めてお聞きをするわけですが、知事はこのRDF発電の一連のものについて、何の疑義も何の疑いもなかったかどうか、ちょっとそのへんをまずお聞きをしたいと思います。

○野呂知事 就任いたしました初日の日に、前知事も来られまして、知事室におきまして引継をいたしましたところでありますが、引継の文書の厚さがどれぐらいですかね、これぐらいでございましょうか。したがいまして、まったく中味についての説明等があつて引き継いだということではありません。しかも、中に書いてあることについては、相当仔細にわたる部分、いわゆる、県のやっております行政全般にわたってございますから、膨大なものでございます。したがいまして、これは、これまで北川県政の下でやっておった県の業務のあらましという形のもので、それを引継書という形でまとめてあるというものです。これを、引き継いだところでございます。おっしゃるように、この引継という行為につきましては、法の定めるところによりまして、これは、まったくこれを拒むとかそんなものではなくて、そういうケースの場合によっても、一定期間内に引継を受けなければならぬ、こういうふうに定められておるところでございます。

それで、これ自体は、法の解説では、後任者は、何ら前任者の属人的な責任までを引き受けるということではないとか、それから、前任者の事務執行そのものについての政治的責任も後任者の関知するところではないとか、要するに、引継というのは、とにかく、今までやっておることの全体を引き継いでいくけれども、それに左右されるものではないと、こういうことが書かれておって、これも、私は当然のことだろうと、こう思ってます。ただ、私自身はそういったことで就任をいたしました後、具体的な中味について、各部局の皆さんから、順次説明を受けて仔細のことについて、少しづつ承知をといったと、こういうことでございます。

したがいまして、企業庁のことにつきましても、順次、他の部局と同じように、時間の割当を決めまして、その時間において説明を受けていったということです。企業庁の業務も、非常に広範囲でありますから、RDFの部分もその中に入ってきたと、こういうことでございます。

○芝委員 続いて、そうしたら、今引継の部分のお考えもお聞かせいただきまして。その後、細部について、後日、企業庁なり環境部なりか分かりませんけれども、その引継の細部の中味について、知事は改めて説明を、これはRDFに限らずすべて受けられたと思うんですが、その中で、当事者企

業庁なり環境部からの分については、引き継いだ時点では、既に、その前の年の12月には事故が起こっておるわけでありますけど、その部分についての説明は、どの程度あったのか、なかったのか、記憶がありましたらお答えいただけますか。

○野呂知事 非常に時間が限られておりましたので、その当時の説明で、どこまで入っておったのか、僕もあまり定かに覚えてません。何しろ、毎日毎日、一生懸命説明を受けるんですけど、量が多いもんですから、その仔細までよく覚えてないなんありますが、後で聞きましたら、最初の説明が5月1日だったそうですが、その後、6月に入ってから、あるいは7月に入ってから、何度かありました。その中では、発熱等の初期トラブルについての説明が含まれておったのは事実でございます。

○芝委員 おそらく、多忙な中での引継やったし説明であつたんだろうと、広範囲にわたりますから。知事の記憶にあまりない、その引き継いだ説明の後に説明がないということは、おそらく、当時の説明が企業庁なり環境部からかどうかわかりませんけれども、認識的に欠けていて、12月の対応の部分を、ある意味では、小さな事故というか小さな事象と捉えて、おそらく、知事の印象に残るような説明がしてなかつたんだろうと。事故に対する対応とか、認識の問題がいろいろ調査報告書でも出ていますけども、その分があつたんではないかなと推測もするわけであります。その上で、改めて、知事は、例えば、事故があつてから8月20日の記者会見等でも、今も報告いただきました形で、全体的な責任は県にあるとか、9月30日の定例会での木田議員の質問に対しまして、基本的に県政の責任者は私であります、というような答弁もされております。今言いましたような部分から含めて、前知事からそういう引継があつたわけ、危険とか、いろいろな問題意識の定義もあったというわけやないけれども、同じような、野呂知事と同じような、安全であるよという、ある意味では、そういう部分の認識の下に、私もおったし、おそらく前知事もそんな分でおつたんだろうという解釈があります。

改めて、これは、今回の分について、企業庁長と知事との立場もここで説明いただきましたけれども、設置者としての部分というのは、改めて、全体的な部分というのは、県の責任の、要するに設置責任者の最大の、最終的な責任者は知事であるというお考えはお変わりございませんか。

○野呂知事 まず、少しさっきの答弁の続きの中で、企業庁から企業庁の業務について説明を受けて、それでRDFのこともその中に含まれておつた。それで、私としては、やはりRDFの、1回、現場はぜひ見ておかなければいけないかなというふうな気持ちを持ちまして、それで、ぜひ機会見て行きたいと、こういうことを申し出ておつたわけであります。実際には、日にちがなかなか取れなかつた。そして、8月11日という日にちまでずれ込んでいたという状況がありましたけれども、そういう意味では、少なくとも、RDFについて若干の関心を強くしておつたというところがあつたかなと、こう思います。

それから、今、全般的な責任について、県にある、云々についてでございますけれども、これは、私もこれまで何度も申し上げておるとおりでありますけれども、これは、県の施設でありますから、そういう意味で、県の施設であつた事故が起り、そして、尊い犠牲者も出したということでありますから、そういう意味で設置者として、県の、実はその関与の仕方というのは、極めて重大であると、こういうふうに思っておりますから、そうして、県の一番責任の重い私としては、そういう意味での責任を感じ、素直にそのことについては申し上げてきておるということでございます。

私自身、これとの関与からいきますと、さっき申し上げましたように、8月11日に、遅くなりましたが現地の視察が実現したという状況の中ありました。それで、短い時間ではありましたけれども、あの発電所の周辺を少し歩いて、そして、管理棟の中で、逆でしたね。先に管理棟の中で説明を受けて、その後周辺を少し歩いて見させていただきましたが、管理棟での説明においても、いろいろ発熱等起こっていることについてどうなんだということで、お話を聞きましたが、今はこれだけRDFもしっかりしたRDFができますと言ふんで、瓶に入れたRDFを直接見せていただいたりいたしました。

それで、私も認識としては、そういう発熱等はあるけれども、とてもとも、それがああいった14日の事故、19日の爆発、続けてああいった事に到るとは、とても想像もできなかったというところでございます。しかし、ところが、実際に14日の日に1回目の、ああいった事故が発生をいたしました。それで、私としては、これはやはり今まで思っておったものと違うではないかという認識を持ちまして、早速、ああしたことについてきちんと原因究明をしなきゃならんという考え方を持ちました。翌日、15日の朝、リスクマネジメント会議をすぐさま招集をいたしまして、そこで、その後ずっとお世話になることになりました事故調査専門委員会を持つということを決めさせていただいたわけであります。

ところが、私としては、それにおいて、とにかく14日のような事故、もう2度と起らんように、その検討結果も待ってやつてきたいと思ってましたが、すぐの19日に、2回目のああいった爆発が生じたということでございます。そういう意味で、すぐさま対策本部を設けるとともに、現地へ私も赴きました。そして、事故の処理、それから鎮火、それから、同時に委員会では原因究明もお願いをしたということございます。

そして、その後、災害対策本部に切り替えまして、副知事を本部長とする対策本部のほうで、私の方からも必要な指示をいたしましてやってきておるところでございます。

これらは、やはり、総じて県の最高責任者としての私自身の責任に基づいてやらなければならないことだと、こういう下でやってきたということでございます。そういう意味では、重い責任を持っておるということで、今日も一生懸命対応しておるところでございます。

○芝委員 今も知事が前々から言われていますように、改めて設置者としての全体的な県の責任、その部分は知事に当てた形の分のご認識、いち早く出されてもその部分については大変評価をするわけであります。それを基においての対策本部の設置とか、事故調査委員会の設置等々含めながら、大変評価をさせていただくわけですが、その中で、最終報告書で、事故原因等々の部分から含めながら、今もここにもご報告いただきましたように管理の問題、体制の問題、組織の問題、いろんな認識の問題も含めながらいろんな提言もされております。今後、知事は、再開するしないはまた後ほどの議論といたしまして、再開をするという仮定のもとで、するならばというぶんで、知事としては安全確認の重要性を議会でもおっしゃって説明されております。今ここでも、具体的に、この部門についてはこの形を取り組んでいきますよという進め方をされています。その中で、少しお聞きをしたいんですけども、私どもは学者ではございませんから詳しいことはわかりません。ただ、知事が今安全の確認のためにいろんな方策、例えば、事故調査報告書で出てきた部分で、管理の問題であったり、留意点であったり、整備とか貯蔵槽のない場合とか、いろんな撤入路の問題、いろいろあるわけですが、この部分をマニュアル化をして検討をしているんですが、あくまでも県の中でされていると、私は認識をしておるんです。それともう一つは、環境部の中に、安全技術対策プロジェクトチームを作つて、4つぐ

らいの大きな項目をチェックをしていきますよと、こういうことでありますけども、これは当然だろうと思います。当然だろう、組織の強化の文言を含めながら。私はここの部分でも、第三者による専門知識を持った人たちの再チェックが必要だらうと思うんですね。例えば、事故調査委員会のご報告をいたしました。この人たちは専門家であります。しかし、今ここでいろんなマニュアルを作っている、そのマニュアルを進めながら、知事を筆頭とする県の皆さん方が、当然確認もいたくけれども、あくまでも私どもも素人と言いましょうか、認識不足の感があります。その部分も含めながら、それと、プロジェクトチームを作つてもらうのはいいんですけど、どんなメンバーのプロジェクトチーム、ここでは分かりかねるんですけども。ここで、やっぱり専門家の人の2重チェックという体制は、どのようにお考えか、ちょっとお聞かせください。

○野呂知事 私も、とにかく再開についていろんな方から問われますけれども、まず、再開の前提としては、安全性をきちっと確認していくこと、確保していくことだこういうことを申し上げてきておるところでございます。その、安全性の確認につきまして、芝委員の、今のお話も私は1つの貴重なご意見だと思っております。まだ、具体的に、どういうふうにということは考えておりませんけれども、安全性の確認については、県が庶々と進めていくにいたしましても、ご提案のありましたようなことも含めて、今後、その方法については、いわゆる確認の方法については考えていきたいなと思います。

○芝委員 くどくなるようかもわかりませんが、今回の事故の発端、RDFに対する認識不足と言うか、その部分がまず最初の発端であります。それは、県の関係のみならず、富士電機もそうでしょう、国もそうだったかもわかりません、われわれもそうだったかもわかりません。その部分が1番の原因であるとするならば、今、安全に向けての確立するチェック体制、いろんな形でシミュレーションしたりプログラムを作つたり、組織を作つたりしておりますけども、あくまでも、まだまだ専門家になっていない部分が当然あろうかと思います。だから、皆さん方で考えていただくのはいいんですけども、事故調査専門委員会のような形の第三者の、県の関係のない人たちの専門家の人たちの再チェックを、これで、皆さんが練つた上に、改めて1度網をかけるという形で、どうしてもその部分は県民が多く、強く要望するだらうと思いますので、そこの分を、ぜひともそんな組織を作つていただくように、まずは要望の、今の問題ではまだそこまで具体的ではないんですけども、要望させていただきたい、こう思います。

私どもも、県がこうですよという部分をそのまま鵜呑みにするんじゃなしに、改めて、そんな第三者の機関のチェックを入れて、部分を含めながら、安全性を確認させていただきたいなど、そんなことも考えておるところであります。

それから、先ほど申しますように、報告書が出ている動きのある中で、今後の課題というのは大きく分かれてくるんだろうと思いますが、今の安全確認の問題が1つ。もう1つは、先ほどからご答弁いただいたておりますけども、責任の問題、これが1点だらうと。それから、費用負担の問題、これが1点だらうと思ってます。その中で、責任は、設置者の全権としての部分は十分、知事お認めいただいてるわけでありますが、そこから先への議論が、なかなか進展しない。じゃあ、責任はあるけれども、責任の所在の明確化と言うか、確定という部分については、どうしてもやっぱり避けて通れないだらうと、こう思っております。そこの部分については、いつ頃、どんな形で対応していくのか、または、いろんな個々の組織や検討委員会なりがやっていくのかっていう、まず概略的な部分をお聞かせをいただき

たいと思います。

○野呂知事 責任問題につきましては、先ほど申し上げましたような県の施設での事故でございますから、それについての事故の処理等含めて、かかる責任というものがございますけれども、ただ、あいといった犠牲者まで出した事故でございます。刑事責任等まで含めてご指摘であるということであるならば、これは、そういった警察等の機関におきまして、結果を待たなければならぬ部分があるのかなと、こう思っております。

ただ、一方で、ごみの処理費等について、いろいろと市町村では財政の圧迫等、懸念を表明し、なんとかしろという話が強く来ておりました。これは、かかる県でのあいしたことありますから、県の責任において調整をすると、こういうことを申し上げてきたわけでございます。これについては、先般、皆さんにも申し上げてきておるとおり、そう長くかかるというわけには、市町村等の窮状を考えますといけませんので、それで、これについては、今、もう作業開始をいたしまして、それぞれ精算し、その金額について県のほうでしっかりと責任を持って市町村の負担軽減に資するようにやっていこうということでやっておるところでございます。

一つひとつ、どの時点でどの部分をというのは、順を追ってということになっていくかなと思いますけれども、最終の刑事的な面も含めたものということになりますと、これは実際のところ、私どもの想いだけではその期間を測定することはできないというところがございます。

○芝委員 責任の所在の問題と費用負担の問題と少し分けて、先に責任の問題を聞かせていただきたいと思うんですけども、今、知事も刑事事件の関係も言われました。私は、ここは分けて考えるべきなんだろうと。例えば、今警察の部分については詳しくわかりませんが、過失致死と過失傷害の部分で、事件としてこれは立件されるような部分で進んでると思う。これはこれとして、事件としての部分でありますから、私たちの関与できる部分ではございません。それはそれで、しかるべきときに、警察当局がそれなりの答申を出してくるんだろうと、答えを出してくるんだろうと思っております。

これは少し置いておいて、それとはまた別に、やはり今も言われてますように、設置者として、全体の県の責任の中で、管理とか指導の部分っていうのは、やっぱり責任があるんだろうと、今回の事故に到った分については思ってますがね。その部分で、県当局なり、企業庁の中での、要するに組織的な処分とか、処理というような責任が明確にされていない、こう思っているわけです。

例えば、先の本会議でも指摘がありましたように、前濱田企業庁長が、一応早くから辞任を知事に出ていて、そのまま辞任を受ける形で退職されました。で、この部分においても、なんら企業庁内、また県の中の部分で、立場責任と言いましょうか、管理責任、指導責任というものを問われなくて、ある意味では、穏便に、円満に辞職したという形になっておりますけど、そういうような問題が出てくると、やはり県民からの不信が出てくると思いますので、刑事責任とは別に、県として、企業庁として、いろんな形の部分での責任問題の部分、要するに処分問題については、やはり、懲罰委員会等々も設ける設けない別ですけれども、検討すべきだらうと、時期的には、思ってるんです。これを、刑事責任の答えが出るまで、それを引き延ばしますよっていふんでは、何年先になるかわかりません。それはそれとして、司法が裁く訳ですから別として、行政としての責任においての処理処分というのは、やっぱり、この際、こういう動きがあった中で、そろそろ検討に入ってもいいんじゃないかと思ってるん

ですが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○野呂知事 私自身は、こうやって起つてしまった事故でありますから、そのことについて、私も多くの反省をしていかなきゃならんと思います。しかし、これまでの状況について、それぞれの職員が、それぞれ職務には一生懸命精励をしてきた、といった気持ちで今日まで来ておるかと思います。しかし、結果としてこうなったことについての、いろいろ問われる点については、まだ今の時点で判断できる部分というのは、まだこれからなのではないかなと、こういうふうに思っておるわけです。ぜひ、そういう意味では、私どもも、自らこういった事についての反省を今後深めていかなければなりません。

併せて、県議会の特別委員会におかれても、いろいろといろんな機会を通じて、これまででもお取り組みいただいているところであります。そういうことも含めて、私としては総じて判断をいたしていきたいと、こう思っております。

先般の、濱田府長の件につきましては、本人から、私は一つの区切り、節目のところまで、濱田府長に、一番よくわかつておるので、後の処理のことも含めてやらせたいという考え方を持っておりましたが、本人がどうしても辞めたいという強い意志でございます。やはり、そういうことでありますと、とにかく仕事をしっかりとやっているという気持ちを失ってきておる状況の中で、企業庁長という大変責任のある、しかもこういう大事故の後の今後の処理のことを考えますと、それは無理であろうと。したがって、私も、これはもうやむを得ない状況だなと。しかばら、やっぱり企業庁の組織として、この危機の中で、後への対応をしっかりとリードしていくふさわしい企業庁長を、新しく選んだほうがいいだろうということで、鈴木さんに企業庁長をやってもらおうということにしたところでございます。

今後、ご指摘の点については、私も十分しっかり考えてまいりたい、こう思っております。

○芝委員 特に、濱田前府長につきましては、気持ち的な部分はわかるんですけども、基本的に、何も責任がある意味ではなくて、辞められたんかっていう思いは強い部分があるわけです。例えば、司法としては、やっぱり今回のこういう結果があるわけですから、管理責任、指導責任というのはあると思いますね、現場として。その企業庁長に、例えば、懲戒の部分で、例えば、減給であつたり、停職であつたり、という部分を課しておいた上で辞職すれば、ある意味では、その部分というのは公の立場の中で、きちっとした形で、懲戒がありましてということは残るわけですが、今までずっと、ある意味では、表現がおかしいんですけども、無傷のままで終ってしまったよっていうのが、私どもも県民もあるような思いがあるわけですね。そういう部分についても、少し、対応側としても少し甘かったんじゃないかなという思いをしておりますし、その部分はやっぱり、こういう事故が事件があつたわけでありますから、より厳しい判断を、どうしても関係の部局ではとってもらわなくちゃならないなどという思いもあるわけあります。

今の段階で、責任所在の明確化とかそういうのができない、また今後、刑事事件の答えも出てこようという中で、最終的な形が見えないと言われますけども、ある意味では、まずは、いろんな形で責任の明確化をしながら処理をしながら、処分をしながら、改めてそんないろいろな状況が変われば、また改めて、法的にはどうかわかりませんけども、追加をするという姿勢が、やっぱり、まず責任をとるという意志のあらわれとして、県なり企業庁に。その部分が、ある意味では必要かなと思っておりますので、ぜひ、後で忘れた頃にやった部分では意味がありませんから、どこで検討されるか知りま

せんけども、検討いただきたいと、こう思っております。

それから、費用負担の部分と責任問題について聞きたいんですが。例えば、知事は、当然市町村の軽減を負担したいから、議会に提案をして予算組みをしたい。その下には、関係する部署にも負担を求めていきたい。すなわち、基本的には富士電機だろうと思っております。そこで、富士電機との思いの部分でありますけども、この費用負担等々について、細かい調整とかどうこうじゃなしに、責任問題とか費用負担、大きな問題について、知事なり関係の責任者は、過去に交渉を持ったことがあるかないか、まずこのへんを。

○野呂知事 交渉、富士電機で、

○芝委員 はい、富士電機さんとトップというか、ある程度責任のある立場の人たちが。

○野呂知事 富士電機につきましては、事故直後に、社長と幹部の方がお訪ねをいただきましたが、これについては副知事に対応していただきました。それから、最近におきましては、10月19日に社長が来られたということがございました。そのときに、私のほうから富士電機に対しましては、まず、いろんな経緯があったかと思うけれども、とにかく、プロポーザルでしっかりああやつて名乗りをあげて、そして、決定して請け負ったその富士電機が、RDFの専門家ではないというような、ああいった言い方をされたのでは、とんでもない話だということを、強く申し上げました。そして、私は県の責任者として、県民に大変な信頼感を欠く不信を招くような、こういう事態になったことを重く感じておる、したがつて、私もこれからも県民の信頼回復ということに焦点を当てて、対応していきたい。企業においても、そういう意味では、どこを向くかという時に、やはり、周りの地域の人、県民に向かって、大企業、富士電機たるものはそういう方向へ向いて欲しいということを、私のほうから強く申し上げたところでございます。

○芝委員 その、10月19日社長来られて、知事との対談の中で、そのようなことは知事から申されたり、お話ししたことありますが、それ以外に、今回の事故、それから、これから以降始まるであろう費用負担的なものも含めながらの責任問題だったり費用負担についての具体的な話はされたかされないか。そこだけ、あったかないかだけ。

○鈴木企業庁長 私が16日付で企業庁へまいりました後、今19日知事が社長なりシステムズの副社長なりにお会いされた後、私のところへ寄っていただきまして、私からはこういう当面の暫定的な措置として、費用負担をしてくださいということをお話をさせていただきまして、今回、提案させていただいたような形で2分の1というのを暫定的な方法として合意しているということでございます。

○野呂知事 日にち間違えました。11月19日でございますんで、訂正いたします。

○芝委員 それでは、ちょっと企業庁長にお伺いいたします。今の部分の中で、知事と対談をされた後、社長と庁長が話をされたと。いわゆる、費用負担の問題、いろいろなもの含めながら、費用負担については、当面2分の1で、県と富士電機が、かかる費用の、要するに、これは市町村のごみの処理代だけなのか、それとも、発電施設の全体の修復とか、また多度の広域の部分にもいろいろ影響してますが、全体枠での2分の1なのか、それとも処理費用の2分の1なのか。これが、当面の話なのか、ある意味では、そこで両者が責任問題を、と言うかその部分を大きく2分の1ずつにしようという話

なのか、そこを詳しくお聞かせください。

○鈴木企業庁長 ちょっと私の説明が不十分で。既に私が来ましたときには、自動車の塗装の関係については、議案の提案もさせていただいて、準備ができる状況でございましたので、その部分については、既にそれまでに確定をしておったと思います。

私が19日の日にお願いをしたのは、市町村のごみ処理費用の点について検討をお願いしたということになります。

それから、先だっての特別委員会で、いろんな現地の施設等のものがございましたですね、十何箇から中に入ってきたと思いますが、その、個々についての整理はまだできておりません。

○芝委員 それでは、車のことはちょっと別にしておいて、被害車のことは。市町村から毎日発生しているごみ処理については、いつになるかわかりません。あるいは、今のところはジ・エンドではないと思ってますけども。それまでは、2分の1ずつを費用負担をしていくということでは、今の説明では富士電機も了解をいただいたと解釈をしました。それでいいんですね。

○鈴木企業庁長 ちょっと、すいません。不正確でございます。当面、3月議会で提案するという前提での部分についてというふうに、ということでございます。

○芝委員 はい、わかりました。それで、どこかで誰かが、この処理をしなくちゃならないと思ってます。県の責任の部分からも、その部分について、負担割合がいいかどうか私どもよくわかりませんけども、それが1つの過程って言うか、現実でありますから、2分の1というふうに。そうしたときに、2分の1は、県と企業庁と富士電機とで話された部分でありますけども。これをまた、将来にわたって、負担割合が変わってくる可能性があるんですか。

○鈴木企業庁長 正確なお答えになるかどうかわかりませんが、当然のことながら、事故のいろいろな原因がはっきりしてきた時点で、この比率は変わるというふうに、私は認識しております。

○芝委員 そこで、お聞きしたいんですが、事故のいろいろな原因がはっきりしてきた時点で、それをまた、富士電機と企業庁なり県で話をするのか、もしくは、第三者的な形の中で、判断をいただくのかによって、時間的な問題が大きく変わってくると思うんです。現状見ながら、そこのお考えを少しお述べてください。

○鈴木企業庁長 すいません。現時点ではそこまでの方法をまだ具体的に整理ができておりません。

○芝委員 ゼひ、例えば、以前からもいろいろな法的な手段もっていうようなことは、今までこの委員会でも答弁されたことははあると思うんですけど、法的な手段になってくると、何年、3年も4年も5年もっていうことになってくると思うんです。しかし、だからと言って、この問題、責任問題とか費用負担の問題を、2対1がいいかどうかっていう部分も含めて、それはとりあえず、県と企業庁の話でありますけどね。むしろ、時間の短いような、例えば、調停にかけて第三者に判断をいただくとかっていうような部分の、スピードアップの方法も、私ども、ゼひ、検討もいただきたいなと思っております。

おそらく、法廷で争うようなことになると、当然、万が一再開したときの部分の、受け皿の問題であったりとか、富士電機の対応であったりとか、いろんな部分が、決して、比率がはっきりするかもしれないけれども、現状の対応としてはいいもの生きてこないと思ってますんで。これは、要望の部分も含めますけども、そういうような、調停とかどうこうにかけるお考えはございませんか。第三者に判断していただくために、早く、早期に。

○野呂知事 そういうことも含めて、これは今後の検討の中で決めていくことだろうと思います。ご提案として、そういうこともあったということは覚えておきます。

○芝委員 1人でいけませんので、長くなりましたが、申しわけございません。ひとつ、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○野呂知事 ちょっと補足をさせていただきますけれども、責任問題について、いろいろございました。私としては、その段階段階で、判断をしていかなきやならんものだと、こういうふうに思っています。前提をつけて申し上げることではないと思っておりますけれども、県庁内の責任のとり方については、それは、処置をしなければならないという状況がありましたら、例えば、懲戒審査委員会とか、そういうことは設けてそういう対応ができるわけでありますから、そういう前提については触れたくありませんけれども、きちんと判断をいたしていきます。今は、そういう判断をする状況には認識をいたしておりませんので、もう少し状況が明らかになってくる、そういう中でしっかり考えてまいります。

○貝増委員 先ほども、説明をいたしましたけども、ちょっと振り返ってみると、知事の権限、ここからちょっと質問させていただきたいんですけども。企業庁の任命は知事であるけれども、一般業務以外は特別な理由を2つ除いて、2つは知事の権限があると、指示系統の責任があると言われております。そうしたときに、8月14日に、実際爆発事故起こったときに、早朝から、現地に皆さん駆けつけられた。当然企業庁長も来られた。しかし、翌日、県庁で先ほど来説明を受けている危機管理の会議を開かれた。私が言いたいのは、知事が、なぜそのときに全部の管理職を集めたときに、企業庁長も呼んで、現地どうなってるんやという指示が、知事出されたのかどうか。張り付き責任者、あるいは対応責任者、権限のあるものをどうしておげと言わなかったかと、それを言ったか、言わなかつたか、まず教えてください。

○野呂知事 私は、RDF発電所の技術的な運転、そういうことについては、よくわかりません。ただ、直感的に、これはやはり、発熱状況等から、14日の事故も起つてきただいで、少なくともこれについては、私の方から企業庁に対する指揮を出さなければならない部分があるかもしれないという思いで、したがって、そういうことから、それについて私の立場は、大変素人の立場ありますから、調査委員会を設けて、この際、RDFの火力発電所でいろいろ起つておるようなトラブルを一掃してしまうということ、これを実現できないかななど、こういうふうに考えたところでございます。

ただ、あいだ事故があったところありますから、そういう意味では、企業庁は企業庁で、その事故に対する直接の対応については、企業庁長の下でやっていくことであろうと、こういうふうに判断をいたしておったところです。

○貝増委員 私は、14日の事故から、早朝の事故から19日まで、現地には企業庁の指揮官がいな

かったという前提で知事に確認をさせていただいているんです。全員が、この本庁で危機管理の会議をしている間でも、あの散水、放水の件でも、現地には留守番役の企業庁の太田君しかいなかったと、だからうろうろしてたと。だから、そのへんは、私は箇所まで言いたくないけども、一番最初の知事の初動指示が、そこですっかり抜けてしまったんじゃなかろうかなと思うんです。

○野呂知事 その現場に、何人張り付いとるとか、そういうふうなことまでは、私の監督する範囲の中には入っておりませんから、直接そういうことについて私自身が判断できるような状況にはなかったと思ってますが、事実がどうであったのかというコメントについては、企業庁長から答えてもらいます。

○鈴木企業庁長 当日、現地に誰と誰っていうのは、ちょっと今資料を持っておりませんが、その8月14日段階では、発熱、発火ということは、12月の時点で知り得ておりましたので、そういう認識はもつておったと思いますが、14日の後、19日に爆発に到るという、そういう認識を企業庁の職員は持っていないかったということで、そういうことを想定していなかったものというふうに思います。

○貝増委員 知事のおっしゃるとおり、やっぱりすべてがバーフェクトじゃないと、すべてが分担、分担の中で。だから、私はそのときに、企業庁長が14日、15日、ここでの本庁の会議のときに、知事にどのような説明をされていたかと、そのへんをちょっと確認したかっただけで、今の話でわかります。

それと、もう1点。知事が8月11日に現地を訪ねられてから、あるいは、前知事のときから引継をされた段階、そして、事故が起つた段階、この3段階を順番に追い駆けたとき、どうして平成14年12月1日に、急いでダイオキシン対策、あるいは、経費削減のためにあの施設を大急ぎで稼動させたかと。でも、知事就任されてから、説明を受けたとき、引き継いだときに、この施設は県が発注しているけども、まだ物件は受注先の富士電機のものであると。契約書も、当然企業庁長の名前で延期、延期をさせてもらっていると。しかし、反面、12月1日からの売電収入は県に入ってる、このへんについて、知事は前知事に対して、おかしいやないか、企業庁長どうなってるんやと、この二重人格の状態で、ものが進んでいいのかと、そのへんは、引き継がれて知事はどう指導をされてきたか。

○野呂知事 一般的に、どういう施設であっても、施設を作りましたときに、それが故障続きであったり、うまく動かないというような状態で、引渡しを受けるということはできませんから、そういう意味では、企業庁は12月に稼動した以降、いくつかのトラブルがあって、そういう点では、それが完全にきちんと運転できるという状況まで見定めた上で、引渡しを受けようという判断であったと思うから、当然の判断であると思っておりまして、その判断は間違つておったわけではありません。

○鈴木企業庁長 先ほどのも一部補足させてください。8月14日、15日の企業庁の対応でござりますけれども、14日の後は、企業庁の職員が何人か、当然現地へ行っております。15日の日に、企業庁内の所属長会議を開きまして、現場の24時間監視体制も必要ということで、幹部職員等が現場へ訪れて、今後の対応等を議論をいたしたという経緯がございます。

それから、今の引渡しの議論ですが、今の知事からのご説明とほとんど同様になつてしまつたわけですが、初期トラブルが発生していると、それらが完全にクリアできるまで様子を見て、確認をしてから引き取ろうと、こういう状況のままでいたところを、今回のようなところまで到つてしまつたと、こういうのが経過でございます。

○貝増委員 鈴木庁長、就任間もないからあんまり言いたくないんですけどもね、8月14日木曜日早朝の事故、それから、19日火曜日、あの日の昼までは現場には現地の、あの主幹、太田さん。あの人しかいない、19日の朝も、水はどうするんや言うたときに、うろうろしてたと。どうも私はわかりませんみたいな、対応されてたと。そういう、現地の動きやったもんで、確認をもういっぺん、県庁の指示、あるいは、企業庁としての指示はどうされてたかと。危機管理の中の、本当に第一歩を、全部県庁に集まってばっかりおって、今会議はされてたと言うけども、現地は本当に動いてなかったという状態を、そこが私は大きな問題になったんじゃなかろうかと、だからお伺いしてますからね。

○鈴木企業庁長 お手元の資料だけで説明が不十分かと思いますが、14日の場合には、その日の朝には、企業庁のほうから何人かの職員が現場へは行っています。確か、午後には企業庁長も、記者会見もさせていただいて報告をしているというふうに聞いております。

それから、15日の日には、先ほど申し上げたような、危機管理体制を整理するということで、所属長との会議を開いた後、幹部職員等が現地のほうへ赴いておるという記録が残っております。

○山本委員 新知事は、新任をされて、ある面では、あつと言う間に半年ぐらいが経ったという、こんな実感じやなかろうかなということでお聞きをさせていただきとて、前知事からしたら、ある程度の道筋をつけたんで、こんなことをやって欲しいなという思いがある面ではあったかもわかりませんけども、それがやっぱり、今回引き継いで、実際的にいろいろ起動していくと、やっぱり8月11日ぐらいに、初めて現地に行かれたということになってきますと、実際は、それは4月中旬とか、それから5月の初めくらいに引き継がれたというような話をお聞きするんですけども、やっぱり、こんなぐらいの膨大なペーパーの中で、さっそく見たか見やんかわからんですけども、結果的には、RDFのこういうものについては、ある面では、具体的に引継ぎ、細かい部分とか、こういう発熱がある程度ぐらいのことは、引継ぎをされておって、あと細かい部分については、やっぱり引継ぎをあまりされてなかつたんじゃないかなという、こういう気がするわけですね。

そんな中で、こんな厚い表紙の中にも、RDFに関する引継書はあったと思うんですけどね。その中で、例えば、具体的にこれもう既に4月末とか5月初めぐらいに、RDFの引継書の中にも、例えば、「RDFの異常発熱については、例えば、貯蔵槽を改造し、貯蔵槽内のRDFの温度監視とか、及び長期の滞留を行わない」とか、例えば、「異常発熱に対する負担のあり方についても、今後、富士電機と異常発熱トラブルに関する費用とか損失については、リスク分担に基づき協議をして負担を決定します」ということで、既に具体的に、4月の引渡し時点ぐらいには、今回のこの一連の発熱についての引渡しはできるわけですから、それが結果的に、やっぱり、現時点まで、ある面では、爆発の事故まで、生かされてなかつたんじゃないかな、こういう思いがするわけですが。僕は、できたら、前知事にも聞きたいなという面があるんですけども、できたら、ひとつ、1点まず、新知事にそういう面についてお聞きをしたいなと思います。よろしくお願いします。

○野呂知事 知事と企業庁との関係ということにおきましては、企業庁長を任命するのは知事でありますけれども、しかし、業務そのものは、その企業庁長の下で、企業庁は仕事をやっておる。知事が、口出しをできるのは、さっき2点申し上げましたけれども、住民の福祉に重大な影響が出るような状況の中で、その福祉を確保しなければならないとき、それから、管理者以外の、企業庁以外の地方公共団体の機関の権限に関する事務の執行と、その企業庁との業務の執行との間で調整を要する、とい

うようなときには、知事がやることができる。こういうふうなことでありますから、一般的な業務について、知事の権限では、ああしろこうしろというようなことは、いわば教育委員会や公安委員会と同じように、それについては独自性を持ったところであると、こういうところでありますから。状況は、したがって、報告受けますけれども、そのことについては企業庁が責任を持って対応していくことであるという、一般的な業務の中ではそういうことにならうかと思います。

○山本委員 そういうようなことを最初に説明受けたわけですけども、全体的に、県という、責任という、全体的には県には責任はあるだろうという知事の答弁もありましたからね、それじゃ、誰が責任を、例えば、知事が責任をとるんか、企業庁がとるんか。県が全体的な責任があって、私は、知事はもうこういう調整役やということだったんですね。最終的に誰が責任をとるということですか。

○野呂知事 そんな話を申し上げておるんではなくて、引渡しの状況の中でどうかということでありますから、そういった状況については、お聞きはしておるわけでありますけれども。ただ、そういったことが、まさか爆発につながってくるというようなことは、とても想像もつかなかったところでありますから、現実には、ああやって爆発事故が起きた。したがって、結果として、ああいう県の施設で爆発事故が起こり、犠牲者まで出して、やったことについて、これは極めて責任あることだと。じゃあ、その責任というのは、どういう責任だということで、さっきからご議論ありますように、それについては原因究明も、それから、いろんな状況が今後明らかになってまいりますから、その中で、その責任の所在、割合等についてははっきりしていくであろうと、こう申し上げておるところでございます。

ただ、基本的には、企業庁に限らず、こういうことになったということについての危機管理、リスクマネジメントはどうだという点がありますから、それについては事故後直ちにRDFだけの話ではなくて、県庁内に、もう一度危機管理については徹底して見直しをやれということで、検討委員会を設けて対応もいたしておるところであります。いくつかの、これから学ばなければならない課題はあろうかと思いませんから、その学び得るものについてやっていくことも、これは私が含めた県の責任であろうかなと。あるいは、企業庁も含めて責任であろうかなと、こう思っております。

○山本委員 それで、関連して、市町村の専権業務、このへんについてちょっとお伺いをしたいと思いますけどね。前の北川知事を出して悪いんですけども、やっぱり、北川知事は、1998年5月にRDF全国自治体会議の初代議長、これに就任されるとわけですわ。その北川知事が、知事を2期務めて、三重県で26市町村がごみ処理をRDFに依存をする判断をして、県が音頭をとってRDF発電所を稼動したわけですが、昨年の12月に。このことに関しても、前知事にも聞きたい面もあるんですけども、やっぱり、知事時代から前知事は自己決定とか自己責任、これをモットーにしてみえたんですけども、なぜ、このごみ行政なんというのは、市町村の専権業務であるという、こういうこともありますから、何でこんなところに積極的に関与をなされたんかなと。自己責任の原則から言うたら、こんなことは市町村に任せおくべきだったんかなと、私、こういう思いがするんですわ。僕は、できたら前知事にも聞きたいなと思うんですけども、今日、冒頭にそういう説明があったわけですけれども、現知事としてどうですか、このへんのところ。

○野呂知事 前知事の考え方、私がコメントする立場にはありません、わかりません。

○山本委員 それじゃね、知事自身の、こういうものについての考え方どうですか。

○野呂知事 私自身は、三重県がこれまでごみ政策としてとつてまいりました、いわゆる資源循環型の社会構築をしていくこと。その中で、ごみ政策についても、それを位置付けていくことという考え方の下で、当時、三重県だけではなくて全国的にも注目されたRDF、これが1つの有効な手段であると着目をしたことは、私は別段間違いではなかったと思います。現に、こういう事故が起こりましたけれども、そういう考え方からいたしますと、これは環境省等の先般の報告書等でも、やはりこれからの循環型社会を構築していく中の、1つのシステムの選択肢として有用であるということが、やはり認められておるところでございます。

ただ、私自身が、この事故を通じて感じましたのは、どうしても日本のごみ行政、三重県もそうですが、出てきたごみをどう利用していくか、どう処理するかということに力点が置かれておりまして、そもそも論の、もっとごみを少なくしていく、ごみを出さないように、なくしていくところは、精神は入っておったんありますけれども、その実行については、十分でない部分がございます。

したがいまして、これまでとつてきただの施策に、その部分の強調が欠けておったという点では、私としては、やはりこれからの長い将来に向かって、ごみゼロ社会を、ひとつ、打ち出していくという考え方、これが必要ではないかなと思ってます。

それから、RDFについては、関係26市町村が、RDF化して、処理をしておるわけあります。そういう意味では、広域にそれぞれの組合もやっておりますし、それがいくつかあるということで、その処理については、したがって、県と市町村の専管であるとは言え、県と協調してやっていく、そういう意味では、県もひとつお手伝いしましょうということでやっていくというのは、これからの方自治のいろいろな方の1つとして、私はその選択もあってしかるべきであったんではないかなと、こういうふうに思つておるところでございます。

そんなことを考えてまいりますと、今後の県のごみ政策としては、いろいろこういった事故を通して勉強し、反省し、いろんな観点に今後生かしていかなければなりませんけれども、究極的にごみゼロ社会を目指すのにも、やはり、20年ぐらいかかるというのが、どう考えても常識的なことでありますから、そういう长期を一方で睨みながら、しかし、現実、やはり今日のごみ状況にどう対応していくかということで、やはり、考えていくべきだろと思っています。その中で、既に県としては、26市町村というRDF化しておるその状況に対して、県も今回の事故の反省の上に立って、どのように対応していくかということを、これは県議会の皆さんとも併せて一緒にになって考えていかなきやいかん問題だろうと、こう思っております。

○山本委員 どうもありがとうございます。それで、26市町村が、RDFに昨年の12月から踏み切ったわけです。今回の大きな事故に発生をして、本音としてならば、市町村長あたりのRDFを担当しておる関連しておる首長としては、できればRDFをしなかったほうが良かったかなど、こういう気持ちも一面にはあるんじゃないかなと思うんですね。それで、そういう中で、前知事はRDF全国自治体協議会議長ということで、就任して旗を振ってきたわけですけど。ですから、僕は、知事が、全然、ある面では、責任問題のいろいろ触れると面があったわけですが、今年の3月ぐらいまでは、現実的にこういうRDFの全国の自治体会議の議長という方というか、旗振ったわけですから、そういう意味では、僕は、決して、知事が住み分けてそれをやつるということはよくわかるんですけども、前知事の、いろいろ、今年の4月ぐらいまで見ると、若干、僕は責任があるんじゃないかなと思いますけども、そ

れは置いといで、できれば、こういうRDFの自治体の議長あたりっていうのは、実際にそういうRDFを担当しておる市町村あたりの長が就任するというのが妥当ではなかったかなと思ふんですけども、前に遡ってあれですけども、そのへんのところ、新知事、できれば所見があればお伺いします。

○野呂知事 そういった会があるということ、私、就任した後、かなりの間知りませんでしたし、私の所見はございません。

○山本委員 それから、もう1点、すいません。あと再開という面でちょっとだけ確認をしておきたいなと思うんですけども、前回のこのRDF貯蔵槽事故調査特別委員会で、その時に企業庁長さんは、再開をするときには企業庁へ施設を移してから再開をしたいという、こういう発言があったわけです。ですけども、この間の本会議の知事の発言では、ちょっとそれとはニュアンスが違いますんで、そのへんのところ、ちょっと知事の考え方をお伺いします。

○野呂知事 移してから、ということについて、何を。どういうふうに。

○山本委員 再開ということで、話がありましたときに、施設を、今は現在は富士電機でやつるということですけど。

○野呂知事 再開ということを考える場合には、何度も申し上げておりますが、安全性を確保し確認をしていくということが、まず前提でございます。その上で、地域の皆さんや、それから議会の皆さん方にもきちんとご説明を申し上げて、一定の理解を得ていくということが大事なことでございます。この施設そのものについては、今まで、まだ引渡しが済んでいないということであります。当然、機械をまた動かしていくということになりましたら、そういう安全面だととか、そういうのを確認していく中で、この間ありましたようなトラブルとかそういうものについては、当然のことながらクリアされなければならぬことがありますから、そういう状況に到った時点では、当然施設については引渡しをいただくことの判断、これをもたなければならぬと思います。

したがって、今後の状況の中では、それは当然大事な事項として、一定の時期に行わなければならぬことだと、こう考えております。

○田中委員長 残り30分程度となってまいりましたので、ご質問につきましては、簡潔にお願いしたいと思います。

○西場委員 じゃあ、簡潔にお伺いします。先ほど来からお話を既に出ておりますけれども、知事、設置者としての責任所管の問題ですけれども、その任命した企業庁長が大方を担うと、こういうことですけれども、最後に言われた、住民の福祉に重大な影響を与えるものというの、これはまさに、このRDFの方針を決めたり、そして、こういった事故に対する対応というの、このことに当たると思うんですが、知事、そのへんはどうですか。

○野呂知事 いろんな側面があろうかなと思いますけども、さっき冒頭の説明の中で申し上げましたけど、例えば、予算を調整することとか、議案を提出すること、これはまさに企業庁長にはない権限で、知事にその権限はあるということ。それから、管理ということに関しては、さっきお話を観点というのがあってですね、RDF事業そのものは、1つの県の政策としてやって判断をしてやるということであ

りますから、それはご指摘のとおりではないかなと。

それが福祉の観点なのか、いわゆる、予算の調整執行ですね、そして、環境政策としてやることを業務委託して企業庁にやらせるということにしたということありますから、その説明の仕方は、いろいろ説明の仕方、別の説明の仕方があるんじゃないかなと思いますけど。

○西場委員 電気、水道、工業用水といった従来型のものの日常業務は、当然企業庁長ですけれども、こういった新規分野とか、あるいは、その突発的な問題に対する対応というのは、当然設置者に対する責任と言いますか、所管が大きくあると、私は思っておるところであります。

それから、負担金問題でありますか、その市町村を軽減していくということで話をいただいておりますが、その軽減という言葉が、軽くすると、こういう意味になっとるもんですから、そのところを改めて念を押すというか、はっきり聞かせてもらいたいんですが。市町村の負担は、市町村に負担させないと、こういうことで、あと県なり、その他関係者と調整すると、こういう理解でいいんですね。

○野呂知事 まず、負担軽減という言葉の使い方としては、市町村は、一般ごみ処理について、まず市町村が責任を持って処理するということから、ごみ処理にはそれぞれ市町村で費用を相当かけておるという状況です。その中で、この県が所管しております発電所で、こういった事故が起こって、臨時にどうやるかという処理が余分にかかってきたということありますから、こんなことは大変なことだということで、それをしっかり軽減して欲しいと、こういうことであろうかと思います。その中味につきましては、今、市町村からどれだけ余分にかかっておるかということを、額についていただいておりますけれども、それについては、中味は精査をさせていただくという必要があろうかなと思います。

それから、一般的にいろいろ言われておる中では、発熱発火と、RDFの形状だと、いわゆる製造しとったところとの因果関係ということも言われておりますが、中間報告とか、それから最終報告等でも、直接的な因果関係の結びつきっていうのは、かなり距離があるのかなという感じでございますから、そういう意味では、製造しておったところの、製造したものが悪かったからというようなところの話は、なかなか決めにくいところがあるのかなと、こう思っています。いずれにしましても、その市町村でかかるやつについては、切実に市町村でも困っておられるということでありますので、精査をした額について、これは、本当にそれはそのことが余分でかかってきたんだと認められる額については、これは県のほうで責任を持って出していきましょう、ただし、県のほうとしては、その負担の半分は、当面富士電機にお願いをしていくことで、やらせていただこうと思って対応しておるところです。

○西場委員 慎重な言い方でしたが、かなりはっきりと言っていただいたと思います。先ほど知事のおっしゃられましたとおり、いろいろ性状の問題とか形状の問題とかいうこともありますけれども、直接の爆発の、直接的な要因というものがそこにはないという判断に立てば、これは市町村にその負担を求めるべきではないと思いますので、ぜひ、そういう形の中で、後は細かいその数字の精査については、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

このRDFが今日まで来るのに、知事は春以降のお立場でありますけれども、田川亮三知事時代からの、ずっと一連の流れがあるわけあります。その中で、全国的にも非常に急激なRDFに対する取り組みが、県の主導の下に市町村を強力にリーダーシップ發揮して今日まで進めてきた。こういうこと

で、われわれ議会も、どちらかと言えば、その強さに引っ張られていったという経緯もあるわけありますが、知事は、このへんの認識はしっかりとお持ちいただきとるんでしょうか。

○野呂知事 ご指摘ありましたRDF、田川知事の当時から、企業庁あるいは、あの時は環境部、一番最初は企業庁がずいぶん着目されて、いろいろ動きされておったかなと、私もちょっと淡い記憶を思い出しながらやっとるんですが、あったかと思います。そういう、まず源流がそういうところにあったわけですが、その後、北川政権、北川知事の8年間の中で、循環型の社会構築という中で、非常にこれが注目されて、そういった位置付けでやられてきたということであり、私もそういった経過をもって、昨年、操業開始しておるということは、それはよく認識をいたしておるところであります。

ただ、今回、こういう事故になるとは、これは多分関係した者、ほとんどすべてが、そんなことは思ってもみなかったことであったのかなと思いますが、今にして考えると、その認識の甘さということは、これは一般的に言われて当然のことであろうかなと、こういうふうに思います。ただ、だからと言いまして、いわゆる石油タンクだと、世の中にはかなり危険物と言われるいろんな施設があるわけでございます。飛行機と自動車が、どちらが危険やとか、比べ方いろいろ難しいものがあろうかと思います。ただ、RDFについては、そのことを十分承知しながらやっていけば、このRDFが危険なものである、ああいった事故を起こすということは、まったく防げたのではないかとこう思いますと、そういう点では、極めて私も残念に思っております。

○西場委員 当時、知事の立場でないから、やむを得ないとしても、と言いますか当然だと思うんですが、今淡い記憶というお話をいただきましたけれども、やっぱりそういうことであろうと思います。しかし、現状なり、今後考える折には、それでは済まされない、全国的にも注目される三重県の当時の取組なり動きがあって、そして今日を迎えておるわけでありますので、やっぱり、現在の責任ある立場として、そのことの認識を深めていただきたいなとこう思いますのであります。そういう意味において、ごみゼロ社会というものを長期的に目指すと、こういうことです。これは前の、機会あるときに環境部長には聞かせてもらっとるんですが、このごみゼロ社会という言葉は、その年限が長期にあるにしろ、RDFというものの見直し、根本的な見直しをやるという気持ちを持っておられると理解してよろしいですね。

○野呂知事 ごみゼロ政策の究極の姿からいけば、ごみについては焼却とか、そういった、いわゆるごみをごみとして始末するということがなくなる社会であるということです。ごみは、まず、いわゆる燃えるごみ、燃えないごみというような分け方ではなくて、再利用できる、資源化できるもの、資源化できないものというふうな分け方にしまして、資源化できるものについては、徹底してその資源化を進めていくわけです。資源化できないものということについては、これは企業や国全体のいろんな取組がしていかなければなりませんけれども、そういう資源化できないような製品は、もう作らないようにしていこうではないかと。製造段階から、資源化できるものに変えていくというような、そういう発想でございます。したがいまして、究極からいえば、ごみ焼却場といった類のものがなくなるという社会が、目標として描かれるということでございます。

しかし、そのためには、よほどこれは行政も、まず直接所管しておる市町村が、そして市町村も、これはそれぞれの住民の理解、協力があってできることでありますから、これはやろうと思ってもなかなか大変なことでございます。しかし、そういう形で対応していくことだらうと思います。

既に、アメリカにおいては、焼却場の新規は、近年もう一切造られていないというようなことであります。そういう意味からいけば、ごみゼロ社会というのは、今の状況とは相当違ってくるだろうと。しかし、それは20年とか、そういった相当長期にわたった先の姿であろうかなと思ってます。

○西場委員 RDFに対して、直接的なお話をいただけないのは残念なんですが、知事の考え方でいえば、やっぱりごみを出さないという方針は、このRDFにはそぐわないと思うんです。やはり、生ごみ、プラスチックをエネルギーに換えるというこの手法は、ある意味では、生ごみ、プラスチックの大量廃棄を助長するようなシステムという考え方も出てきてもやむを得ない。そういうことになると、本来の、真なるごみゼロ社会を目指すという考え方と、RDFがきちんとマッチしていくかと言うと、私はそうはいかんだろうと。だから、今日すぐ、このシステム止めようとか、そういう非現実的な議論はなかなかできませんけれども、やはり、それはきっとして、知事の基本的な政治理念なり方針として構えるんであれば、その方針をきっとやって、あと、その20年という年月がいかがなものかという議論をもっと詰めていく必要があるなと思いますが。

○野呂知事 確かに、ごみゼロ社会につきましては、まだ先般、基本方向というような基本方針を叩き台として出させていただきましたが、これから、議会におかれてもぜひご議論を深めさせていただいたらと思いますし、県民、市町村、やっぱり皆さんと議論しながら、どういうごみゼロ社会へのいろんな方策を考えていいくかということを議論させていただいたらと、こういうふうに思います。

ただ、一方で、資源としてごみを活用するという中で、環境省も認めておりますように、循環型社会を構築していく中で、ごみをごみとして扱うのではなくて、ごみをやはり熱資源として再利用するということは、循環型社会のシステムの1つとして有用なものであるということは、今回の事故に関わらず環境省も認めておるところでありますから、私はRDFについては、長い先どうのこうのということではありませんけれども、今は1つの有用なシステムであるということに変わりはないと思っております。

○西場委員 終ります。

○岩名委員 私は、今後の再開に向けた話の中で、今のごみ発電というシステムが、知事は今システムとしては間違っていないということを言わされているんだけども、私自身は、ベターかもしれないけどベストではないと、この方式は。こう思ってますし、若干、知事のごみに対する認識と私は違うのは、やはり全国的に見ても、各市町村で、今やはり分別ということが一番頭にあって、そしてごみを片付けていると、こういう実態がありますことと、例えば、プラスチックの力を借りなければ、あれは燃料にならない固体燃料ありますよね。その中で、既にプラスチックは三重県内においても、魔プラが砂に変わったり、あるいはもう一度再生されたり、そして、いわゆる循環していると、こういう実態があります。これは、ある企業が、シャープなんかの魔プラをお金を出してもらって、引き取って、そしてそれを砂に変える。そういうふうなことが、現実にもう始まっているのに、私は、一方でそれを切り込んで、生ごみと一緒に燃やすなんてことは、今の環境政策上から言って、あまり望ましいことではないというふうに、私は思います。

さて、このシステムとして今やってるんですけども、今申し上げたようなことと、先ほどもお話をありました、市町村の専権事務を、地方分権という今の時代の流れの中で、できるだけ下部組織ができるることは、権限を移譲していくという時代の中にあって、その懐に手をつっこんでいくのはいかがなもの

のかと、私は思っています。県には、もっとやっていただきなきやならない県民のための広い視野に立った仕事がたくさんあるし、企業庁もそれなりの仕事があるのではないかと、こういうふうに思います。

また、このシステムの一番の問題点は、やはり、三重県は細長い県であって、200キロもある南牟婁郡から一晩北の端までRDFを運んでくるというところに無理があるんですよ。本来、この計画は、南にもそういう発電施設を設けるということであったのではないかと思うんですね。そうすれば、これはまだもう少し形も変わってきたと思うんですけども、予算の都合等々でこういう形になって、やはり、かなりの無理の中で、例えば、200キロRDFを積んで、北の端まで運んでいく間に、その性状はどういうふうに変わっていくのかも、はっきり言ってわからないわけでしょ、これ。みんな間の中で、こういうことを今進めているわけで、私は、ぜひとも、知事にそういう点考えてもらいたいと。

それから、もうこのことは前にも言ったけども、知事が設置者で企業庁長が管理者で、そして運営は民間会社で、こういうふうな、そしてまた、県の環境部もこれに関わってくる。どこが一体責任が、先ほど来出ている責任体制が不明確なんですよ。それは、例えば、藤森君が、今度、なんかエライサンになって向こうへ行つてもらんだけど、でも、彼もこんなん初めてやるんだしね、本当に自分のものにするためには、3年や4年かかると思うんですね。その次の人はどうするのと、こんなことを県がずっと引きずっていくことに、大いに私は疑問を感じるんです。ですから、やはり、民間にこういうことはやってもらうとか、あるいはまた、広域市町村のRDFの協議会にお任せと言えども、お願いをして、こういう仕事はやっていただくというような視点も、今後ひとつ、僕は考えていくべきだと、私はあえて申し上げておきたい。

それに対して、何か、知事ご意見あったら。

○野呂知事 まず、RDFそのものは、ベストな方法でないと。確かにご指摘ありましたように、RDF化施設ができたために、それまでかなり分別しておった町においても、その分別が行われなくなってしまった、分別だとかそういうのが行われていないというようなことが起つたりいたしております。そういう意味では、やはり、各市町村において、今後、ともにごみゼロ社会へ向けてやっていこうということになりましたら、徹底したそういった対応というようなことは進めていかなければならぬだろうと思います。そういう中で、RDFについても、もっと安定的なそういう状況というのが生まれていくのではないかと思っておるところであります。こういったものを、市町村の専権事項であるから、なぜ県がとることはあります。それから、今のような運営について、設置者と管理委託をして、それがまた会社に契約して任せて、というようなやり方についてどうだということであります。既にそうやって行われてきたことがありますので、そういう形のものを引き継いだ私といたしましては、今後、こういう事故に到りましたから、やはり県が責任もって、この後はしっかりとどうするかということで対応しなきやなりませんけれども、長期的に考えていきますと、そこらの役割分担なり、適切な考え方があれば、それは将来においては柔軟に考えていく部分があるのかなと思います。しかし、かかるこういう状況の中에서는柔軟に考えていく必要がありますから、今は、やはり辛くても、こういった事故が起つた施設を管理しておった県として、きちんと処理をしていくことでなければならないのではないかなど、こういうふうに思っております。

それから、RDFはいろんな利点が言われておりますけれども、実は、チップ化することによりまして、非常に運搬がしやすいということがその利点として言われてきたところであります。そういう意味で、

チップの性状とかそういうことについては、数時間、あるいは1日という運搬の中で、その状況が急に変わってくるというような激しい変化をもたらすものではありませんので、運搬についての認識の仕方っていうのは、またいろいろあるのかなというふうに思っております。

一応、先ほどからご指摘ありましたことについて。

○岩名委員 いろいろ、私と意見の違いがあるのはやむを得ないと思いますが、とにかく、最後に、私がNEDOとか経済産業省が、これを本当に大宣伝をして、そして全国に広めようとした。しかし、その後、三重県の事故以後、もうこれを全国に推奨することはしないんだというようなことを言ってる無責任な姿勢に対して、大きな不満を持つものですよ。そんなことに、國の方針に、地方が振り回されて、環境政策を誤るようなことがあっては、断じてならないというふうに思いますし、そういう不満を申し上げて、私の質問を終わります。

○永田委員 お時間もございませんので、2点ほど。それじゃ、私から。責任問題ということになりますと、司法の手にも委ねてあるんで、どうにも、今ここで議論することできないと思うんですね。ただ、今知事もいみじく申されましたけど、これもプロボーザルなんです。これが大きな事業を請け負うですから、かなりそれだけのプロボーザルについては、その決断、その自覚があったと思うし、なきゃならんですね。そういうことから考えますと、11月19日ですか、社長がおみえになったと。これらへんの社長の、意思表示って言うんですか、知事会われたんでしょ。どういう、雰囲気でいいですから、教えていただければ。

○野呂知事 社長からは、冒頭、会社としての責任ある立場から、事故については、県に対してもお詫びの言葉がございました。それから、私のほうからは、プロボーザルで送られたという立場からいけば、RDFの専門家ではないんだというような発言は、私もたまげた発言で、そういうことでは困るというようなことを申し上げたところあります。いずれにしても、かかる事故が起こって、やはり、まずその状況を元に戻していく、安全性をどうやって確保できるんだとか、それから、県民の信頼をどう回復できるんだという意味からいえば、しっかり県民の皆さんに顔を向けながらやつていかなきゃいかんではないかということを、私からも申し上げ、会社のほうも、そういう意味での理解はされて帰ったと思っております。

○永田委員 私も、その件については非常に多とした、今の聞いてて思ったんですけどね、とりわけ、9月29日ですか、参考人招致の富士電機さんの時の雰囲気は、どうもそんな雰囲気じゃなかったですね。非常に、私、残念に思ったんですね。いずれにいたしましても、いくらそういう技術的、いろいろノウハウ等の問題の認識不足だと言っても、起きてしまったことは事実なんですから、もう少しいろんな発言等は首をかしげることが多かったんで、あえて僕は申し上げたいわけですが。やっぱり、そういうこと自体が、こういう取組についていろんな問題を醸し出す、私は1つの大きな誘因だったかなというふうに、実は思えてなりません。

しかるに、今後、副知事ですか、富士電機さんとの交渉に当たっていらっしゃるのは、これからは。企業庁ね。それで、とにかく、どこか発言ありましたけども、法廷闘争になって、2年も3年もと、とんでもない話だと思いますよ。県民にとって、どう説明するんですか、こんなこと。これは、絶対そういう法廷闘争に持ち込む問題じゃないと思ってます。もう少し真摯に原点からものを見つめていただいて、

そして、お互いの、自分の責任を認めるべきは認め、そして、早く解決すべき問題だと、こういう思いをいたしておりますので、これはひとつ、当事者についても、そこらへんは十分に考えながら、交渉にあたっていただきたい。ぜひひとつ、これは、お願いをいたしておきます。

○野呂知事 今、ご指摘のところ、そういったことも十分考えて、懸命に対処してまいりたいと思います。

○永田委員 時間もありませんので。もうひとつ。再開に向けての問題なんですが、これから手順についてちょっと伺っておきたいんですが。

○野呂知事 これについては、何度も申し上げておりますが、まずは、安全性を確保し、確認していくということが大事でございます。既に、専門委員会の最終報告もございます。それから、今後、国機関等における調査、検討の結果も出てまいります。私も、RDFの性状等、管理等についての基準規格、必要なものは、そういうものがあるならば早く出していただきたいということも、国に対して要望もいたしておりますところでございます。そういうことを、しっかり睨みながら、安全性の確認、確保確認は、やってまいらなければならないことでございます。その上で、それにつきまして、議会の皆様や地域の皆様にご説明を申し上げて、一定の理解を得ていくということでなければ、再開ということはなかなかできるものではないと、こういうふうに考えております。

○永田委員 施設名は、確か中部電力さんの技術部門とか、あるいは、この間いただきましたシーテックさんの検討結果をいただいておりますから、かなり安全性が認められてきております。問題は、地域住民とのコンセンサス、どうしていくかということが中心になってこようと思っておりますが、これもひとつ、何々が出てからじゃなくて、常時、地域住民とのコンタクトはもって、こういう方向が出れば、出たように対応していくのが、これが本当に説明責任です。これひとつ、特にお願いをしておきたい、こういうふうに思いまして、それから、なることなら、大体の再開の目途ぐらいはどうですか。

○野呂知事 再開の目途につきましては、先ほど考えましたような手順を経て、その上で再開するかどうかということについての決断をいたしていくということでございますので、時期を今特定して申し上げたり、というような状況ではございませんので、お許しをいただきたいと思います。

○鈴木企業庁長 今、住民の皆さんとのいろんなお話し合いということで、お話をいただきましたが、先日の特別委員会でも同じようなご指摘をいただき、少しお答えをさせていただきましたけれども。地域の自治会の会長さんなりのところへは、さまざまなお問い合わせ、県のいろいろな調査結果の報告なりあるいは、中電グループで検査をしていただいた内容なりというのをお届けさせていただいたり。あるいは、今回、現地の事務所を作つて所長を配置いたしましたので、お伺いをしたりといふふうなことをさせていただいておりますが、当然、住民の皆さんのご理解をいただくという意味で、さらに十分なご説明なり、お話し合いをさせていただけるようにしてまいりたいというふうに思っております。

○永田委員 時間ないので、もう失礼します。

○田中委員長 あらかじめ、申し合わせさせていただきました時間が、経過をいたしました。他に、特にご質疑ございませんでしょうか。水谷委員。

○水谷委員 知事は、RDFの発電所を視察見学されたのは、8月11日が初めてだとお聞きをしておりますけれども、スタートしてから3月までにいろいろな小事故や、あるいは故障などが多くありました。ことは当然のことながらご存知だと思うんですけれども、そういった点があったにも関わらず、非常にこれは問題のある施設だというふうに、私は感じていたわけですけれども、8月11日まで実際忙しくて行けなかった、とういうことだと思うんですけども、そういった点につきましては、十分に引継ができるいなかつたのかなというふうな気もいたしますし、あるいは、認識の甘さというところがあったのかなという気がいたしておりますけれども。

それはさておきまして、1つだけお聞きしたいんですけれども、前北川知事から、この事故後、当然あったと思うんですが、何らかのコメントというか、慰めの言葉というか、そういうのがありましたでしょうか。

○野呂知事 私自身が引き継いだのは、県の行政の中で、企業庁に電気や水道、そしてこのRDFも、実はこういう仕事をやっておるよということを含めた全体を引き継いだわけでありまして、そういう意味では、発熱だとそんなの、私もどういうメカニズムで、それがまたどうなっていく、なんていうのは、とても認識持てるようなことではなかったので、トラブルといったことについては、困ったことだと、企業庁しっかり、富士電機とそういったことを解決してくれるということを期待しておったということです。本当に、それが爆発ということに結びついて、私も驚きましたし、そういう意味では、大変なことになったその重い責任を今感じながら、対応しておるということでございます。

北川前知事からであります、私も北川知事とは、就任後話したことはございませんので、今回のことについても一切私自身話を伺っておりません。

○日沖委員 もう、時間せかされてますんで、できるだけ手短に。ひとつ、知事、副知事、おみえの機会に、ご検討いただきたいという要望なんですが、これまでの特別委員会は、企業庁さん、環境部さん、対のことでございましたんで。ここで、ご遺族の方、ならびに怪我をされた方々に対するこれから対応なんですが、現在も折に触れて事故原因調査の報告なり、またいろいろなお話を賜りにというところで、折に触れて企業庁さんに向いていただいておるようでございますけれども、事故後、近隣の方々の健康だとか、そういうことの気遣いから、お医者さんが出向いて健康相談を受けたり、そういうことが近隣の方々にはされておられたわけですけれども、ご遺族の方、ならびに事故に遭われて怪我をされた方々、そういうところのケアとなりますと、精神的なものがあつたり、また、やり場のない怒りだとか、やり場のない不満だとか、とにかく話もしたいとか、いろんなものが、われわれには想像の絶する状況で、お亡くなりになられたり怪我をされた方々でございますから、あると思うんですね。そのへんを、もちろん、企業庁さんには折に触れて出向いていただかんならんですけれども、一度、大分経つてはおりますけれども、第三者的な立場で、ワンクッション置いてお話を聞いてあげたり、また、いろんな思いを伝えていただいたりというような形、いっどん作れないものかなというふうで、一度考えてみていただけたらなというふうに。やはり、対企業庁さんということになりますと、正直なところ、被害者の方々は、やりきれない思いを、とにかくぶつける相手としてしか見ませんから。言い方下手ですけれども、やはり、慣りが前面に出てしましますのでね、企業庁さんに対しては申しわけないですけども。ですから、ちょっと、周辺住民の方に健康相談のところを作ったみたいに、ああいうようなものですけども、第三者的な立場で訪問できるような、向こうもそういう対応ができるような、話ができるよ

うな状態というのを、いっどんちょっと考えてみたっていただけんかなと、これだけちょっとお願ひをしたいんですが。

○吉田副知事 県の本部で、健康福祉部のほうで対応させていただきたいというふうに思います。

○日沖委員 よろしくお願ひします。

○田中委員長 それでは、以上をもちまして本日の調査を終了いたします。知事、副知事はじめ当局の皆様方には、長時間まことにありがとうございました。

2 その他

・委員協議

〔閉会の宣告〕

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成15年12月3日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

[ページのトップへ戻る](#)

問い合わせ先:県議会事務局

電話:059-224-2877／ファックス:059-229-1931／E-mail:gikaik@pref.mie.jp



All Rights Reserved,Copyright(C)2008 Mie Prefectural Assembly
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。



平成16年1月26日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録

(閉会中)

開催年月日 平成16年1月26日(月) 10:01 ~ 11:26

開催場所 第601特別委員会室

出席委員 14名

委員長 田中 覚君

副委員長 藤田 正美君

委員 日沖 正信君

委員 松田 直久君

委員 水谷 隆君

委員 三谷 哲央君

委員 貝増 吉郎君

委員 木田 久主一君

委員 山本 勝君

委員 西塙 宗郎君

委員 萩野 茂一君

委員 西場 信行君

委員 岩名 秀樹君

委員 永田 正巳君

欠席委員 2名

委員 岡部 栄樹君

委員 芝 博一君

出席説明員

知事 野呂 昭彦君

〔企業庁〕 企業 広報課長 鈴木 周作君

総括マネージャー 小林 和夫君

藤田 謙也君

RDF発電特命担当監 藤森 荘剛君 その他関係職員

〔環境部〕 部長 長谷川 寛君

総括マネージャー 小川 治彦君

" 松林 万行君 その他関係職員

傍聴議員 2名

県政記者クラブ加入記者 9名

傍聴者(一般) 4名

議題又は協議事項

1 1月20日定例記者会見における知事発言について

2 県議会、国、県の各委員会の指摘事項及びその対応について

【会議の経過とその結果】

〔開会宣言〕

1 1月20日定例記者会見における知事発言について

2 県議会、国、県の各委員会の指摘事項及びその対応について

(1)資料に基づき当局説明

(野呂知事、鈴木企業庁長)

(2)質疑

○三谷委員 多岐にわたっていますので、質問させていただきたいと思うのですが、知事が、やっぱり記者会見で年度内の再稼動ありきのような印象を与える発言をされたというのは、僕は非常にまずかったと思うんです。今から住民の説明会等々いろいろあるわけですから、当然そういう発言が前提になりますと、住民同意を求めるというか、説明会そのものが一種の通過儀礼といいますか、形式的なものになってくる可能性がありますし、また住民の方からの理解もなかなか得られないのではないか、そのように思ってまして、そのあたりのところもういっぺん知事の方からお考えをひとつ聞かせていただきたいと、こう思っています。

それから、先程の知事の説明の2ページ目に、できるだけ早い時期に試運転はしたいということが多いわれておるわけですが、具体的な時期は、関係省庁、消防機関等との協議を経て決めるということですが、試運転を行う場合、住民の同意というか、住民の理解というの、前提になると思うんです。その

あたりのことが出てこないのですが、まずその点、知事からお伺いしたいと思います。

○野呂知事 RDFのその件につきましては、事故で運転を停止をいたしましたけれども、ごみをRF化しております26市町村から発生するごみにつきまして、当面の受け入れ先は確保しておりますけれども、このRDFの焼却発電によります処理費用を、大変大きく超えているというような状況でございまして、関係市町村からは早期の運転再開を求めるという状況でございます。

それから、県のこの施設が停止をしておるということで、市町村においての円滑なごみの処理に大きな支障が生じておるということもございますから、早く正常な状態に戻したいという強い思いがございました。このために、1月20日のあいだの発言になり、十分にですね、説明申し上げないまま誤解を与えてしまったと、こういうふうに思っておるところでございます。

それで私としてはですね、先般の発言が、なにかあの発電所の稼動時期が、既に決められておるのではないかとか、あるいはその施設の安全確認前に本格稼動するのではないかというような、私の思っておる真意とは違う誤解を皆さんに与えたとすれば、これは大変申し訳ないことだと、こういうふうに思っております。

したがいまして、発電所を再開するにつきましては、従前から申し上げておりますように、施設の安全性の確保ということは、これはもう大前提でございます。それから県議会や市町村住民の方との一定の理解を得た上でなければならない。こういう考え方にもですね、今なんら変わるものではないわけでございます。発言が与えた誤解についてはですね、大変申し訳なく思いますけれども、ぜひご理解をいただきたいと、こう考えております。

○三谷委員 試運転の時期はどうされますか。

○野呂知事 試運転につきましては、先程議会や関係市町並びに住民の方々の理解をお願いをする、説明をするという上での、その後のことだと、こういうふうに考えております。

○三谷委員 ゼヒ慎重にですね、特にあの事故以来、関係の住民の皆さん方はもう感情が非常にナープになっていますから、ゼヒ適切な発言等をこれからもお願いをしたいと思っております。

企業庁長ちょっとお伺いしたいのですが、先程のご説明でですね、資料4の管理運営責任を明確にする規定を体系化するというお話がありました。今後ですね、管理運営等は今の話でいきますと、またおそらく富士電機のところに行くんじゃないかというそんな感じはしてるんですけども、これはまだ今からの話かもわかりませんが、管理運営に関して、その責任の所在というのはこれはもう一度確認させていただきたいのですが、企業庁なんですか、富士電機なんですか。資料1のところの運営体制のところでもですね、今後の対応は、責任の所在を明確にしていきますと書いてあって、企業庁が管理者として主体的な運営を行いますとこう書いてあるんですが、管理運営に関して、また運営を富士電機に任せるという場合でもですね、責任の所在は企業庁に明確にあるということなんですか、それともやっぱり一義的には運営を任せれば、その運営を任せられた会社、例えば富士電機にあるということになるんですか。

○鈴木企業庁長 実際のですね、作業管理運営ということについては富士電機に委託をすることに

なりますが、企業庁の責任で管理運営の責任をきちんと明らかにした上で、実施をしてまいりたいと いうふうに思います。

○三谷委員 ちょっとよくわからないんですけど、そうするとですね、今度管理運営規定等をきちんと作っていく中で、この部分は企業庁の責任ですよ、この部分は管理運営を任せた会社の責任ですよ というそういうものがこうきちんと体系化されて明確に出てくるということですか。

○鈴木企業庁長 いずれにいたしましてもですね、実際の運用についての管理運営の責任は本来的には企業庁という認識をいたしております。その管理の指揮のもとにですね、実際上の操作なり運用をやっていただくというふうに考えております。細かい点についてはですね、さらに検証した上できちんと整理してまいりたいというふうに思います。

○三谷委員 そうすると先程言われました、例えば発電所運用及び維持管理要領とかですね、発電所設備点検手入基準とか、災害対策要領とかこういう従業員の教育、指導訓練方法等は、これは県がきちんと決められて、これをきちんと受け入れる会社でなければ、管理運営は任せられないとい う、その管理運営の契約の時にこういう条項をきちんと入れられるということですね。

○鈴木企業庁長 はい、様々な規程を先程今回説明をさせていただきましたが、その中でも申し上げましたように、従来関係省庁へ富士電機から届け出がされて整理がされていたものを再編集するとい う形になっておるわけですが、いずれも今回は県として中身をきちんと点検した上で、県として届け出なり内容について責任を持っていくという形で行ってまいりたいというふうに思います。

○三谷委員 そうするとこの要領なりいろんな規程に従ってその管理運営を任せられた会社がその 時々きちんとやっておってそれでなおかつ事故とかいろんな不祥事が出てたような場合はこの規程等を 設けた県の責任だと、つまり企業庁の責任だということがここで明確になるということですね。

○鈴木企業庁長 当然のことながら、きちんとその規程に従うように指導あるいは状況を見ながら対処していくべきだ。もちろん提出した内容については、企業庁としてきちんと責任を持っておるわけ でございますから、そのとおりやっていただくように現場できちんと対応していかないといきたい。

○三谷委員 企業庁長、桑名広域清掃事業組合のRDF化施設が本格稼動した場合については、今 後貯蔵方法、貯蔵場所、貯蔵量、設置可能時期については十分検討進める必要がある。つまり今回 やるのは、桑名広域が本格稼動するまでの一種の暫定的なものであってということですね。桑名広域 がやっぱり量も一番多いわけですから、これができたときに十分検討したいと、この目途はいつ頃と 考えておられますか。

○鈴木企業庁長 桑名広域さんの方ですね、今、改修方法等議論していただいておりますので、 私としてははっきりしたことが申し上げられませんが、現時点では桑名広域さんのRDFがないとい う状況の中であれば、今回の暫定的な方法ですね、処理ができるのではないかと、貯蔵槽がなくても できるんではないかと。すべてが稼動していた段階ではやはりきちんと貯蔵施設を作らないと処理ができないという事態になるということでございます。

○三谷委員 そうしますと大型の貯蔵施設の安全性とそれがきちんと証明されるまでは、桑名広域

の本格稼動はあり得ないということですね。

○鈴木企業庁長 先程も少しご説明申し上げましたが、消防庁の方で指定可燃物としての基準というのが近く示されてまいると思いますので、それらの内容を見て検討するということしか現時点では申し上げられません。

○木田委員 知事さんの説明を聞いて理解をさせていただくんですけども、その中でですね、知事は誤解を与えたと、なんとか早く正常な状態に戻ってほしいという、そういうふうな期待感から発言をしたということですね、それも十分よくわかるんですけども。ただこの試運転についてもできるだけ早い時期に行いたいというふうに述べられているわけですから、やはりこの説明では誤解をした方々は、やっぱり年度末じゃないかという考えは払拭できないと思うんです。

そういう意味から言いますと、今回のこの発言の時期にですね、年度末にこだわらないと、そしてそういう県議会・市町村・地域住民の理解を得た上でということを、それがあつたらやるということを述べられておりますので、やはりそのあたりをはっきりとさせた方がその誤解が払拭できるというふうに私は思うんですけども、どうでしょう。

○野呂知事 今のRDFの処理しておるですね、市町村の状況だとかいろんな、先程申し上げた諸般の状況等からですね、極めて、停止をしておるという異常な状態ですから、正常な状態に早く戻したいという思いがあって、そのことは決して安全性を確保するという前提を抜くとかそういうことでは全くありませんから、そういう意味で私の真意を誤解されるような発言になったということを大変申し訳なく思っておるということでございます。

したがいまして試運転ということにつきましてもですね、先程申し上げたように、まずは安全性を確保し確認していくということありますし、そして住民の皆様、それから市長、そしてもちろん議会の皆様にもそうありますが、ご説明を申し上げ一定の理解を得た上でなければならぬということ、これはもうそのとおりでございます。したがいまして、その結果として試運転に入る時期もですね、今まだ定かにはわからないということです。

したがってそういう意味で誤解を与えるような発言だったということを大変申し訳なく思っています。

○木田委員 おっしゃることは十分理解できるんです。ただですね、安全性を確認してから実施するということは、内容的にはもう時期はいつだということにこだわらないということなんですね。ただそういう意味からいえば内容的にはそう言ってると一緒なんですけども、ただ県民に対してですね、そういう誤解があった、それを払拭するためにはですね、やはり一言安全を確認してからやるよと。そして時期は年度末にはこだりませんよということを、一言私は入れたほうがより払拭できるというふうに思ふんですけど、その点もう一度だけお願いします。

○野呂知事 先程から申し上げておりますように私としては、事故発生以来申し上げてまいりましたように、安全性を確保し確認した上でなければ再開しないと申し上げてまいりました。したがいまして、その考えは今も全く変わりませんから、今日も報告申し上げておりますいろんな諸報告からの対応案につきまして、ご審査もいただき、そしてお示しもしてきておるわけでございますけれども、今後さらにこういったことにつきましては詰めてまいりまして、そしてもちろん議会や市長それから住民の皆さん

に十分にご説明を申し上げてまいりたいと、こう思っております。それをした上でなければ次のステップへはいけないと、こういうことでございます。

○山本委員 今、知事の方からもいろいろと説明いただきまして、ちょっと勇み足で言い過ぎたというようなところはよくわかったんですけど、私ども前々からお話ししておりますようにやっぱりこの事故がおきてから、地域へ知事も企業庁も含めて積極的に僕は出て欲しかったなと。積極的に地元説明なり関係市町の所へですね、どんどん行ってほしかったなと思っています。今日はこの2ページ目の2行目のところにですね、引き続き市町村、地域住民の方々に説明をしご理解をいただくということでございますけど、このへんのところやっぱりもうここまでできたら大体その辺のスケジュールをですね、お聞かせいただきかんと、なかなか地域なり私どもとしても理解できませんから、その辺の大体のスケジュールについて、ちょっとお聞かせをいただきたいのと、この間も新聞で載っておりましたけれども、桑名の市議会では知事に来てもらってそこで直接話を聞きたいという、こんな話も出てましたので、知事としてこんな事態になっておりますから、ぜひとも地域のですね、議会の理解をいただきためにも桑名市議会へ行って説明をされるのか、それのところまずお伺いをいたしたいなと思います。

○鈴木企業庁長 地元説明会につきましては、この三重ごみ固体燃料発電所の管理責任者であり、かつ地方公営企業の管理者であります私と企業庁幹部職員等が出席をさせていただいて丁寧に説明をさせていただきたいというふうに思っておりますが、実施の時期等につきましては、現在関係市町と協議をさせていただいております。整理がつきましたらお知らせをさせていただきたいと思っております。

また、桑名市議会の全協からご連絡をいただいたますが、やはり申し上げましたように私自身が地方公営企業の管理者でございますので、私がきちんと説明をさせていただくということを考えておるところでございます。

○山本委員 その辺のところがちょっと地域の中ではなかなか理解を得られないところがありますもので、私としてはできればひとつ、知事が直接やっぱり現地、それから桑名市議会のところへ知事が行くどうのこうのというのはこれはまた筋論的にはどうかと私も思うところがあるのですが、これだけの事態になつたんですから、やっぱり知事が直接訪問してお話をされるっていう方が僕はよりベターでないか、そしてまた再開に向けて地域の理解も得られるんじゃないかと思いますので、知事にお伺いいたします。

○野呂知事 今、企業庁の方から考え方を述べていただいたわけありますけれども、私といしましても今日こうやって特別委員会でもご議論をさせていただいております。その私の真意につきましてですね、できるだけきちんと伝わるようにその上で努力をしていきたいと、このように考えております。

○山本委員 そういう話からいきますと、例えば地元の市議会としてこれはもう同意できないということになればどうします。

○鈴木企業庁長 先程申し上げましたが、各市町村、地元桑名市さんも含めですね、このRDFにかかわっている市町村からは早期再開ということを強く求められております。また私どもも安全性をきちんと確認した上で、ぜひ早期にさせていただきたいというふうに思っておりますので、その辺の私どもの

考えなり安全性についてきちんとお話をさせていただく中でご理解を得ていきたいというふうに考えております。

○山本委員 もうこの程度でやめますわ。それではあと二点ぐらいお伺いいたしますけど、施設の移管の問題がございますけど、この問題についてもどの辺のとこぐらいですね、いわゆる正常な運転が可能になんでも直ちに本格稼動ということではなく、一定の期間、施設の改修の効果や焼却処理の状況とか、うんぬんという感じで出ておりますんで、施設のですね、県への移管というのをどの辺ぐらいの時期に考えてみえるなんかということを。

もう一つは、危機管理体制ということでいろいろうまく文章的には書いてあるんですけど、今までの企業庁の姿勢からいくとなかなか情報をあまり表に出さんとうこうということはですね、多分にも私もどとしても感じましたので、この安全管理会議というのを設置されるということですけれど、どういうような構成でどんな形をもっておられるのかもうちょっと詳しく説明をお願いします。以上二点です。

○鈴木企業庁長 まず安全会議の方でございますけれども、手元の添付資料の方で細かい内容は付けさせていただいております。添付資料の最終ページぐらいだと思いますが、一番最後に4-1、安全管理会議設置要綱というのを付けさせていただいておりますが、専門の学識経験者の方、あるいは地元の市町村の職員、住民代表の方に入っていただいた会議を設けていただきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、引き渡しの件でございますけれども、試運転を実施し、施設がその能力に応じた運転がきちんとできるということが確認できた時点で整理をしてまいりたいというふうに思っております。

○山本委員 ありがとうございました。

○西塙委員 今日の説明の中ではなかったんですけども、処理費用の関係を少しだけお尋ねをしておきたいと思うんですが。従前は1トン当たりですね、3,790円市町村が負担しておったわけですから、その関係が高くなるのかどうかということが一つ。

それからもう一つは、富士電機との委託をしてみえるわけですから、富士電機の管理体制が、24名体制から34名に増えると、10名人員が増えるわけですから、そんな関係なども考えますと、従来から契約している金額のまま富士電機にそのまま委託できるのか、あるいは委託費用が増えるのか、その二点についてお尋ねします。

○鈴木企業庁長 まず市町村にいただいております処理費用の点でございますが、平成14年の6月の10日のRDFの運営協議会の理事会におきまして、14年の12月1日から18年3月31日までの3年4か月間は、1トンあたり3,790円として、市町村のRDF処理費用を決議をいたしております。今すぐ見直しをするという考えはございません。

しかし今回の事故を受けて安全対策等に要する費用が必要となってくることから、今後RDF化市町村とは十分協議をしてまいりたいというふうに考えております。

また、富士電機との契約の金額でございますが、今回さまざまな安全対策も講じていくという状況の中できちんと後日整理をさせていただきたいというふうに思っております。

それからもう一点、実は先程三谷委員のご質問に正確にお伝えできなかったことがありますので、お答えをさせていただきたいと思います。桑名のRDF化施設が稼動したら量が多いから、公共的な貯蔵槽がないとできないのではないかということについて、稼動いたしましたら現在考えておるやり方では不可能でありますと。きちんとした貯蔵施設が必要でございますと申し上げましたが、それはすべてが本格稼動した場合というふうにご理解をいただきたいと思います。現在3系列のうちの1系列は、相当早い段階で稼動いただけたと。ほとんど損傷を受けてないというふうに聞いておりますので、その1系列につきましては、今日お話をさせていただきました対応の中で、処理が可能というふうに考えております。以上でございます。

○西塙委員 市町村の処理事情については、18年3月までという約束事ですので、その段階で見直しがあり得るかもしれないという話なんですが、もう一つ富士電機との関係なんですけども、今お聞きすると整理をした上で見直しをするような感じを受けたのですが、増額することもあり得るということで解釈したらいいのでしょうか。

○鈴木企業庁長 いずれにいたしましてもさまざまな費用の議論が率直に申し上げて富士電機との間には残っております。これについてきちんと整理をしてその段階でご説明をさせていただきたいというふうに思います。

○西塙委員 もともとプロポーザルでやったときの費用はですね、建設費用も後の運転管理の費用も含めてトータルになっておったんだと思うんです。それが今になって増額するとかっていうのは理解しがたいのですけれど、その辺どうなんですか。

○鈴木企業庁長 増額するとか減額するとかいうことを決めて判断をしているわけではございません。整理をした上で後日ご説明の機会があればさせていただきたいというふうに思います。

○西塙委員 整理した上でですね、どうするか説明させてもらうということなのですが、増える可能性があるということによろしいでしょうか。

○鈴木企業庁長 大変きちんと説明ができないで恐縮でございますが、現時点のですね運営管理体制等、県の方もきちんと責任を明確にしてというふうなことも念頭において、議論をしておりますのでこちらの整理をした上で、こういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○貝増委員 知事に伺うんですけども、10月の2日の本会議最終日から今日までの数か月間、あの時点ではとても知事がこれを決めたと思えないんですね。知事が判断して現場を見て全てを掌握して、今回の発言に、先般の20日の記者会見に基づいてると、これは到底見えない部分があるんですよ。

でもそうしたときに、例えば単純に今、各委員さんの質疑がありましたけども、補助金の問題とかいろんな問題があるあるいは市町村に対する来年度予算の補填の問題もある。でもそれどれひとつですね、端的に言えば、じゃあ今まで事故があったから富士電機からの設置者が引き取る引渡しも頭に発言なく、そして試運転、現場の地元住民の了解を取って、これも日程も決まってない。議会もこの会期中に説明して理解をいただきたいと。なんかうわべだけがどんどんどんどん滑って走ってるような感じがするんですけど、到底さっきの質問にありましたけど、これでは行政をあざかっている首長さん

は喜ぶかわかんないけども、住んでる県民、地元の住民というのはこれでええんかと、県庁は何を考えてるんやと。ぶっちゃけ話この数日間も地元ではそんな声ばかりなんですよ。まして記者発表のときでも知事は設置者じゃなくて企業庁に地元説明をさせますと、私は行きませんなんて、これ知事本当に真意でそれを言われてるんですか。これをちょっと確認させてください。

○野呂知事 先にですね、ご質問の中でも少し申し上げましたけれども、このRDFを取り巻く課題につきましては、まず第一に発電所が停止をしましてから、このRDF化しております26市町村ございますが、ここにおきましてはこのごみ処理費用がきわめて増大しておってRDF化の費用を大きく越えておるというようなことから、早期の運転再開、これは強いご要望が何度もあったところでございます。もちろんその中にはですね、市町村においてごみの処理につきまして、大変大きな支障が出ておるということでありますし、そういうことからいきますとこれは事故によりましてこういう異常な状態になったわけでございます。したがいましてそれを早く正常な状態に戻したいとう考るのではなく、別段おかしなことではないのではないかという気持ちを強く持ってきただけですね、今回先般の発言についてはですね、十分説明不足といいますか、そいつたことがなかったので誤解を与えてしまったんだとこういうふうに思っております。

RDFそのものにつきましては、企業庁の方で対応を今やっておるところでありますし、そしてその後正常な状況に至る過程の中で企業庁が責任をもって管理委託しておる富士電機とですね、共にやつていくということでございますから、私としてはそいつた中で早く正常な状況に戻るというその期待感を持っておるということでございました。ただそれは何度も申し上げておりますように、あくまでも安全性の確保と確認ができなければ再開しないんだということについては、これは私もかねてから強く申し上げておるところでありますから、そいつた考え方変わったとかいうことでも全くありません。

そして議会やそれから関係の市町そして住民の皆さんにも十分にご説明を申し上げていく、一定の理解をしていただきたいと、こういうふうにこれは大前提として考えておる、そのことも変わりはないわけでございます。私としては、今日こういう機会もいただきましたので、ぜひ皆さんにその点を十分ご理解いただきたいと考えております。

○貝増委員 もう時間もあれですから、一点ほどもういっぺん確認を取らせていただきますけれども、再開を前提とした時、知事は今、どうどうと答弁されましたけれども、内側からの対策は、知事は報告を受けたあと、企業庁なりあるいは環境部に対して実際に指導されてきたかと。じゃ、事故原因がRDFの性状だったと。これはあの事故が起こってからでも1人専門職を設置して研修にして出てきたかと。あるいは一昨日も26市町村のRDF協議会が開かれています、企業庁で。なんであるんが今さらまた出てくるんやと。性状がどうの形狀がどうの水分がどうのと今日もまた説明がありました。これもうとっくに何度もやってきてることなんですよ。

一番大事なもう一点。知事が判断して委託した富士電機やたら富士電機に、あんたとこの搬入のチェックが7か所からくるけれども、企業から委託している段階ですから引き取ってないし。じゃあ企業から見たときに県の環境サイドに26市町村、どういう指導したらいいんやと。今そのままやったら入れられないぞと。企業からのひとつの論点を私は土俵に上げると、知事は言うべきだったと思うんですよ。内側からの。設置責任もあるけれども企業庁の管理責任もある。でも逆の立場も聞いて、そしてその

RDFに対する性状形狀に対する指導をしないことには7か所あったって、7つともメーカーも違うんですからね。

今、コンテナで貯蔵槽は作らないという理論に発展しましたけれど、それ以前のあの持ち込み材料について知事はどういうふうに企業庁環境部にあるいは26市町村の協議会に、知事の声として指導なされているか確認させてください。

○野呂知事 私がですね、安全性を確保し確認しなければ再開はないんだと言うことを企業庁もきわめて重く受け止めその後いろいろな努力をしておるというふうに思います。その中でですね、決して県庁内部といいますか、企業庁がですね、企業庁内部だけでの検討で取り組んでおるのではなくて、ご承知のとおり事故調査の特別委員会ももちろん専門の方々にご報告もいただいておりますし、それから関係の省庁、これは総務省の消防庁それから環境省それから経済産業省等々ございますけれども、こういった所へもいろいろとご相談しておりますまた検討会をもっていただいておりましたから、その検討結果も、これは年末ぎりぎりまで遅いのはかかりましたけれども、いただいたておるところです。

その上でですね、先般からそんなご意見や皆さんからもご指摘いただいた観点も含めて、どういった安全を確保する方法をとっていくかということについて企業庁の方でも作業を進めてまいりましたし、その点についての外部の専門の方々のご審査もいただいたということでございます。したがってそういう手順を経て、今日こうやってお示しておるものもあるわけございます。

もちろん富士電機等ともそういう意味では管理体制の問題もそうありますそれから施設のですね、今後ですね、どういうような手順、考え方でいくのかということについても。それからもちろん費用のいろんな問題もありまして。これは直接に企業庁としても連絡をとて相談をしておるはずでございます。そういう意味ではできる限りの多方面の皆さんにこの安全性の確保、確認のためにお世話をかけてきておるということだと考えております。

○田中委員長 先生方にお願いしたいと思うんですが、あらかじめお願いしておきました時間が経過をいたしました。このあと委員会の方、どのように運営されていただいてよろしいでしょうか。後刻、再開をさせていただきます、それとも一旦閉会させていただきましょうか。

「延長」との声あり

○田中委員長 当初の予定を延長させていただきます。質疑を再開します。

○岩名委員 知事はですね、今日の1時間の間に再々この安全性確認ができないれば再開しないと、こう言つるわけですよね。それに対して木田委員はですね、その時期を特定せずにその安全性が確保されるまでは再開しないということを明言したらかどうかと、こう言つるわけですよね。これは話がきっちり一致しているんだから、私は3月末までにとかある一定の時期までに再開ということを言わずにですね、例えば再開が6月になったとしてもこれは認めるのか、あるいはまた安全第一ならばそれでいいのですかということをもういっぺん確認したいんですけど、知事に。

○野呂知事 先程から説明申し上げたように、安全性をきちんと確認、確保し、確認していくなけれ

ばならないというその結果のプロセスの中になりますから、おっしゃるようにですね、今、再開の時期がいつだというようなことを申し上げられる立場には、状況はないということですから、そういう意味において時間が年度内であるとかですね、それを越えていくとか、ということについては定かでありません。特定できません。

○岩名委員 私はあえてこれを伺うのはね、いわゆる経済産業省等々の補助金等にからんで、いわゆる補助金適正化法の運用の中でね、その3月末を急いでおられるのかというふうに私は感じるものですからね、ここを確認しておきたいんです。補助金適正化法との関連はどうですか。

○鈴木企業庁長 補助金の関係でございますけれども、当然のことながら、補助事業は予定の期間内に完了することができないという場合あるいは補助事業の遂行が困難となった場合には各省庁に報告をしてその指示を受けるということになっております。また貯蔵槽につきましては現在なくなつた状態になっておりますが、補助金交付規程に沿って返還に該当する事例であるかどうかということを国と協議を進めていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○岩名委員 3月といえばもうあと2か月しかないんですが、この段階でやはりしっかりとその辺を各省庁と話を詰める必要があると私は思うんですね。特にですね、この事業は当時の通産省をはじめ、その外郭団体のNEDOが強く推薦した事業であってですね、そういう一部の原因者にもなり得るような国の立場ですからその辺はしっかりと今のうちから私は向こうと詰めてくれることを要望しておきたいと思います。

それからもう一つですね、今度の固形燃料発電所管理マニュアル策定アドバイザーというのがありますね、この笠倉先生、藤間先生で、これよく聞く名前なんですね。結局ですね、いろんな事故調査委員会等々に関連した人ですよね。ですから事故調査をした人が今後アドバイスするということは、なんとなくそれらしくは聞こえるんですけどもね、我々としてはもっとですね、例えば廃棄物の専門家であるとかさまざまな違う角度からこういうアドバイザーというものが存在をすべきだと私は思うだけれどもあなたはどうですか。

○鈴木企業庁長 今回4名の先生にお願いをいたしております。ご指摘を受けた点も念頭におきながらこれからさまざまな方のご意見をまた聞いていく方向で進めてまいりたいというふうに思いました。

○岩名委員 この4人の方というのは今までにかかわってきた人ですか。

○鈴木企業庁長 県の事故調査委員会にかかわっていただいた先生は先程、岩名委員からお名前を出させていただきましたが、その残りの2人の方は専門委員さんではないと思っております。

○岩名委員 我々にもね、教えてほしいし、どういう方がアドバイザーになられるのかね、やっぱり今までの流れの中でまたやっていくことも大事だけど、まったく違う視点からやっぱり将来の安全確保についてのアドバイスをいただけるようにね、お願いをしておきます。終わり。

○日沖委員 時間もだいぶ越えてきていますので一点だけですね、細部を聞き出したらきりがないんですけれども、この知事の発言に関することで一点だけもう一度諸先生方、質問されましたけれどもう

一度聞くんですが、先程来のご答弁いただいておる中ですね、とにかく自分なりの本当の考えといふものは十分伝わらなかった、僕が慌ててしまったということでですね、安全性の確保と一定の住民の理解を得た上で再開については、ということの繰り返しのご答弁をいただいてはおるんですけども、しかしながら私ども地元のかかわりもやはりある議員としての立場から感じたのはですね、あの報道をまず聞いてあと、もう1月も来ですからね、2月、3月、2か月しかありませんね。この間にもし、もしですよ、もし仮になんとか年度がわりまでにということを腹に含んでみえるんであればですね、仮に、「2か月なんて無理やわな、どう考えてたって」というふうに私たちは直感で感じました。そういう感じ方をですね、実は先程来質問の中にも何人かの委員さんの方が出しておられましたけれども、住民がですね、そういうところ感じ取るわけですね。また県が無理してこれ行政の勝手でやっていくんやろかなということですね、住民はそういう不安を感じるわけなんです。ですから今日、知事の発言を受けて緊急の特別委員会、緊急全員協議会が開かれるわけですから、今日ですね、なんとか少しでも住民の不安がまた少しどうしてもつてしまつたわけですね。そのところを我々なんとかもう一度、住民の受け止め方というのを元に戻して県が対応していくいただきないとならんわけですので、今一度ですね、さっきも答えたやないかと言われるかもしれませんけれども2か月ですね、とてもそんな今までの我々の特別委員会のかかわりから考えてもですね、住民に十分理解いただいたんですね、一定の理解をいただいて、再開にこぎつけるというようなことはどう考えたって無理じゃないかなと思うんで、全くその辺はこだわっていないんだということを明確にしていただきたいのと、繰り返しますけれども2か月でそれは無理だと思いますので、もし再開に向けて取り組むんでもあってもですね、2か月ではとても無理だと思いますので、その辺答えていただきたいのですが。

○野呂知事 諸般の状況を早く正常な状況に戻したいという思いが、大変誤解を与えるような発言になりました。先程からお話申し上げておりますように、とにかく安全性をですね、きちんと確保しそれを確認していくということが大前提でありますし、また議会やそれから関係市町それから地元の皆さんにもですね、きちんとご説明を申し上げ一定の理解を得ていきたいと、こう思っております。

したがいまして、その後、試運転というようなその後のプロセスの中で安全性の確認は十分にとりながら、したがってそういう意味では本格稼働のその再開ということについてはですね、時期は私としてはどれくらいかかるかというようなことは推測できませんけれどもかなりの長期にわたるということもあり得るというふうに思っております。

○水谷委員 知事に対してはいろいろと先程から出ておりましたので重なるといけませんので、企業庁長に二、三點お聞きしたいんですけども。学識経験者という方にいろいろと調査審査を依頼されているという中ですね、ほとんどが例えば燃焼工学とか科学工学とかいった方の知識のあるお方はばかりだということで、私が思うにですね、化学をやっている人のそういった学識経験者も必要ではなかったのかなという気がいたしますのでその点はどうかなということと、学識経験者にそういった依頼をされている中でこの発電所を全面的にプロポーズして作りました富士電機が、当然のことながら管理運営をされているので作って管理運営もすべて富士電機がされているわけですから、その辺の当然ながら考え方とかそういうものがその安全設備の中に入っていると思うんですけども、その辺は富士電機の意見としてどういうような形のものが入っているのかどうかということちょっと確認をしたい。

もう一点、先程説明を受けた中ですね、貯蔵方法の中でちょっと疑問に思ったのは、長期保管大量保管といったものを避けるためにコンテナを利用するというようなことがありまして、万一の場合は窒素封入や注水措置が行えるような適切な設備を設置するというあるんですけれども、このコンテナですね、そういった注水、窒素の封入などが可能なのかどうかということ、もし可能であればどういう方法があるのか。ちょっと簡単にお聞きしたい。

○鈴木企業庁長 まず第一点の、今回お願いをした先生でございますけれども、笠倉先生、藤間先生、成瀬先生、守富先生と、この4名の方にいろんな角度から見ていただきました。先程もお話がありましたように、笠倉先生は今回のごみ固化燃料発電所事故調査委員会の委員長でございますし、藤間先生も委員としてやっていただいておりました。笠倉先生は環境工学衛生工学、藤間先生は科学環境工学熱工学というところがご専門でございます。この他、豊橋技術科学大学の成瀬先生、廃棄物燃焼、あるいはバイオマス、有害金属環境汚染というふうなところがご専門と聞いております。守富先生、名古屋大学の先生でございますが、燃焼工学環境工学、化学工学、とそういったご専門というふうに聞いておりまして、できるだけいろんな角度から見ていただいたというふうに思っているところでございます。

それから二つ目の、今回のさまざまな改善案について、富士電機とはどういう議論になっておるのかということでございますけれども、当然のことながら改修という点も踏まえてですね、富士電機の方と私どものほうと十分議論をして作り上げてきた今回の安全対策と、こういうふうに私は理解いたしております。

それから最後、コンテナのお話が出ましたが、今のところいろいろな技術的な指導も受けながらご説明申し上げたようなことを申し上げましたが、さらにそれできちつといけるかどうかというふうなことにつきましては、消防機関等々とさらに協議あるいは指導も受けてきっちりしたものにしていきたいというふうに考えております。

○水谷委員 当然のことながら富士電機とはですね、そういった形で密接な検討を一緒にやっていると、こういうことでございますね。

○鈴木企業庁長 議論をいたしております。

○萩野委員 すいません、最後に。この委員会で今日の議題ではないかわかりませんが、再三委員からご質問出ておりましたその犠牲になられた方とかですね、あるいはけがをされた方、その方の対応と現状についてどのようにになっているのかということですね、今答えられなかつたらあとで結構ですけれども教えていただきたい。

○鈴木企業庁長 ご遺族の方へのお悔やみ等については、これまでに副知事あるいは私等がですね、何回かお邪魔をさせていただいてお話を聞かせていただいておるところでございます。遺族の方からご意見もいただいておりますので、今後とも誠意を持って対応させていただきたいというふうに考えております。また、負傷された5名の方でございますけれども、現時点ではそれぞれ職場復帰等されたという報告を聞いております。

○永田委員 一点だけちょっと。詳細はあとで結構ですが、この知事説明の中にごみの受入先やご

み処理費用の増こうというものがありますが、今、現状どうなっているのかですね、概略だけ説明いただいて、詳細は後で結構ですが。

○長谷川環境部長 ごみ処理につきましては、RDFは基本的に県外の和歌山、京都の事業所と県内の市町村で一部処理されております。それで生ごみにつきましては、愛知県名古屋市を含めまして、年度末のピークも消化しております。それでそのことに關しまして桑名広域の生ごみ処理施設が再開いたしましたので、今は愛知県名古屋市については、また緊急の事態等につきましては、ご協力いただきたいというようなことでご丁重にお願い申し上げています。一時その、桑名広域のごみ処理につきましては、大変困難を極めておったんですが、それについては自己処理ですね、今、動いておるということで1月の13日以降ですね、動いております。あと現状は、当然契約がございますので、RDF、生ごみを含めまして年度末の契約を、ほとんどそのような形でされておりますし、万が一、年度を繰り越すなればですね、当然普通の県外の処理につきましては、県外の民間業者だけで決まる話ではございませんので、そこの市に、県市の協力を得て、やることになりますので、もしもそういうことになれば、関係県市にも協力を求めて円滑に処理できるように今後努力してまいりたいと思います。以上です。

○永田委員 費用の問題ありますか。

○長谷川環境部長 単価ということでございますか。単価はですね、今は当然民民でやっとりますので、RDFでトン当たり高いところは4万近いというのもございますし、県内でも3万というのもございますので、一概に4万が高いという話ではないということでございます。

RDFは当然その時期からいきますと、運送費とかいろんなトータル的なものもございますので、そのようなことがRDFの県外処理につきましては、市町村にとって大きな今後の負担にもですね、費用的にはなっておりますので、なるべく安くいけるようなお話をしながら、現状いずれにしてもRDFを製造しておりますから、その処理がまずためることなく、処理していただくことが最優先しておりますので、私が立会人になって、民間企業とですね、関係市町村とが契約を結んで、現在処理をしております。以上です。

○田中委員長 あとございませんでしょうか。ないようですので、私から少しだけ。本日、全員協議会からの資料で出していました、ご意見(要望)それに対する対応ということで読ませてもらつたらいいと思うんですが、ご意見(要望)というこの日本語の意味がよくわかりません。私たちはですね、ずいぶんと指摘をしてきたつもりであります。

そういうふうなことを思いながらですね、原因究明の部分、考えるときに、ひょっとしてその多くは企業庁の体質にあったのではないか、企業庁を含めて三重県としての体質にあったのではないかということを思はざるを得ないということです。

まず一点目がそのプロポーザル契約のあり方、これが不透明極まりなかったですよね、こういうことをずいぶんと最初の時点で指摘をさせていただいたと思います、これに対する対応策、改善策ということを示されていないのは残念であります。平成14年12月から始まりましたこの事業なんだと思いますけれども、不測の事態がたびたびと発生したと思います。それを隠そうという体質が企業庁にあった

のではないか。また、委託先の富士電機にあったんではないか。このことが大きなその事故の原因の要因になっているように思います。そういう隠べい体質に対する改善策ということが示されていないということも残念です。例えば8月の14日にですね、熱風が吹き出したと統一的な見解をお示しをいただきました。私たちはそれは爆発ではないか、このことを強く申し出たにもかかわらず、いや、熱風が吹き出しただけだと、このように言い切りました。その数日後、死亡事故が起ったということあります。そういうことを含めてですね、今回お示しをいただきました資料等では少し甘いように思いますから、これにかかる重要な事態を十分お考えいただきまして、さらにその対応改善策の中間、そして最終、そういうふうなご報告の時には十分ご配慮いただきますようお願いしたいと思います。ほかにご意見はないようでございますので、これで本日の審査を終わらせていただきたいと思います。知事はじめ、関係の皆様方ありがとうございました。以上をもちまして委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成16年1月26日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長

田 中 覚

[本ページのトップへ戻る](#)

問い合わせ先:県議会事務局

電話:059-224-2877／ファックス:059-229-1931／E-mail:gikaik@pref.mie.jp



All Rights Reserved,Copyright(C)2008,Mie Prefectural Assembly
各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。



平成16年1月27日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録
(閉会中)

開催年月日 平成16年1月27日(火) 10:03 ~ 12:17

開催場所 全員協議会室

出席委員 16名

委員長 田中 覚君

副委員長 藤田 正美君

委員 日沖 正信君

委員 松田 直久君

委員 水谷 隆君

委員 岡部 栄樹君

委員 芝 博一君

委員 三谷 哲央君

委員 貝増 吉郎君

委員 木田 久主一君

委員 山本 勝君

委員 西塙 宗郎君

委員 萩野 康一君

委員 西場 信行君

委員 岩名 秀樹君

委員 永田 正巳君

欠席委員 0名

出席者

参考人：北川 正恭

(前三重県知事・早稲田大学大学院公共経営研究科教授)

傍聴議員 20名

県政記者クラブ加入記者 18名

傍聴者(一般) 25名

議題又は協議事項

1 RDF発電事業を推進した当時の知事としての見解について

2 委員協議

・県外調査について

・次回の開催について

【会議の経過とその結果】

【開会宣言】

1 RDF発電事業を推進した当時の知事としての見解について

【質疑・応答】

○萩野委員 おはようございます。新政みえ萩野でございます。北川前知事にはご出席いただきありがとうございます。新政みえ、私から基本的なことを総括的にお尋ねをさせていただきます。残の時間があれば残りの新政みえの委員から補強なり補足なりをしていただくというようなことで進めさせていただきたいと思います。

まず8月19日のRDF貯蔵槽の爆発事故によりまして犠牲になられましたお二人の方に改めて心からご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

消防作業中に亡くなられました川島さんという消防士の方がいます。昨年11月末に第一子長男が誕生されたそうでございます。どんなに待ちわびていたかということを思うと、その無念さが痛く突き刺さるような気がいたします。新しい命の誕生は大変喜ばしいことです。しかしその命が成長して、なぜ父親は、というようなことを私どもに問いかけられたときに、どのような答えを私どもが用意できているのか、ということを本当に深く思いながら委員会の審議を続けてきたつもりでございます。

北川前知事、今日は参考人と呼ばさせていただきますけれども、北川参考人は8月19日以降、ずっとこの問題について沈黙を保ってきたように思います。おそらく思いはたくさんおありだろうというふうに思います。ですから今日はぜひ、この委員会で県民の皆様に思いを吐き出していただければ大変ありがたいと思っています。

昨日も委員会がございましたが、まず北川参考人はこの8月19日のあのRDFの事故をどのような形でお知りになったのでしょうか。そしてその第一報を受けたとき、あるいは知ったときの率直な思いを、感想と言うのでしょうか、そんな思いをまずお聞かせいただきたいと思います。

○北川参考人 今、萩野議員さんのご質問にお答えする前に、昨年の爆発事故に関して一言発

言をお許しいただきたいと思います。8月14日、19日の爆発事故によりまして、お二人の方がお亡くなりになられまして、まず私から哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げます。また、ご遺族の皆さんや関係の皆さん方に対しましても、お悔やみを申し上げます。さらに負傷されました皆さん方に対しましてもお見舞いを申し上げさせていただきます。また、多くの近隣の皆さんやあるいは県民の皆さん方に心労を煩わせることもあり、ご迷惑をおかけしたことにつきまして、前任者としてもこの場をお借りしておわびを申し上げたいと思う次第でございます。

今ご指摘をいただきましたように、私もこの事故を知ったのはテレビでございました。それでテレビを見ておりまして、素直な感想といいますか、それはですね「これは大変な事故が起こった」ということで、胸を去来するものはいろいろとございました。

ひとつはですね、先程申し上げたように、これは自分として、心の中ではございましたがお悔やみを申し上げ、哀悼の意を表し、そしてけがをされた皆さんには、けがの量はテレビではわかりにくかったものですから、できるだけ小さく、けがの少ないといいますか、あるいは回復ができるようにということも瞬間的には思ったのでございます。

そしてそれ以後ずっと沈黙を守っていたというようなことでございますが、私自身、前任の立場から申し上げまして、個人的には申し訳ないなどとも思いますし、責任ももちろん感じてはいるわけでございますが、その8月14日から19日前後の事情は正直全くわからない身で、軽々にですね、私がコメントを申し上げることは、マスコミの方からも求められたんですが、かえって県民の方にご迷惑をかけたり、あるいはさまざまな点で、支障をきたすようなことになってはいかがなものかと、そんなことを思わせていただいて、今日はこの場でこういう形で公式にといいますか、お話をという場をいただいたものですから申し上げたところでございまして、心苦しいことはございましたけれども、その点はご了承をいただければと、そのように思います。

また、前任の知事として、今日もそうでありますけれども、その後、多くの関係をいただく皆さん方のご心労を煩わせたり、さまざまな点でご迷惑をかけていることも心苦しく思っているようなことでございます。

今ご質問のお答えになったかわかりませんが、テレビで知ってさまざまなことが去來したということでございます。

○萩野委員 おっしゃられるようにこのRDFは、北川知事だけでなくて田川元知事の時代から引き継がれて、今日野呂知事に引き継がれている事項なんですけれども、当時ですね、これはRDFの推進というのは国策でございまして、通産省だとかあるいはNEDOが先頭に立って推進をしてきた代物でございます。

しかし今日、若干その方向が違ってきたといいますか、昨年の11月には、環境省が他の選択肢と優劣を比較すべきものなんだというふうなことなんだと。あるいはRDFそのものは効率が悪い、そういう場合もあるなどというふうに現在は方針が変わってきておりますけれども、当時ですね、北川参考人はRDFの全国協議会といふんですか、自治体会議といふんですか、そこの会長なり議長なりをされておりまして、このRDFの全国的な推進も含めて、一翼を担ってきたことは、私は否めない事実だろう

というふうに思います。

法的責任は仮にないとしたとしても、結果論としてこのような事故につながっていったということは、それなりの責任があるのではないかという声が県民の中にたくさんございます。この声に対して、あるいは自らの責任論に対して、どうお答えになるのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○北川参考人 RDFの構想なんかをだんだんとまとめ上げていく過程では、あの当時、まず一つは焼却炉が、各市町村で本当に困られていて、更新の時期にきていたということがひとつ、客観的な情勢としてございました。

そこでこれをですね、全地域でそれが地域内の域内処理としてやったときに、環境の負荷というのは実は低音で少し休んだりということはいかがなものかというようなことをずいぶん議論したことを記憶しておりますが、そういう状況の中でまだ未整備な段階で焼却炉を替えなければいけないという状況がひとつ。

もうひとつはですね、今日と少し状況が違うのは、リサイクルの必要性あるいはサーマルリサイクルなんかを国としても考え始めていたようなときございまして、さまざま点で例えば技術的にもそうだったと思いますが、制度的にもですね、さまざま点で整えていかなければいけないという状況下にございました。そして、新しいその溶融炉にしろRDFにしろさまざまなことを検討、全国的にやられていましたから、お互いが研鑽あって、いいところを学びあってというようなことで全国的に会議体を設けることが必要だろうというようなことを私どもは思ってですね、その結果私が会長に就任するということになりました。

当時の厚生省とかあるいは当時の通産省あるいは自治省で、いわゆるその優遇措置としての補助金の問題であるとかあるいは法整備の問題とか、あるいは交付税措置をしていただくためのさまざま点なんかで、やはり一つよりは大勢の方と問題を共有し合いながらお話をされる方が効果があるだろうとこんなこともございました。

また三重県的な立場で申し上げますと、当初やはり少し発電に偏った発想があったと思いますが私が就任したころから、いろんなことを勉強した結果、ここはやはりこういった大きな環境負荷という問題にウエートをかけてやっていかなければいけない問題ございましたので、そういう点でまず環境の負荷ということをなくしていくということの理解を求めるために、全国的にいろいろな動きがござります、というようなことをですね、お知らせしながらというときに全体のその全国の自治体会議と、ちょっと名称は失念しますがそういうところで一緒に勉強することも非常にいいことだというようなことから、私はそれを引き受けそして発電のときには、例えば、ご負担の問題にも、時系列的にずいぶんといろんな考え方があると思いますが、当初は電気事業法が改正されていなかったことから、ひょっとするとですね、資源としてね、有料で買えるもしないというのが、私が受けたころにはもう無料のような話になり、さらにはですね、電気事業法の改正等々から、逆に、お金を払いなければならないという事情もあり、したがってそういうことに対してやっぱり断固と対処していくかなければなりませんからできるだけ初期投資を安くということなんかもあって全体の自治体会議の会長を引き受け努力をしていたと、こういうふうに思います。

そこでこのRDFがよかつたかどうかということでございますが、個人的にはもちろん私は責任を感じておりますし、申し訳なかつたと本当に思っておりますが、総体的なことしましては、全体的にいろんな背景があって、今、いろんなことをこの現職の皆さん方がご検討いただいているということでございますので、そのことにつきましては私はコメントは差し控えたい、そのように思います。

○萩野委員 明確にですね、責任問題についてお答えがなかったというふうに今、私は受け止めたんですが責任は感じているというようなことをおっしゃいましたが。

爆発するだらうという知見はおそらくなかったのではないかというふうに思います。私も、北川知事と8年間一緒に議場で過ごさせていただきまして、本会議場で、RDFについてさまざまな答弁をされいらっしゃることを調査をさせていただいたんですけども、おおむねですね、環境上ですね、あるいは循環型社会を構築する一環として非常に有効なんだと。知事の答弁です、知事当時の。そしてですね、技術上の問題は既に解決されているんだというふうなことを再三おっしゃっておられます。

事故調査専門委員会の、笠原忠夫委員長はRDFというのは発展途上の技術なんだというふうに述べおられるんです。しかし北川参考人の知事時代は技術上の問題はもうすでに解決済みなんだというふうなことを再三おっしゃっておられます。これは議事録を見られたらわかりますけれども。知事として当时、何を根拠に技術上の問題は解決されているというふうに思われたのか。

また、一昨年の12月1日に事実上、このRDFは本格的稼働を始めた。これは北川知事在任時、始めたんですけども、その当時に施設の企業庁への移管がまだできていなかった、現在でもそうですけど。そして今までの私ども特別委員会の調査でも、試運転も十分になされていなかったということが明らかになってきているわけですから、そのことは知事在任時ご存じでしたのでしょうか。

まずその二つをお願いします。

○北川参考人 私はどの場面で技術上の問題は解決しているということを申し上げたかちょっと、その具体的なところは記憶にございませんが、実は、そもそもRDFを導入するようになったときに、国もさまざまな研究が始まっておりましたから、NEDOも含めいろいろな学識を有される皆さん方にもご指導賜りながら最大限、間違いのないようにという努力をしてきたことは事実でございます。

その中でいろんな選択肢がございましたけれども、これを採用するということについて、私自身がある程度納得といいますか、これならいいけるなという判断をしたときに、具体的ですね、これをもってということはちょっと申し上げかねるというか、私は言う資格はないと思いますが、さまざまなそういういろんな知見者のご意見を賜りながら、そして総合的に判断して、これでこれを採用しようということにしたんだというふうにご理解をいただけたらとそのように思います。

そこで昨年の12月1日から稼働するということでございますが、当時、試運転はそういったいろんなことについて、私は企業庁の方からも説明がございまして承知をいたしておりました。

そこで12月1日にですね、稼働するについては市町村の皆さん方からもう既に集荷が始まつておきましたから、これを運転するのに可能かどうかというようなことを企業庁からも報告をもらいですね、これでスタートしようというような話しになったことは記憶にございます。

そこでですね、1日から稼働して、いろんな事故が引き続き起こつておりましたから、その都度その都度、私どもは打ち合わせをしながら改善方に努力はしてきましたが、そういうことが安定といいますか、ある程度目途が立つた時点で引渡しを受けるのが筋でございましょうというようなそういうお話を企業庁からもいただいておりましたから、私もですね、そういったことを、例えば寒いときと暑いときの性状の違いからどういうことが起こるかとかいろんなことなんかを検討して、そして引渡しを受けるということを聞いておりまして、私もそれは了解をした上で進めてきたと、こういうことです。

○萩野委員 当時ですね、私どもを含めてですけども全国的にRDFというのは爆発するんだというふうな知見というのがなかつただろうというふうに思います。ただ、そういうことであつたとしても再三本会議場で答弁されている技術的な問題というのはもう既に解決済みなんだというあたりはですね、非常に疑問に思うところでございまして、なにか他に大きな根拠があったのかなというふうなことを思わせていただいていたところですけど、今は総合的に判断されてということでございます。

12月の監査委員会の定期監査でもその本格稼働を始めたけれども移管もできていないし試運転もできていなかつた。その辺の危機管理がこのようなことにつながつたのであって、事業主体としての責任を企業庁は果たしていないということを県の監査委員も指摘をしているところでございます。

それでですね、一昨年の12月1日から昨年の4月まで知事在任中に、その間にでもいろんな事故やトラブルがございました。このことについて、企業庁なり環境部長から報告や上申があつたでしょうか。このようなトラブルがありましたというふうな報告、このような事故、こんなことがありました、というふうな報告があったのかどうかということがひとつと、あったのならその一昨年の12月1日から4月の知事在任中に、どのように感じてどのような問題意識をもたれてどのような指示を出されたんだろうか。そのことについてお答えいただきたいと思います。

○北川参考人 12月1日以降、何回か事故がございましたが、その度に私は報告を受けておりました。それでですね、その報告について正確に対処するように当然現場サイドも努力はしております、そういうことでございますが、私も、これで大丈夫かというような話し合いは何回も重ねた中で指示をしたり対応をさせていただいたということでございます。

そこでこのことにつきましてはですね、それぞれ企業庁も富士電機の方々と現場の責任者の方々と真剣な対応をされてきてみえましたが、1月に入りまして、さらに一層全社的な対応をこれはするべきではないかということから、富士電機の社長さんに文書を送付して、それでその善処方を強く依頼したとこういうことで私の方にも、これは全社的な対応ということで、社長自らお出ましをというところもお願いをしたということでございますから、相手が社長というようなことならば知事の方からもですね、声をかけていただけることがいいのではないかというような具申がございまして、それは私からも社長の方にそういうことで、電話でございましたが相当きつくこの善処方についてはお願いをしたというのが1月の末だったと思いますが、そういったことを含めて私どもとしてはとり得る対応につきましては精一杯その時点で努力をしてきたと、こういうことでございます。

しかし結果的に、今ご指摘をいただきましたように、そのもの自体が爆発するんだというような知見は薄うございましたので、今、ご指摘をいただいて私自身もあの事故を見ていらんなど胸を去来して、あのときにもっとるべきことがあったのではないかというようなことはさまざまに思つて

だいておりますが、そのときはそういう対応、指示をしたということでございました。

○萩野委員 そのような事故があつて4月に北川知事から野呂知事になるんですけれども、そのような事故のことについて一点だけ。

野呂知事へ引き継がれましたか。どのように引き継がれましたか。

○北川参考人 野呂知事とは引き継ぎのときにお会いをいたしました、そのときは私の在任中お世話になりましたが、引き続きご苦労いただきますがよろしくと。それで私も8年間知事の立場として私が知り得ることで、他の方が知らない場合もあるかもわかりませんから、そういう点についてはどうぞ遠慮なくお尋ねいただいたら、県政進展のためにはご協力を申し上げますので、どうぞ遠慮なくおっしゃっていただきますようにというようなお話を頑張るからひとつよろしくと、そういう短時間の間の引き継ぎでございますから、詳細につきましては、担当がそれぞれ厚い引継書の中に書いておりまますのでご検討いただきましてどうぞよろしくと。こういう形でございますから、その引き継ぎのときに個別具体のことについて詳細にお伝えするということはなかったというふうに記憶しております。

○萩野委員 そんなもんだろうかなというふうに、引き継ぎって思いますけども。やはりもっとこの問題について、きっちりとした問題意識があればですね「以後よろしく」ではなくて、もっときっちりとした引き継ぎがあったのではないかというふうな思いがありましたのでお尋ねをしたんですけども。

そこで、いわゆる企業庁長とかですね、環境部長の任命権というのはこれは知事にあるわけで、知事はその任命権と給水制限とかですね、あるいは非常事態に指示をすることができるというふうなことが言われているわけですが、当時の環境部長や企業庁長も任命したのは北川知事で両方とも滝田氏なんですけど、再任をしたわけなんんですけども。

そこでですね、そのプロポーザル方式あるいは管理方法についてのその報告、上申があったのかどうか。あるいは業者選定の経緯について北川参考人は知事時代、どのように知っていたのか。あるいはどのような指示等があったのかどうか。

その業者選定の経緯についてお聞かせをいただきたいと思います。

○北川参考人 このことを決めるときに入札形式といいますか、あるいはプロポーザルの方式にするかというようなことについて、たしか企業庁の方からこれは機能的な意味も含めて単に機械だけではないにその後のオペレーションといいますかそういう機能的な面も含めて検討するので私どもとしてはこのプロポーザルでいくつもりでございますあるいはいきたいと思いますがどうですか、ということだったと思いますが、私もそれを説明を聞いて、それはそれでいいんだろうというふうなことを返事をしたと思います。

そこでそのあと当然管理方法というお言葉を言われたと思うんですけども、管理の仕方につきましても一括でしたほうがいいということがプロポーザルの中に含まれていたんだろうと、そういうふうに思います。したがって、お決めいただいたことについてはそうだろうということで、私からもそういう話をしたんでしょう。おそらくそういうことだと思います。

そこで業者選定につきましては私も正直わからないといいますか、いわゆる専門の先生方や担当

の責任者の方が専門の審査の委員になられていろんな聞き取りをして点数をつけられて、その結果決まっていったんだと、そのように思いますから、それはそれできちつとした対応をされていたというふうに思います。

なお、選定についての経緯はその程度でございますし、私からそのことに関して指示とかいろいろなことをしたことはございません。

○萩野委員 公募型のプロポーザル形式の契約ですね、一括委託したから富士電機の責任なんだとかいうふうなことではなくてあるいは事業主体としてあるいは委託者としての役割と責任が一括委託したからなくなるというわけではないというふうに私は思うんです。

そこでですね、そういうふうな形であっても、在任中、知事から見て、安全管理の認識に甘さがあったというふうな認識はお持ちではないでしょうか。

○北川参考人 私の在任中ということで限定させていただいて、さまざまな点でこういった結果的に事故が起こっておるわけでございますし、安全管理の面で努力はしたとはいえ、さまざまな点で総合的な原因があって結果が起きているわけでございますから、安全管理の上でもっと注意をすべきことがあったのではないかと今にして思っております。

○萩野委員 8月19日のあの事故以降も全国的には9月でしたか、大牟田で5回の発火事故がございましたし、あるいは石川でももう真っ赤になって煙を上げたというふうなことで、事故が相次いでいるわけです。

63か所、全国で自治体が関与したRDF施設があって、そのうちの31か所とか30何か所で爆発には至らなくても発火事故というのは起こっているわけであって。そういう状況でありながら三重県でも市町村では明日のごみをどうするんだというふうな再開への願いというのが強いように思います。

しかし今の状況でなかなか再開というわけにもいかないんだろうと思います。ずっと今まで推進してきた国のRDF政策が見直されようとしているんですけども、推進の全国自治体会議の議長を務めて、その先頭を走っていた北川参考人として、今、国のRDF政策が見直されようとしていることに対して何かご意見はないでしょうか。

○北川参考人 私は第一線を退いた身で、そういう見解を述べるのはいかがなものかとは思います。したがって述べる資格はございません。

ただですね、本当にハード、ソフト、両面において國の作り替えのときだと思うんですね。したがってこういった環境に負荷を与えない問題とかさまざまな点でよりいい技術的な進歩もあるうし、あるいは制度的な意味合いでも日進月歩のときだと思いますから、そういう前提で、考え方を見直されるとかそういうことかなと、そんなことで受け止めております。

○萩野委員 この事故を受けてですね、野呂知事はごみゼロ社会の実現というふうなことを目指しておりまして、出さないそれからなくすという方向に。でもこれは、かなり長い年月がかかる問題でございまして、今のごみをどうするかというような、これは毎日毎日の課題でもあります。

そこでですね、今後の環境政策あるいはごみ政策について、今お考えのことがありましたら参考までにお聞かせください。

○北川参考人 一般的にですね、議論としてよろしゅうございますでしょうか。

今、確かに環境と経営がずっと対立軸で、それを同軸にするという運動を今私自身もしております。やはり環境に配慮するということが社会的な貢献から社会的な責任というところまで議論が進化しているんだとそのように思っておりまして、今後の環境政策は規制行政だけではなく経済政策とかあるいは自らが内発的に環境に対してお取り組みいただくとかそういう方向へといっているんだというふうに思います。

したがって対応から保全にいって環境経営にというようなそんな議論をしておるところでございますので、今後はそういった形で生産活動すれどもごみは出さないという方向へ、あるいは最小限にしたものに対して出てきたごみに対しても、リサイクルとかリユースしていくというそういう努力は一層、強くなってくるんだとそのように思っております。

○萩野委員 最初にですね、自らの責任について少し述べられましたけれども、県民の皆さんにとってはこのRDFを全面的に推進してきたのは北川前知事なんだという認識が非常に強く定着をしているところでございます。

先程のその責任論というのは、具体的に今後その責任に向かってどのような対応をするのかということあたりのことについて、ないのならない、あるのならこののような責任論に対して具体的にどう活動であるいは行動で答えていくんだというようなところがもしあれば、お答えをいただきたいと思います。

○北川参考人 私が市町村の皆さん方と一緒にということと私なんかがリードしてということでRDFを進めてきたことは事実でございますから、私として個人的にもそれは責任を感じているということでございます。

ただ、総合的なさまざま多面的な活動の中で、すべての政策は進められておりますし、多面的ないっぽいたくさんの方いらっしゃって、お決めをいただくことについて、私からその点について言及することは差し控えさせていただくということで、私も胸に去来することがいくつかあるんですけれども、一線を引いた身で、今もこの答弁をしていいかどうかということは、前任の知事として公の立場も半分ひきずったという形からすれば、いかがなものかという点もございます。

ただ個人的に、私は申し訳ないことをしたなというようなことも含めてございます。したがってそういう範囲でお答えをさせていただいたということでござりますので、ご了承いただけたらと思います。

○萩野委員 会派を代表した形で総括的に基本的な問題について私から質疑をさせていただきました。あと、会派の委員から補強をしていただきますのでよろしく。

○日沖委員 私どもの会派のただいまの萩野委員の質問の内容と若干重なる部分もあるのかと思いますけれども、私の方からも二点ほどお聞かせを願いたいというふうに思います。

まずもってですね、やはりこの2名もの亡くなられるという犠牲を出してしまったこの重大な県政はじ

まって以来のまれに見る重大な大惨事となってしまった事故を受けて、その犠牲に報いるためには、やはり我々が県民の皆さん方のために、正しいステップを踏み出していくという責務を背負ったわけでございまして、このRDF施設を建設した当時の知事ということでただ今のお答えの中にも、その場面場面で反省なり責任を感じておるというお言葉をいただいておるわけでございますけれども、このことの重大性を受けて、気持としては前北川知事は進んでこの場にお越しいただいているのだろうというふうに思いますし、これから県民のために貢献できればという思いももちろん持ってきていただいていると思いますで、その点でお聞きするわけなんですが、これまで我々もこの特別委員会ですね、その建設計画が持ち上がった当初からの検証もしながら、なぜこういう事故が起ってしまったのかということをやってきたわけなんですが、これまで前北川知事さんにおかれましても、新聞なりテレビ報道なりでご自身が手掛けられたこの施設の事故の検証の経緯というものは、見たり聞いたりいたいだいてきたんだろうと思いますが、その中でお気づきの点があつたら教えていただきたいなと思うんですけれども。

我々も検証する中で、議員として議決した身でありますけれども、例えば富士電機からまだ引き渡しが行われないまま、実際には操業状態にあったとかですね、それとか例えば、爆発した貯蔵槽についてのその災害が起こったときの対策、特に火が出るということに対する対策というものが全くほとんどそういう考えがされていなかった。さまざまですね、こんなことがあったんかというようなですね、再度検証してくる中で気付かなかった点、我々には知らされなかつた点、多々あったわけです。

こういう検証が行われているその報道を見たり聞いたりしておっていたら中で、ひょとしたら当時の知事さんであった北川前知事さんもですね「あ、こんなことをやったんかい」ということがもしですね、そういう報道の中で感じられたものがあつたら教えていただきたい。

このように思いますし、これまでの県なりまたこの委員会なりの検証してきた中で、当時はこうだぞ当時はこうやったんだぞということですね、我々の参考となることで言っていただければ、ちょっと抽象的なお聞かせのいただき方になりますけどもお答えをいただければなというふうに思っております。

我々はもしそういう参考にさせていただくお話をいただければ、ぜひそれを基に、再度さらなる検証を深めていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたしたいと思います。

それと社会的な責任というのを感じておられるというふうに先程来のお答えの中で私ども感じさせていただいておりますので、これからの北川前知事さんのお仕事の立場なりまた諸般の活動の場で今回の大きな事故というものを感じながら、折に触れてやっぱり社会の中で、三重県民のために尽くしていただか部分もあるのかもわかりません。そういうですね、立場というものをこれからどういうふうに考えておられるかまた自分なりにこういうことで県民の皆さん方に今回の事故を受けて思いを返していきたいということもあればお聞かせいただきたいとこのように思います。

以上、お願ひいたします。

○北川参考人 私も正直ですね、事故が起ったとき、前後ですね、あるいはその後の経緯についてはほとんど知らないんです。したがって断片的にマスコミ報道等で知る程度でございますので、そ

いた立場でございますから総合的な判断が当然できないということになれば、私は知事前任者という立場から言えばコメントが与える影響なんかを考えた場合、総合的な判断ができない立場で発言すべきではないとそういう思いでございましたので、その点はご了承を賜れればと思います。

そこで個人的にさまざまな点で限界、いろんな前後左右からいろんな法律のことからあらゆる要素で、環境政策なりRDFは成り立っておりますから、私から申し上げることは特にございません。

したがって今後ですね、私どもが気がついたときには、こういうことではなかったかというようなことは、積極的にお話をさせていただくように努力をして、気がついた場合にはさせていただきたいとそのように思っているところでございます。

また今後ですね、私の仕事の立場から、三重県政のためにということは当然のこととございますから、前任者がいろんなことで言葉を差し換むことは厳に私は慎むべきだと思っておりますが、いろんな点で先程のいわゆるRDFに関すること以外でも気がつけば、こういうことでございましょうかというようなことについては今後努力をさせていただいて、私もお世話になってきたという前提も踏まえあるいは三重県民ということであったことも踏まえまして、今後そういう努力はさせていただきたいとそのように思います。

○田中委員長 三谷委員お願ひいたします。三谷委員に申し上げます。申し合わせ時間が後5分程度となっておりるのでよろしくお願ひいたします。

○三谷委員 あと5分ということですので完結にご質問させていただきます。

今回の事故の大きな原因の一つに企業庁の丸投げの体質があるんじゃないいかというそういう体質論があるんですね。先程来、例えば安全への配慮等そんなものはなかったんじゃないかということもありまして、企業庁が富士電機にもう全部丸投げてしまった。プロポーザル方式という経緯を通じてなおさら責任の所在が明確でなくなってしまったというところに大きな原因の一つがあるというのが今までの議論の中で出てきております。

知事になられて8年、さわやか運動以来県職員の意識改革等、ずっと一連の北川改革といいますか、県政改革続けて来られました。政策推進システムまで行きついで最後は自己評価できちんとサイクルができるというところまで、形の上ではできたように見えるんですが、結局職員のそういう意識改革というのはことなっていないんではないか。

北川改革は道半ばといいますか、この事故、また、今の企業庁の体質等みますと成功していないのではないかと。そんな評価につながってきていると思います。ですからそのあたりのところをまず、参考人のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○北川参考人 私8年間知事を務めさせていただいて、私でできないこともたくさんございましたし、私自身の立場からすれば私自身もじくじたる思いもございました。それはそれと/or;ですね、さまざまのことについて議会の皆さんももちろんありますが、職員の皆さん方も、真剣にお取り組みいただいたことは事実だと思います。

それでこういったことがよりマジ論でいきますと際限のない改革していくと思いますから、ワシ

テップ上がれば次のツーステップ目に上がるためのさまざまなハレーションが起きますしね。そういう段階でいろんな点で出てくると思います。

まだまだ意識の点においても組織の点においても、未整理といいますか改良すべき点は次から次へと、一つやればまた続いて起こってくることがあると思いますから、今回のことにつきましても、さまざまな点で今、次のバージョンで、議会もはじめいろんな方がご検討をいただいてさらに一層進めていく、こういう状況だと思います。

したがいまして、私どもが担当させていただいた8年間では限界もあり、まだまだ不十分であったということだと、そのように思っております。

○三谷委員 改革はエンドレスだというのはよくわかりますし、まだ続いているかなきやいかないのだろうと思うんですが、不十分であったということはやっぱりこういう事故が出てきて初めて明らかになったという感じがします。

そういう意味では、やはり北川県政8年間のきっちりとした総括をこういう事故を契機に出していただかないとなかなか県民の皆さん方はご納得いただけないのではないかと、そんな思いがしておりますので、知事を辞められる時もですね、その総括論もあまりなかったような感じもいたしておりますから、お考えがあれば最後に聞かせていただきたいと思います。

○北川参考人 明らかにこういう事故が起こりまして、本当に皆さんにご心労を煩わせておりますが、進化をしていくということはひとつ、ご指摘いただくとおりの点があると思います。

もう一方で、やっぱりそういういったことが起こらないためのさまざまなこの知識といいますか方法論とかそういうことも煮詰め、さらに県行政のあり方等々について状況が今、変わってきていて、例えば情報公開の時代だとかいうようなことも含めてですね、今後もご検討いただくことは多かろうというふうなことで、これはどなたに限らず一歩一歩着実に前進をしていただくことが必要だと、思っておるところでございます。

○水谷委員 自由民主党・無所属議員団の水谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からもまずは、今回の事故でお亡くなりになられました2名の犠牲者に対して、哀悼の意を表したいとこのように思います。

北川前知事はですね、大変公私ともお忙しい中を出席いただきまして本当にありがとうございました。なかなかコメントをする場がなかった北川前知事におかれましては、この特別委員会へのご出席を率先してお願いいたしましたのは私でございまして、少し私の方からも質問させていただきたいと思います。

ただ先程来ですね、質問がありました方と若干重複する部分もございますけれども、その辺は私の確認の意味でひとつよろしくお答えをお願いしたいなどこのように思いますのでよろしくお願ひいたします。

北川参考人は、事故が起きてから何回か三重県にお見えになって講演会などを開催されておりまし

たが、特にですね、10月3日に三重大学での講演後に爆発事故についての記者団からのコメントが求められたことに対しましてですね、場所が違うと。ノーコメントというような拒否をされましたし、また講演後も控室に入り大学職員を通じて報道陣の取材を受けないという意向を伝えられたというふうにお聞きをいたしておりますが、やはり前知事として、何らかの遺族に対してのお言葉があつてもよかつたのではないかと思いますが、この辺はいかがでございましょうか。

それからまた7名の死傷者に対してと三重県行政に信頼を寄せていた地元住民に対してそれぞれ現在の心境と認識を述べていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○北川参考人 先程も少しお話をお答え申し上げましたが、私としてはよほど慎重にこれはコメントをしないと、前後左右のことがさっぱりわからない状態の中で軽々にコメントすべきではないということマスコミの方に対してコメントを控えたということでご了承いただきたいと思います。

今日ここで公式の場で認められたというか、そういうことでございますので、今日、お話を申し上げ、実は昨年もですね、参考人として呼んだらどうかということでお決めいただいたということを知って、これは早くお邪魔したいなということで、去年の暮にも日程一番最短のときというようなことで申し込んだというのはそういうことでもございましたので、私としては遅ればせながら先程、さまざまなもの哀悼の意を表しある悔やみを申し上げお見舞いを申し上げたところでございますので、大変遅れたことにつきましては申し訳ございませんけれども、その点はご理解をいただければと思います。

さらに亡くなられた方や負傷された方あるいは県行政に対して信頼をしていた地元住民の皆さん方に対してということでございますが、これもまた遅ればせござりますけれども当時の前任者としての立場が限定つくと思うんです。現在のいろんなことがございますから、そのことについてご迷惑のかかるようなことはいけないと思いますが、私からも前任の知事といたしましていろいろと心労を煩わせ、ご迷惑をおかけいたしまして信頼を欠くようになったというようなことにつきまして、心からおわびを申し上げさせていただくと、こういうことでございます。

○水谷委員 今、本当に哀悼の意を表されるということで気持はよくわかりましたんですけども、遺族あるいは亡くなられた方に対して手を合わされる気持というのはあるのかなどちょっとお聞きしたいのですが。

○北川参考人 もちろん私自信も哀悼の意を表し本当にご冥福をお祈りするということで手を合わせて個人的にはしてきたところでもござりますし、本当に申し訳ないという思いもございます。

したがいまして今日この場でこういう発言をさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

○水谷委員 このRDFの発電事業につきましては、北川参考人が、前知事ですね、全国に先駆けて率先して進められたところお聞きしておりますし、また、この環境先進県の三重県知事として全国にこの名をほしいままにされたわけですけども、先程も出てましたようにですね、技術上の問題はすべて解決したというふうに議会でもお聞きしておりますが、私といたしましては、やはりダイオキシン法の法規制にからんだでまだ未完成であったのではないかあるいは時期が早かったのではないかというような気がいたしておりますけどもその辺についてはいかがでございましょうか。

○北川参考人 結果としてこういうことが起こりまして、反省もしなければいけないと思います。

それで、その都度その都度現場で、差し迫った事情もこれあり一つ一つを決定していくときに最善のといいますか、最大の努力をして判断をしていくと、こういう状況でございましたから、そのときには、私どもとしては最善の努力をしたつもりでございますが、結果としてこういうことが起こってしまって、あらためて考えさせていただくときに反省もしなければいけない問題であろうと思います。

ただですね、RDFの問題等々につきましては、当時のサーマルリサイクルを含め市町村の皆さん方が本当に困りになっていたというような事情があって、さらに後ほどの問題になりますが、14年12月までに、さまざまなダイオキシン等々の問題もこれありますね、そのときには真剣に判断をせざるを得ない状況下で判断をしてきたところでございましてそのときそのときには最大の努力をしてきたつもりでございます。

○水谷委員 今、そういった形で先程もありましたように責任を感じられているというようなことありましたけども、この事故の責任所在というのはまだはっきり出てませんけれども、北川前知事あるいは野呂知事あるいは富士電機のいずれに事故の責任があるというふうに思われるか、ちょっとお聞きしたいですが。

○北川参考人 恐縮でございますがそれは専門家の方がご判断をいただいたりいろいろな点でご検証いただいていることで、前任の私からコメントすることは控えさせていただきたいと思います。

○水谷委員 続きまして危機管理体制についてちょっとお聞きしたいのですけれども、平成14年12月に発生した火災事故の際の連絡、情報共有体制の不備を受けて、平成15年の1月の22日だったと思いますけれども、定例記者会見で北川前知事は危機管理体制を確立徹底していくと述べられておりますが、その当時どのような認識をRDF発電諸施設の危険性に対してお持ちになっていたのか。

さらにですね、それにかかるどのような危機管理体制を構築していったのかと。

そしてまたこの点についてお聞きしたいのですが、加えてもう一步踏み込んで、今回の一連の事故は當時として予見できなかつたのかということちょっとお答え願いたいなというふうに思います。

○北川参考人 12月1日から稼動いたしました、12月中にも事故が起きて1月に入りましたが起こつておりますこれはゆゆしき問題だということがございました。したがいまして私としては、この件については、担当者とも何度も議論いたしましてと記憶しております。その中で例えば大きな原因の一つとして形が潰れていたということも報告を受けて、市町村の皆さん方にもさまざまな形を求めていただいて、しっかりとしていただきようするのが、あるいは富士電機に真剣な対応をするような、そういう形等々に取組するようにという、そういう意味合いで、多分私は会見で、ちょっとそこは読み返しておりませんので十分なことを申し上げられませんが、それで相当強い決意で体制としてとるべきだという思ひがあつた時はございました。

そこで、この事故を予見できたかできなかつたかということありますが、私どもとしてはその爆発といいますかそういうことに至るまでの予見はできていなかつたというふうに申し上げていいと思うの

ですが、さまざまな燃えるとかあるいは熱をもつということについては意識はございましたが、爆発に至るということについてはその当時、懸念はしたかもわかりませんが決定的な予見はできなかつたと申し上げた方が正しいと、そのような感じがしています。

○水谷委員 私はですね、このときにやはり危機管理体制をきちっとびしく作っていたならば、今回の事故がひょっとすると防げていたのかなという気がいたしておりますので、その辺が非常に残念でならないのであります。

時間の関係で次の質問に移らさせていただきます。

ごみ行政ということですけれども、一般的に廃棄物行政というものは住民により近い市町村が行うべき専権事項であるけれども、行政単位を大きく見直していくという観点から言うならば、その専権事項に県行政が積極的に関与をしていったことに関しては、私も一定の理解をさせていただきますけれども、県が主体的に進める中であっても住民や市町村の理解を得たり場合によっては住民や市町村との対話を通じてある一定の人為的財政的な負担を求めることが必要であったのではないかと感じる次第でございます。

そういった住民や市町村との対話や県民の全体最適の中で、廃棄物処理問題を考えるのではなく、今回のこの問題というものはですね、廃棄物をエネルギーに変えるRDF発電という最先端の科学技術の導入が先行し、それ自体が自己目的化した結果、導かれたのではないかと。

つまりはですね、焼却炉の問題解決を行うためにむやみに最先端の技術を過信したかもRDF発電という新技術がすべてを解決してしまうという幻想を作り出してしまったのではないかということになります。

また行政機関が新技術を採用したり安全性を担保したりすることに対してプロポーザル方式や専門家の意見などが、いわばブラックボックス化的役割を果たして新技術を一層後押しする形になったと言えるのではないかと。

私はこのような認識を持っておりますが、当時、知事という立場でこの問題をどのように認識しておられましたのかをお聞きしたいと思います。

○北川参考人 ごみ行政は本来、市町村の事項という意味合いは当時も承知しておりまして、ずいぶんこの点については議論を重ねて、制度上もどうなるかということも含めて議論をしたことございました。

その中で、一部事務組合というようなことから、だんだんとごみの域内処理があるいは広域処理かというようなことを含めて、ごみの問題は既に一部事務組合をやられたり消防の問題なんかも、消防車の発達とか道路事情が良くなってきて、あるいは化学的な事故も起きた、火事も起きた这样一个から、これは広域的にやるほうがいいなというのは、これは議論のあるところで、当時盛んにそういう議論をいたしました。当時は、先程申し上げたように今的事情と違いまして焼却炉の更新時期が最も市町村にとって財政的にも大変に重い負担ということがございました。

もう一つは埋め立て地を確保していかないと危険だなあと。環境負荷など保たないというようなこと

もございました。そしてその中から水の問題等々の土壤汚染の問題もだんだんとそういう議論がされるようになってきたというそういう当時の事情があったことは事実であろうと思います。

そこで私どもとしてはこれは広域でとらえて、そしてそれに輸送することにするためにはこういったネットレス状の県内の地域事情もございましたから、やはりごみを小さくして固形して貯蔵したりあるいは輸送したりしやすい形というのが議論されていったということになるわけでございます。

そこで今ご指摘をいただきましたとおり、サーマルリサイクルとしてエネルギー発電というようなことで、当時4年ごろからこれは計画がされてきたわけでございますが、そういったことが中心だったことは事実だと思います。

そこで私が7年に知事に就任をいたしまして、いろんな検討をして、そしてこれは電気、売電というこよりはむしろ環境という点にウエートを置いて、そして市町村の皆さん方と一緒にもっと角度を変えてやるべきだというようなことの議論を重ねてきてですね、そしてそういう中で桑名広域の方からぜひその全体的ないわゆる当時の桑名広域も焼却場が古くなってきて直さなければいけないとかあるいはさまざまな点で莫大な経費をかけて処理をしているというようなお話を結果、おそらく私どもにぜひ、いわゆるごみの最終的な処理をやる場合赤字になるため、ぜひ県の方でというご要望もちょうだいするというそういう時代背景でもあったということが一つ、ご認識をいただきたいと思います。

したがって発電自体が自己目的化したという時間的な経過の中でいえばそういうこともあったかと思いますが、私になりまして環境によりウエートをかけて、いわゆるその個々に、例えば極端な話をすれば69市町村全部に焼却炉ができた場合の環境負荷はどうなのかということあるいは市町村の皆さん方が地域のそれぞれ大変な批判がある中でやらざるを得ないというのにできるかどうかということをございましたから、そこで私としては広域でというふうに選択をしていくとこういうことでございまして、地域の市町村の皆さんとその点ではかなり一体的にということだと思います。

時間の経過と共にですね、先程ごみを買い上げるとか輸送費ももつかいうのは無料になり、そして電気事業法の改正なんかでご負担願いたいというようなきさつの中で全国の自治体会議の議長会長というのになって、制度改革に一生懸命努力をして経費負担ということはしてきたところでございます。したがいまして、そういった解決こそがすべてであるということで取り上げてきたというふうにご理解いただければと思います。

なおプロポーザル方式とかさまざまな点で、ブラックボックス化してというようなご指摘もいたしましたが、先に、プロポーザル形式を選定するというのは機能面も含めて企業庁の方でお考えいただいたということは、これは無理からぬことではなかったかというふうに、私は思っているところでございまして、結果的に今、ご指摘いただいたようなことで、あまりにも丸投げになっていたとかそういう点については、ご指摘いただければそういう点も反省すべき点はあったかもわからないなど、そんなことを思わせていただきました。

○貝増委員 最初に、ちょっと例えで今日の中日新聞の朝刊に、中日春秋ですね、「戦後の最初の愚かな行いは、官修の『日露戰史』において、すべて都合の悪いことは隠ぺいしたことである。表面的な叙述で国民は何事も知られなかった。日本は神秘的な強国と教えられるだけで後の日本をおかしく

した。」とこういうことが今日の朝刊に載っておりました。

今日、参考人にお伺いしたいのは、先程の質疑にもありました、情報管理から知事在職中、あるいは引き継ぎまでの間のこの半年間について二、三、お伺いをさせていただきます。

質疑にもございましたけど、まず最初に、平成14年12月1日、ダイオキシン規制になって華々しく三重ごみ固体燃料発電所が竣工された。この時ですね、時の知事であられるあなたは設置者でありながら竣工式に出席されなかった。これはどうしてですか、まずこれを教えてください。

○北川参考人 私はですね、いろんな県の建物とかいろんなことを竣工したときには、これは県民の皆様の立場に立って建ててているわけですから、設置者の方が大きなりボンをつけて、というようなことは少し控えたほうがいいのだろうという感じがしております、そういう席には少し御遠慮して行政のあり方がそういった形で見えてくるのではないかと、こういう思いもあってお邪魔をしなかったんだと思います。そんな感じです。

○貝増委員 それも一つの知事在職中の生き様、あるいは県民に対する接し方、行政の長としての身の置き方。それはそれですばらしかったんですけども、やはり先程来の参考人のお話のごとく、危機管理の問題、あるいはダイオキシン対策に対する県下各市町村の焼却炉の変更どうするかと、それについては循環型社会あるいは環境先進県というそのひとつの理想の中で26市町村が手を挙げていただいてRDF事業を推進されてきたと。

たしか各途中でですね、一番最初は濱田環境部長に対して26市町村とのRDF製造についての推進を知事は指示をされてきたと思います。そしてそれができた後に、今度は同じ製造責任を負ってきた濱田環境部長を知事の任命で今度はできあがったRDF発電施設の管理責任者である企業庁長に引き継ぎ任命されてきたと。

これはとりもなおさず、二つの二元性からいくと、製造と燃焼の営業を行う二つの部分を1人の人間にすべてトータル管理をさせると。そういうきらいが参考人の知事在職中の腹の中にあったと思います。あちらこちらに任せではなくて、1人に任せようが管理がしやすいと。

ということは、とりもなおさず、そのときの代表者であったこの施設設置者である時の北川知事というのは、自分の考えを聞いた指示したではなく、すべて具体化しようとしてそういう人的配置をされてきたんじゃなかろうかと。それをまずもう一度確認したいんですがいかがでしょうか。

○北川参考人 心境を分析していただいて、なるほどなと思いましたが、そういうところを徹底的にということは、あまり認識としてはなくてですね、むしろ実は、さまざまな企業庁を取り巻く課題は多うございました。そして、太平洋セメントの問題等いろいろな問題もございましたので、そういうことに精通してそしていわゆるその市町村との関係なんかもよく熟知をしておられる方に企業庁長にご就任いただくということがいいのではないかということから、私としては企業庁長に任命をしたと、こういうことがむしろ強かったという認識でございました。

○貝増委員 冒頭の例えと今の質問から核心に入させていただくのですが、12月1日、当然議会中でございました。そして3月議会が終わって4月21日に知事は退職されたと。こうしたとき、正確に言

えば平成14年10月28日から26市町村からの試作品といいますか完成品といいますか、RDFが桑名の施設に搬入されてきて、燃焼に入ってきたと。試運転されてきたと。そうして12月1日を迎えるんですが。

この間、知事を勇退されるまでの間、何回も大きな事故から小さな事件までございました。そして、先の委員にお答えされたように、企業庁には予備指示をし、報告を受けて指摘もし、指導もしてきたと、言いながら一番大事な県民あるいはこの県議会について、そういう2回の定例会がありながら説明もなかったと。これがやはり改革半ばにしてと言われるかもわからないんですけども、一番大事なやめられてから事故が起こって我々も謹決した責任もありますけれども、あの時もっと本当に企業庁なりそういった関係部局の報告聞いて指導したときに、指摘したときに、議会にもなぜ言えなかっただけで、これをもう一度ちょっと確認させてください。

○北川参考人 12月1日前後からですね、4月に至るまでございますが、たしかにいろんな議論をした中でですね、実は企業庁自体もわからなかったこともあったと思います。対応の仕方とか、そういうことについては議会からも当時ももっと情報提供すべきであるとかあるいはもっと事前にどうして情報提供できなかつたかとかそういうご指摘もいただいて、何回も企業庁とそういう話をしたことはございまして、できる限り先に出していくこうというようなお話をしたことがございました。

そこでですね、私ちょっと今、議事録持っておりませんので申し上げかねますが、絶えず企業庁長を中心としたしましてあるいは環境部を中心としまして議会には最大限伝えるようにという指示もしておったところでございます。だからその間でご指摘いただいたことは私も覚えておりますので、その点では至らなかつた点は反省もしていかなければいけないとそう思っています。

○貝増委員 自由民主党・無所属議員団は分担制をとっておりますのでもう引き継ぎますが、最後にもう一点だけ参考人にお伺いさせていただきます。今日冒頭でこういう機会を与えていただいてと参考人、言われました。そしてオフィシャルの世界でいろんな質疑の中で今、答えられていただいております。

ということは、今日はこれが終わったあと、現地をのぞいて2人のお亡くなりの方、負傷者は全快されているということですけれども、その現場行って手を合わされるかどうか、それをお伺いさせていただいて、質問を終わらせていただきます。

○北川参考人 私もですね、事故が起こった直後にそういうことを考えたことも事実でございます。あるいは今日お邪魔するのもですけれども。

今ですね、総体的にお取り組みをいただいているという立場からいければ、前任者でございますから、私は一線引いていますから、そういうことについてはご遠慮申し上げ、個人的にご冥福をお祈りしたりあるいは本来こう申し上げたいということでとどめさせていただくことがいいんではないかとそう思っております。

○山本委員 昨年はマニフェストという言葉が流行語大賞ということで、大変全国的に名前がうまれてどうもおめでとうございます。RDF政策の方も今までお聞きをしますと、今までご苦労いただいたわけでございますが、できれば本当に、RDFのマニフェストも早く作っていただいたならば、今日のよ

ういろいろな事故が起きたかなど、こんなことを前知事の顔を拝見させていただきながら思いを深めたわけでございますけど、その上で少し質問させていただきたいと思いますが、だいぶ重複をいたすかもわかりませんけれども。

企業庁が桑名の広域の方にいろいろRDF構想をですね、平成4年からもしくはまだ北川知事時代になってから急速に進めてこられたわけですけれども、その当時私も県の側の方でいろいろ関係しておりましたから、当時いろんな構想の中では桑名広域が火付けだという当時のその状況の中にはたとえば本当に企業庁の県の方から温水プールを作ろうとか温熱を利用していろんな施設を作ろうというそういうバラ色の構想と一緒に引っ付けて話をされたんですから、おそらく地元としても乗ったんじゃなかろうかとうやって思うわけですけれども、現在はそういうものは何にもございません。そういう意味では、ある意味ではその構想は地元の方としては県の方に押し切られたとか、ある意味ではだまされたというような、こういう思いがあるわけですけども。

知事、その辺のところをご意見があればお伺いし、前知事の本来のRDF構想いわゆる桑名のあの地でどんなようなRDF構想をえがいてみえたのか、ちょっとお伺いしたい。

○北川参考人 時間的な経過がございますので、最初は発電を中心とした発想のときに桑名広域さんとどういうお話がされたかというのは、ちょっと私は十分知らない点があるかというふうに思いますのでその点ですね、いろんなお話が、温水プールとかいろんなことがあったかもしれません。それについてはちょっと私はコメントできる資格というか立場にはないということでございますが、その辺はちょっと正式な書類なんか持っていないからその点はご理解をいただいてお答えをしたいと思いますが、そういうお話があったかもしれません。

あるいはもう資料ないとは思いますが実は平成7年に私が、知事に就任して、いわゆる環境面を重視した政策にRDFを変えていきたいということを徐々に県庁の中で議論を重ねていったところでございました。

したがってそういう中で8月だったと思いますが、早い時期に桑名市をはじめ広域の組合の皆さん方からぜひにと。あの当時は処理にものすごくお金がかかっていたということと焼却炉がもう限界にきてたというようなことがあって強いご要請があったんです。したがって、私がRDF化構想に踏み出すひとつのきっかけになったことも事実で、翌年だったと思いますが、しばらく検討させていただいた結果、ぜひですね、じゃあお願いしましようということで、これは両者の相合いの関係で成立したんだというふうに記憶をしているところでございます。

したがって、私としてはあるときに、ああいった施設がくる以上はいろんなことを当然すべきではないかということを桑名広域からもお話をいただいて、それは話が私は違うと思いましたから、当時の市町村長さんにお寄りいただいて、これは両方で真剣に対応することであるから、これに対して何か見返りをということでは断じてありませんということを、相当強く申し上げた記憶はございましてですね、そのあたりはそういうこともあったということはひとつご了承をいただいておきたいと思います。

そしてその後、立地的にも場所的に空いている部分もございましたから、そこを中心として環境に優しいいろんな点ですね、できるものはないかということを県民局を中心に、12、3年ごろだったと

思いますが、検討してみてはどうかということでございました。

したがって、その間にいろいろなきさつの中で、今ご指摘いただいたようなこともあったかもしれませんけれども、もう一方で一緒に本来の市町村の仕事であるごみ行政に、私どもも関係する以上はそういう立場もちゃんとご理解いただきたいということを申し上げながらやってきたことも、もう一方で事実であったということでございまして、私もご指摘いただいた点もあったと思いますし、私が今申し上げた点も、お含みをいただくというかご了解をいただいておきたいとそんなところが正解じゃないかと思います。

○山本委員 次に進みますけど、水谷委員ともちょっとだぶりりますけど、知事は市町村分権をどんどん進めてみましたけれど、このごみ行政というのはやっぱり市町村の専権業務ですから、それを取って、こう進めましたが今でもこれやっぱりこういう専権業務を県の方でやるというのがいいと思っていますか。

○北川参考人 政治行政の中で100%ですね、白か黒かとかですね、二項対立、二者択一ということは言いにくい点はあるかと思いますが、しかし消防とかあるいはごみ行政とか広域にまたがることは避けて通れない課題だと思います。したがって、そこの寄って来たるべき理由は峻別しないといけないとは思ながらも今、域内で一つ一つを徹底的に処理できるかといえば、現実的には不可能だろうし非効率ではないかなというような点から見まして、市町村行政にかかることはもっと真剣に判断をしないといけないという前提はもっと強く持たなければいけないと思いますが、そういった広域行政的なことはこれから増える部分があるだろうと、そんな認識でございます。

○山本委員 引き継ぎ時期の問題をちょっとお聞きしたいと思ってますので、知事は引き継ぎのときには、ある面では形式的に引き継がれたというお話をされましたのですけど、企業庁から作られた引き継ぎの書類というのがあるわけございまして、それは去年の引き継ぎの時期に作られた中には、例えば製造されるRDFの性状を改善することが市町村の担当者とか施設管理者とか製造するRDFの性状が改善されるように市町村にお話をせえとか。それから貯蔵槽を改造し、貯蔵槽内のRDFの温度監視及び長期の滞留を行わない運用をせよとか。

それから、なお、発電停止の間処理できなかったRDFを四日市等の倉庫で保管していますが、発電所再開後、順次それを焼却しないとか。それから異常発熱にかかる負担のあり方についても今後富士電機と異常発熱トラブルにかかる費用とか損失についてはリスク分担に基づき協議をして負担額を決定しなさいとかそういう引き継ぎ事項が企業庁から出されて今の現知事に引き継がれてると思うのですがそんなことはございましたか。

○北川参考人 引き継ぎは短期間でございますから、お互いよろしくということの形でございましたが、その中には厚い引き継ぎ書ということで引き継いでおりますから、その点については私は承知をいたしておりますし、そういうことで努力もてきておったということも承知しております。

○山本委員 そうしますと、それを忠実に実行して次の知事が忠実に執行しておったらおそらく今日のような事故が起きなかつたというような気持ちはお持ちですか、お持ちでないですか。

○北川参考人 私は私の在任期間中のことでございまして、その後のことについてコメントはできま

せんので、それで皆さんでご審議いただくということでございますので、私は私の時期の責任においてそういう努力をしてきたということでございます。

○山本委員 その程度しかあれかわかりませんけど、それでもう一点ちょっとお聞きしたいんですけども、プロポーザルについてお伺いしたいと思いますが。

やっぱり県民の声はプロポーザルの選考過程において、技術的にも未完成な、未知の分野であつてですね、実績のなかつたこの富士電機になぜ決まったのかという。これが大変多くの県民の皆さん方が疑問を持っておわれるわけですわ。

それがですね、今となつたらそのプロポーザルが技術をいただくところがですね、それがなくて、例え中部電力なり学識経験者等の知識をいただいてそれで判断を仰がざるを得ないというこのよう状況になっておるわけです。

知事としていろいろ今日導入されたこのプロポーザル方式が、今でも良かったのかな、この辺をちょっとお伺いをしたいと思います。

○北川参考人 こういった新しい技術的なこととかですね、あの管理も重要な要素であるというようなことからいければ、選択したプロポーザルというのはまあまあそういう形であったろうと、私は思わせていただくところでございます。

したがって技術的にまだ未完成なものであったとかそういうご指摘については、あの当時、これはあらゆる点で言えるかもわかりません。そういうことで、結果的に見れば我々あるいは企業庁の担当をいただく皆さん方ももっと真剣にということであろうということを今、振り返ってみてということで、当時としては精一杯の努力をした。しかし検証してみればまだまだ不十分な点があったというようなことだというふうに思います。

○山本委員 それからこのプロポーザルで、その富士電機が導入をされたということでございますけれども、知事は、入札検討委員会へも参加をせずに、おそらくこの業者の決定にかかわっていないように私ども見えるわけですが、平成12年の2月の25日に三重県RDF焼却発電設備事業提案審査委員会で、一応正式にプロポーザル方式で富士電機に決まった。

また、同年の10月10日の9月議会でもこれでいくということで議会で決議されましたけれども、いろいろやっぱり以前から話をされてみえるように、富士電機の役員さんが知事にごあいさつにお見えになつたというようなことよく話を聞くんですけれども、例えばそういう審査委員会あたりでプロポーザル方式で富士電機に決まったあとに、富士電機の役員さんが知事に正式にお見えになつたんですか。あいさつに。

○北川参考人 正月なんかにですね、県内の大きな企業の方が何名かごあいさつにお見えになるというときに、富士電機さんもお入りになつたかもわかりません。そういうふうなことがございました。

そのあとは私どもにごあいさつがあつたかどうかはちょっと記憶にございませんのでお答えできませんが、私が記憶のないような程度のことだったと思います。

○山本委員 その中で少し、これも憶測になるかもわかりませんけど、そういう役員があいさつに見えて、前知事はそのあとで職員をしかったというこんな話があるんですが、そんな記憶はございませんか。

○北川参考人 ときどきですね、職員も親切だと思いますけどね、何かの折にこういったことでこの建築やられたとかこういうことで事業やられたというのがあるときには、私も何回かは厳しく言ったことがあります。

それは、そういった形で私どもに紹介とかそういうふうなことはすべきでないというようなことであつて、そのことかどうか私わかりませんが、そういうことがありましたですね。

○山本委員 最後にもう一点だけ。富士電機に決まったということで、いろいろ憶測のお話があるかもしれませんんですけど、例えば県会議員さんでそんなような方が一緒にあいさつについて引き回してこられたというそんな話は別にないでしような。

○北川参考人 正月なんかにごあいさついただいたときに、そういった議員さんとかですね、あるいは関係のいただく方がお見えになつたことはございますから、その中には入っていたかもわかりません。日常のあれだったと思います。

○山本委員 どうも終わります、ありがとうございました。

○田中委員長 申し合わせの時間があと5分間くらいになってまいりましたのでよろしくお願ひいたします。西場委員お願ひいたします。

○西場委員 前知事、お久しぶりでございます。このように久しぶりにお目にかかると8年間のいろんなことが思い出されまして、ある意味ではあの8年間なんやつたんかなと。そのような思いにもかられるんですが、今、他の委員からも言われましたようにこの8年間の総括というのがですね、やっぱり我々としても大事かなと改めて思っております。

改革ということで三重県中走り回られて、いつの間にか走りすぎていかれたんでありますけれども、その中で取り組まれたことの多くありますけれども、この環境政策、環境先進県ということで取り組まれた部分の中で、RDF事業にかかわられた部分というのは非常に大きい。北川県政の中の最重要政策と言ってもいいんだろうと。就任からご退任までの間、終始、もちろんいろんな他の課題もあるんですが、この問題にずっとかかわられてきたわけですね。北川県政とこのRDF事業というのは切つても切り離せない関係性があるということをこういう事態になって今日この場に臨んで改めて思わせてもらうところであります。

このRDF発電を所管する企業庁、これは日常の管理業務を総括していく立場でありますので、その総括責任者は企業庁長ですが、その任命は知事にあって、設置者、そういう意味においてこれから重要な判断というのは設置者の方に委ねられていると。こういうようなことを今までの議論の中で聞かせてもらってきております。

そのときにこの我々が、設置者としての責任ということを委員会とか本会議でいろいろやっていく中で、昨年の5月にこの北川さんから野呂さんに引き継がれておる。こういう状況になっておるだけにで

すね、その設置者としての責任の所在というものが、非常に議論の中であいまいになってきておるわけであります。

その中でいろんなところでこの話を現知事とする中で、現知事が言われるのは、今、昨年の5月から就任したとはいえる現在は私自身が現知事であるので、設置者としての責任は私にあるという以前のいい答弁といいますか説明をしておられるわけですが、この知事の責任所在という問題について8年間にわたっていろんな場面場面で重要なポイントのところでかかわってこられたそのかつての知事としてこの現知事の責任所在発言についてどのように感じられるかお聞きしておきたい。

○北川参考人 私は前任者の知事といったしまして個人的に申し訳ないことになったというようなことで責任は感じております。したがいまして8月の事故というのは新たに発生した事故ということを前提でいきますとそのことについて過去のこととも含めて総合的に知見者の方のご意見を聞いたり、あるいは現実の問題をどう判断したりということで、総合的に現体制でご判断をいただくことが一番正しい思います。

したがって私はそのあたりについては100%言っていいか、全く知らない状態の中で私がそのことについて言及することは控えるべきだということを思っておりますので、先ほどからもそのようにお話を申し上げました。

○西場委員 先程からのお話の繰り返しでございまして、それ以上はお聞きできないかなとう思うんであります、あれば個人的責任というものをどのように考えてどのように取られるか、どのように今、考えておられますか。

○北川参考人 個人的にも前任者といったまでもお二人が亡くなられ多くの方が負傷されて、あるいはいろんな点で県政執行上ですね、不信感を持たれたりとかいろんなご迷惑がかかっているということについては、やはり前任の知事といったまでも責任を感じますし、亡くなられた皆さん方に個人としても私はお悔やみも申し上げなければならないし、まことに申し訳ないなという思いもございますとそういう意味で申し上げております。

○西場委員 事態が大変深刻な状況に結果としてなっただけに、やっぱりいま一步、思いを深めてこの個人的責任というものについて考え、そして行動していただきたいとこんな思いをいたしますので、率直に意見として申し上げたいと思います。以上でございます。

○岡部委員 無所属、MIEの岡部でございます。私の方から二点ほどと永田委員の方から一点ほどお願ひいたします。もうほとんどの委員の皆さんで重複するかわかりませんが、簡単にご質問させていただきたいと思います。今回ですね、今のご回答で平成7年にRDFのことをということで最初に言われましたけれども、私の記憶によりますと、津市の大里の方で、いわゆる中部、今のサイエンスティックの一角で、RDFをという話があつたように思うんですよ。その時期が平成7年かどうかわかりませんが、この7年の時点で北川さんは、これを取り組まれたというか、最初にやられたのか。それとももっと以前にその話があつたのか。またその時期的なものがちょっと私わかりませんけれども、たしか大里の方でもそういう話があつて、検討して中止になったということが実はあります。その時点が7年かどうかわかりませんが、この7年のときに初めてRDFというものを北川さんは知られて進められた

のか。

もし國の方からですね、指示があったとすれば、どなたから「北川さん、こんなんやってみやんか」という話があつたのか。ご記憶があればお聞かせいただきたいなと。

それからもう一つは、これは三重県の、我々の、事故で2人がお亡くなりになって、7人が死傷したということで、クローズアップされておりますけれども、先程冒頭に萩野先生もお話しましたけれども、全国の各地で大なり小なりの事故は起きるわけですね。そうすると、國の指導あるいはそれによってやったわけだと思いますけど、國も県もそれから専門業者である委託先の富士電機も、あまりにも認識不足であったということを言わざるを得ない。

そういうことからいきますと、私は、國にも大きな責任があるんじゃないかなと、こう思うのですが、その辺のご見解はどうか。

それからこういう事故が起きて、そして専門業者である富士電機ではなくて、今、山本議員もおっしゃいましたけども、いわゆる中部電力さんにお願いをして、そしてこの事故の原因調査にあたっていました。その結果において、何点かの不備が出てきた。もしこの不備が、いわゆるきちんと安全性を確認されて、スタートして、このまま何もなければ、いわゆる現在、わからないままにやったということになるわけですね。

いわゆる技術的にわからないまま、審査委員長もおっしゃっていた、発展途上の段階でありますよと、このRDFは。それについて事故が起きた。調査をした結果、中部電力さんに調査をしてもらった結果、何点かの不備が出てきた。それについて、うまくいくとすればわからないまま開始したということになります。そうするとこの事故は、人為的な事故であるとこんなふうに思うんですが、北川さんとしてどう思われますかお聞きをしておきたいと。まずその二点です。

○北川参考人 RDFの問題はですね、平成4年からスタートしていると思います。それでそのときは、やっぱり津管内の今ご指摘いただいたようなところを中心にしていわゆる発電を含めてどうするかということ、さらにそのころに既に焼却炉の更新の時期があったということがあって、大変な議論がございました。

そして河芸町からの反対等々があって、サイエンスティックへも断念をするというような状況の中で、私は平成7年に知事に就任をしているとそういう流れがございました。

したがって、私はそれを受けて、いろんなNEDOとか化学的な知識とかその時点で調査されたこともございましたので、そういうことを踏まえて検討に入らせていただいて、やはりこれもしRDFを進めるとするならば、むしろ発電とかそういうことでサーマルリサイクルが必要なんだけども、むしろ環境負荷低減にウエートを置くべきであり、もう一方で、市町村の皆さんに環境行政としてもっと深い関係を持ちながら一緒にということが必要であろうというようなことでございました。

その中で桑名広域からですね、土地の問題も含めてさまざまな問題がございますから、ぜひあとですね、RDF発電等はお引き受けをいただきたいというようなご要望もいただいた、そんなことを今度改めて検討してそして翌年にお引き受けさせていただきますというような返事をしたような記憶がござ

いますので、流れとしては平成4年からスタートして、そして7年に私が受け継いで、そして今日に至っているというふうにご理解をいただいて結構かと思います。

さらに國の方の指導も誰からかというのは、実は國から直接私の方にということではございませんで、4年、5年、6年という経験もあり、私が7年に就任してからもいろいろ勉強してそして私が國へ行ったことも事実でございまして、一緒にご指導もいただきご相談にも乗るあるいは新しい法整備をしようとか補助金を作ろうとかあるいは交付税措置が充当できるようによるとか、そういうことについては相対の関係といいますか、のようなことでご指導いただいたといえばそういうまでのことでありますが、ご一緒に作り上げてきたということにもなろうと思います。

当時私も含め國もですね、当時から県議会でもご指摘をいただきましたが、未完成な部分があつたことは事実だと思います。だからこそ作り上げていこうというようなことでやってきておりますので、国におかれましても新しいことで試行錯誤があったというようなことからすれば、共にこれから解決方にご努力ぜひいただきたいなというふうな認識でおるところでございます。

さらに新たに知見者とか中部電力さんで原因調査をして、何点かの不備があったと、こういうご指摘をいただいているということでございますが、そのことを含めましてですね、トータルの話は、時間的な問題とか総合的な知見の問題とか、あるいはどなたがどうやったというのは総合的に判断してコメントするべきことだと思いますので、私が今この場でですね、ほとんどそういう状態はわからない中で答弁するということは、よけいな混乱を招く可能性があるということで、私自身も知らない部分がほとんどでございますのでご遠慮させていただきたいということをご了承いただきたいと思います。

○岡部委員 時間もありませんので。お答えにくいかわかりませんが、爆発事故が起きて我々の委員会で富士電機さん委託業者を、呼びました。事情もお聞きしました。その時点で、いわゆる「こういうことが起きると夢にも思ひなかつた」いう業者に対して再度また委託しようとしておるので、お答えにくいかわかりませんが、北川さん個人としてどうですか。

○北川参考人 現体制で十分ご検討いただきたいと思います。

○永田委員 それではもう時間もありませんので。参考人にはお忙しいところ本当にありがとうございます。私も参考人さんとは8年間一緒に議員として県政に携わらせていただいてまいりました。

爆発事故のあの日に県民の1人から「またやったぞ」という電話が携帯に入つてしまつて、えらいことしたなと一瞬そう思いました。それからいろいろ考えますときに、県政史上に大きな過去を残してしまつたなど、この、実は、思いでもあります。そういうことでですね、ここに参りまして、よくよく考えてみますに、萩野議員からもおっしゃられた、他の議員さんもおっしゃられておりましたけれども、やっぱり一つには技術的な情報不足だったんじゃないかなと、これにつきののかなという感じでですね、おります。

例えばこの水分の問題。あるいは粉体の問題、カルシウムの問題、これがやつと昨日の特別委員会で議員に明らかになってきたわけですね。

そしてもう一つは、2人の死亡事故。この問題についても委員会で申し上げたと思うんですが、あの

状況の中で、タンクの上から消防をさせるということは考えられないことなんですね。可燃物を入れたタンクを消防するのにその上に乗せて消防するなんて、あの方法は、考えられないことなんですね。それが実際に行われてしまつてあのような痛ましい事故になつてしまつたと、こういうことを考えていきますと、まさしくこれは技術情報不足につきのなあと、こういうふうに思つてならんわけですね。

そういうことを考えますときに、私は、今も議論がありましたプロポーザル方式、その中で、審査員、学識経験者、3人いらっしゃるんですね。3人もいらっしゃって、それなりの学識経験を持った方々が審査していらっしゃいます。そういうことの中で、今度その技術情報のそんな情報はなかったのかどうかと、これ非常に疑問でならんわけなんです。その中で。

例えばRDFの水分がですね。これは世界にも起こられることだったということですし、あるいは日本の中ではかなりもう事故も起きているわけですからそんな情報はなかったのかなと。こういうふうな思いであります。

それやこれや考えてみますときに、こういうやっぱり技術的な情報不足から起きたな、それがですね、考慮されないままにこういうふうな実施にうつつてしまつて事故に至つたと。こういうふうに思つてならんのですが。いろんな議論の中から技術的な情報という、技術的な面について解決されたといいながらも、どうもそこにあったのかなという思いでならんのですが。

さて、そこ辺で、時の知事さんの見解だけね、所見だけお伺いしておきたいなと思います。

○北川参考人 その時々にはですね、技術的なこととかさまざまなどを総合的に判断をしてきたんだと思います。しかし結果として、爆発事故が起り、多くの方が死傷されたということからみしたら、至らない点があったのかなというようなことを個人的に思つてもらつてください。

したがつて、すべてのことについて今後も慎重に対応しないといかんのだなど改めて肝に銘じさせていただいたというような、個人的な感覚を申し上げさせていただきますとそんな感じをいたしております。

○永田委員 反省ということになつちゃうんですけども、やはり環境先進県として走つてまいりまして、その中の一つはごみ政策であつて。ごみ政策で一番大事ですね、省資源型のしかも再利用、これは発電という、これはもう非常に考えてみてもすばらしい政策であったと思いますが、やっぱりちょっとそこ辺でですね、走りすぎてしまったのかなという反省のもとであります。今後はこういうことで、いろいろと県政の場でそういう事態が発生する中で、こういう点については十分にいい反省材料として与えていただいたなと思ってなりません。以上でございます。終わります。

○田中委員長 ほかに特にご質疑。松田委員お願いいたします。

○松田委員 今日の特別委員会、いわゆる事故調査特別委員会なのですが、ここへ前知事が来ていただくことが本当に事故の調査につながるのかどうかといいわゆるこの委員会でもいろんな議論がありました。

今回2人の方が亡くなつていて、死傷者が7名ということで、その方の思い、そして地元の思い、広域でこれを取り組んでいただいている方の思い、そういう思いがですね、前知事はどのような考え方

進めていたのだろうということに、県民の思いに応えるのもこの委員会のひとつの方なのかなという思いで今回来ていただいたと。ですから調査以外のご質問もいろいろ多岐にわたってありました。

しかしやはり私もですね、来ていただくのはいかがかなと思っていたんですけど、やはり今の思いというのに答えていただくということも大きな我々の仕事なのかなということを踏まえてですね、あえて質問させていただくのですが、今、前知事、北川知事がですね、いわゆる事故が起きてから100日あまり経って、今日はもっと経っておりますけれども、先ほど何べんもコメントする機会があったけれども、個人とまた公という意味でそれを差し控えられたとそうおっしゃられました。100日ぐらい経って、12月8日だったんでしょうか、いわゆる特別委員会が終わってから副知事の方にですね、いわゆる大変な事態になっているということを聞いたのでということで、あえてご連絡をいただいたということで、今回こういうふうな形になったということなんですけども。私はそれまでに何回もコメントしていただければいいと思いますし、もしその、何回もこの委員会でも参考人でということで、隣の水谷議員さんなんかもご指摘ありました。委員会の情報を聞かれて、副知事に言われたということであるのであれば、それまでに何回もあったわけですが、100日経ってですね、あえてご自分から副知事の方へですね、かかる事態になってということで、この委員会に、いわゆる出てもいいぞというようなご返答といいますか意見といいますか考え方、きたわけですけども、そこ辺のところちょっとご説明いただきたいと、そのように思います。

○北川参考人 実はですね、私は委員会で何が行われているかとかそのことについて全く知りませんでした。そこでですね、12月3日か、少し日時がずれているかもわかりませんが、ここですね、野呂現知事がご出席をいただいて、その席ですね、私の参考人招致が決まったやに、という前提で、記者の方から知事室長かどなたかにお訪ねがあってコメントをということだったと思います。そのときに私は、具体的なことはわかりませんからね。だから今はコメントは差し控えさせていただきたいという返事だったと思いますね。

翌日ですね、私は新聞でしたかね、何か、正式に決まったというようなことがありますね、そのときも委員会で私が決まるということを聞いていたのですが正式なことではなかったんですから、新聞情報で私が知り得たんだと思います。これは正式に決まったとするならば、しかも野呂現知事さんが招致されたということになって、私にもその結果、招致が決まったということになれば、これはやっぱりできる限り早くですね、お邪魔をして、私からも意見を、考え方を申し上げる機会、あるいはおわりを申し上げる機会があればと思って、あの当時少し忙しかったんです。それで最短の時期がですね8日でしたか、そういう時期でお願いできたらということでございますから、委員会の内部を事情を承知した上でということではないに、正式に私の招致が決まったということが私にわかって、その上でやるべきにお呼びいただくとすれば、前任の知事というようなことでございますから、直接私、今、県議会の皆さんとどなたともお話をしないかったものですから、私が直接ですね、議会にお話するのはいかがなものかと、こう思ったものですから、これは特別職の方にお願いして、知事室の方でお願いするのが筋だと思ったものですから副知事の吉田さんにですね、お願いをして、知事のご了解をいただいた上で手配を、議会とのですね、お手配をいただけませんかというのは、私からお願いしたというのは実情でございますので、実は内容、それまでの委員会を熟知してとか、そういうんびりんびり知っていたかということではございません。したがって正式に決定したことを受けて、それならば私としても公式にお話ができる場面ができたという認識で吉田副知事さんにお願いをしたというのが実態でございます

ので、ご了承いただきたいと思います。

○松田委員 知事に今のお話を聞きまして、なにかどこかできちつと説明ができるところがあつたらいつでも行きたいというようなお言葉があつたものですから、委員会のですね、動向を見て、もっと早いお言葉をいただいとつらいいのかなというような気もあつたもんですから、そのように申し上げました。あと一点いいですか。前知事にお伺いするんですけども、この環境情報、標榜してきたわけですけれども、その標榜を重視するためにこの事故が起つたのではないかなというようなことを率直に今、考えていらっしゃるのかどうか最後にお聞きしたいと思います。

○北川参考人 結果としてそういうご指摘いただくこともあります、しかし新しい時代の価値体系を作っていく上ですね、そういう政策というのは重要なだというような認識でやってきましたということでございます。

○田中委員長 ほかに特に木田委員お願いいたします。

○木田委員 時間がきておりますけれども一問だけ聞かせていただきたいと思います。世間にこういう考え方があります。北川知事がやめられてこんな大惨事が起こった。北川知事は大変運のいい人で、野呂知事は馬鹿を見ている。こういう考え方もあります。そういう中で、私たちの質問に対して、野呂知事は「責任は全て私にある」と、こういうふうに言われております。そういう意味から言いますと、北川前知事は野呂知事に対してですね、もう少し思いやりがあつてもいいんじゃないかな、ということを私は感じてきました。そして、今日のお話の中で、「総合的なことはよく解からないから、私は発言をしてこなかつたし、また今日も差し控えさせていただきます」ということを言われましたけども、本当に野呂知事のことを考え、亡くなった人のことを考え、県民のことを考えるんであればですね、総合的なことを、勉強して知ってここへ出られるのが、私は本筋だというふうに思うんですけども。その点について一点お伺いします。

○北川参考人 公式な立場とですね、私的な立場というのは、現にやっぱり分けて判断しなければいけないという思いが非常に私には強うございます。したがいまして、現体制でいろんなあらゆることをですね、総合的にご判断いただいて、やられるときに、例えば指示系統が二元にあって、解決がうまくいくかといえば、それは逆に混乱を起こすであろうとか、そういうことでございますので、私として、個人的な思いは、さまざまございますけれども、こういった立場の中で、現体制がおりの内で、私がコメントをするということは、むしろ逆効果だというようなそういう点ですね、私はそういう思いでありますので、その点につきまして、ご了承をいただきたいと思うところでございます。

○田中委員長 あと特にございませんでしょうか。無いようでございますので、以上を持ちまして、本日の調査を終了いたします。北川正恭氏におかれましては、長時間まことにありがとうございました。

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成16年1月27日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長

田 中 覚



平成16年3月10日 RDF貯蔵槽事故調査特別委員会 会議録

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会会議録

(開会中)

開催年月日 平成16年3月10日(水) 自 10:03 ~ 至 11:55

会議室 第601特別委員会室

出席委員 13名

委員長 田中 覚君

副委員長 藤田 正美君

委員 日沖 正信君

委員 松田 直久君

委員 水谷 隆君

委員 三谷 哲央君

委員 貝増 吉郎君

委員 木田 久主一君

委員 山本 勝君

委員 西塙 宗郎君

委員 西場 信行君

委員 岩名 秀樹君

委員 永田 正巳君

欠席委員 3名

委員 岡部 栄樹君

委員 芝 博一君

委員 萩野 虔一君

出席説明員

〔企業庁〕 企業庁長 鈴木周作君

総括マネージャー 小林和夫君

RDF発電特命担当監 藤森莊剛君

参事 渡邊耕三君 その他関係職員

傍聴議員 0名

県政記者クラブ加入記者 9名

傍聴者 1名

議題又は協議事項

1 事故原因を踏まえた安全対策・今後の進め方・国庫補助金について

(1) 契約制度のあり方

(2) 再発防止に向けた組織体制

(3) 今後のスケジュール及びチェック項目

(4) その他

2 委員協議

・今後の委員会の進め方

・県内調査【3月18日(木)現地調査】

・その他

【会議の経過とその結果】

〔開会宣言〕

1 事故原因を踏まえた安全対策・今後の進め方・国庫補助金について

(1) 当局説明

(鈴木企業庁長)

(2) 質疑・応答

○水谷委員 資料1の1番最初の、爆発原因のところで、何らかの火種と、こういう話、当然、特定をされていないわけですけども。私が非常にこだわるのは、前企業庁長、瀧田庁長のときに、確認させていただいた、要するに、サイロの下にバーナーで穴を開けて出す作業があったと。これは、瀧田庁長に2回私質問したんだけども、確認してないと、聞き及んでないと、こういう返答だったんですよ。非常に、爆発原因になるかどうかわかりませんけども、そのへんは、鈴木庁長としては引継ぎをされているのかどうか、ちょっとそのへんお聞きしたいんです。

○鈴木企業庁長 この爆発の直接の原因につきましては、何らかの火種から引火をしたということ

が、各国、あるいは事故調査委員会からの報告で指摘をされておりますが、やはり、特定は、現在のところ私どもが聞いておる中では出ておりません。警察のほうで、捜査の中でも行われておるかというふうに思います。したがいまして、私自身としては、これが火種であるということを、現在申し上げるだけのものを持ち合わせておらないというのが現実でございます。

○水谷委員 要するに、火種云々じやなくて、バーナーで、下にサイロの穴を開けたということに関して、この作業に関して、瀬田庁長は「確認してない、そういう行為はなかった」と、こういう返答だったんです、2回ね。それは、鈴木庁長としてはどういうふうにお聞きしてあるかということです。

○鈴木企業庁長 私自身は、今いろいろ検査が行われておりますので、事実がどうであったかというのはこれから明らかにされるのかなということでお答えができます。

○水谷委員 そうするとね、こういった行為が事故調査の中にインプットされてなければ、非常に、原因調査の妨げになると思うんですよ。だから、そのへんは、私としてはきっちりとした形でなされるがどうかを報告すべきだと思うんですけどね。そのへんの確認は、鈴木庁長としては、なされてないわけですか。

○鈴木企業庁長 報告書の中では、そういうことも、いくつかの理由の一つとして挙げていただいてありますので、一般的なご認識としては、それぞれ各ワーキングなり、調査専門委員会お持ちであったのかなというふうに思います。

○水谷委員 そうすると、庁長としてはそういった作業をしたということを認めると、こういうことですね。

○鈴木企業庁長 私から申し上げたことはございませんですが、各調査委員会等ではそういうこともご検討されていらっしゃるというふうに理解をしています。

○水谷委員 時間の関係ですけどもう急ぎます。スケジュールのところでちょっと教えてください。私ちょっと、聞き間違えたのかもしれませんけども、要するに、試運転をやって、その後、資料6ですか、住民説明、あるいは議会説明をした中で、それが終わってから監視運転に入っていくと、私は解釈をしているんですけども、そのへんは、明確に書いてないもんで、どうなんですかこのへんは。

○鈴木企業庁長 試運転が終わりましたら、監視運転に入らせていただきたいというふうに考えておりまして。したがいまして、監視運転の行われてると並行した形での報告会ということを現在は考えております。

○水谷委員 そうすると、試運転が終わって、そこで一旦切るわけじゃなくて、そのまま監視運転に入っていて、その間に議会説明、住民説明をしていくと、こういうことですか。

○鈴木企業庁長 結果としてはおっしゃるとおりでございます。

○水谷委員 それはちょっとね、きっちりした形で、一旦そこで区切っていただきまして、試運転の結果、住民報告という形でしようけども、説明をしていただいて、納得するかせんかは別としまして、一定の理解をそこでいただくと、いつもおっしゃってるよう。そういう形の中で、次に監視運転に入って

いくのが、私は一般的な考え方だと思うんですけども、そのへんを、ぜひそういうふうにやっていただきたいと思います。

○鈴木企業庁長 現在のところは、試運転に問題があつてもなかつても報告会はさせていただかんといかんと思ってますが、試運転の結果問題がなければ、そのまま、火を一旦落としますと、また立ち上げるのに時間を要するとかというふうな議論もございます。あるいは、RDFを早く、処理を少しでもさせていただきたいという思いもございますし、さまざまな改修等の結果も確認もしたいということで、引き続き監視運転に入らせていただくと。報告会は、4月上旬あるいは中旬という形になろうかと思いますので、監視運転が行われている中での報告会ということを現在は考えております。

○水谷委員 時間がありませんので。私としては、今お願いしたことを、一旦そこで区切りまして、やっぱり住民の説明をきっちりとした中でやらないと、次に何かあったときは大変なことになりますので、そのへんは、ぜひ私の要望としてお願いしたいと思います。以上でございます。

○岩名委員 今の水谷委員の発言について、関連して申し上げたいんですけどね。私も、やはり一旦試運転が終わったところで、期間をおいてきっちり地元の説明なり、世間の方々も納得するような、あるいは、事故に遭われて命を亡くされた方々にとっても納得のいくような状況を作つて、その上で、私は、監視運転であなたたちは変わつた名前言うけども、実質、これ再開と一緒になんですからね。あなたね、今、火を1回おとすとまた手間かかるて、原子力発電じゃないんだからこれ。たった1日で温度が上がって、そしてRDFを投入できることは、17日、18日で明らかになるわけでしょ。そんな手間を厭んで、そして、そういうきっちりした説明責任を果たさないということは、これは怠慢だと私は思います。

まず、この問題について、いろいろあなたたちは、誰もこれ責任とつてないんですよ。それが原点なんですよ。そういうことに対する県民の多くの不満、不信がある中で、こういう、あなたたちは、とにかく、今度17日に火を入れたら、後ずるすると既成事実を作り上げていくようなやり方は、われわれとしては了解するわけにいかないと思います。まさに、今までやってきているところをみると、不誠実極まりないと、私は思つてゐるんですよ。

例えば、補助金の問題にしても、あなたたちはここにいろいろ書いてあるけども、私や、他のこの中の人が、東京へ行って経産省や、あるいは環境省に確かめたところ、補助金返還しなくて言ったことないって言ってるんですよ。これは私だけじゃない、みんな聞いてるんですから。3月までにきっちりしないと、補助金を返還しなきやならないって、あなたたちは何回も言ったじゃないですか、私たちに。そして、そういうことをこにして、再開を急いでいるという、このことは不誠実そのものだと、私は思うんですね。

今回、この資料を出してきてるけども、いろいろ今までのいきさつも出していただけてますけども。例えば、資料の2、これは「特別委員会の指摘事項及びその対応」というところだけど、1番上にごみ処理費、これ市町村のごみ処理費は膨大なものになってるだろうということを、われわれは心配してるわけですね、当初から。ですから、この動向について詳細な調査をして、報告してくれと、資料くださいということを言ってるんですね。あなたたちの対応の欄を見たら、調査しましたと書いてあるだけで、われわれに報告したと書いてないじゃないですか。われわれも実際見たことないです、そういうもの。これ

は、まさに不誠実と言わざるをえないんじゃないですか。情報をひた隠しにして、こういう大きな事故が起こってるのに、未だにそういうことをやってるということは許し難い話ですよ。

それと、私がここで申し上げておきたいのは、もし、試運転が終わって、期間をおいて住民説明会等をやるときに、あの、笠倉先生という方がいろいろ新聞等でも取り上げられておるんだけども、あの人は、どうも推進派で、バリバリの推進派が客観性をなくした中で、いろんな地元へ説明をしておるらしいんだけども、これに対して、私の耳にも、もっと公平な人を選んで欲しいという要望があるので、これひとつ申し上げておきたいし、改善してもらいたいというふうに思います。

それとか、このRDFをあなたたちは一生懸命に今住民の同意を得て、もう一回再開したい、そして、今堆積しているごみをなんとか早く解決したいと思っておられるんですよね。そういう中で、知事がごみゼロなんてことをまた一方で言い出してるわけですよ。これもつじつまの合わない話なんですよ。これ方向性が全然違うんだから。こういう混乱するような発言をさせるべきではないと、私は思うんです。これについても、環境省あたりの見解は、われわれの意見とほぼ一致していたことを申し添えておきたいと思います。以上です。

○鈴木企業庁長 たくさんご指摘をいただきまして、私どももご指摘をいただいたことに、例えば、先ほどの市町村のごみ処理費等、十分に対応させていただけてないのかなと思います。一生懸命やらせていただきます。またご指摘をいただきたいというふうに思います。

また、その他の国庫補助金等につきましても、私ども、これまでも、主として私どもの場合は経産省ということになるんですが、何回かお願ひをさせていただいておりまして、当初厳しいご議論をいただいておったことは事実でございます。県議会等でもご議論いただき、国へもご発言をいただくという状況の中で、少し道を開けてきたのかなという形で、今、そういう方向で議論をしていただいている状況になってまして、私ども、ある意味では、少し気持ちが皆さん方のおかげで前へ展望が開けてきたのかなという思いで、仕事をいたしております。さまざまご指摘をいただきながら、誠実に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○岩名委員 それだけ。私は、今水谷さんが言った、期間を置いて、そして説明をすべきだと。あなたたちは、われわれに説明をしてると、こうやっていろいろ説明するんだけど、要はガス抜きしてのだけあって、言いたいこと言わせとけと。で、俺らの思うとおりに進めていくんだと、全部。そういう、これは図式じゃないの。これは委員長、どうしてもわれわれの、これだけの意見を聴いている以上は、われわれの意見を忖度した形で、ある程度実施してもらわないと。ただ、ガス抜きにわれわれを使われてたんじゃたまたもんじゃありませんよ、これは。だから、そのところ明確に言ってください。期間をおいて、きちんと住民に説明するのかしないのか。

○鈴木企業庁長 先ほどの繰り返しになるんですが、市町村のごみが、一方で大きな経費を使って外へ持ち出しているという状況の中で、少しでも処理をしたいと。それをしながら、監視運転をしたいという思いが、私は現在のところもってあります。そういう意味では、ぜひ、安全を確認した後、市町村、一旦止めてしましますと、長期に止めると、また前回のような保管措置というような議論も出てきてしまうわけでございますけれども、市町村のRDFの処理もまたできなくなってしまうお金もかかるという状況を、ご理解をいただいて、監視運転という形で続けさせていただきたいと、私自身は、今思って

おります。

○岩名委員 すぐにごみが堆積する、あるいは市町村が困ると言うけど、これは最初からわかっていることであって、そのこと以上に大事なことがあるでしょう。人の命を奪ったという大惨事を起こした当事者が、そういう暢気なこと言っていいんですか。やっぱり、これはもうちょっときっちりした対応しないと、これは県民の理解を得られないよ、私は思いますよ。これは委員長に申し上げますけど、委員会の委員の皆さんにご意見を聞いていただいて、みんな、委員会の方向というものを方向付けてもらうわけにいきませんか。そのことについてね。

○委員長 今後のスケジュールですね。

○岩名委員 今度の、今、水谷委員が言われたように。私も言ってるけど。いわゆる、試験運転が終わったら、それを住民に説明することは、当然大事なんですが、その間は火を止めるというのは常識だと私は思うんですよね。あくまで試験なんだから。試験と監視運転と本格再開が、どこが、ぜんぜん区別がつかずに、そのままし崩しにやるというのはおかしいと思うんですよ。だから、私と水谷委員はわかってますが、他の先生方の意見、いっどん訊いてくださいよ。どうですやろ。

○田中委員長 これ、今訊かせていただいたほうが、後の委員協議でよろしいですね。

○岩名委員 じゃあ、それでもいいです。

○西塙委員 先ほど岩名委員もおっしゃられましたけど、試験運転にても監視運転にても、いずれにしても再開するわけですよね。再開するにあたって、私は、事故が起きたときの責任と言うか、それが未だに明らかになってないよ。けじめつけないままに、するするといくのがどうなんでしょうかと。そんな疑問を、まず持っておるんです。そのへんちょっと。

○鈴木企業庁長 この点につきましても、県、あるいは企業庁としても、当然、こういう大きなことになりましたので、責任については強く感じておるところでございます。その責任のうちの一つは、やはり、安全にやるということもその責任の一つだと思いますが、もう一つは、この事故そのものに対する責任ということでございます。以前、知事も議会等でもお答えをさせていただいたかと思いますが、地方公務員法に基づいてということになろうかと思います。地方公務員法上の制約等も考慮し、原因等が、もう少し警察の捜査等で行われておりますので、そういう状況も見ながら、適切な時期に対処させていただきたいというのが、知事のご説明だと思いますし、私自身も現時点ではそのように理解をいたしております。

○西塙委員 警察で、事故原因というか、今調査してもらっておるんですけども、その結論が出ないと、地公法上の処分もしないよ、こういうことになるんでしょうか。私は、職員処分せえとそんなこと言うつもりはないけれども、責任の所在をきっちり明らかにしないと、先だっての住民説明会でも、なかなか住民の方納得してくれないと。また、今回も試運転の結果報告をされるわけですから、そのことについても、どこでもけじめをつけないままに、どんなに説明してもらって、なかなか納得してもらえないんじゃないかなと。そんなふうに思ってますので、警察は警察でいろいろやつてもらっとるんでしょうけども、それは違った形ででも、なんとか責任の所在明らかにすべきだと思うんですけど。

○鈴木企業庁長 企業庁としても、大きな責任があるということは私自身も思っております。今、西塙委員からご指摘のあった点については、そういうご指摘をいただいておるということを十分認識をさせていただくということで、今日のところはご理解をいただきたいというふうに思います。

○田中委員長 いずれのうちにすることですか。ちょっと意味がわからんので。

○鈴木企業庁長 県に責任がある、企業庁に責任があるということは、これまで申し上げておるところでございますが、やはり、捜査等の動きを見ながら、しかるべき時に、適切にご判断をされると思いますし、私自身もそういう意味では判断をしていきたいというふうに思います。

○日沖委員 再開ということが既成事実化されて、もう進んでおりますんですが、次に移っていく議論をする前に、どうしても整理をさせておきたいんで、一つだけお聞かせいただくんですが、振り返ってみまして、今までも言うたんですけども、機会とらえて言うたんですけども、振り返ってみまして1月26日に特別委員会と全協お世話になってますな。このときには、知事が年度内再開ということを口滑らせてしもて、そして、言い直しいうか釈明と言うか、そんなんつもりやなかった、十分に、県民に言って言うたか、地域住民という言葉やったか、それは正確にはどちらかやったと思うんやけども、地域住民の皆さん方に、住民の皆さん方に十分理解をいただいた上でしか再開というのはじやへんのやということをしっかりとと言われたんですね。それは確かですよね。それからずっと推移していって、私たちは地元議員ということもあって、2月12日の桑名での説明会を皮切りに、私も参加はさせていただいたんです。そのときに、もう企業庁長は、今日理解いただいて試運転に入らせてもらうんやということを理解してくれという一方的な、申しわけないけども、一方的な、ここでもう理解してくれ、なんとか頼む、という説明をしたわけですわな。私たちは、まだ、知事が26日に釈明されたのを感じたまま、ずっとその日まで来とったもんで、いつそうなったんという率直な感想やったんです。その感じとり方を今まで持ったままなんです、私たちは、いつ、その間にいつ、5か所でしたつけ説明会やられたの、全部ですね、6か所ですか。6か所、通り一片の説明会をして、これでもう何としても住民の皆さんに対してもう説明したということに、理解していただいたということにして、試運転をするんやということを、その方針を、その間にいつその方針を決められたんですか。いつっていうことだけ教えてもらえませんか。その転換期がないと、私たちは転換してけないんで、いつなんですかそれは。

○鈴木企業庁長 ちょっと、ご質問に的確にお答えすることができないように思います。一連の、1月26日に特別委員会で報告をさせていただき、取り組んでいく中で、住民説明会を開催させていただいて試運転に入らせていただいて、監視運転、あるいは本格運転と、そういう認識の下にやっておったことは事実でございます。しかし、各説明会等でいろいろお話をさせていただく、あるいは、議会、特別委員会等からいろいろご指摘を受けるという状況の中で、やはり、住民への説明をもう少し、住民なり県議会へのご説明をきちっとさせていただく必要があるということで、現時点では、知事も申し上げております、この監視運転の中で、監視運転を続けていく中である程度その結果も見ながら、きちっとした地元説明会というのを、あるいは議会の報告というのをさせていただいて、そこで最終的にそのまま本格稼動していくかどうかの判断をすると、こういう流れでご理解を求めていきたいというふうに思っております。

○日沖委員 ちょっと、ようわからんで申しわけないですけども、答えていいのかもわかりませんが、1月26日の特別委員会なり全協、お世話になったその日には、すでに、2月の中旬に一連の説明会を

6か所やって、そして、それをもって試運転に行くんやということは、もう決めてみえたんですね、1月26日には。それだけ教えてください。

○鈴木企業庁長 できるだけ早期に、物事を整理をしていきたいという思いは、私どもには非常に強うございましたが、その時点で、具体的な日取りまで決めていたという記憶は現時点ではございません。

しかし、いすれにしろ早くしたいという思いは非常に強うございました。

○日沖委員 キリがないんで、時間もないんで、もう1回だけ質問させてもらいますけども、お聞きさせていただいとるのは、6か所の通り一片の説明会によって、もう理解いただいたということに何としてもしてですね、そして、試運転の段取りに入していくということを決めたのはいつですかっていうことを教えていただきたいんですが。われわれは、1月26日の段階では、知事は住民に十分な理解をいただいた上でしか再開は考えとらへんと言わされたもんですから、その後であれば、いつ、その二十日間ぐらいのうちに、いつそれで試運転いくんや、段取り入っていくんやということを決めたというのはいつですかということなんですけども。

○鈴木企業庁長 ちょっと申しわけないんですけど、今ここで記憶が正確にございませんんですけども、住民説明会を早く開いて、それでご理解をいただいた上で、早く試運転に入って、年度内に展望を開きたいという思いが強かったことは事実でございます。

○日沖委員 もう時間ないで、また、ほしたら、すいません。

○松田委員 1点だけ。これ、事故調査どんどん進んできて、RDFを、こういう事業をしなかったら事故はもちろんなかったでしょうし、しまってからでも、もっと早いうちに、小さい事故があったときにきちっと情報を公開しとれば、僕は事故はなかったと、こう思うんです。そのときに、ずっとマニュアルを見せていただきましてね、事故情報の発信ということを書いていただいているんですけども、この間も宮川で事故があって、ちょうどあれ全協が何かしていたときに、説明が夕方になったというようなことで、何も危機管理が生かされてないなと思うんです。知事が、情報を知り得たのも2時間後ぐらいたいことなんですかね。

情報なんんですけども、例えば、今から試運転やってて、何か問題が起きた、そうなったとき、起きた時点で情報を、例えばみんなに発信して、するのか。例えばある程度情報を収集して、こういうことだからこういう今かかることになってますって、いろんな情報の発信の方法があると思うんです。僕思うんやけど、いつもきちっと説明せなあかんから、ある程度情報を収集してからやなけら皆さんに発表せんとか。

例えば、この間の県土整備部なんかでも、全員全協でおるんですね、みんな。それでも、そのときに発表すりやえんやけども、それをまず、事故はどうしてかとか、もしか自分にひょっとして瑕疵があるのちやうのかとかね、いろいろ言い訳を考えようと思うもんで、僕は情報が遅くなると思うんです。どういうふうな情報を発信していくのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○鈴木企業庁長 私どもの情報が、これまで不十分であったということは、たびたび指摘をいただい

ておるところでございます。そういうこともありますて、3月1日付での人事異動ということも考えたわけでございますが、基本的には県民の皆さんの安全に関わる事柄でございますので、その種の事故につきましては、直ちに情報を提供させていただく、そういう方向で臨んでいきたいというふうに思っております。

○松田委員 まず、原因がどうやではなく、まず、情報を発信するべきだと思うんです。そういう癖づいたら、住民の方も、全部企業庁というのは出してくれてるなど。そこへ安全、安心というか、安心感が出てくると思うんです。

もう一つですけどね、例えば、何かあったときの、これマニュアルができてますけど、その通りに動くか動かんかというのがあるでしょ。例えば、そういう訓練と言うか、事故があったと、情報はどうやって、いっぺん仮定でやってみるとかさ、そういうことはやられたことあるんですか。

○鈴木企業庁長 新しいマニュアルに基づいて、今、内部での連絡方法とか、そういうのを整備をいたしております。多く、職員訓練等も含めて、早急に、それぞれ訓練を実施したい。一部、特命監から補充説明をさせていただきます。

○藤森特命担当監 マニュアルを作りまして、早速こういう訓練をせんならんということで、この3月3日、4日には富士電機との、事故状況を想定した情報伝達訓練というのをやりました。

あと、これから予定ですけれども、その品質管理に関わります検査の作業手順とか、そういうものの研修を、この11日に考えております。それから、毎々、事故状況のほうから、折からも、消防庁のほうからも、そういうことが提案されてまして、この予防規定に基づいた事故防災組織の確立を重視せよということと、それに対応して、できるだけ頻繁に、早く、そういう実地訓練を富士電機と、それから桑名広域を混ぜたような状況の中でやりなさいということをご指示をいただいておりますので、これもできるだけ早期にやりたいというふうに考えております。

○松田委員 起きたことを、すぐに、皆さんに情報公開するというのは、できるだけ手を使わなくてもすぐできることですから、やっていただきたいと強く要望させてもらつて終ります。

○貝増委員 この資料6、なぜ試運転後の進め方で入ってきてるかと、議会に説明が。今一番大事なのは、本当に県の所有するために試運転させてくれと、そして、引き取りたいと。そうだったら、引き取りまでの進め方、そして、地元住民対応と。そういう表現で、優しくやればはつきりわかるものを、いろんな意見出る、再開本当にもう連続稼動のための資料やと、何も言わなかつたらその通りかと言われる。でも、今各委員さんの質問にもありましたけど、資料の中でもマニュアルも出してる、検討もしたと、対応もしてる、しかし、資料3で、議会でもありましたけど、環境部にプロジェクトチームを作ると、こういうこともやってもらってると言うけども、その責任者である企業庁が、これからボイラーも入れて70トンから140トンの、1週間ばかり燃やすけども、今まで一番問題になってる、われわれ東京まで行って裏付けもとってきた、一番大事な燃焼は企業庁と、そして環境部の26市町村のごみを固形燃料にしたその搬入に対するチェックが、どこを探しても一元管理、26市町村で7施設がある。7施設が、6つのメーカーが別々に作られてる、そこを完全一元管理しないことには、他の部門は体制作りはできても、また、という可能性も出てくる。そこで、だから、一度止めて住民説明、そしてその間に26市町

村も、あるいは機械メーカーも全部集めて、チェックをする、そして指導する。その対応スケジュールが組んでないと。うわべばかりやって、早くやりたい早くやりたい、これが認められたら監視運転入って連続運転や、っていうんじゃなくて、物の搬入についての責任は、このマニュアルの中の一一番最後にありますよね、「固形燃料品質に関する規定」。発電所の所長がすべての責任を持つと、チェックもすると、品質管理責任者を選任するとあるけども、これが管理監や参事・特命監はできても、実務の責任者が環境部との連動で、本当に技術者がチェックがどのようにするかというのは、この今までの説明責任がなされてないんですよ。私は、本当にそのほうが、一番もっと大事で、そのへんをこれから体制の中で、止めてやるか、そしてその間にどういうマニュアルを出すか、それを教えてください。

○鈴木企業庁長 すいません。実は、市町村で作っていただいているRDFの管理につきましては、RDFの協議会、これ環境部も入ってますし、市町村も入っておるわけですが、そこで何回かこの取扱い基準についての議論をすでに済ませてきております。また、先ほど、特命監からも少し申し上げましたが、実際にそれがどうなのかということについての研修会も、市町村も入れた形でやろうというふうに考えておりまして。今回の報告でその資料が添付しておらないのは、申しわけありませんですが、市町村とはそれぞれ議論をして整理をしてきておるところでございます。

○貝増委員 昔、堀田企業庁長が、時の環境部長の濱田氏と協議をしたときに、この運用に書いて、26の市町村の協議会がある、その下に技術部会がある、そこでメーカー集めて徹底的にやらなければ危ないと。それが大丈夫ですと言った、小林総括はよく知っていますよね、そのときの馴れ初めは。あなた濱田さんについてたからね、ずっと。だから、そういう一つの流れの中で、なぜ、今これだけ試運転して、県のものにして、議会も承認して欲しいと、監視運転まで入っていきたいと。でも、行くまでの、その一番大事な節目に、こうした議会の説明の中でも、そういう部分を、また敢えて封印してあるんかと。私は、そういう体质がある限り、まだまだ、この事故は、また、監視運転したって起こるんちがうかと。起こさないための体制作りを、多少の時間をかけてもいいんじゃなかろうかと思うんですけどね。そのへんどうですかね。

○鈴木企業庁長 先ほど申し上げたとおり、もうすでに市町村とは議論を始めておりますし、お互いに研修もしようというレベルに来ております。これは、これからも常時そういう形できちつとやっていく必要があるというふうに思っております。

受入れの、製造元のほうも、いろんな基準が今回かかるまいりますので、それぞれの施設でもご努力もいただかうかうに思っております。

○三谷委員 資料6の、施設の改修、これ今改修やつていただいとるわけですわな。「半乾式スクラバ改修」とか「アイドルバス改修」とか「2次過熱器交換」とか、これは施設の改修ですよね。それを見とつて、今度、資料7を見せてもらうと、試運転のところに施設の改修っていうのが書いてあってね、「2次過熱器取替」とか「半乾式スクラバ改修」「アイドルバス改修」とか書いてあるんですが。試運転っていうのは、こういう改修したやつがきちんと動くかどうかというものを検査するのが試運転やと思とるんですが、それが監視運転のほうに書いてあるんですね。これ、試運転では、これがきちんと動くかどうかというのをチェックっていうのはなされないですか。

○鈴木企業庁長 改修された内容につきましては、当然のことながら、検査監等がきちんとチェックをしてまいりますが、その防災、いわゆる、鍛とかいろんなこと、あるいは付着とかという、長期的に結果を見たいものも、当然ございますので、それらについてはこの監視運転の中で細かくチェックをしていきたいと、そういう意味でございます。

○三谷委員 だから、おかしいんですよ。3月25日の完成検査ありきで、それから逆算するもんで、こんなおもしろいこと書かなきやいかん。つまり、試運転できちと、こういうものが正常に作動していることが確認されてから完成検査なんですね。完成検査済んでから、まだ監視運転で、それが正常に動くかどうかというのは、引き続き検査していかなあかんというのはおかしい。だから、年度内ありきが先に立つもんで、こんなスケジュールになってくんやないですか。

○鈴木企業庁長 従来から、どこがその施設を持ってるんだというあたりの責任の曖昧さということを問われておるところでございます。一定のルールできちと検査をして、それで合格すれば、県のほうに引き取って責任をはっきりしたいと。

ただし、一部改修なり工事が行われておるわけでございますので、そこは瑕疵担保という形で、もし長期的に見て問題があれば整理をしていくと、こういう形で考えておりまして、一般的な手法というふうに理解をしてます。

○三谷委員 よくわかりません。僕は、試運転というのは、そういう改修した結果がきちんと正常に動くように、また、今までいろいろ問題があったところが問題なしに動くように検査をするのが試運転だという理解をしてまして、その結果を待たずに、完成検査をして施設を引き取るというのは、ちょっと理屈に合わないと思います。時間ありませんので。そういうところもきちとした公式の見解を、企業庁出してもらわないと、なかなか納得できないと思いますので、お願ひします。終ります。

○田中委員長 以上でよろしいでしょうか。ないようですので、一旦特別委員会を閉会したいと思います。企業庁には大変ご苦労様でございました。

なお、引き続き委員協議に入らさせていただきたいと思いますので、委員以外の方はご退室をお願いしたいと思います。委員の方は、そのまましばらくお待ちください。お願ひいたします。

2 その他

・委員協議

- ・ 本日の議論を踏まえ、委員会の総意として、知事及び企業庁長に対し「申し入れ」を行うことを決定。文案等については、持ち回り審議とする旨もあわせて決定。

- ・ 県内調査について 3月18日(木)に現地(三重ごみ固形燃料発電所)調査を行う旨、決定。

〔閉会の宣告〕

以上、会議の要綱を記し、ここに押印する。

平成16年3月10日

RDF貯蔵槽事故調査特別委員長 田中 覚

[ページのトップへ戻る](#)

問い合わせ先:県議会事務局

電話:059-224-2877／ファックス:059-229-1931／E-mail:gikaik@pref.mie.jp



All Rights Reserved,Copyright(C)2008.Mie Prefectural Assembly

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。

○平成16年第1回定例会 委員会報告（平成16年3月19日）

（田中党RDF貯蔵槽事故調査特別委員長）

RDF貯蔵槽事故調査特別委員会における調査の経過等について御報告を申し上げます。本委員会は、知事が「県政的一大汚点である」と発言されておりましたように、事態の重大さにかんがみ、議会としてRDF貯蔵槽の事故に関する原因究明及び再発防止策等について調査を行うため、8月25日に設置いたしました。

以降、3月10日までの間、計10回開催し、知事や企業庁など、県当局に対する調査を初め、発電所の建設・管理運営を委託している富士電機システムズ株式会社や北川前知事を参考人として招致し、調査を行いました。

また、2月17日から18日においては総務省消防庁、経済産業省、環境省に出向きました。事故原因の究明及び事故後の対応策等について調査してまいりました。

更に、3月18日には、三重ごみ固化燃料発電所の試運転の状況について現地調査を行いました。

この間、昨年10月10日の第3回定例会においては、御遺族への対応、事故に伴う関係市町村のごみ処理の問題、事故原因の究明等について、県当局に中間報告として要望や指摘を申し上げ、また、去る3月11日には、本委員会全委員の意見を集約し、知事及び企業庁長に申し入れをいたしました。

現在、一番重要なことは、RDF発電施設そのものが、当初の計画から事故を経て、安全性が確保されたかどうか、また、県の失った信頼の大きさを重く受けとめ、いかに県民の信頼を回復するかであります。

そのため、次の6点を重点的に申し入れました。

一つ、試運転終了後、直ちに運転を停止し、完成検査並びに施設の引き渡しを行った後、試験調整状況を地元関係者、県議会等にその内容を説明すること。

二つ、機械施設のすべての安全性や改修効果を確認する試運転を行うこと。

三つ、人的・組織的危機管理訓練を行うこと。

四つ、契約相手方への損害賠償請求を含め、行政責任の早急な検討を行うこと。

五つ、ピット方式やカンバン方式、または関係市町村でのRDF保管体制に係る新たな市町村の負担を解消すること。

六つ、県下7施設で製造されるRDF固化燃料の品質管理を徹底指導すること。

その申し入れを受けられ、昨日、3月18日に知事及び企業庁長から回答がありました。

その回答内容につきましては、行政責任の所在が早期に明らかにならないなど、委員会として完全に納得のいくものであるとは言えません。また、施設の完成検査や引き渡しについて、当委員会に対し、その定義や位置付けについて今までの説明が不十分であり、誤解を招いていた感も否めません。

しかしながら、企業庁が監視運転と説明していたものを含む試運転により機械施設の安全性や改修効果を確認できた時点で運転を停止し、かつ、その状態で、試運転結果を含め

た安全確認の結果について県議会、地元関係者にその内容の報告を行うと回答するなど、その姿勢には一定の理解を示します。

知事及び企業庁長からの回答内容を委員会として検討した結果、試運転については、改修効果の確認に4カ月程度必要であること、つまり、最も湿気の多い時期や最も高温の時期など、過酷な条件下でRDFの性状を確認する必要があると認識しました。

したがいまして、8月中旬までには安全性や施設改修の効果が確認できるものと考えますので、委員会といたしましては、運転を停止し、かつ、停止した状態で地元関係者、県議会等に、試運転結果を含めた安全確認の結果について報告することを求めます。

事故の際に消防活動に当たってこられた桑名市消防本部消防士のお二人の方が尊い命をなくされた日は8月19日であります。亡くなられたお二人の方に対し、深い哀悼の意を表するために、また、残されました御遺族の方々に衷心よりお悔やみを申し上げるためにも、8月19日までには一定の結果を求みたいと思います。

重ねて申し上げます。委員会としましては、8月19日までには運転を停止し、停止した状態で地元関係者、県議会等に、試運転結果を含めた安全確認の結果について報告することを求めます。

以上、御報告申し上げます。